

平成 2 7 年 第 1 回

身延町議会定例会会議録

平成 2 7 年 3 月 3 日 開会

平成 2 7 年 3 月 1 3 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 7 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 3 日

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針
- 日程第5 教育委員長教育方針
- 日程第6 議案第1号 身延町佐野實地域振興基金条例の制定について
- 日程第7 議案第2号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第4号 身延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第5号 身延町風致地区条例の制定について
- 日程第11 議案第6号 身延町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第7号 身延町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第8号 身延町情報公開条例及び身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第9号 身延町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第14号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 0 議案第 1 5 号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 身延町教育委員会教育長の給与等及び旅費に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更にについて
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 峡南地区市町村指導主事共同設置規約の一部変更について
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 身延山駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 総門駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度身延町一般会計補正予算(第 9 号)
- 日程第 3 5 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 3 6 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 3 7 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度身延町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 3 8 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 3 9 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 4 0 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 4 1 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 4 2 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 4 3 議案第 3 8 号 平成 2 6 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第 1 号)

- 日程第 4 4 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度身延町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 5 議案第 4 0 号 平成 2 6 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 6 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度身延町一般会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 4 5 号 平成 2 7 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 5 1 議案第 4 6 号 平成 2 7 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 5 2 議案第 4 7 号 平成 2 7 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 5 3 議案第 4 8 号 平成 2 7 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 4 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度身延町青少年自然の里特別会計予算
- 日程第 5 5 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 5 6 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 7 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 8 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 9 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 6 0 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 6 1 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 6 2 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 6 3 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 6 4 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 6 5 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 6 6 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 6 7 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第 6 8 議案第 6 3 号 身延町防災行政無線施設デジタル化工事請負契約の一部変更について
- 日程第 6 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 0 同意第 1 号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

- 日程第71 同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産
区管理会委員の選任について
- 日程第72 同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任
について
- 日程第73 同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任に
ついて
- 日程第74 同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任
について
- 日程第75 同意第6号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任について
- 日程第76 同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任について
- 日程第77 同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について
- 日程第78 発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第79 請願第1号 請願書

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤	勝	2番	赤池	朗
3番	田中	一泰	4番	広島	法明
5番	柿島	良行	6番	芦澤	健拓
7番	松浦	隆	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	野島	俊博	14番	河井	淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

5番	柿島	良行	6番	芦澤	健拓
7番	松浦	隆			

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	樋川信
会計管理者		笠井喜孝	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		遠藤庄一	教育委員長	望月忠男
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		高野博邦	福祉保健課長	穂坂桂吾
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	佐野勇夫
観光課長		柿島利巳	環境下水道課長	深沢香
水道課長		望月真人		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。
平成27年第1回身延町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。
季節もだいぶ暖かくなり春めいてまいりました。議員各位には日ごろの活発な議員活動に心から敬意を表す次第であります。
本日提案されます諸議案については、いずれも重要な内容を有するものであります。慎重なご審議、ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第116条の規定によって、
5番 柿島良行君
6番 芦澤健拓君
7番 松浦 隆君
を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。
本定例会の会期は本日から13日までの11日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日から13日までの11日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。
本定例会にはお手元に配布のとおり条例関係20案件、規約の変更等4件、指定管理者の指定関係4案件、補正予算12案件、当初予算22案件、契約変更1件、人事案件9件、計72案件および発委案1件が提案されています。
また、今定例会までに受理した請願はお手元に配布しました請願文書表のとおりです。
本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

次に12月定例会以後の議会関係の諸行事については、お手元に配布により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長施政方針。

町長から施政に対しての方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

3月に入り梅の花も開き、春が感じられる季節になってまいりました。

本日ここに平成27年身延町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員のご出席をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて国においては昨年の12月14日に安倍内閣が掲げる経済政策「アベノミクス」の是非や消費税10%への引き上げ先送りなどを争点に衆議院議員総選挙が執行され、国民は引き続き自公連立与党に国の舵取りを委ねることになりました。

今後の安倍政権においては地方創生を最重要課題に挙げ、人口減少克服と地域の活性化に向けた対策を講ずることとされております。

本町においても人口減少の克服や地方創生の推進は最大の課題であり、政府の政策展開に大きな期待をしております。この地方創生の実現には国と地方が一体となって取り組みを進める必要があります。このため本町におけます人口の現状と将来の展望、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を盛り込んだ地方版総合戦略を平成27年度中に策定するよう指示されております。

さらに山梨県では横内知事から後藤知事へと県のかじ取り役が交代いたしました。横内知事には平成19年2月就任以来2期8年間、不偏不党、公正公平を旨として何事にも自ら先頭に立って暮らしやすさ日本一に向けて全力で県政運営にあたっていたいただき、長年の県政課題の処理を断行していただいたところでもあります。また山梨発展の芽をも育てていただきました。その第1は富士山の世界文化遺産の登録であり、第2はリニア中央新幹線であり、第3は高速道路の整備であります。その他、数多くございますが私どもに関係の深い高速道路について申し上げます。

高速道路は大規模災害時に私どもの命を守ってくれる緊急路「命の道」であります。この中部横断自動車道の町内分は29年度中に開通であります。私どもの町内には国施工の仮称、身延インターチェンジのほかにご案内のとおり仮称、身延山インターチェンジと仮称、中富インターチェンジの2カ所の地域活性化インターチェンジを横内知事さまの深いご理解のもとに設置を決定していただき、現在県で施工していただいております。また国道300号の隘路区間も県で改修を行っていただいております。

中部横断自動車道が平成29年度に開通しますと、町民の通勤可能エリアが拡大をし職業の選択肢も多くなることで若者が町内で生活をし、自然と人情味豊かなここ身延町で子育てをしていただけるものと期待をしております。これもすべて横内知事の身延町を思うお心のなされたことでもあります。町民を代表して衷心より感謝とお礼を申し上げます。今後とも健勝で山梨県のためにご尽力をいただければ幸いです。

後藤知事にはダイナミック山梨実現に向けて、私ども県民の先頭に立って100万人の山梨を目指してご尽力をいただけますことをご期待申し上げます。

さて私は平成24年10月、2期目の就任から2年4カ月が経過いたしました。依然として厳しい財政状況下にあります。このようなときこそ職員の和が必要であります。職員ともども力を合わせて頑張らせていただいております。

それでは行政報告に入らせていただきます。

まず、国および身延町の財政状況および予算についてであります。

国の平成27年度予算につきましては、27年度税制改正と合わせ経済再生と財政再建の両立を実現する予算と位置づけられ、一般会計の歳出総額が過去最大規模の9兆6千3億420億円で開催決定され、今国会において予算審議が行われ、3月末までの年度内完成を目指しております。

今回の予算では元気で豊かな地方の創生を全力で応援し、子育て支援など社会保障の充実を可能な限り実施するとしています。

同時に国債発行額については、平成19年度当初予算以来8年ぶりに4兆円を超える減額を実施し、平成21年度当初予算以来6年ぶり3兆円台に減少したとはいえ歳入の約38%を占め借金に大きく依存する状況が続いているところであります。

財務省は国の借金が平成26年12月末時点で1,029兆9,205億円になったと発表しました。この借金を27年1月1日時点のわが国の総人口1億2,702万人で割りますと国民1人当たり約811万円の借金を背負っていることとなります。

今後も人口が減り続くとすると1人当たりの借金はさらに増えることとなり、一朝一夕に返済できる金額ではありません。

さて本町の地方債残高は平成26年度末の見込みで、特別会計も含め約129億6,915万円で平成25年度末比で11億7,816万円の減であります。この地方債残高を本町の平成27年2月1日現在、住民基本台帳人口1万3,427人で割りますと町民1人当たり9万6千6百円となり、前年度比5万5千円の減となります。

今後も本町の財政運営において地方債残高の抑制は不可欠でありますので、地方債の発行に際しましては、対象事業の選択等に十分配慮してまいりたいと考えております。

次に今回提案させていただいております一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算については、今年度事業の精査により補正させていただいております。

一般会計では国の補正予算に計上され、地域の消費の喚起や地方の生活の活性化を促していくことを目的に実施される地方住民生活等緊急支援のための交付金事業の予算を計上させていただきました。

第3表の繰越明許費補正では、事業の追加および変更をさせていただきました。繰越事業につきましては事業の早期完成を目指し職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

まず歳入ですが国・県支出金につきましては、各種補助事業において年度内の事業量等を考慮し、それぞれの負担に応じて減額等の補正をさせていただきました。その中で交付金事業の財源といたしまして国庫補助金に地方消費喚起・生活支援型交付金3,226万3千円、地方創生先行型交付金4,306万4千円、計7,532万7千円を計上し県の上乗せ補助金628万7千円も併せて計上いたしました。

地方交付税につきましては6億2,286万7千円、繰越金につきましては5億4,303万1千円を追加補正させていただき、今後の財政基盤の強化を図るための財源として繰上償還等へ充てさせていただいております。

次に歳出ですが、歳入予算でも申し上げましたとおり年度内の事業量に応じてそれぞれの予算について増減をさせていただいたところでございます。特に交付金事業といたしまして地域住民生活緊急支援事業費に1億8,028万2千円を計上させていただきました。この事業につきましては、全額27年度へ繰り越しさせていただくものであります。

また財政健全化を図り今年度負担の軽減を目的に3億円を基金へ積み立てるとともに3億9,700万円余を繰上償還させていただきます。この積立金の中には昨年12月にニプロ株式会社前社長の故佐野實さまのご親族からご寄附していただきました2億円が含まれております。

今後は身延町佐野實地域振興基金として保健福祉の向上、定住促進支援、子育て支援や人材育成など地域振興を図るために活用させていただきたく、今議会に基金条例を上程させていただきました。これらを追加補正することで、今後の合併算定替え終了期間を見据えた財政運営を図っていきたくと考えております。

次に平成27年度身延町一般会計予算は総額8億320万円で対前年比7.9%の減としたところであります。

この主な要因につきましては、25年度と26年度の継続事業で実施いたしました防災行政無線デジタル化更新事業の終了による消防費の減額および公債費の臨時財政対策債と合併特別事業債の借り換え起債分の減であります。

本町の一般財源の主なものとして町税13億8,895万6千円を計上させていただきました。26年度に比べ1.5%の減となっております。地方交付税総額は地方交付税と臨時財政対策債を合算した42億9,200万円の計上となり、歳入全体の51.1%を占め自主財源である町税が全体の16.5%であることから、改めて国への財源依存度の高さを再認識したところでもあります。

27年度の主な事業につきましては、町民の移動手段確保と交通網の充実を図るためデマンド交通システム事業および赤字バス路線の維持費、ならびに町営バス運行経費等としてバス運行対策費に8,223万5千円を計上しております。

27年度は1台の車両により運行しておりました下部地区のデマンド交通に住民の皆さまの要望にお応えして1台を追加し2台で運行を行うことといたしました。

次に本町の子育て支援対策として実施しております15歳までの医療費無料化と子育て支援医療費助成を27年度から18歳までに拡充することといたしました。

次にJR身延線波高島駅公衆便所が撤去されることに伴い、地元の皆さまからの要望もあり新築事業に関わる経費1千万円余を計上いたしました。

また地域基盤整備事業として町道整備等を継続的に実施し農林業の基盤整備、有害鳥獣対策等も引き続き推進してまいります。

特に橋梁の長寿命化修繕計画に基づく橋梁の耐震化および修繕事業や道路ストック修繕事業等、老朽化したインフラ整備を重点的に実施してまいります。

27年度は西嶋第1橋および榎の木橋の修繕工事、町道田原鴨狩線道路改良工事等の工事請負費に3億2,300万円を計上いたしました。

教育費では小中学校統廃合計画に基づき身延中学校改修、スクールバス購入等に1億4,

400万円余りを計上したところであります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計ほか20の特別会計により総額64億8,117万円となったところであります。の中にはライフラインの整備として簡易水道事業、ならびに下水道事業特別会計等が含まれております。

26年度で宅地造成事業等が終了しました土地開発事業特別会計につきましては、26年度をもって廃止することとし、今議会に特別会計設置条例の一部を改正する条例を上程させていただきました。

また社会保障制度の一端を担う国民健康保険特別会計においては、大変厳しい運営が続く中ではありますが、当初予算におきましては新たな制度改正に伴い昨年より増額したものの税率改正ならびに一般会計からの借り入れは行わずに予算編成することができたところであります。

次にまち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。

国は平成26年12月27日に人口の現状と将来の姿を示し、今後目指す将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンおよび今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略をそれぞれ閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしております。

町では国の長期ビジョンおよび国の総合戦略を勘案しつつ、人口の現状と将来の展望を掲げる地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて今後5カ年の目標や施策、基本的方向、具体的な施策をまとめた地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度中に策定していくことを進めてまいります。

また国では地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を発表いたしました。特に本町に対しましては、具体的な施策としましては地方住民生活等緊急支援のための交付金で地域消費喚起・生活支援型および地方創生先行型の二本立てとなっております。

地域消費喚起・生活支援型は町内での購入目的でのプレミアム商品券の発行と低所得者への商品券の交付を予定しております。プレミアム商品券は山梨県からの補助金を活用する中で子育て支援として購入費の補助とプレミアムの上乗せを行い、また交通弱者への配慮といたしまして乗り合いタクシーおよび町営バスの回数券との交換も可能にして、買い物等に活用していただきたいと思っております。

地方創生先行型は地方版総合戦略の策定と今後期待される外国人観光客向けの多言語パンフレット、公共交通のネットワーク、空き家情報台帳の活用施策などの事業を計画しております。

次に医療費助成制度充実による子育て支援強化についてであります。

少子化が進行する中でさまざまな視点から総合的に子育てをしやすい環境を整えることは本町にとって極めて重要な課題であり、子ども・子育て関連3法に基づく新制度が新年度から始まることから子ども・子育て会議を中心に身延町子ども・子育て支援事業計画が策定され、本計画をもとに保育事業や地域の子育て支援事業の充実を図ってまいります。

先ほど平成27年度予算のところで申し上げましたが、現行の15歳まで医療費無料化助成を18歳までに拡充し、より一層安心して子育てができるよう県内他の市町村に先駆けて実施しようとするものであります。

本定例会には、この制度改正の条例案と予算案を上程させていただきますのでよろしく願いをいたします。

次に身延町立（仮称）身延中学校統合準備委員会の委嘱式ならびに第1回委員会の開催につ

いてであります。

このことにつきましては、平成26年第4回定例会において12月11日に身延町立学校設置条例の一部を改正する条例の決議をいただき、管内小中学校11校を最終的に1中3小に統合することが決定したところであります。

これを受けて12月15日には、管内小中学校保護者の会長さま宛にこれまでのご協力に感謝いたしますとともに年が改まり次第、中学校統合準備委員会発足に着手する旨、通知いたしました。

本年1月19日には教育委員会定例会で準備委員会発足にかかる協議を行い、委員の人選等を進めてまいりました。その結果、去る2月17日に身延町立（仮称）身延中学校統合準備委員会の委嘱式、ならびに第1回委員会を開催することができました。

平成28年4月1日の中学校新設統合に向け余すところ1年有余と期間がない中、迅速な準備委員会の立ち上げができましたことは、関係各位のご理解の賜物であると感謝を申し上げるところであります。

今後は校名をはじめ教育課程、学校行事、部活動、施設設備等々、円滑な統合のために決定または処理すべき懸案が多くありますので、引き続き統合準備委員会をはじめとする関係各位のご支援をお願いするところであります。

次に平成27年身延町成人式についてであります。

去る1月11日、身延町総合文化会館において身延町成人式が行われました。成人者115名のうち当日は96名の新成人の皆さまに、また河井町議会議長に出席をいただき町からの記念品の贈呈、新成人の誓いの言葉、新成人のメッセージを添えたパルーンセレモニー等つつがなく執り行うことができました。

自己の将来に向けての夢を描き、そのために今やらなければならないことを実行し、明日につながる努力を惜みず1つずつ積み重ねていくことの大切さをお伝えをし、新成人からは21世紀の礎となることの責任を自覚し、自分たちを取り巻く環境のあらゆる事柄に関心を持ち身延町はもとより広く社会の発展に努力することの誓いの言葉をいただきました。

今後も本町から巣立っていく若者たちが一人でも多く戻ってこられるようなまちづくりに努めてまいります。

次に緊急時の防災行政無線放送についてであります。

今年1月に町内で2件の建物火災が発生しました。2件とも真夜中から明け方にかけての火災で建物は全焼しましたが死者、行方不明者がいなかったことは何よりの救いであります。

しかし一朝有事の際に町民の皆さんに状況を知らせるための防災行政無線の放送において職員の操作不手際から情報を早く正確に伝えられなかったことは、町民の皆さんに大変ご迷惑とご心配をお掛けいたしました。これは責任者である私の監督不行届と深く反省をしているところであります。

これまで放送の仕方につきまして年1、2回の職員研修をしてきましたが今回の事案を踏まえ火災発生の翌日、全職員を対象により実践的な放送の指導を行い、なおかつ宿直や日直に従事する前に必ず一度放送室での放送手順について再確認するよう指導したところでございます。

次に金山博物館強盗被害についてであります。

去る2月2日、午後2時ごろ金山博物館に白昼強盗が侵入しました。犯人はエントランスに展示してあるガラスケースに脇目も振らずに近づきケースを破壊し、中に陳列してあった金塊

を模した文鎮5本(被害金額1万9千円)を盗り乗ってきた車両にて逃走しました。

当日は開館日でしたが、来館者はおらず勤務していた職員への人的被害がなかったことは不幸中の幸いでした。

白昼堂々と押し入ることの異常性、また現状の防犯体制の想定を超えた犯罪に遭遇したわけですが、今後は関係機関とも相談の上これらを想定した犯罪対策を検討してまいります。

次に中富中学校栄養教諭の交通事犯についてであります。

このことについては新聞報道によりますと平成27年2月10日、午後11時25分ごろ甲府市貢川本町の市道で本町の中富中学校に勤務する栄養教諭は、自ら運転する車両が自転車で行中の女子高校生と接触をし、その際、女子高校生は左手を骨折したにもかかわらず、そのまま逃走したという事件であります。

当該教諭は警察署員によって建国記念日で休日であった11日の翌日の12日の午後、勤務時間中に学校内で身柄を確保され、自動車運転処罰法違反(過失傷害)および道路交通法違反(救護義務・警察への通報を怠った、いわゆるひき逃げ)で逮捕されました。

教育委員会および学校では、まず13日に登校した生徒に学校長から全体集会で事故を伝え動揺することのないよう呼びかけました。また午前11時から管内11校の校長全員を集め教育長から綱紀粛正を徹底するよう伝えました。

県費負担教職員の任命権は県にあります。しかしながら服務監督権、つまり職務上の命令権は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第1項により、本町教育委員会にございます。本町教育委員会は2月18日、午後2時より記者会見を行い出席した報道5社を前に事件の報告と謝罪を行いました。

本事犯は地方公務員法第33条に定める公務員の信用失墜行為であり、被害者には深くお詫びをするとともに教育委員会および教職員一丸となって信頼回復に努めることを誓いました。

次に公共下水道事業の加入状況についてであります。

公共下水道の各戸への接続については平成27年2月末現在、中富処理区は加入戸数1千戸で加入率65.7%。身延処理区は加入戸数396戸で加入率48.8%。下部処理区は加入戸数54戸で加入率37.8%であります。

今後も加入率アップに向けご理解・ご協力をお願いするところであります。

次に平成26年第4回定例会以降の主な行事への参加について申し上げます。

12月14日の日曜日ですけれども衆議院議員総選挙。

同じく18日の木曜日、飯富病院議会定例会。

21日の日曜日は身延健康マラソン大会。

22日の月曜日には大阪府にニプロおよび望月建設(株)を表敬訪問いたしました。

25日の木曜日には山梨県市町村総合事務組合臨時議会。議長として出席をいたしました。

25日・26日、沖縄県八重瀬町、児童生徒が来町し原小・下部小の児童との交流会を行いました。

26日、金曜日、仕事納め式。

年が改まりまして1月1日、水曜日、身延山新年祝祷会。

1月5日、仕事始め式。

同じく9日、南部署管内交通安全祈願祭、身延山。県下、町村長・町村議会議長新年互礼会。

同じく11日には身延町成人式。

同じく16日、金曜日には県下の町村長会議。

18日の日曜日には身延町消防団出初式。

25日の日曜日には知事選挙投票日、後藤斎氏が当選されました。

27日の火曜日には早川橋の新橋の開通式。

28日には中部横断道沿線地域活性化構想推進協議会、それから身延地区民生委員協議会。

29日、木曜日には身延町商工会との町政懇談会。

2月3日、身延山節分会。

2月7日、土曜日、岩崎けんいち文化講演会。

8日の日曜は富士川駅伝競走大会。

9日の月曜日には一般廃棄物最終処分場運営協議会。

12日、13日には町村長研修会が東京で行われました。

14日にはみのぶボランティアの集い。

26日、山梨県市町村総合事務組合議会定例会。議長として出席をしました。

27日には議会全員協議会。それから山梨県市町村職員共済組合、組合会。これは理事長として出席をいたしました。

3月に入りまして3月1日、峡南高校卒業証書授与式。

以上、主なものについて報告させていただきました。

その他、各種団体等の会議や県や国への要望活動にも出席をいたしました。

結びに私ども自治体は自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められております。このためには行政と町民の皆さんがそれぞれ役割と責任を担っていくことが大切であります。

「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」町民の皆さまが住みたくなるまちづくりに取り組んでまいりますので、議員の皆さまや町民の皆さまの格段のご協力をお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(河井淳君)

町長の施政方針を終わります。

日程第5 教育委員長教育方針。

教育委員長が教育に対しての方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

望月教育委員長。

○教育委員長(望月忠男君)

平成28年度身延町教育委員会教育方針、ならびに主要施策についてご説明させていただきます。

昨年の教育方針でも申し上げましたが平成18年12月、教育基本法が59年ぶりに改正されたのは第1次安倍内閣のときでした。その後、平成24年末、自由民主党が政権担当政党に返り咲き第2次安倍内閣が発足した以降も首相は終始、教育再生を最重要課題に掲げております。そのため21世紀にふさわしい教育体制の構築や教育の再生と称し、矢継ぎ早に重要施策を順次提言してきています。

特に昨年、平成26年6月には地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の一部を改正する法律が公布され本年、平成27年4月1日から施行されることになりました。

た。これは地方教育行政の責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携などを目的としております。具体的には経過措置はあるものの教育委員長職を廃し首長により議会の同意を経て直接任命された新教育長が従前の教育委員長の職務を兼任するということとなります。また首長は総合教育会議を設置いたし、教育に関する大綱を策定しなければならないことになりました。

求められる教育行政は時代によって変わってまいりますが、特に昨今の時代の変化は激しく迅速かつ的確な対応を求められる事態が多く発生しております。今、教育委員会制度は時代に即応するよう努めなければならない過渡期であるかに思えます。

このような中、身延町教育委員会は児童生徒や地域住民のために現在求められている教育とは何か。また守っていかなければならない教育とは何かを絶えず念頭に置き全力を傾注してまいります。

それでは学校教育について、平成27年度主要施策を説明いたします。

まず、管内小中学校の統合です。

平成20年になされた身延町立小中学校適正配置審議会の答申に始まり、本年本町教育委員会は学校統合を推し進めてまいりました。そして昨年26年12月、第4回定例議会には管内11校の小中学校すべてを対象とした最終的な学校統合条例案に議決をいただきました。

この2月17日には、まず平成28年4月に1中学校に統合する管内4中学校の関係者等による統合準備委員会を発足させました。また27年度半ばには、管内小学校を対象とした統合準備委員会を発足させる予定です。

いよいよ統合に向けた準備が施設設備ばかりではなく、学校間でも本格的になってまいります。新設校のスタートが児童生徒にとって円滑に行われるよう、準備には万に一つも遺漏がないよう取り組んでまいり所存ですので、ぜひ引き続き皆さまのご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

次に先ほど触れました地教行法改正に伴う総合教育会議への参画です。

当該会議は首長が主宰し構成は首長および教育委員となります。事務局を町長部局が担当し、平成27年度の早期に第1回の会議が予定されています。首長はこの場での協議をもとに教育行政の大綱を策定しなければなりません。教育委員会もまた教育基本法による努力規定ではありますが教育振興基本計画を策定する予定であることから2つの計画のすり合せを入念に行い27年度中には本町の教育行政の大本を定めるものとします。

次に、複式学級の解消であります。

平成27年度も久那土小学校2、下部小学校1、原小学校2、下山小学校1と計6つの複式学級が生ずる見込みです。小学校の複式学級は隣り合う学年の人数が12人以下のときに生ずることとなります。統合が決定しましたので、平成29年度以降は当面複式学級は生じないと思われませんが、統合までは引き続き予算編成権を有する町長の理解を得ながら可能な限り町費負担教諭を配置し、複式学級の解消に努めるものとします。

次に教職員支援事業です。これは昨年の教育方針と変わりません。

言うまでもなく未来を切り開くのは「人」です。その「人」をつくる教師の頑張りこそ教育の土台であると考えます。昨今、教師はややもすると児童生徒を取り巻く社会環境、生活環境など教師の努力では如何ともしがたい状況に翻弄され、教師個々が理想とする学校教育に支障を感じているやに思えます。本町は幸いにも平穏な教育環境であると言えますが、教育委員会

は引き続き教育現場における教職員の教育力を信じ、これを力強く支えてまいります。

次に、管内小中学校における安全の確保およびいじめの問題についてであります。

昨今、児童生徒の身体・生命に危害が及ぶ交通事故、犯罪が多発しています。学校や地域はもとよりスクールガードリーダーの巡回、道路管理者、警察との連携をより密にすることにより引き続き児童生徒の安全確保に努めます。

いじめ問題につきましては、いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針に基づきいじめの防止、早期発見に努め発生した場合には迅速な対応を図ってまいります。

次に、学校施設・設備環境の充実についてです。

言うまでもなく学校施設は多くの時間を学校で過ごす児童生徒にとって快適な学習、生活の場でなくてはならず、また災害時における避難所として住民に安全・安心な空間を提供する場でもありますが、特に統合後に使用する校舎を中心に計画的な修繕等を行ってまいります。特に27年度は平成28年4月新設統合中学校開校に向け、統合後の生徒たちが快適な学校生活を送れるよう、現在の身延中学校校舎の改修を推し進めます。

次に、特別支援教育支援員の配置および特別支援学校の設置です。

小中学校の教室において、さまざまな理由により困り感のある児童生徒が増えています。困り感とは周囲が困るというのではなく、当の児童生徒本人が何かことに際して適切な対応を見出せず当惑し困り果てるという意味であります。本町では全校に支援員を配置しています。また支援員の配置とは別に子どもたちの障害の区分および程度に応じ特別支援学級を開設していますが27年度は小学校が4学級、中学校が6学級開設する予定であります。児童生徒および保護者の側に立った、きめ細やかな対応を引き続き行ってまいります。

次に中高連携についてであります。

中高一貫教育の1つの形態として身延高校と身延中学校・南部中学校が連携することの検討は県教委が平成23年8月に山梨県高等学校審議会に諮問をし、平成24年3月に審議会からなされた答申に基づき行われているものであります。

現在は県の身延・南部地域中高連携推進検討委員会設置要綱に基づき、推進検討委員会が適宜開催されております。

本格実施の時期はまだ明確ではありませんが、すでに平成26年度中には中高教員による授業研究やサマーセミナー、防災キャンプ、芸術鑑賞会、部活動合同練習などの試行をしております。

今後引き続き、現在の試行等を検証し本格実施について慎重に取り組んでいきたいと考えております。

これより生涯学習関係の説明をいたします。

本町における生涯学習活動はそれぞれの地域、また各種団体を中心に子どもから高齢者まで多種多様な活動が行われております。公民館活動やスポーツ、レクリエーション、歴史、美術、芸術、音楽、読書、青少年育成など町民の皆さまは一人でいくつもの学習活動を実践しており、その熱意はますます盛んなものがあるといえます。

生涯学習は、人々が自己の啓発や生活の向上のために自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ自己に適した手段・方法を自ら選んで生涯を通じて行う学習だといわれています。決して人から強制されるものでも義務でもなく自らがすすんで行うため、そこに笑いや楽しさを発見し、生活への満足感を得ることができると考えます。生涯学習は生涯にわたって

楽しく学び習う活動であり、その活動では性別、年代を超えた交流が生まれ人々が元気になり、その中で生まれ育まれたつながりが地域協働のまちづくりに生かされていくものだと思います。教育委員会ではこのような視点に立って、生涯にわたり学習していく環境づくりを進めるため次の4点を重点施策として推進してまいります。

1点目の重点施策は学習活動の充実です。

生涯学習活動の拠点として整備した下部地区公民館は、下部地区の学習活動の中心的施設として開館以来多くの方が利用され公民館活動は活発になっております。また平成26年度に身延地区公民館下山分館が竣工、開館し地区の学習活動の拠点としてさまざまな利用がなされております。それぞれの地区における学習活動の場として、また地域の皆さまが交流するコミュニケーションの場として有効に利用していただけますよう、施設および講座等の充実を図ってまいります。

2点目は生涯スポーツ、レクリエーションの推進であります。

心と体の健康はすべての人が望んでいることです。スポーツならびにレクリエーションはその爽快感がストレスや体の疲れをリフレッシュさせる効果があります。特に団体活動は多くの仲間とプレイすることで楽しみは大きくなります。多くの町民の皆さまが町民一スポーツを合言葉にスポーツ、レクリエーションをより安全に、より一層楽しむことができるよう総合的な検討をしてまいります。

スポーツ活動の中心となる体育協会は専門部の活動が活発であります。さらに自立的な活動や活性化が図られ、競技力の向上を目指せるようさらに支援を進めてまいります。また、地域住民の皆さまの健康づくりの一助になるような事業を体育協会およびスポーツ推進委員と共に検討してまいります。

3点目は文化芸術の振興と文化財の保護です。

文化・芸術は心を癒してくれます。また、文化財はふるさとの証でもあります。このため町民の皆さまが生きがいのある充実した生活を営むための環境づくりに努めます。多様な価値観や情報を提供してくれる図書館の充実、文化・芸術活動の推進については魅力ある自主事業、企画展などを継続して開催してまいります。

さらに今後も町民一人一芸運動を念頭に、町民の皆さまが自ら率先して文化・芸術活動に参加していただき、その成果を発表する機会、また場所の提供や各種文化団体やサークル活動を支援しつつ優れた知性と心豊かな文化意識の高揚に努めます。また、身延町の歴史である文化財についてはふるさとの貴重な文化的資源として、その価値と魅力を活用していく取り組みが必要です。このため、その保護・保存とその活用に努めるとともに地域固有の歴史遺産を学ぶ機会などの充実にも努めます。また、希少な動植物を保護・増殖するための調査を実施しながら適切な管理計画の策定に取り組んでまいります。

最後に4点目は青少年健全育成の推進です。

子どもたちの健やかな育成、伸びやかな心身の発達には家庭と地域の教育力を一層向上させていくことが大切であります。身延町青少年総合対策本部、ならびに青少年育成身延町民会議が掲げるスローガンの「地域の子どもは地域で守り育てる」のもと、連携しながら町全域でのあいさつ運動、子どもたちを守る運動等を進めるとともに町内各種施設を利用した青少年育成の諸活動を地区公民館と連携しながら推進します。

これまで申し上げた各種の事業を実施するにあたっては関係団体と協力・協働の上、町民の

皆さまに喜んでいただけるよう必要とされる事業を取り入れ事業の見直しを行い、改善に取り組んでいきたいと思っております。これによって新鮮なメニューを提供することができ、町民の皆さまの学習意欲を喚起し、学習活動の和が元気なまちづくりにつながっていただけるようにしたいと考えております。

以上、本町の教育行政推進にあたり町議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成27年度教育方針、ならびに主要施策の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

方針の説明の中で一部間違いがありましたので訂正いたします。

冒頭「平成27年度」と申し上げるところを「28年度」と申し上げましたようですが、平成27年度身延町教育委員会教育方針の間違いであります。訂正してお詫びいたします。

なお、学校教育のほうで特別支援の部分で「特別支援学級」のところを「特別支援学校」と申し上げたようですが、特別支援学級の設置の間違いであります。お詫びして訂正いたします。

○議長（河井淳君）

教育委員長の教育方針を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第6 議案第1号 身延町佐野實地域振興基金条例の制定について

日程第7 議案第2号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について

日程第8 議案第3号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第9 議案第4号 身延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

日程第10 議案第5号 身延町風致地区条例の制定について

日程第11 議案第6号 身延町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

以上の6議案は条例制定案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

議長よりご指名をいただきましたので、提出案件のうち条例制定案件の6件について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第1号 身延町佐野實地域振興基金条例の制定についてであります。

保健福祉の向上、定住促進支援、子育て支援、人材育成等の地域振興を図ることを目的とする佐野實地域振興基金を設置するため、基金条例を制定する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第2号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等について条例で定める必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第3号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するための人員基準等について条例で定める必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第4号 身延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援の事業に関する人員基準等について条例で定める必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第5号 身延町風致地区条例の制定についてでございます。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、風致地区内による行為の規制等について条例で定める必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

最後に議案第6号 身延町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例について条例で定める必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

条例の制定については以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に議案第1号から議案第6号までの詳細説明を求めます。

議案第1号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第1号 身延町佐野實地域振興基金条例の制定について詳細説明をさせていただきます。
1ページをご覧ください。

この基金の原資となります2億円は、ニプロ株式会社前社長の故佐野實さまの生前からの出身地である身延町へ貢献をしたいというご遺志を親族が継承され、一般財団法人みのるから昨年12月17日にご寄附していただいたものであります。

今後、身延町佐野實地域振興基金として保健福祉の向上、定住促進支援、子育て支援や人材育成など地域振興を図るため条例制定をお願いするものであります。

2ページをお開きください。

まず第1条ですが身延町佐野實地域振興基金を設置する趣旨を定めております。

第2条から第8条まで基金を管理運用していくために必要となる条文を規定しているものであります。

以上、議案第1号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

議案第2号の詳細説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

議案第2号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定についての詳細説明をいたします。

議案4ページをお開きください。

第1条は趣旨であります。この条例は新制度において市町村が定める施設と事業の利用者負担額に併せて、その他必要事項等について規定している旨の内容でございます。

第2条は用語の定義についてであります。

第3条は利用者負担額について、内容は別表のとおりであります。

本条第1項の（2）が私立保育所の保育料についての規定で（1）がそれ以外の施設、事業の利用にかかる利用者負担の規定です。

第2項では利用者負担額算定における子どもの年齢について規定しております。年度の初日の前日における年齢により年度の途中で年齢が変わっても年度中はその年齢を適用するというものであります。

第3項では、月の途中における利用開始や利用終了時の利用料を日割計算により算出する旨の規定であります。

第4条は利用者負担の額の決定について、その利用者負担の額を決定し、また変更したときについて規定をしております。

第5条は利用者負担の徴収に関して規定をしております。

第1項は、町立保育所において保育を行った場合に利用者負担の徴収根拠となる部分についての規定となります。

第2項は、子ども・子育て支援法の附則第6条第4項に基づき民間保育所における保育を受けた場合の利用者負担の徴収規定です。

第6条は利用者負担の減免を規定しています。

第7条は利用者負担額の納入期限についての規定であり、現行制度から変更した内容となっています。変更点は現行引き落とし日が毎月26日を基本としておりますが、新制度では基本の引き落とし日を月末として町の他の税目と併せることといたしました。

第8条は委任規定であります。利用者負担額の設定につきましては、議案書5ページから7ページにかけての別表第3条のとおりとなります。

備考の1は別表における市町村民税についての定義です。

2は市町村民税所得割の計算についての規定です。

3は第2階層や第3階層に認定された世帯がひとり親世帯や身体障害者のいる世帯に属する利用者負担額の減免規定の取り扱いについてであり、これは現行制度と同様の取り扱いとしております。

4項と5項は多子軽減についての規定です。

4項は同一世帯の子どもが支給認定を受けた子どものみで複数いる場合、5項は同一世帯に支給認定を受けた子どもとそれ以外の子どもの複数の場合の軽減規定であります。

説明しますと、保育所および地域型保育給付の利用者の世帯の場合と幼稚園利用者の場合とではそれぞれ軽減の仕方が異なっております。保育所や地域型保育給付の世帯の方が多子軽減を受けた場合は利用が0歳から可能であることから、保育所在園中の0歳から6歳までの子どもがいる場合に2番目が半額、3番目以降が0円となります。また幼稚園については3歳から小学校3年生までの複数の子どもがいる場合に2番目が半額、3番目以降が0円となります。

なお、この制度は現行制度と同様の取り扱いであります。

以上で議案第2号の詳細説明を終わります。

○議長（河井淳君）

議案第3号および議案第4号の詳細説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第3号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

地域包括支援センターの人員等の基準は現在厚生労働省令に定められていますが、いわゆる第3次地方分権一括法の施行に伴い介護保険法が一部改正され、当該厚生労働省令で定める基準に従い、またはその基準を参酌して町の条例として定めることとなりました。

10ページをご覧ください。条文の説明をいたします。

第1条は地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定めるという、この条例の趣旨を規定しています。

第2条は人員の基準を定めたものです。この人員基準につきましては、市町村が条例を定めるにあたって厚生労働省令の基準に必ず適合しなければならない従うべき基準とされています。

第2条第1項ではセンターに置くべき人員の職種およびその人数の原則を規定しています。もっぱらセンターの行う業務に従事する職員として、1つの地域包括支援センターが担当する区域内の65歳以上の第1号被保険者数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、これらに準ずる者も含めて各1名配置するという内容です。

第2条第2項では第1項の例外として地理的条件等を勘案してセンターの担当区域を細分化

する必要が認められた場合に、表に示す第1号被保険者の人口規模に応じた人員配置基準を適用することができるというものです。

第3条はセンターの運営基準を定めたものです。この運営基準につきましては、市町村が条例に定めるに当たっては厚生労働省令の基準を参酌すべきとされ、十分参酌した結果であれば地域の実情に応じて厚生労働省令の基準と異なる内容を定めることが認められています。

町としては厚生労働省令の基準と異なる内容を定める特段の事情が認められないと判断し厚生労働省令の基準と同様の内容を規定しました。

地域包括支援センターは職員が共同して事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況や環境等に応じ介護保険サービスやその他のサービスを利用できるよう導き、その結果、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすること。適切・公正かつ中立な運営を行うことをこの第3条には規定しています。

以上のとおり現行の厚生労働省令に定められている基準と同じ内容の基準を条例で定めるものです。施行は本年4月1日を予定しております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続きまして議案第4号 身延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について説明いたします。

指定介護予防支援等の事業の人員基準等は先ほどの議案第3号と同様、厚生労働省令に定められていますが、第3次地方分権一括法の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、厚生労働省令の基準に従い、またはその基準を参酌して町の条例に定めることとなりました。

14ページをご覧ください。

この条例は本則、5章、全35条および附則で構成されています。このうち厚生労働省令の基準に従うべき基準とされているのは第1章、総則のうち一般原則を定めた第3条中の第1項、それから第2章の人員に関する基準、第3章、運営に関する基準のうち内容および手続きの説明および同意について定めた第7条中の第1項および第2項、提供拒否の禁止について定めた第8条、秘密保持について定めた第25条、事故発生時の対応について定めた第29条です。その他は厚生労働省令の基準を参酌した上で定めることとなります。

町では本条例案を作成するにあたり厚生労働省令で定める基準を検討した結果、14ページの第3条第2項および第3項に厚生労働省令の基準にない独自の規定を盛り込みました。内容はこの事業を行う法人の役員等に暴力団員が含まれてはならないこと。また利用者の人権擁護、虐待防止に必要な体制整備等の取り組みを事業者に求めるというものです。

併せまして22ページになります。第31条においてサービス提供に関わる一定の記録の保存期間について厚生労働省令の基準では2年とされているものを介護報酬の過誤請求に対応できるよう5年間の保存を求めることといたしました。その他の部分については厚生労働省令の基準と異なる基準を定める特段の事情はないと判断したところです。

個々の条文の内容につきましては、過日の全員協議会で説明させていただきましたので重ねての説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第5号の詳細説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

31ページ、議案第5号 身延町風致地区条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るため関係法律の整備に関する法律第2次一括法が平成23年に施行されたことに伴い、山梨県条例により規定していた県内の10ヘクタール以上の風致地区内の行為の許可等については、市町村にその権限のすべてが委譲されることになりました。新たに町条例を制定する必要性が生じたため、今定例議会で条例制定を行うものであります。

町内風致地区には、身延山とその周辺地域799ヘクタールが昭和15年5月31日に指定を受けており、山梨県風致地区条例により規制されているものであります。

条文につきましては、町にその権限のすべてが委譲されていますので山梨県風致地区条例と基本的に変わるものではありません。

32ページ、第1条は条例の趣旨。第2条は風致地区内における許可を有する行為について。

34ページ、第3条は適用除外行為について。

37ページ、第4条については建築物ならびそのほかの工作物の新築、改築、増築または移転等の行為に対する許可基準。

40ページ、第5条は許可事項の現場への表示義務。第6条は完了届の提出義務。第7条は許可の取り消し、変更、停止等監督処分について。

41ページ、第8条は職員の立ち入り検査に関すること。第9条は委任であります。

なお、条例違反に対する罰則規定は甲府地方検察庁と事前協議が必要となり、現在協議中のため条文化することができません。協議が済み次第、条文の追加を上程する考えであります。

以上、詳細説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第6号の詳細説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

それでは議案第6号 身延町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について詳細説明を行います。

まずこの条例の新規制定のほか本定例会で私が説明することになる条例の一部改正、ならびに廃止の議案第9号、19号、20号の主な理由を事前に一括説明をいたします。

これらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、本年、平成27年4月1日から施行されることに伴うものです。

なお、改正前の地教行法はただ法等、また法の一部を改正する法律の改正法と改正法による改正後の法律は新法と言い表すのでご承知おきください。

改正法はその趣旨を教育の政治的中立、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機体制の構築、首長との連携の強化を図るとし、もとをたせば平成25年に公布されたいじめ防止対策推進法と同じく平成23年10月に大きな社会問題となった大津いじめ事件に端を発して策定されたものです。

改正法では大きな事案は2つあります。1つには首長が総合教育会議を主催し、この場において教育委員会と協議し、地方公共団体独自に大綱を定めなければならないとされました。また教育行政の責任を明確にするため、教育委員長と教育長を合わせた新教育長を置くこと。新教育長は首長が議会の同意を得て直接任命・罷免を行うことになったことです。

今回の条例改正等は、主にこの新教育長の任命とこれに伴う教育委員長の失職に即して整備を行うものです。

参考までに申し上げますが教育長の身分でございますが現時点の教育長、これ以降は便宜的に旧教育長と言いますが、新教育長は地方公務員法上の純然たる特別職に移行いたします。

改正法の前の旧教育長には一身に教育委員と教育長、つまり特別職と一般職が混在をしておりました。地教行法上、議会の同意を得た教育委員としては特別職でございましたが、さらに教育委員の互選により教育委員会から旧教育長に任命されるため、地方公務員法上は旧教育長としては一般職と解されてきました。

それではこれより議案第6号 身延町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、ご説明をいたします。

ページは43ページになります。

新法第11条第5項において新たに新教育長の職務専念義務が規定されました。同時に法律または条例に特別な定めがある場合はこの職務専念義務を免除することが謳われたので、新教育長としての職務専念義務を免除する場合について定める必要が生じました。

内容は研修を受ける場合、職員厚生などの場合となっており、一般職の例に変わるところはございません。

以上、議案第6号の詳細説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の説明が終わりました。

- 日程第12 議案第7号 身延町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第8号 身延町情報公開条例及び身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第9号 身延町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第14号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 2 1 議案第 1 6 号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
について

日程第 2 2 議案第 1 7 号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

日程第 2 3 議案第 1 8 号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について

日程第 2 4 議案第 1 9 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

以上 1 3 議案は条例改正案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは議長より指名をいただきましたので、提出案件のうち条例改正案件の 1 3 件について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第 7 号 身延町行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町行政手続条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 8 号 身延町情報公開条例及び身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町情報公開条例及び身延町個人情報保護条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 9 号 身延町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行による教育公務員特例法及び地方自治法の改正に加え、平成 2 6 年人事院勧告および山梨県人事委員会の勧告による一般職員の給与等に改定に鑑み、身延町長の給与及び旅費条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 1 0 号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

平成 2 6 年人事院勧告および山梨県人事委員会の勧告、また平成 2 7 年度から新たな職種の職員を採用することに伴い、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 1 1 号 身延町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

入湯に係る課税免除規定を整理し公正・公平な課税を行うため、また行政手続法の一部を改正する法律の施行による身延町行政手続条例の一部改正に伴い、身延町税条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 1 2 号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

子育て支援医療費助成金の助成対象者の範囲を拡大し、一層の子育て支援の充実を図るため身延町子育て支援医療費助成金支給条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第13号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正および介護保険法施行令の一部改正に伴い、また平成27年度から平成29年度までの介護保険料を定めるため、身延町介護保険条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第14号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第15号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第16号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

身延町簡易水道事業の統合計画に伴い、給水区域等を変更する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第17号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

身延町土地開発事業に基づく特別会計を廃止するため、身延町特別会計設置条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第18号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

身延駅前しょうにん通り駐車場の健全な運営を図るため、身延町町営駐車場条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

最後に議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例を整理する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

条例の改正案件につきましては以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

すみません。議案第19号の説明の中で、下の提案理由のところでございますが「地方教育行政」と申し上げるべきところを「地方行政」と、教育が抜けていたようでございますのでお詫びして訂正をさせていただきます。地方教育行政でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第7号から議案第19号までの詳細説明を求めます。

議案第7号、議案第8号および議案第10号の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは議案第7号、8号、10号の3議案について詳細説明をさせていただきます。

45ページの議案第7号 身延町行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。本条例は国の行政手続法をもとに作成しております。したがって行政手続法の一部改正により本条例の一部を改正するものでございます。

46ページをお開きください。

4行目から8行目の目次につきましては第4章、第34条の2と第34条の3が行政手続法に追加されたことによる目次の改正であります。

10行目、第2条第5号中の「名あて人」の平仮名を常用漢字表の改正に伴い漢字に改めるものでございます。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第6号中「かかわる」平仮名を漢字に改め、第4条、第13条から第15条まで、第22条、第28条中にかかる「名あて人」の平仮名を第2条と同じ改正を行うものでございます。

15行目、第33条の関係ですが第33条は行政指導の方法について明記しておりまして同条第1項の次に1項を追加されたことによる項ずれの改正でございます。

17行目、第33条第2項の内容ですが行政指導する際に処分をする権限を行使するときには相手方に対して根拠となる法令を示さなければならないというものでございます。

23行目、第4章中第34条の次に次の1条、章名および1条を加える。

第34条関係ですが、第34条の2に行政指導の中止等の求めが追加されました。

34条の2の内容ですが、行政指導を受けるものが法令に違反する行為の是正を求める行政指導側に対して、指導の根拠となる法律等が適合していないのではと思ったときには行政指導機関に対して、その旨を申し出て行政指導の中止を求めることができるという追加であります。

47ページにいきまして8行目、第34条の3の内容ですが何人も行政指導する側に対して法令に違反する事実と違った根拠を言っていると思ったときには、行政指導機関に対してその旨を申し出て行政指導の処分、または行政指導することを求めることができるという追加でございます。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

以上で議案第7号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第8号 身延町情報公開条例及び身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

50ページをお開きください。

独立行政法人制度改革関連法の制度の改正により特定独立行政法人が廃止され、新たに行政執行法人の分類が定められました。これに伴い身延町情報公開条例と身延町個人情報保護条例の2本の条例の中に明記しております「特定独立行政法人」を「行政執行法人」と改めるものであります。

また2本の条例に引用しております独立行政法人通則法の第2条第2項が第2条第4項に変わったことによる条例の一部改正であります。

この条例は平成27年4月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第8号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第10号、53ページでございますが身延町職員給与条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

54ページをお開きください。

4行目ですが、第4条関係については今まで職務ごとの級別職務分類表に栄養士職の職務分類表と給料表がありませんでしたので今回、採用するにあたって新たに追加いたしました。

7行目、第5条関係は栄養士職にかかる初任給基準表の追加による改正であります。

第10条以降につきましては、昨年10月17日に出されました山梨県人事委員会の勧告のうち1つは平成26年4月の公民格差に基づく給与改定、これについては昨年11月28日の臨時議会で給料表の改正と特別級期末勤勉手当の支給率の引き上げをお願いしたところであります。

2つ目は給与制度の総合的見直しの実施。これは地域間、世代間の給与配分の見直し等に応じた給与制度の総合的見直し勧告であります。内容については給料表の引き上げ、そのほか通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当については引き上げというものであります。総合的見直しについては11月の時点では山梨県が改正するのかもしれないが、まだ未定でありましたので本町でも先延ばしにしておりましたが、山梨県は昨年12月末に勧告に基づき改正した旨の告示をしましたので、本町においても人事院勧告に準じて今回、改正を行うものであります。

9行目から16行目までですが、第10条関係は通勤手当の改正で民間の支給状況等を踏まえ距離の区分に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げを行う改正でございます。

17行目から18行目については、単身赴任手当の改正で現行「2万3千円」を「3万円」に。遠距離移動のものについては「4万5千円」を7万円を超えない範囲で支給する改正です。

なお、本町においては該当する職員はおりません。

19行から下から4行目までの第15条関係は管理職員特別勤務手当の改正です。

第15条の3第3項ですが、休日や年末年始に勤務した場合に支給する管理職特別勤務手当を現行「4千円」を「8千円」に、また災害への対処等の臨時、緊急の必要によりやむを得ず休日の深夜、午前0時から午前5時までの間に勤務した場合、勤務1回につき6千円を超えない範囲で支給するという内容が追加されました。

なお本町では管理職特別勤務手当の支給は実施しておりません。代休扱いとしております。

第17条の関係は54ページの下から3行目から次ページの中段にかけてですが、職員の前期末手当および勤務手当の支給率の改正であります。この期末勤勉手当については昨年11月の臨時議会で期末手当、勤勉手当、合わせて0.2カ月の引き上げをしました。しかし0.2カ

月の支給は12月支給分となっておりますので、6月支給と12月支給に均等に振り分けるためそれぞれの期末勤勉手当の支給率の改正であります。

なお、平成26年度と27年度の年間総支給率については変わっておりません。

12行目、第18条関係は現行では再任用職員には単身赴任手当の支給が対象になっていませんでしたが、今回の改正により適用されるものであります。

なお、これについても本町には該当するものはおりません。

最後に給与制度の総合的見直しによる給料表の改定であります。

改定する表が55ページから72ページまでございます。

改定内容は給料表の水準を平均2%引き下げとなり、本町も国や県の見直し内容を踏まえ地方公務員法の均衡の原則を考慮し、給料表の改正を行うものでございます。

なお73ページの附則の第3条に給料の切り替えに伴う経過措置がございます。給料表の切り替え時期については平成27年4月1日ではありますが、給料の切り替えに伴う緩和のため平成30年3月31日、3年間の経過措置として差額に相当する額を減給補償するというものでございます。減給補償については4月1日からの新給料表になったときに3月31日までの給料額より下がった場合には、平成30年3月31日までの3年間は現在の給料額を補償しますというものでございます。

この条例については、平成27年4月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第10号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（河井淳君）

議案第9号および議案第19号の詳細説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

それでは議案第9号および第19号の詳細説明を行います。

2件の議案についてでございますがまず議案第9号、51ページをご覧になっていただきたいと思えます。

身延町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

一部、議案第10号の今の総務課長の説明とダブるところとございますので、あらかじめご了承くださいと思います。

改正地教行法により新教育長が特別職となることから、題名を身延町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例に改め、町長の給与と旅費を定める条例の中に新教育長について定めることにいたしました。

改正前の当該条例の第1条、第2条および第4条はこの改正により町長のみならず新教育長についても特別職の職員としてひとくりにされ、第3条本文と第3条関係の別表で期末手当の支給割合および給料月額を町長、新教育長ともに当該条例で表すことにいたしました。給料月額および期末手当の総支給割合には変更はございません。

また新教育長の旅費は町長と同じになりますが、旅費については当該条例により別に定めるとされて制定された身延町職員の旅費に関する条例にあります。この一部改正も議案第19号としてありますのでこの後、改めてご説明を申し上げます。

なお、第3条の期末手当支給割合については、これは新教育長の発足に直接関係するものではございません。平成26年度は特別職および教育長の期末手当の支給割合が人事院勧告に基

づき一般職の期末勤勉手当の支給割合と同じく0.2カ月増額となり、この増額分を12月支給分で調整をいたしました。このため平成27年度以降は26年度の総支給割合を変えずに一般職の支給割合の例により町長はもちろん、教育長も新旧教育長であることを問わず増額分を6月および12月の支給割合に割り振るものでございます。

ここで当該条例の経過措置について、ご説明を申し上げます。

改正法の経過措置により改正法の施行日である平成27年4月1日前に就任した旧教育長はその教育委員の任期が満了するまで、または自らが退任するまでは現行の教育長として在任することになります。その間は今までどおり旧教育長と非常勤の教育委員長が併せて並存することになります。このため当該条例ばかりではなく、他の一部改正条例もそうですが新教育長制度が発足するまで現行を踏襲していく旨の経過措置がございまして、旧教育長体制が続く場合は改正前の条例の規定が、なお従前のとおり効力を発することになります。

次に、議案第19号について説明を申し上げます。

107ページをご覧くださいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明をいたします。

これは新法施行に伴い、一部を改正する必要がある条例3本を1本にまとめて議会に提出するものです。

まず、第1条は身延町職員定数条例の一部改正についてです。

当該条例は身延町の職員の定数に関し、必要な事項を定めたものです。

当該条例の第1条において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条とあります。法第21条には教育委員会事務局の職員は条例で定めるといった内容があるので、当該条例の中で教育委員会の事務局、事務局および教育機関の職員の定数を定めるために法の該当する条を当該条例の趣旨の一部として引用したものです。

ところが改正法で教育委員長に関する条を削除したためにいわゆる条項ずれ、この場合は条ずれといいますが、これが生じ該当箇所が第21条から第19条となったのでこれを改めるものです。

次に第2条、身延町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

当該条例には、非常勤の特別職である教育委員長および委員長職務代理の報酬および費用弁償について定めがございまして、改正法に基づく新教育長任命に伴う教育委員長の失職により別表の「委員長」の項を削り、併せて「委員長職務代理」の項を「教育長職務代理」に改めるものです。

次に第3条、身延町職員の旅費に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

この改正は、新教育長が地方公務員法上は特別職となることから旅費についても町長にならなくなったものにするものです。当該条例には教育長職が記載されていなかったため、町長のあとに教育長の職名を明記したところでございます。

以上3本の条例改正には、いずれも新教育長体制に移行するまで経過措置がございまして、

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

議案第11号の詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

議案第11号 身延町税条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。
76ページをお開きください。

上から3行目、第4条第2項の改正につきましては、身延町行政手続条例の一部改正に伴う
項ずれでございます。

上から5行目、第142条第4項の改正につきましては公平・公正な課税を行うため入湯税
の課税免除規定を整理するものであります。

以上で議案第11号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたし
ます。

○議長（河井淳君）

議案第12号の詳細説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

議案第12号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についての詳
細説明をいたします。

議案78ページをお開きください。

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改める。これは本条例による医療費助成の対
象者の年齢を「満15歳」から「満18歳」に引き上げ、対象者を拡大するための改正であり
ます。

現行の同助成制度における県内市町村の対象年齢の状況は、昨年10月1日現在の調べによ
りますと12歳までが甲府市など6市町であり、その他の市町村は15歳までを対象としてい
ます。少子化が進行する中で、さまざまな視点から総合的に子育てをしやすい環境を整えるこ
とは身延町にとって極めて重要な課題であります。このような考え方のもとに、本町では子育
て支援策の充実を図ってまいりました。今回の改正は、そのさらなる充実のため県内他の市町
村に先駆けて実施するもので現行15歳までの医療費無料化助成年齢を18歳までに拡大し、
町民がより安心して子育てができるようにしようとするものであります。

本年2月1日現在の本制度の対象者数は1,052人ですが、対象年齢拡大により
356人ほど増えることとなります。その新年度当初予算額は全体で3,900万円とし、昨
年度当初予算と比較して1千万円の増額となっておりますが、このうち520万円ほどが
10月からの対象者の拡大により増加する医療費助成分であります。

なお、この事業に要する経費3,900万円のうち2千万円の財源として佐野實基金を充当
する予定です。

また附則ですが、施行期日につきましては平成27年10月1日から施行するというもので
あります。これは医療費集計システムの変更や町民、ならびに医療機関等への十分な制度周知
などの準備期間を要するためであります。

以上で議案第12号の詳細説明を終わります。

○議長（河井淳君）

議案第13号および議案第14号の詳細説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それではまず議案第13号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

平成26年6月に公布されたいわゆる医療介護総合確保推進法の施行に伴う介護保険法等の一部改正を受けて、また3年に一度見直すこととなっている第1号被保険者の保険料について平成27年度から平成29年度までの額を定める必要から本議案を提案するものです。

80ページをご覧ください。

現行条例の第2条に関わる改正は介護保険法施行令の一部が改正され、第1号被保険者の所得段階が現行6段階から9段階に変更されたことを反映させるとともに、平成27年度から平成29年度までの保険料額を定めるものです。

各所得段階の保険料額の基準となるのは、同条第5号に規定する保険料額、年額7万5000円です。現行の基準額より率にして3.34%、金額にして年額2,280円の増となります。この基準額をもとに政令で定める率に応じて各所得段階の保険料額が決まっております。

次に現行第4条の改正についてですが、介護保険法施行令の改正に伴い引用する箇所がずれたことに対応するための改正であります。

最後に制定条例の附則に2つの項を追加する改正についてですが、新附則第7項の介護予防日常生活支援総合事業および新附則第8項の事業、認知症対策の推進に関わる事業ですが、介護保険法の改正により地域支援事業として、本年4月1日から当該事業を実施することが求められたところです。しかしながらいずれの事業も円滑な実施のための体制整備等が必要となりますので、実施までの猶予期間を条例に定めることといたしました。

説明は以上です。

続きまして議案第14号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本年1月に厚生労働省令の基準が一部改正され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。そのため、この国の基準に準拠して定めることとされている現行条例の一部を改正する必要が生じたものです。

この一部改正条例案の本則第1条では、現行の地域密着型サービスの事業の人員等の基準を定めた条例を、また本則第2条では現行の地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準を定めた条例をそれぞれ一部改正しようとするものです。

82ページから91ページにかけて、2つの条例、合わせて約220カ所の改正を行う内容となっております。

先般の議員全員協議会の折、主な改正内容について説明させていただきましたので重ねての説明は省略させていただきますが、厚生労働省令の基準の改正内容を検討した結果、町ではこれと異なる内容を規定すべき特段の事情はないものと判断し、国の基準改正と同様の改正をしようとするものであります。

以上で議案第14号の説明を終わります。

本条例案の施行日は厚生労働省令の施行日と同じ平成27年4月1日を予定しております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第15号の詳細説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

93ページ、議案第15号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

平成25年道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本町の公共物の使用料や町道の占用料を改正するものです。

94ページ、第1条、身延町公共物管理条例の改正案、95ページ、第2条、身延町道路占用料徴収条例の改正案であります。

占用料の額は平成26年12月、県が改正した道路占用料に準ずるものでございます。

占用料は固定資産税の評価額を道路価格と見なして算定されており、平成24年に行われた固定資産税評価替え、地価に対する賃料の水準の変動を反映するためのもので第1条、第2条、合わせて占用種別62種類中58種類が値下げ、3種類が現行どおりとなっております。

以上、詳細説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第16号の詳細説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第16号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

99ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、身延町簡易水道事業の統合計画の実施に伴い身延中央簡易水道を塩之沢、帯金地区まで区域拡張し、合わせて塩之沢、帯金簡易水道を廃止し、また旧中富町曙地区に中富西部簡易水道を創設し、合わせて矢細工、江尻窪、中山、古長谷、福原簡易水道を廃止するため関係する3条例を改正するものであります。

100ページをお願いいたします。

まず第1条、身延町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、第3条第1項の表中、身延中央簡易水道の項中、給水人口になります「4,600人」を「4,030人」に改め、1日最大給水量を「2,720立方メートル」を「2,140立方メートル」に改めるものであります。

続きまして中富西部簡易水道の項を加え名称を中富西部簡易水道。給水区域を大字矢細工、古長谷、福原、江尻窪、中山の一部（松山）を除く区域。給水人口を167人。1日最大給水量を45立方メートルとするものであります。

第2条、身延町簡易水道給水条例の一部改正につきましては、身延町内に設置されている組合管理の簡易水道事業に関する内容の条例改正であります。この条例の第2条の表中、矢細工簡易水道の項から古長谷簡易水道の項まで、および福原簡易水道の項から塩之沢簡易水道の項まで削る。

第3条第1号を削り同条第2号の表以外の部分中「、平須簡易水道および福原簡易水道」を「および平須簡易水道」に改め同号を第1条とし、同条第3号および第4号を削るものであり

ます。

第3条、身延町簡易水道事業給水条例の一部改正につきましては第2条の表、中富南部簡易水道事業の項の次に事業区分といたしまして、中富西部簡易水道事業、給水区域を大字矢細工、古長谷、福原、江尻窪、中山の一部（松山）を除く区域を加えるものであります。

附則については記載のとおりです。

以上、議案第16号の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（河井淳君）

議案第17号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第17号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

103ページをお開きください。

今回の一部改正につきましては、平成24年第3回臨時会におきまして新設されました土地開発事業特別会計が用地と建物の買収、建物の取り壊し、分譲するための造成工事等の事業が平成26年度ですべて終了いたしましたこと、また財源として取り崩しました土地開発基金につきましては、基金条例に規定されております金額以上の残高を有しておりますので、販売収入を基金へ積み立てる必要もなく、特別会計として設置しておく必要がなくなったため条例から削除するものであります。

104ページをお開きください。

本則中、第10号に規定されております身延町土地開発事業特別会計を削り各号を繰り上げるものであります。

附則第1項では施行期日を、第2項では経過措置を規定しております。経過措置につきましては本来会計年度は4月1日から翌年の3月31日までですが、地方自治法に基づき翌年の4月1日から5月31日までの出納整理期間が認められているための経過措置であります。

以上で議案第17号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

議案第18号の詳細説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

議案第18号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては身延駅前しょうにん通り駐車場の健全な運営を図るため、定期駐車以外の駐車について使用料の見直しを行います。

106ページをお開きください。

身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例、身延町町営駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第2において定期駐車以外の駐車について、これまではすべて無料でしたが2時間までと2時間を超える場合等に分け2時間まではすべて無料。2時間を超える場合は普通自動車お

よび軽自動車は1日500円。その他は無料に改める。これは商店街等を短時間利用する方、JR身延線等の利用のため長時間駐車をする利用者と区分し、利用者の適正な利用を期するものであります。

さらに備考欄を設け定期駐車以外の利用をする場合、1カ月間の利用料金の合計額は該当する車種の定期駐車料金の額を上限とするを加えます。これは1日につき2時間を超える駐車をする方と定期駐車との整合性を考慮したものです。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第25 議案第20号 身延町教育委員会教育長の給与等及び旅費に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

指名をいただきましたので議案第20号 身延町教育委員会教育長の給与等及び旅費に関する条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行による教育公務員特例法及び地方自治法の改正に伴い、身延町教育委員会教育長の給与等及び旅費に関する条例を廃止する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

議案第20号の詳細説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

それでは議案第20号、109ページになります。身延町教育委員会教育長の給与等及び旅費に関する条例を廃止する条例について詳細説明を行います。

この条例の廃止は議案第9号 身延町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例についてでご説明したとおり新教育長の給与等および旅費を特別職として町長とともに1本の条例で表すことにしたために当該条例を廃することにいたしました。

以上、詳細説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第26 議案第21号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第27 議案第22号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について

日程第 2 8 議案第 2 3 号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について

以上の 3 議案は関連する規約の変更案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

指名をいただきましたので、議案第 2 1 号から議案第 2 3 号の 3 議案について提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第 2 1 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が平成 2 7 年 4 月 1 日に山梨県市町村総合事務組合と統合すること、ならびに同日から富士吉田市の地方公務災害補償法第 6 9 条および第 7 0 条の規定による非常勤職員に係る公務災害、または通勤による災害の補償に関する事務を新規に共同処理することとする山梨県市町村総合事務組合規約の変更については、議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 2 2 号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散についてであります。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を解散することに係る地方自治法による協議については、議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

最後に山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分についてでございます。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を解散することに伴う同組合の財産処理について、議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

3 案件につきましては以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

議案第 2 1 号から議案第 2 3 号までの詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは、議案第 2 1 号から議案第 2 3 号について関連しておりますので併せて詳細説明をさせていただきます。

この 3 件につきましては、山梨県市町村総合事務組合と山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合に関わるもので、県内市町村の事務を共同処理している山梨県市町村総合事務組合と山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合は、行財政環境の変化などを見据える中で組織体制の合理化や共通業務の見直しにより組合事務局の効率的運営による経営の節減、さらに組合窓口の一元化により市町村業務の効率化など両組織の状況から見て一体的に運営していくことのほうが効果的な事務が進められるとのことから、平成 2 7 年 4 月 1 日から統合することになって

おります。

については、山梨県市町村総合事務組合の規約の変更と山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散および解散に伴う財産処分について山梨県知事の許可を受けるため、構成団体の協議が必要なことから議案を提出いたしました。

議案第21号につきましては、裏面をご覧ください。

内容についてですが、平成27年4月1日に山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合と統合することおよび同組合の共同処理する事務に富士吉田市が新たに加わることに伴う規約の変更であります。

議案第22号については、先ほど申し上げたとおり山梨県市町村総合事務組合との統合に伴い3月31日をもって組合を解散するものであります。

議案第23号についても、組合の解散に伴う財産はすべて山梨県市町村総合事務組合に帰属させるというものでございます。

以上で議案第21号から23号までの詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第29 議案第24号 峡南地区市町村指導主事共同設置規約の一部変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは指名をいただきましたので議案第24号 峡南地区市町村指導主事共同設置規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う峡南地区市町村指導主事共同設置規約を変更することについては、議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

議案第24号の詳細説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

議案第24号 峡南地区市町村指導主事共同設置規約の一部変更について、詳細説明を行います。

地教行法の一部を改正する法律の施行に伴い富士川町、市川三郷町、身延町、南部町、早川町の峡南5町で指導主事を共同設置する峡南地区市町村指導主事共同設置規約の一部を変更しなければならなくなりました。

地教行法には市町村は教育委員会の事務局に指導主事、その他の職員を置くとあります。また一方で地方自治法には協議により規約を定め、普通地方公共団体は連携して事務にあたるた

めの機関等を共同設置することができるとあります。このため峡南5町は当該規約を定め共同し、いわゆる充て指導主事として3名を峡南教育事務所内に配置をしております。

今回の地教行法上の改正により同法の指導主事の記述箇所が条ずれを起こし、第19条から第18条になりました。したがって規約の改正を行う必要があるわけですが、地方自治法により各町の協議は各町それぞれの議会において議決を経て行う必要があります。

以上、詳細説明でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

まず水道課長より発言の申し出がありましたので、許可をいたします。

水道課長。

○水道課長（望月真人君）

申し訳ございません。

議案第16号の訂正をお願いします。100ページをお願いします。

第1条、身延町簡易水道事業の設置等に関する条例の説明において「中富西部簡易水道給水区域を中山の一部（松山）を除く地域」とご説明をしましたが、こちらを「中山の一部（松山）を除く区域」に訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

日程第30 議案第25号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について

日程第31 議案第26号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について

日程第32 議案第27号 身延山駐車場の指定管理者の指定について

日程第33 議案第28号 総門駐車場の指定管理者の指定について

以上の4議案は指定管理者の指定案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち指定管理者の指定案件4件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第25号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定についてであります。

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名称 本栖湖いこいの森キャンプ場

所在地 身延町釜額2035番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団体の名称 NPO法人みのぶ観光センター

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町切石192の2番地

代表者の氏名 理事長 笠井章

3. 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

平成27年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第26号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定についてであります。

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名称 身延駅前しょうにん通り第1駐車場

所在地 身延町角打3072番地

名称 身延駅前しょうにん通り第2駐車場

所在地 身延町角打3100番地

名称 身延駅前しょうにん通り第3駐車場

所在地 身延町角打3009番地

名称 身延駅前しょうにん通り第4駐車場

所在地 身延町角打3001番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団体の名称 身延駅前しょうにん通り駐車場組合

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町角打3099番地

代表者の氏名 組合長 佐野政人

3. 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

平成27年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第27号 身延山駐車場の指定管理者の指定についてであります。

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名称 身延山駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町身延3747番地

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団体の名称 門前町駐車場管理会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町身延3678番地

代表者の氏名 会長 池上宗久

3. 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

平成27年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

最後に議案第28号 総門駐車場の指定管理者の指定についてでございます。

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名称 総門駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町身延4010番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団体の名称 門前町駐車場管理会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町身延3678番地

代表者の氏名 会長 池上宗久

3. 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

平成27年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

指定管理者の指定案件につきましては以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

議案第25号から議案第28号の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは、議案第25号から議案第28号の指定管理者の指定に関わる議案について詳細説明をさせていただきます。

今回、上程いたします4件につきましては指定管理期間が本年3月31日をもって終了するため、4月1日からの指定管理について身延町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第6条に基づき2月10日、火曜日、午後1時40分から本庁舎2階会議室で指定管理者選定委員会を開催いたしました。

町長からの諮問に対して指定管理者にふさわしいかを慎重に審査し、また選定し答申をいただきました。このような経過を踏まえ、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をしていただくため、上程するものであります。

議案第25号から28号までの4施設については、身延町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等にかかる条例第5条の指定管理候補者の選定の特例として第1号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思料するときに該当すると判断し公募をいたしませんでした。

議案第25号につきましては本栖湖いこいの森キャンプ場の指定ですが、指定管理申請はNPO法人みのぶ観光センターであります。

主な内容は本栖湖畔にありますキャンプ場の管理運営です。施設利用者ならびに利用料金収入も計画を上回る実績を挙げ、本町の本栖湖西岸へ観光客の誘客に効果を果たしております。

次に議案第26号であります。身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定ですが指定管理申請者は身延駅前しょうにん通り駐車場組合です。

主な内容ですが、身延駅前しょうにん通りにあります身延駅前しょうにん通り第1駐車場から身延駅前しょうにん通り第4駐車場までの管理運営を行っております。地域の活力を生かし

た運営を行い、安定した経営を続け利用者の利便性を図っております。

次に議案第27号であります。身延山駐車場の指定管理者の指定ですが指定管理申請者は門前町駐車場管理会でございます。

主な内容ですが、門前町の仲町にあります身延山駐車場の管理運営であります。管理会は地域に密着し関係する団体であり、安定した経営を続け施設を効果的かつ効率的に運営し利用者の利便性を図っておるところでございます。

次に議案第28号であります。総門駐車場の指定管理者の指定ですが指定管理者の申請者は同じく門前町の駐車場管理会でございます。

主な内容ですが、門前町の元町にあります総門駐車場の管理運営であります。管理会の状況は先ほど説明したとおりでございます。

4件とも指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間とし、それ以降は改めて施設の管理運営方法について評価・検討を行うこととしております。

以上で議案第25号から28号までの指定管理者の指定に関わる議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

- 日程第34 議案第29号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第35 議案第30号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第36 議案第31号 平成26年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第32号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第38 議案第33号 平成26年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第34号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第40 議案第35号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）
- 日程第41 議案第36号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第42 議案第37号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第4号）
- 日程第43 議案第38号 平成26年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第44 議案第39号 平成26年度身延町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第45 議案第40号 平成26年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）

以上12議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち補正予算12件について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第29号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億360万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億6,106万7千円とするものであります。

次に議案第30号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,392万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,437万2千円とするものであります。

次に議案第31号 平成26年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,673万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,492万7千円とするものであります。

次に議案第32号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算(第5号)についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,339万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,939万1千円とするものであります。

次に議案第33号 平成26年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ651万8千円とするものであります。

次に議案第34号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,855万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,829万9千円とするものであります。

次に議案第35号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ129万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,576万4千円とするものであります。

次に議案第36号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ999万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,008万6千円とするものであります。

次に議案第37号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第4号)についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,303万7千円とするものであります。

次に議案第38号 平成26年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ493万4千円とするものであります。

次に議案第39号 平成26年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,446万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,632万5千円とするものであります。

最後に議案第40号 平成26年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予

算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93万5千円とするものであります。

補正予算につきましては、以上でございます。

なお詳細につきましては担当課長よりご説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

議案第29号から議案第39号までの詳細説明を求めます。

なお、配布してあります詳細説明省略議案により議案第40号についての詳細説明は省略します。

議案第29号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第29号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第9号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正であります。

まず追加になりますが2款1項総務管理費の地域住民生活緊急支援事業1億8,028万2千円の繰り越しであります。国の補正予算に計上されました地域住民生活等緊急支援のための交付金事業であり今年度中に事業を終了することができないため繰り越すものであります。

3款1項社会福祉費の介護保険特別会計繰出金114万5千円の繰り越しであります。介護保険特別会計で実施いたします介護報酬改定等に伴うシステム改修が国のスケジュールの遅れにより今年度中に完了することができないため、繰り越すものであります。

6款1項農業費であります。農業施設復旧支援対策事業4,431万8千円の繰り越しは昨年2月の大雪により被災いたしました農業施設を修繕し再建するための補助ですが、施設の建築確認に不測の日数を要し年度内の事業完了が見込めないため、繰り越すものであります。

県営中山間地域総合整備事業負担金1,140万円は、身延の北部地区にかかるものであります。用地交渉に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

8款2項道路橋梁費の橋梁修繕事業1,600万円の繰り越しであります。関係機関との河川占用協議等に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

次に変更分であります。

11款1項農林水産業施設災害復旧費の林業施設災害復旧工事は、昨年11月の第3回臨時会におきまして補正第5号で繰り越しさせていただきました林道富士見山線災害復旧工事が繰越額の確定により変更するものであります。669万円を減額し1,075万6千円に変更するものであります。

なお、繰り越しをいたしました事業につきましては事業の早期完成を目指し取り組んでまいりますのでよろしくお願いをいたします。

次に9ページをご覧ください。

第3表 地方債補正であります。いずれも変更であります。合併特例事業債は県営中山間地域総合整備事業負担金が800万円の減額により限度額を6億6,720万円とするものであります。

過疎対策事業債は橋梁長寿命化修繕事業が210万円の増額、耐震性貯水槽の事業量減等により640万円の減額により合計で430万円を減額し、限度額を7,150万円とするものであります。

公共事業等債は県営ため池等整備事業が80万円の減額により限度額を1,840万円とするものであります。

現年発生災害復旧事業債は80万円を減額し、限度額を890万円とするものであります。

臨時財政対策債、合併特例事業債および臨時財政対策債の借り換え債分につきましては、財源の確保ができたために借り入れを行わないことといたしました。これらにより限度額を8億1,430万円減額し7億6,810万円に変更させていただくものであります。

今回の補正につきましては、平成26年度事業の精査により歳入歳出予算科目全般にわたり増減をさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

まず歳入であります。12ページをお開きください。

2款の地方譲与税から9款地方特例交付金までは国・県の交付決定に合わせまして増減の補正をさせていただきました。

13ページをご覧ください。

10款の地方交付税につきましては、地方交付税を増額補正し繰上償還等の財源に充てさせていただくためのものであります。

普通交付税は交付決定額に合わせるため5億7,381万4千円、特別交付税は4,905万3千円を増額させていただきました。

12款1項1目2節児童福祉費負担金522万円の増額につきましては、広域入所町外児童委託負担金および一時保育児童保護者負担金が受け入れ園児数の増加によりそれぞれ増額になったことによるものであります。

13款1項6目1節住宅使用料955万円の増額は、町営住宅入居者の所得増によるものであります。

14ページをお開きください。

2項1目1節民生費補助金1,528万5千円の減額につきましては、臨時福祉給付金事業費交付金ほかの減額であります。

3目土木費国庫補助金1,856万9千円の減額は1節住宅費補助金、2節土木費補助金とともに社会資本整備総合交付金の事業量減によるものであります。

4目消防費国庫補助金658万5千円の減額は、耐震性貯水槽の事業量減等によるものであります。

7目1節総務費補助金7,532万7千円の増額は地域住民生活等緊急支援のための交付金事業に対する交付金で地方消費喚起・生活支援型交付金が3,226万3千円、地方創生先行型交付金が4,306万4千円となっております。

15款2項1目1節総務管理費補助金734万6千円の増額は、地籍調査費補助金105万9千円と地域住民生活等緊急支援のための交付金事業のプレミアム商品券への県からの上乘せ補助金628万7千円による増額であります。

15ページをご覧ください。

4目1節農業費補助金1,457万7千円の減額は、それぞれの事業の実績に基づき精査したことによる減額であります。

16ページをお開きください。

17款1項2目1節指定寄附金1億9,991万4千円の増額の内訳につきましては、学校教育課の82万6千円の減額は3名の方からご寄附いただきました17万4千円の増額と100万円を減額にしたことによるものであります。政策室の2億円は昨年12月17日にニプロ株式会社前社長の故佐野實さまの親族からご寄附いただいたものであります。福祉課74万円は5名の方からご寄附いただいたものであります。

18款1項1目財政調整基金繰入金5千万円の減額につきましては、財源確保が可能となったため減額するものであります。

19款の繰越金であります5億4,303万1千円の増額といたしました。

17ページをご覧ください。

20款4項1目28節プレミアム商品券売上収入8,650万円の増額は、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業によりますプレミアム商品券の売上収入であります。

次に歳出を説明させていただきます。18ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費2,209万3千円の減額は2節、3節、4節等人件費の精査による減額が主な理由であります。

以下、各科目にわたり同様に人件費を補正しておりますのでご了承ください。

19ページをご覧ください。

4目企画費、28節15万円の減額ですが土地開発事業特別会計繰出金の減額であります。

9目地域住民生活緊急支援事業費1億8,028万2千円の増額につきましては、国の平成26年度補正予算に計上され、地域の消費の喚起や地方の活性化を促していくことを目的に実施されます地域住民生活等緊急支援のための交付金事業に基づくものであり、プレミアム商品券の販売、総合戦略策定、多言語観光パンフレット作成、公共交通ネットワーク計画策定、空き家情報台帳活用業務等を実施するものであります。

財源といたしまして地方消費喚起・生活支援型交付金3,226万3千円。地方創生先行型交付金4,306万4千円。合わせて7,532万7千円の交付金。県の補助金628万7千円とプレミアム商品券売上収入8,650万円がこの事業に充当されるものであります。

23ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、28節375万8千円の増額ですが国民健康保険特別会計への繰出金であります。

3目高齢者福祉費、28節947万3千円の減額は介護保険特別会計および介護サービス事業特別会計の繰出金の減であります。

4目老人医療費、28節849万1千円の減額は後期高齢者医療特別会計繰出金であります。

24ページをお開きください。

5目障害福祉費、23節668万2千円の増額は障害児通所給付費国庫負担金ほかの過年度還付金であります。

28節229万4千円の増額ですが国民健康保険特別会計への繰出金であります。

7目臨時福祉給付金事業費、19節1,275万円の減額は臨時福祉給付金支給対象者が当初見込みに対し減ったためであります。

2項1目児童福祉総務費、25ページの28節30万円の減額につきましては、国保加入の乳幼児医療費が見込みより減少したため、国民健康保険特別会計繰出金を減額するものであり

ます。

3目常葉保育所費から7目静川保育所費の財源組み替えは、保育料増額分を一般財源と組み替えるものであります。

8目民間保育所費の財源組み替えにつきましては国・県支出金減額分を一般財源と組み替えるものであります。

26ページをお開きください。

3項1目災害援助費、23節39万7千円の増額は昨年2月の大雪にかかる災害援助費繰替支弁金精算金として返還するものであります。

4款1項2目予防費、13節1千万円の減額は予防接種事業対象者の減少によるものであります。

4目老人保健費、27ページの13節600万円の減額は各種ガン検診受診者の減少によるものであります。

3項1目簡易水道運営費、13節700万円の減額は簡易水道変更認可図書作成業務の減額であります。

28節1,263万4千円の減額は簡易水道事業特別会計繰出金であります。

28ページをお開きください。

2目簡易給水施設運営費、11節240万5千円の増額は光熱水費5万円と峯山送水ポンプ場、中継ポンプ場、テレメーター修繕費235万5千円の増額であります。

5款1項1目労働諸費、23節21万円の増額は平成25年度に実施いたしました緊急雇用創出事業補助金の返還金であります。

3目農業振興費、29ページの19節1,814万円の減額につきましては、各種補助金等の精査による補正でございます。

4目農業土木費、19節922万2千円の減額は県営事業の負担金等を精査した増減額をそれぞれ補正するものであります。

2項2目林業振興費、8節39万円の増額は二ホンザル26頭分の有害鳥獣捕獲報償金であります。

3目林業土木費、15節1,100万円の減額は林道富士見山線災害復旧工事として認定をされたため減額をするものであります。

30ページをお開きください。

7款1項1目商工振興費、11節30万8千円の増額は下部温泉会館、男女脱衣場の改修を行うものであります。

13節39万9千円の増額は下部温泉会館運営業務委託料の増額によるものであります。

31ページをご覧ください。

8款2項1目道路橋梁維持費、11節85万円は町道修繕費の増額であります。

2目道路新設改良費1,795万5千円の減額は町道の新設改良にかかります13節、15節、17節および22節をそれぞれ精査し補正するものであります。

32ページをお開きください。

5項1目住宅管理費、11節73万円の増額は町営住宅修繕費であります。

6項1目下水道総務費、28節1,359万2千円の減額は下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の繰出金の減額であります。

33ページをご覧ください。

9款1項2目消防施設費、15節1、730万円の減額は耐震性貯水槽2基分の減額であります。

36ページをお開きください。

4項1目社会教育総務費、28節35万9千円の減額は青少年自然の里特別会計繰出金の減額であります。

41ページをお開きください。

11款1項2目農業用施設災害復旧費および3目林業施設災害復旧費の財源組み替えは、災害復旧事業費県補助金の確定による組み替えであります。

12款1項1目の公債費の元金であります。3億9,786万4千円を増額補正いたしました。これにつきましては平成19年度、20年度に借入れをいたしました合併特例事業債を今回繰上償還を行い、次年度以降の財政基盤の強化を図るためのものであります。

2目の利子1千万円の減額につきましては、利子分を精査し減額するものであります。

13款1項基金費につきましては、それぞれ増減した利子分を補正するものであります。

1目財政調整基金費では、今後の財政基盤強化のため1億円を積み立てさせていただくものであります。

42ページをお開きください。

19目佐野實地域振興基金費では、歳入17款1項2目1節指定寄附金でご寄附いただきました2億円を積み立てさせていただくものであります。

以上で議案第29号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

議案第30号および議案第31号の詳細説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（遠藤基君）

議案第30号の詳細説明の前にお手元に配布した正誤表により8ページ、2款1項1目19節の説明欄について訂正させていただきますがよろしくお願いたします。

それでは議案第30号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、主に歳入歳出それぞれについて平成26年度最終決算を見込み、国・県等からの交付金および補助金申請等の状況を勘案しつつ歳入歳出予算を計上させていただきました。

それでは歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

1款1項1目3節介護納付金分現年課税分につきましては、最終調定見込み額に対して徴収率を92.5%試算し108万8千円を減額補正させていただきました。

2目1節医療給付費分現年課税分につきましては、最終調定見込み額に対して徴収率を98.5%と試算し285万1千円を減額いたしました。

2目2節後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、最終見込み額に対して徴収率を98.5%とし82万9千円を減額補正させていただきました。

4款国庫支出金、5款療養給付費交付金、7款県支出金、8款共同事業交付金につきまして

は関係機関への申請および交付決定に基づき所要の予算額を計上させていただき 4 款 1 項 3 目高額医療費共同事業負担金を 2 4 万 4 千円減額。5 款 1 項 1 目療養給付費交付金に 3 6 8 万円の増額。7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金を 2 4 万 4 千円減額。8 款 1 項 1 目高額医療費共同事業交付金を 1 , 8 1 0 万 3 千円減額の補正をさせていただきました。

7 ページをご覧ください。

1 0 款 1 項 1 目一般会計繰入金のうち 1 節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分に 9 3 万 1 千円。2 節保険基盤安定繰入金、保険者支援分に 7 6 万 5 千円。5 節財政安定化支援事業繰入金に 2 1 7 万 6 千円。6 節その他一般会計繰入金のうち重度心身障害者医療費対策費支給事業ペナルティ補てん分に 2 2 9 万 4 千円をそれぞれ増額し、3 節職員給与費等繰入金を 1 1 万 4 千円。その他一般会計繰入金のうち子育て支援医療費支給事業ペナルティ補てん分を 3 0 万円減額させていただきました。これらの補正は年度内の所要額に対する一般会計繰入金の確定に伴ったものであります。

次に歳出を説明いたします。8 ページをお開きください。

2 款保険給付費、3 款後期高齢者支援金等、6 款介護納付金の財源組み替えにつきましては歳入でご説明いたしました補助金及び交付金の補正予算に伴った各歳出科目に対する財源充当による組み替えとなり、財源の内訳は説明欄に記載されたものとなります。

7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金を 9 7 万 7 千円減額し、2 目保険財政共同安定化事業拠出金を 1 , 8 1 4 万 9 千円減額補正させていただきました。この減額補正は国保連合会への拠出金の確定によるものです。

また 1 0 款予備費に 5 3 1 万 3 千円を増額補正したのは国・県等からの交付金や補助金申請等、ならびに一般会計からの繰入金の確定に伴い歳出へ財源充当をした際、生じた一般財源の譲与分を予備費に計上したものであります。

次に議案第 3 1 号 平成 2 6 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては歳入歳出それぞれについて広域連合、ならびに本町において平成 2 6 年度最終決算を見込み予算計上をさせていただきました。

歳入から説明させていただきます。6 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料につきましては、広域連合による最終調定見込み額により現年度分を 2 0 0 万円の減額をいたしました。

2 目普通徴収保険料につきましては、同じく広域連合の最終調定見込みにより現年度分を 6 6 3 万 3 千円の減額となっております。

3 款 1 項 1 目療養費繰入金につきましては、広域連合からの確定見込み額により 7 6 8 万 2 千円の減額です。

2 目事務費繰入金につきましては一般管理費、保健事業費分の減額等によるもので 1 7 6 万 4 千円減額するものです。

3 目保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合からの確定見込み額により 9 5 万 5 千円の増額となります。

5 款 2 項 1 目 1 節健康診査事業費補助金 3 8 万 6 千円を増額させていただきました。この予算は後期高齢者医療制度補助金として広域連合から交付されるもので、本年度の特定健康診査実績により増額補正となりました。

次に歳出を説明します。7ページをご覧ください。

1款1項1目19節を116万3千円減額しました。これは広域連合の実績に伴い後期高齢者医療事務費負担金の減額をしたものであります。

1款3項1目保健事業費において、特定健康診査業務について実績に基づき13節委託料を8万8千円減額し19節その他負担金の特定健康診査等システム負担金は国保連合会への負担金確定に伴い12万7千円減額するものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合の納付金の確定に伴い後期高齢者医療保険料負担金を833万3千円の減額。療養給付費負担金768万2千円の減額。保険基盤安定負担金95万5千円の増額となり総額で1,506万円の減額補正となりました。

3款1項1目保険料還付金につきましては、過年度分の保険料の還付金の実績を見込み30万円減額するものです。

以上で国民健康保険特別会計、後期高齢者特別会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第32号および議案第33号の詳細説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは最初に議案第32号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

まず4ページをお開きください。

繰越明許費についてです。先ほど一般会計補正予算の繰越明許費の説明にもありましたとおり介護保険特別会計への繰出金114万5千円を翌年度に繰り越すというものであります。それと同じ理由によりまして事業費としますと229万円という金額になりますが、この介護保険システム改修業務を翌年度へ繰り越して執行をいたします。制度改正に伴いまして国からの、国のスケジュールの遅れにより年度内に事業が完了できないことが理由であります。

次に、歳入歳出について説明をいたします。7ページをご覧ください。

今回の補正は、平成26年度事業費の実績見込み等を計算したことに基づきまして補正を行うものであります。

まず歳入から説明をいたします。

1款保険料から次のページの8款繰入金までとなりますが、この歳入の補正は歳出の2款保険給付費および5款地域支援事業費の減額に伴い、その財源としてそれぞれ減額するものとなっております。

まず1款1項1目第1号被保険者保険料は1,457万円の減。

4款1項1目介護給付費負担金は1,260万4千円の減。4款2項1目調整交付金。これは第1号被保険者に占める後期高齢者の割合および第1号被保険者の所得の分布状況により市町村間の格差を是正するために交付されるものですが327万9千円の減。それから2目地域支援事業交付金は110万5千円の減。

5款1項1目介護給付費交付金は1,902万円の減。2目地域支援事業支援交付金は79万9千円の減。

6款1項1目介護給付費負担金は871万3千円の減。2項1目地域支援事業補助金は55万3千円の減。

8ページに移ります。

8款1項1目介護給付費繰入金は819万9千円の減。2目地域支援事業繰入金は55万3千円の減。

以上、合計で6,939万5千円の減額となります。

次に9款1項1目繰越金を3,600万円計上いたします。これは歳出の給付準備基金および保険給付費の補正財源に充当いたします。

歳入の補正は以上です。

次に9ページをご覧ください。歳出について説明をいたします。

2款1項介護サービス等諸費につきましても実績見込みに伴う補正であります。1目居宅介護サービス給付費から9目の居宅介護サービス計画給付費まで、それぞれ記載のと通りの減額補正で合計で5,212万3千円の減額であります。

次に2款2項介護予防サービス等諸費についても1目の介護予防サービス給付費から次ページの7目介護予防サービス計画給付費までそれぞれ減額の実績見込みとなり合計1,007万1千円の減額補正であります。

2款4項1目高額介護サービス費、これは同じ月の自己負担額が一定の額を超えた場合、本人の申請を受けて、あとから高額介護サービス費として給付するものですが、これは117万5千円の減額。

2款6項1目特定入所者介護サービス費、これは施設入所者等で所得が低い方に所得に応じて自己負担限度額を超えた部分について保険から給付するものですが、これは221万9千円の減額であります。

次に4款1項1目給付準備基金積立金に3,599万9千円を増額し当初予算の1千円と合わせまして3,600万円を基金に積み立てるものです。この積立金は平成27年度以降の第1号被保険者保険料の軽減のためのもので、必要に応じて取り崩して保険給付等の財源に充当する予定であります。

11ページに移ります。

5款1項1目二次予防事業費は11節消耗品と13節委託料、合わせて275万4千円の減額です。ともに二次予防事業の対象となる高齢者を把握するためのチェックリスト事業に関わる予算です。これまで国が定めました地域支援事業実施要綱において実施が義務付けられていたものであります。昨年の8月、国が費用対効果を考慮した結果、必ずしも行わなくてもよいとの方針に転換し、本町におきましても実施を見合わせることにいたしました。そのための減額であります。

次に2項1目介護予防ケアマネジメント事業費、13節委託料は地域包括支援センター対応システムの改修を行う必要があり9万8千円を増額するものです。

2目任意事業費、12節役務費および20節扶助費、合わせまして115万円の減額は事業実績、あるいは実績見込みによるものです。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わりました。議案第33号 平成26年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について説明をさせていただきます。

やはり今回の補正は平成26年度事業費の実績見込みを計算した結果、補正をするものであ

ります。

6ページをお開きください。

まず歳入ですが2款繰入金の減額です。決算見込みから繰入金は不要と判断し全額を減額するものです。

3款繰越金は89万1千円を今回予算化するものです。

次に7ページに移ります。歳出について説明いたします。

1款1項1目介護予防サービス計画事業費、13節委託料17万円の増額につきましては介護予防サービス計画の作成等に関わる業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託するものです。委託件数の増加により今回追加で補正をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第34号の詳細説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第34号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について詳細説明をさせていただきます。

予算書4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございますが1款1項簡易水道管理費のうち水道管移設補償工事400万円につきましては関連する県工事、旧下部町市之瀬地内農道改良工事が翌年度に繰り越しになるためでございます。

続きまして5ページをお願いいたします。地方債補正であります。

起債の限度額を過疎対策事業債1,550万円。簡易水道事業債9,750万円に設定しておりましたが、建設に関わる事業費の減額により過疎対策事業債を320万円減額し1,230万円。簡易水道事業債を340万円減額し9,410万円。合計660万円減額いたしまして限度額を合計1億640万円とするものでございます。

続きまして8ページをお願いいたします。

2款1項1目簡易水道負担金につきましては加入負担金が74万円の増額。受託工事負担金が県工事に伴う排水管移設工事において移設補償の管の減耗分の減額により520万円の減額。合わせて446万円の減額補正でございます。

4款1項1目簡易水道国庫補助金につきましては事業費の減額に伴い国庫補助金が465万8千円の減額。頑張る地域交付金が20万6千円の減額で合わせて486万4千円の減額でございます。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金につきましては、建設事業費の減額により建設費繰入金金が1,263万4千円の減額でございます。

8款1項1目水道事業債につきましても建設事業費の減額により簡易水道事業債が340万円の減額。過疎対策事業債が320万円の減額でございます。

続きまして予算書9ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道管理費、11節需用費につきましては光熱水費、電気料の280万円の増額補正でございます。

続きまして15節工事請負費につきましては、事業内容の精査により事業費減額となりまし

て680万円の減額補正でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

18節備品購入費につきましては、当初中央監視システム統合工事に伴い携帯電話5台を購入予定でしたが、これを工事費に組み入れたことによる46万円の減額補正でございます。

続きまして2款2項1目簡易水道建設費、工事請負費につきましてはいずれも事業内容精査による減額でございまして合計2,575万7千円の減額でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

19節負担金補助及び交付金165万9千円の増額につきましては中富南部簡易水道、早川橋橋梁添架におきまして、山梨県への橋梁添架の負担金が確定したことによります増額補正でございます。

以上で議案第34号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第35号および議案第36号の詳細説明を求めます。

環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

それでは議案第35号と議案第36号の説明をさせていただきます。

まずはじめに議案第35号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

今回の補正は主に各事業費の精査による補正でございます。

1款1項1目農業集落排水使用料2万7千円の減額。2目小規模集合排水使用料4千円の減額。これらにつきましては、実績見込みによる減額でございます。

2款1項1目農業集落排水事業繰入金14万1千円の減額。2目小規模集合排水事業繰入金6万1千円の減額。3目戸別浄化槽整備事業繰入金106万3千円の減額。これらにつきましては維持管理費公債費の精査による減額であります。

7ページをご覧ください。歳出を説明させていただきます。

人件費にかかる項目につきましては省略させていただきます。

1款1項1目上之平地区維持管理費16万8千円の減額。13節委託料6万円の減額につきましては説明のとおりでございます。27節公課費1万8千円の減額は消費税納付金の実績に伴う減額でございます。

1款2項1目元金につきましては一般会計繰入金の増、使用料収入の減に伴う財源組み替えであります。

2款1項1目北川地区維持管理費6万5千円の減額。13節委託料の各事業の精査による減額でございます。

2款2項1目元金につきましては一般会計繰入金の増、使用料収入の減に伴う財源組み替えでございます。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費106万3千円の減額につきましては8ページの12節役務費90万円の減額であります。これにつきましては浄化槽の汚泥引き抜き手数料の当初111基分を計上いたしましたけども実績によりまして31基分90万円を減額するものであります。

以上で議案第35号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第36号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について詳細説明をさせていただきます。この会計も今回の補正は主に各事業の精査による補正であります。

6ページをお開きください。歳入の説明をさせていただきます。

1款1項1目中富下水道事業分担金20万円は1戸分の追加。3目角打、丸滝下水道事業分担金39万9千円は2戸分の実績に伴いまして計上額1千円との差額分を追加いたします。

4目身延下水道事業分担金96万6千円は6戸分の追加であります。実績に伴いまして計上額との、20万円との差額を追加するものであります。5目下部下水道事業分担金60万円は3戸分の追加であります。合わせて216万5千円の追加補正であります。

2款2項1目中富下水道事業手数料1千円の追加は実績による追加でございます。

3款1項一般会計繰入金につきましては1目から6目までそれぞれの維持管理費、公債費等の精査によりまして、合わせて1,232万7千円を減額するものです。

7ページをご覧ください。

4款1項1目繰越金に前年度繰越金16万2千円の追加補正をいたします。

8ページをご覧ください。歳出を説明させていただきます。

人件費については省略させていただきます。

1款1項1目下水道事業総務費57万6千円の減額。1節報酬につきましては説明のとおりでございます。11節需用費35万円の減額につきましては精査による減額補正であります。

2項1目中富下水道事業維持管理費53万9千8百円の減額。主なものにつきましては11節需用費40万円の減額につきましては電気料と修繕費の精査による減額であります。13節委託料15万6千2百円の減額につきましては、浄化センターの各種維持管理業務の精査による減額であります。27節公課費32万6千8百円の減額につきましては、消費税の納付金でありまして9月補正予算において43万8千2百円を追加補正していただいたところでございますが、この積算の中で中間申告分を重複計上してしまったため、今回その分を減額させていただくものであります。大変申し訳ありませんでした。

2目帯金、塩之沢下水道維持管理費90万7千円の減額。12節役務費27万円の減額につきましては、電気料と汚泥処理手数料の精査による減額でございます。工事請負費50万円の減額につきましては、公共枘設置工事の1カ所分の減額でございます。

3目角打、丸滝下水道事業維持管理費19万8千円の減額につきましては11節需用費3万円の減額。消耗品費の精査による減額。13節委託料10万円の減額につきましては、浄化センター維持管理業務の精査による減額でございます。

4目身延下水道事業維持管理費18万9千4百円の減額につきましては11節需用費50万円の減額で修繕費の精査による減額であります。13節委託料30万円につきましては浄化センター維持管理業務の精査による減額でございます。19節負担金補助及び交付金90万円の減額につきましては、下水道排水設備工事助成金の実績見込みによりまして45戸分90万円を減額するものでございます。

5目下部下水道事業維持管理費10万2千6百円の減額の主なものですが11節需用費55万円の減額につきましては修繕費の減額でございます。13節委託料40万円の減額につきましては維持管理業務の精査による減額補正でございます。合わせて94万2千3百円を減額するも

のであります。

10ページをお願いいたします。

1款3項公債費につきましては1目中富下水道事業元金から9目下部下水道事業元金まで分担金及び使用料、繰越金の収入に伴い一般会計繰入金との財源組み替えでございます。

以上で議案第36号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第37号の詳細説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

それでは議案第37号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第4号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入、2款1項1目青少年自然の里補助金5万4千円減額となりますが、これは体験活動講師報償の減額に伴うものです。

4款1項1目繰入金35万9千円の減額については歳出、総務費中の職員手当等、また運営費中の報償費、原材料費の減額に伴うものです。

次に歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費の14節使用料及び賃借料8万4千円の増額につきましては、土砂除去等の重機借上料を計上いたしております。

2款1項1目体験施設運営費の8節報償費の減額については、講座が当初予定していた回数より減ったことにより講師料が減ったためです。16節原材料費については送水設備の資材購入費が不要になったことによる減額です。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第38号の詳細説明を求めます。

下部支所長。

○下部支所長（遠藤庄一君）

それでは議案第38号 平成26年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、平成26年度事業の精査によるものであります。

それでは6ページをお開きください。歳入からご説明をさせていただきます。

1款1項1目温泉使用料、1節使用料につきましては分湯箇所の休止延長により20万4千円の減額補正であります。

次に歳出について、ご説明いたします。7ページをご覧ください。

1款1項1目温泉管理費、11節需用費は31万1千円の減額であります。需用費のうち消耗品については2万7千円の減額。修繕費については28万4千円の減額補正であります。

12節役務費、通信運搬費については2万3千円の減額補正であります。14節使用料及び賃借料につきましては、事務機器リースの機種変更によるリース料の60万5千円の減額であります。

2款1項1目下部奥の湯温泉事業基金積立金、25節積立金につきましては73万5千円を増額補正し当初予算の106万5千円と合わせて180万円の積み立てとなるものであります。

以上で議案第38号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第39号の詳細説明を求めます。

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

議案第39号 身延町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目一般会計繰入金です。1節一般会計繰入金につきましては15万円減額するものです。これにつきましては、歳出の住宅地造成事業費の防犯灯の電気料でありまして防犯灯の設置につきましては宅地分譲が開始後、早急に行う予定でございましたけれども建物の建設状況を見ながら設置ということになりました。結果、本年3月分の1カ月分の電気料ということになりましたので、不要分の減額ということでさせていただきました。

続きまして2款1項1目不動産売払収入でございます。1節財産収入につきましては8,431万7千円の減額でございます。宅地分譲地売払収入で未契約戸数16戸分につきまして減額をさせていただきました。

続きまして7ページをお開き願いたいと思います。歳出を説明いたします。

1款1項1目一般管理費、28節繰出金につきましては歳入で説明させていただきましたとおり8,431万7千円の減額でございます。これは一般会計の繰出金ということで宅地分譲地売払収入を実績契約戸数に対する残り16戸分について減額を行いました結果ということでございます。

2款1項1目住宅地造成事業費、11節需用費につきましては15万円減額するもので歳入でも説明させていただきましたとおり宅地分譲地内の防犯灯の電気料の不要分ということで減額をさせていただきました。

以上で土地開発事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は14時50分といたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時50分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

- 日程第46 議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算
 日程第47 議案第42号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計予算
 日程第48 議案第43号 平成27年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第49 議案第44号 平成27年度身延町介護保険特別会計予算
 日程第50 議案第45号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計予算
 日程第51 議案第46号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計予算
 日程第52 議案第47号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
 日程第53 議案第48号 平成27年度身延町下水道事業特別会計予算
 日程第54 議案第49号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計予算
 日程第55 議案第50号 平成27年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
 日程第56 議案第51号 平成27年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第57 議案第52号 平成27年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第58 議案第53号 平成27年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第59 議案第54号 平成27年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第60 議案第55号 平成27年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第61 議案第56号 平成27年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第62 議案第57号 平成27年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第63 議案第58号 平成27年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第64 議案第59号 平成27年度身延町西嶋財産区特別会計予算
 日程第65 議案第60号 平成27年度身延町曙財産区特別会計予算
 日程第66 議案第61号 平成27年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
 日程第67 議案第62号 平成27年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の22議案は平成27年度の予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、平成27年度予算案22件について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第41号 平成27年度身延町の一般会計予算についてであります。

平成27年度身延町の一般会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億320万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの限度額は5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当および共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用とする。

次に議案第42号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億436万9千円と定めるものでございます。

次に議案第43号 平成27年度身延町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,461万9千円と定めるものであります。

次に議案第44号 平成27年度身延町介護保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億6,212万円と定めるものでございます。

次に議案第45号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ694万7千円と定めるものであります。

次に議案第46号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億8,961万7千円と定めるものであります。

次に議案第47号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,741万6千円と定めるものであります。

次に議案第48号 平成27年度身延町下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,404万4千円と定めるものであります。

次に議案第49号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,247万5千円と定めるものであります。

次に議案第50号 平成27年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ513万8千円と定めるものであります。

次に議案第51号 平成27年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29万3千円と定めるものでございます。

次に議案第52号 平成27年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ78万9千円と定めるものであります。

次に議案第53号 平成27年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17万1千円と定めるものであります。

次に議案第54号 平成27年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16万7千円と定めるものであります。

次に議案第55号 平成27年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ49万5千円と定めるものであります。

次に議案第56号 平成27年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ26万8千円と定めるものであります。

次に議案第57号 平成27年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ51万9千円と定めるものであります。

次に議案第58号 平成27年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ54万3千円と定めるものであります。

次に議案第59号 平成27年度身延町西嶋財産区特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ46万3千円と定めるものであります。

次に議案第60号 平成27年度身延町曙財産区特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18万5千円と定めるものであります。

次に議案第61号 平成27年度身延町大河内地区財産区特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16万2千円と定めるものであります。

最後は議案第62号 平成27年度身延町下山地区財産区特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ37万8千円と定めるものであります。

平成27年度予算案につきましては以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決いただけますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

議案第41号から議案第50号までの詳細説明を求めます。

なお、配布してあります詳細説明省略議案により議案第51号から議案第62号についての詳細説明は省略します。

議案第41号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算につきまして詳細説明をさせていただきます。

ページを追って歳入歳出を説明させていただきますが昨年と変わっているところ、金額の大きな事業等を中心に説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

まず8ページをお開きください。第2表 地方債であります。

まず過疎対策事業債1億6,820万円ですが西嶋第1橋、榎の木橋橋梁修繕工事に6,300万円。町道田原鴨狩線、町道大道市之瀬線の道路改良に4,450万円。打越隧道修繕、西谷線道路改良に960万円。耐震性貯水槽3基に1,450万円。消防ポンプ車1台、積載車3台に3,660万円をそれぞれ充当するものであります。

次に合併特例事業債1億4,810万円ですが、中山間地域総合整備事業の負担金に4,

980万円。身延町立小中学校後期統合計画に基づきます中学校の統合準備といたしまして身延中学校改修およびスクールバス購入に9,830万円を充当するものです。

次に公共事業等債940万円ですが中山間農地防災事業の負担金に380万円。ため池等整備事業の負担金に560万円充当するものであります。

次に臨時財政対策債3億円であります。それから臨時財政対策債の借り換え分5億6,770万円ですが、平成22年度に5年ごとの利率見直し方式で借り入れたものを27年度に借り換えるものであります。

11ページをお開きください。歳入の説明をさせていただきます。

1款町税につきましては歳入の16.5%を占めています。個人、町民税、納税義務者数の減などにより町民税が890万円の減額。固定資産税が約1,350万円の減額を見込みまして町税は2,160万円余りの減額計上となっております。

同じページの一番下、2款の地方譲与税から13ページの9款地方特例交付金までは国税、町税で徴収いたしました税を一定の割合に基づきまして市町村に交付をしていただけるもので国・県の試算、また26年度の決算見込み等を踏まえまして予算計上をさせていただいたところであります。

10款の地方交付税であります。これにつきましては、27年度から合併算定替えの増額分の縮減が始まりますので前年度よりも1億円を減額いたしております。普通交付税が38億4,200万円。特別交付税が1億5千万円を見込みまして計39億9,200万円となり、歳入全体の構成比率は47.5%となっております。

12款の分担金及び負担金につきましては、それぞれ保育所の保護者負担金や老人福祉施設の入所負担金、また学校給食の負担金等であります。1目民生費負担金の広域入所児童の増員等によりまして前年に比べ230万7千円、2%の増額となっております。

14ページの13款使用料及び手数料につきましては、2目民生使用料の高齢者保養施設使用料が料金改定等により約240万円の増額。6目土木使用料が町営住宅入居者の所得増により約300万円の増額など前年に比しまして576万9千円、7.3%の増となっております。

15ページの14款国庫支出金は1億3,347万5千円、26.4%の増となっております。

1款1目民生費国庫負担金494万8千円の増額ですが、広域入所児童の増員によりまして子どものための教育・保育給付費負担金の増額であります。

16ページをお開きください。

2項1目の総務費国庫補助金482万9千円の増額につきましては、マイナンバー制度に基づきます個人番号カード交付事業費補助金であります。

2目民生費国庫補助金に低所得者と子育て世帯を支援するため交付されます臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金事業費交付金が計上されております。これにつきましては、給付金額や給付対象者の変更によりまして3,463万7千円の減額となっております。

4目の土木費国庫補助金の1億2,143万2千円の増額ですが27年度は西嶋第一橋、榎の木橋修繕工事、田原鴨狩線道路改良工事等によりまして社会資本整備交付金が増額となるものであります。

17ページをご覧ください。

15款の県支出金は1億2,779万2千円、21.8%の減となっております。

1項1目の民生費県負担金の623万円の増額は、先ほど説明いたしました14款1項国庫負担金と同じく広域入所児童の増員によるものであります。

2項1目総務費県補助金1,208万4千円の増額は、地籍調査費補助金の増額によるものであります。

2目民生費県補助金1億2,382万4千円の減額は、26年度に計上されておりました身延山福祉会のサテライト型特別養護老人ホームの建設に対します補助金1億1,500万円の減額が主な理由であります。

18ページをお開きください。

3目衛生費県補助金2,218万1千円の減額につきましては、26年度に計上されておりました身延福祉センターに太陽光パネル蓄電池等を設置する補助金2,160万円減額をしたものでございます。

4目農林水産業費県補助金1,480万5千円の増額は、19ページの農村地域防災減災事業補助金および多面的機能支払交付金事業費補助金の増によるものであります。

5目土木費県補助金780万円の減額は山梨県景観モデル事業の減によるものであります。

3項1目総務費県委託金194万3千円の増額は、2節統計調査費委託金に5年に一度行われます国勢調査の委託金が増額となったことによるものであります。

20ページをお開きください。

16款財産収入は96万9千円、11.6%の増となっております。1項1目1節財産貸付収入89万1千円の増額は旧豊岡小学校の貸付収入の増が主な理由であります。

21ページをご覧ください。

18款1項4目佐野實地域振興基金繰入金2千万円につきましては、定住促進支援や子育て支援に活用してほしいというご親族のご意思に基づきまして歳出、3款2項1目児童福祉総務費の20節子育て支援医療助成費へ充当をさせていただくものであります。

22ページをお開きください。

20款4項1目雑入201万3千円の増額につきましては、下田原簡易郵便局の開設に伴います1節簡易郵便局事務取扱交付金の増であります。

次に歳出の説明をさせていただきます。24ページをお開きください。

歳出の1款1項1目議会費107万円の増額につきましては、議員年金廃止に伴います掛金減額分を町が負担することによりまして4節が増額となるものであります。

ちょっと飛びますけれども31ページをお開きください。

2款1項4目企画費3,725万8千円の増額につきましては人件費の増額と32ページ、13節が第2次身延町総合計画策定業務、身延町まち・ひと・しごと計画策定業務、国土利用計画策定業務等により増額したことによるものであります。

35ページをお開きください。

7目バス運行対策費782万円の増額は、現在1台の車両により運行しております下部地区のデマンド交通を住民の皆さまの要望にお答えして、27年度から1台を追加し2台で運行することとしたことによりまして19節の増額であります。

8目諸費1,009万5千円の増額につきましては36ページ、15節波高島駅公衆便所新築工事により増額したことによるものであります。

2項1目税務総務費821万9千円の増額につきましては、人件費の増額によるものであり

ます。

38ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費569万2千円の増額は19節のマイナンバー制度に伴います通知カードおよび個人番号カード関連事務交付金の増であります。

39ページの4項選挙費につきましては、27年度中に執行予定の3目山梨県議会議員選挙費が計上をされております。

40ページをお開きください。

5項2目指定統計調査費679万7千円の増額につきましては5年ごとに実施されます国勢調査にかかる経費の増額であります。

41ページをお開きください。

7項1目地籍調査費1,328万1千円の増額は、調査面積等の増による増額であります。

45ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費1,523万7千円の減額につきましては47ページ、28節の国民健康保険特別会計繰出金の法定外繰出金が減額したことによるものであります。

3目高齢者福祉費1億2,837万6千円の減額は48ページ、19節が26年度に計上されておりました身延山福祉会のサテライト型特別養護老人ホーム建設に対する補助金1億1,500万円減額したことが主な理由でございます。28節3億3,163万5千円は、介護保険特別会計と介護サービス事業特別会計への繰出金であります。

4目老人医療費の28節は後期高齢者医療特別会計への繰出金3億2,451万9千円であります。

5目障害福祉費、50ページの28節は国民健康保険特別会計繰出金ですが重度心身障害者医療費が窓口無料方式から自動還付方式へ変更されたことに伴い、ペナルティ部分の繰り出しが減額となったものであります。

51ページをご覧ください。

7目臨時福祉給付金事業費2,955万8千円の減額につきましては、給付金額の変更等による減額でございます。

52ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費2,105万6千円の増額は人件費の増額、53ページの15節の増額、20節の子育て支援医療助成費の対象者を15歳から18歳まで拡充することに伴う増額であります。

なお、この子育て支援医療助成費3,900万円の財源といたしまして佐野實地域振興基金繰入金2千万円を充当させていただきます。

28節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金であります。

2目児童措置費629万5千円の減額につきましては、54ページの20節が児童手当の支給対象者減により減額するものであります。

3目常葉保育所費から59ページ、6目静川保育所費まで各保育所費の運営経費をそれぞれ計上させていただいております。

60ページをお開きください。

7目子育て世帯臨時特例給付金事業費495万2千円の減額は、給付対象世帯要件の見直し等による減額でございます。

8目特定教育・保育施設費につきましては、民間保育所費が子ども・子育て支援法により名称が変更となったものであります。

62ページをお開きください。

4款1項2目予防費、63ページの19節に飯富病院の起債償還分の負担金5,270万6千円と飯富病院の普通交付税再配分として本町の交付税へ一括で交付されてまいります早川町分2,718万円を計上しております。

65ページをお開きください。

5目環境衛生費2,130万5千円の減額につきましては、15節に26年度計上されておりました身延福祉センターの太陽光パネル蓄電池設置経費が減額したことによる減額でございます。

66ページをお開きください。

6目保健センター費210万1千円の減額は15節に26年度計上されておりましたすこやかセンター第2駐車場の工事費が減額したことによる減額でございます。

67ページ、4款2項1目清掃総務費の68ページ、19節に峡南衛生組合の負担金が計上されております。

3項1目簡易水道運営費4,818万6千円の減額につきましては、26年度に計上されておりました13節の簡易水道変更認可図書作成業務の減、28節の簡易水道事業特別会計繰出金の減額等によるものでございます。

69ページをご覧ください。

5款1項1目労働諸費の1,088万6千円の減額につきましては、緊急雇用創出事業の減によるものでございます。

74ページをお開きください。

6款1項4目農業土木費906万8千円の増額は75ページ、13節の西嶋八日市場排水機場機能診断業務委託料が増額したことによるものでございます。

79ページをお開きください。

7款2項1目観光費849万円の増額は80ページ、11節の印刷製本費の増、13節の観光案内所業務委託料の増額等でございます。

82ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費975万7千円の増額は、83ページの13節橋梁点検法に基づく橋梁点検業務委託料94橋分の増額であります。

84ページをお開きください。

2項2目道路新設改良費1億6,053万9千円の増額につきましては85ページ、13節の増額および15節に道路ストック修繕計画に基づきます西嶋第一橋、榎の木橋の修繕工事、打越隧道修繕工事、町道田原鴨狩線道路改良工事等が増額したことによるものであります。

86ページをお開きください。

4項1目都市計画総務費1,560万円の減額につきましては、26年度に計上されておりました19節の身延町景観づくり事業補助金1,560万円の減額によるものであります。

5項1目住宅管理費2,048万8千円の増額につきましては87ページ、15節の上沢北団地屋上防水改修工事、西嶋団地外壁改修工事、市路団地解体工事等により増額したものであります。

88ページをお開きください。

6項1目下水道総務費、28節に下水道事業特別会計および農業集落排水事業等特別会計への繰出金が4億192万9千円予算計上をされております。

9款1項1目非常備消防費3,521万3千円の増額につきましては90ページ、18節が消防ポンプ車1台、消防積載車3台の購入により増額となるためでございます。

91ページをご覧ください。

2目消防施設費の15節に耐震性貯水槽設置工事費を計上しております。これは身延地区元町地内に40立方メートル級貯水槽を1基、三沢地区勝坂地内に60立方メートル級貯水槽を1基、中富地区中山地内に60立方メートル級貯水槽を1基、計3基分であります。

3項1目防災費6億4,446万3千円の減額につきましては、15節に25年度と26年度の継続事業として計上されておりました防災行政無線デジタル化更新事業の完了に伴い減額となったものであります。

93ページをお開きください。

10款1項1目教育委員会費1,763万1千円の増額につきましては94ページ、19節が中学校の統合にかかります中学校閉校行事等補助金、1校400万円の4校分1,600万円により増額となったことによるものであります。

96ページをお開きください。

2項1目学校管理費ですが、各小学校共通する管理経費を計上しております。

97ページをご覧ください。

2目久那土小学校管理費から102ページの8目大河内小学校管理費まで、それぞれ各小学校の維持管理にかかる費用を予算計上させていただいております。

103ページ、9目教育振興費から107ページ、16目大河内小学校教育振興費までそれぞれ各小学校の子どもたちへの教育振興にかかる予算を計上させていただいておりますが27年度は教科書改訂に伴う教師用指導書購入により、それぞれ増額をしているところであります。

108ページの3項中学校費であります。1目学校管理費には各中学校が共通する管理経費を計上しております。27年度は中学校の統合準備のための予算を計上いたしました。

109ページの13節に身延中学校改修工事設計業務委託料および管理業務委託料、15節に身延中学校改修工事、18節にスクールバス3台の購入費等を計上することにより1億4,520万3千円の増額となっております。

110ページの2目久那土中学校管理費から112ページの5目身延中学校管理費までには各中学校の管理にかかる費用が計上をされているところでございます。

113ページの6目教育振興費から115ページの10目身延中学校教育振興費までに各中学校の生徒にかかる教育振興費が予算計上をされているところでございます。

116ページをお開きください。

10款4項1目社会教育総務費の118ページ、28節1,182万円は青少年自然の里特別会計繰出金であります。

2目公民館費から120ページの5目中富総合会館管理費には、各社会教育施設等の管理運営にかかる費用が計上されております。

121ページをご覧ください。

5項文化振興費には文化財の保護管理経費および各社会文化施設等の管理運営費にかかる費用が予算計上をされているところでございます。

130ページをお開きください。

6項保健体育費には各種スポーツ振興経費、小中学校の給食費に関する経費および各体育施設等の管理運営経費がそれぞれ予算計上をされているところでございます。

136ページをお開きください。

12款1項1目元金でございますが、借り入れました起債の元金分を償還していくものでございます。この元金の中に約6億円弱の借り換え債分が含まれております。平成22年度に5年利率見直しで借り入れました臨時財政対策債6億4,030万円が5年経過するため、27年度に借り換えを行うものでございます。

13款1項の基金費につきましては、各基金の運用により発生いたします利子分を各基金へ積み立てするものでございます。

非常に雑駁な説明で大変恐縮ですが以上で議案第41号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

議案第42号および議案第43号の詳細説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（遠藤基君）

それでは議案第42号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

歳入予算から説明させていただきます。8ページをお開きください。

1款の国民健康保険税につきましては平成26年11月末の調定額をもとに算出し、一般および退職の現年課税分は徴収率を94%とし被保険者数の減少率を乗じて算出いたしました。また滞納繰越分につきましては一般分の徴収率を10%、退職分の徴収率として医療給付費分を7%、後期高齢者支援分を5%、介護給付金分を3%として算出しました。その結果、1目一般被保険者国民健康保険税の予算額は4億1,027万5千円となり、2目退職被保険者等国民健康保険税の予算額は2,326万7千円の計上となりました。

9ページをご覧ください。

4款国庫支出金から10ページ、8款共同事業交付金につきましては県ならびに国保連合会等からの基礎数値や事業費見込みに補助率や負担率等を乗じた金額を予算計上させていただきました。

10ページをご覧ください。

8款共同事業交付金については、平成24年度の制度改正により平成27年度から算出方法が大きく変わったのでご説明いたします。

改正があったのは2目保険財政共同安定化事業交付金であります。そもそも保険財政共同安定化事業は高額医療費の発生による影響を緩和するための事業であり、保険者間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため平成18年10月に創設された事業です。従来は全一般被保険者レセプト1件あたり30万円から80万円未満の医療費をもとにして算出基準により各保険者が連合会に拠出し、集まった拠出金は国が定めた算出基準をもとに毎月の医療費実績により交付金として交付されておりました。

今回の改正では今まで30万円からだったものが1円から80万円までのすべての一般被保険者レセプトを対象としたため本年度予算額は4億4,162万円となり前年度より2億1,137万3千円の増額となったところでございます。

11ページをご覧ください。

10款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては保険税軽減分に対し県が4分の3、町が4分の1負担する中で一般会計より国保会計に繰り入れるもので、平成26年度実績に基づき6,872万8千円の予算計上です。

2節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費で補てんするもので国が2分の1、県と町でそれぞれ4分の1ずつ負担することになっており、本年度は1,572万5千円の予算計上です。

3節職員給与費等繰入金は歳出予算の1款総務費に充当するもので3,426万3千円を予算計上させていただき、職員人件費としては4名分を見込んでおります。

4節につきましては、出産育児一時金繰入金で10名分の費用額に対して3分の2の額、280万円を予算計上させていただきました。

5節につきましては、財政安定化支援事業繰入金4,139万4千円の予算計上です。これは低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど保険者の責めの帰さない財政事情に着目した一般会計からの補てん金です。

6節につきましては、その他一般会計繰入金として550万9千円の予算計上です。説明欄のその他279万1千円の内訳は特定健診等データ管理システム手数料73万2千円。レセプト点検員委託料198万2千円。保健事業委託料7万6千円となります。

11款1項2目その他繰越金に5千万円を予算計上いたしました。これは平成26年度の決算を見込み、所要の繰越金が見込めることから平成27年度の歳入財源といたしました。

続いて歳出予算を説明させていただきます。13ページをお開きください。

1款1項1目2節から4節までは職員4名分の人件費ですので詳細は省かせていただきます。

13節につきましては、レセプト等の電算処理委託および電算システムの保守点検委託で327万7千円の予算計上です。

14ページをお開きください。

2款1項療養諸費から15ページ、2項高額療養費については平成26年度実績をもとに算出した金額となっております。

16ページをお開きください。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節には支払基金から示された金額となり2億1,622万3千円を予算計上いたしました。歳出の根拠は医療保険加入者1人当たりの支援金と被保険者数等によるものであります。

4款前期高齢者納付金等から17ページ、6款介護納付金については支払基金の納付金となっており予算額については基金からの通知に基づきそれぞれ予算計上させていただきました。

17ページをご覧ください。

7款共同事業拠出金につきましては、総額4億3,480万4千円を計上させていただきました。特に1項1目高額医療費共同事業費拠出金3,961万7千円はレセプト1件当たり80万円を超える医療費が対象となり算出されております。

また1項2目保険財政共同安定化事業拠出金3億9,518万4千円は、歳入でご説明いた

しましたように制度改正により本年度から1円から80万円までの全レセプトの医療費の対象として算出したものであり前年度に比べて1億9,060万8千円増加したことになります。

8款1項1目特定健康診査等事業費につきましては1,671万9千円を予算計上いたしました。主な事業内容としては特定健康診査、特定保健指導や禁煙対策事業、特定保健指導対象者に対する運動施設利用料補助等でございます。

2目保健衛生普及費につきましては354万7千円を予算計上いたしました。主な事業内容としましてはジェネリック医薬品通知発送業務7万2千円。医療費通知作成委託料61万2千円。レセプト点検業務委託料198万3千円であります。また本年度は保険者主催の保健事業としてノルディックウォーキング講習会を開催したいと思っております。その講師派遣等委託料として7万6千円を予算計上いたしました。

次に議案第43号 平成27年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

歳入の保険料につきましては、広域連合からの資料により予算計上いたしました。

1款1項1目特別徴収保険料、1節につきましては1億465万3千円を予算計上いたしました。

2目普通徴収保険料、1節現年度分につきましては3,126万円を予算計上いたしました。2節過年度分につきましては、平成27年度への滞納繰越分を見込んで95万3千円を予算計上させていただきました。

2款1項手数料は科目設定です。

3款1項1目療養費繰入金につきましては、広域連合による基礎数値の12分の1を療養費の町負担繰入金として計上し、予算は2億3,513万7千円となりました。

2目事務費繰入金につきましては、保健事業費分および広域連合で示された共通経費を均等割、総人口割、広域高齢者人口割で算出した金額として2,557万7千円を予算計上させていただきました。

3目保険基盤安定繰入金につきましては低所得者に対する軽減措置分であり県が4分の3、町の4分の1負担するもので一般会計からの繰入金6,380万5千円となっております。

5款2項1目1節健康診査事業費補助金293万円は、特定健康診査事業に対する広域連合からの補助金となります。

2節雑入30万円は、保険料の過年度還付金を広域連合が歳出財源として負担するものであります。

歳出予算を説明させていただきます。8ページをご覧ください。

人件費については詳細を省かせていただきます。

1款1項1目12節通信運搬費は保険証更新の郵送料として125万円を予算計上させていただきました。また手数料は後期高齢者医療標準システム窓口端末設置手数料として23万3千円を計上いたしました。

19節その他負担金1,229万9千円は、広域連合への共通経費等に対する負担金となっております。

2項1目徴収費は保険料徴収事務として56万円を計上いたしました。

3項1目保健事業費、13節の委託料につきましては特定健診の委託料で960人分の予算

計上となっております。

9ページをご覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節につきましては広域連合への納付金であり歳入予算で計上してあります保険料および療養費、保険基盤安定負担金の金額で総額4億3,580万8千円を予算計上させていただきました。

3款1項1目保険料還付金、23節につきましては過年度において所得の修正申告等により保険料が変更になり還付が生じた場合の予算として30万円を予算計上させていただきました。

以上で国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の当初予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第44号および議案第45号の詳細説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第44号 平成27年度身延町介護保険特別会計予算について説明させていただきますが科目設定のための節や金額の少ない節、人件費につきましては説明を省略させていただきます。

8ページをご覧ください。

はじめに歳入です。1款1項1目第1号被保険者保険料、これは65歳以上の被保険者保険料にあたりますが1節が特別徴収保険料、2節が普通徴収保険料、3節が滞納繰越分の保険料であります。それぞれ年度内の人口移動や収納率等を考慮いたしまして総額3億9,863万2千円を計上いたしました。

なお、平成27年度からこの第1号被保険者保険料の負担割合が現行より1%上昇いたしまして22%ということになっております。

次に4款1項1目介護給付費負担金、1節現年度分ですが保険給付費の総額に国の負担割合であります施設サービスにつきましては15%、その他のサービスにつきましては20%という負担割合になっておりますが、この割合を乗じて得た金額、1節につきましては3億8,298万円を見込みました。

2項1目調整交付金であります、保険給付費総額の9%を見込んで1億9,513万8千円を計上いたしました。

2目1節地域支援事業交付金ですが介護予防事業費の25%、125万1千円。それから2節の包括的支援事業・任意事業交付金は歳出の包括的支援事業・任意事業費の39.5%にあたります1,465万2千円を計上いたしました。

次に5款1項1目介護給付費交付金、1節の現年度分ですがこれは40歳から64歳の第2号被保険者の保険料で保険給付費総額の28%、6億709万7千円を計上いたしました。

なお、この負担割合28%ですが現行は29%でありまして1%減じております。

9ページに移ります。

2目地域支援事業支援交付金は介護予防事業費の28%、140万1千円を計上いたしました。

6款1項1目介護給付費負担金、1節現年度分ですが保険給付費見込み総額に県の負担割合であります施設サービスにつきましては17.5%、その他のサービスにつきましては12.

5%を乗じまして3億2,168万5千円を計上してあります。

2項1目地域支援事業補助金、1節の介護予防事業補助金は介護予防事業費の12.5%、62万5千円を、また2節の包括的支援事業・任意事業補助金は19.75%、732万6千円をそれぞれ計上いたしました。次に8節ですが一般会計からの繰入金です。

1目介護給付費繰入金は保険給付総額の12.5%、2億7,102万5千円を見込みました。

2目1節介護予防事業繰入金は事業費の12.5%、62万5千円を、2節の包括的支援事業・任意事業費繰入金は事業費の19.75%、732万6千円をそれぞれ計上いたしました。

3目その他一般会計繰入金につきましては1節で介護保険担当職員3人分の人件費2,280万8千円。2節で介護保険の事務費分として2,853万7千円を計上いたしました。これらは歳出1款の財源に充当いたします。

10ページに移ります。

9款繰越金は100万円を見越しました。

11款1項1目、これは廃目となります。

続きまして歳出について説明をいたします。11ページからとなります。

1款1項1目8節報償費につきましては、介護保険運営協議会委員10人分の報償費で4回の会議を予定して見積もっております。11節、12節につきましてはそれぞれ説明欄に記載の内容であります。14節も同じです。18節備品購入費ですが17万5千円、パソコンのプリンターの更新費用です。それから19節負担金補助金及び交付金は峡南広域行政組合の負担金で均等割、人口割、申請者割等で峡南5町でそれぞれ負担をしよう内容となっております。身延町の負担分が1,316万4千円となります。

12ページに移ります。

1款2項1目介護認定審査会費は峡南広域行政組合への負担金で介護保険認定審査会運営費負担金といたしまして、認定調査費や主治医意見書作成費等1,203万2千円を負担いたします。

続きまして2款は保険給付費で保険者としての負担金です。平成27年度の各費目の予算額は平成26年度の決算見込み額と過去の実績額の推移等を勘案して計上したものです。

1項介護サービス等諸費は要介護1から5と認定された方の給付費で、1目の居宅介護サービス給付費から13ページ、10目の特例居宅介護サービス計画給付費までの負担金合計19億5,575万9千円を見込みました。

2項介護予防サービス等諸費は要支援1、要支援2と認定された方の給付費で1目の介護予防サービス給付費から14ページ、8目特例介護予防サービス計画給付費までの合計6,159万2千円を見込みました。

3項その他諸費、1目審査支払手数料は国民健康保険団体連合会へ支払う手数料で273万4千円を見込みました。

4項高額介護サービス等費は1目と2目合計で4,040万1千円を見込んでいます。

5項高額医療合算介護サービス等費は1目と2目合計で552万6千円を見込みました。この費用は介護と医療の自己負担の合計額が一定の限度額を超えたときに、その超えた分があとから給付されるというものです。

15ページの6項です。6項の1目特定入所者介護サービス費から4目の特定入所者介護予

防サービス費につきましては1億219万2千円を計上いたしました。特定入所者介護サービス費は施設サービスや短期入所サービスを利用したときの費用で、町民税世帯非課税などの所得の低い方に対しまして居住費と食費の負担を軽くするため一定の負担限度額を設定し、これを超えた分を保険給付する内容のものであります。

続きまして16ページに移ります。

5款地域支援事業費、1項1目二次予防事業費につきましては65歳以上で生活機能が低下し、このままでは近い将来、介護が必要になる恐れがある高齢者に対して予防事業を実施する費用を計上しております。8節報償費3万6千円は二次予防高齢者筋力トレーニング事業の講師への報償であります。13節委託料は二次予防高齢者筋力トレーニング事業の委託費で、平成27年度は3会場におきまして各40回の教室を予定しております。

次に2目一次予防事業費は65歳以上の元気な高齢者で、将来介護が必要とならないよう予防するための事業を行う費用であります。8節報償費38万1千円は生きがいデイサービス施設や各集落で行う予防事業の講師への謝礼であります。13節委託料90万1千円の内訳は記載のとおりであります。説明欄に記載のとおりであります。

17ページに移ります。

5款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業、1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては福祉保健課在宅支援担当職員4名の人件費および地域包括支援センター運営経費であります。8節報償費20万8千円は研修会講師謝礼、それと成年後見制度利用支援事業における後見人等の報酬に対する助成費用を計上しております。

18ページをご覧ください。

2目任意事業費は在宅での介護を支援する事業が主なものであります。20節扶助費308万円の内訳は介護用品等補助として153万円。在宅の寝たきり高齢者等の介護者への見舞金として、お一人年額5万円ですが155万円を見込んでおります。

次に6款1項1目ですが、これは平成27年度に向けては廃目ということになります。

以上が議案第44号についての説明であります。

続きまして議案第45号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計予算について説明をいたします。

6ページをお開きください。

1款サービス収入、1項1目1節介護予防サービス計画費収入は介護度が要支援1、または要支援2と認定された方の介護予防サービス計画の作成料で563万1千円を計上しました。これは新規の計画作成費用と継続の作成費用の単価は異なりますが、新規のケースを1月あたり6件、継続ケースを1月あたり103件と見込んで見積もった数字となっております。

次に2款1項1目一般会計繰入金131万4千円は、介護予防サービスの事務費への一般会計からの繰入金であります。

続きまして歳出であります。7ページをご覧ください。

1款1項1目介護予防サービス計画事業費、4節、7節につきましては臨時職員の人件費2人分を予定しております。11節の消耗品につきましては参考図書購入費を見込んでおります。

13節委託料91万7千円につきましては、介護予防サービス計画の作成等に関わる業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託するための費用でありまして、新規ケースを1月あたり2件、継続ケースを1月あたり15件見込んで見積もった数字となっております。

以上で議案第44号および第45号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第46号の詳細説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第46号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

第2表の地方債でございますが簡易水道建設費の財源に充てるため、簡易水道事業債を1億2,840万円。過疎対策事業債、同じく1億2,840万円。計2億5,680万円を計上いたしました。

それでは歳入から説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道使用料につきましては1節現年度分といたしまして2億800万円。2節過年度分といたしまして70万4千円の計2億870万4千円を計上いたしました。

4款1項1目簡易水道国庫補助金でございますが、平成27年度建設事業といたしまして下部簡水、中富南部簡水、中富西部簡水、中富北部簡水、大城簡水、身延中央簡水と6事業を予定してございます。その合計の国庫補助金額が1億7,646万8千円でございます。

続きまして5款1項1目簡易水道一般会計繰入金でございますが1節水道事業費繰入金につきましては総務費繰入金が3,466万5千円。建設費繰入金が3,356万7千円。計6,823万2千円でございます。2節公債費繰入金につきましては2億7,924万円を計上いたしました。

8ページをお願いいたします。

8款1項1目水道事業債でございますが、先ほども地方債でご説明したとおり簡易水道事業債、過疎対策事業債、おのおの1億2,840万円ということで計2億5,680万円を計上いたしました。

続きまして歳出をご説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道管理費でございますが2節、3節、4節は人件費ですので省略させていただきます。

7節賃金でございますが、これは水道検針員15名の賃金でございます。

8節報償費のうち水質検査員報償につきましては毎日検査員19名の報償費でございます。

11節需用費につきましては水道施設の維持管理費に伴うものでございまして、消耗品につきましては塩素滅菌剤等、燃料費につきましては公用車4台分、印刷製本費につきましては水道検針票等でございます。あと光熱水費につきましては電気料、修繕費につきましては各施設の修繕費ということで2,675万5千円ということで、需用費総額7,121万9千円を計上いたしました。

続きまして12節役務費でございますが、通信運搬費といたしまして遠方監視システムに伴う専用回線の使用料でございます。手数料につきましては口座振替の手数料でございます。自動車損害保険料につきましては、公用車の損害保険料でございます。その他の保険料といたしまして検針員15名分の傷害保険として計上させていただきました。

13節委託料につきましては各施設の維持管理に伴う委託料でございます、内容につきましては記載のとおりで今年度2,703万1千円を計上させていただきました。

10ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、使用料につきましては三保簡易水道、市川三郷町からの受水に伴う使用料と、あと中央監視システムの統合に伴い遠方監視のセンター利用等の計158万9千円の計上でございます。賃借料につきましては、町内19施設の水道施設の用地の賃借料でございます。

15節工事請負費につきましては、今年度量水器取替工事といたしまして1,290万円を計上させていただきました。

19節負担金補助及び交付金につきましては、その他の負担金といたしまして三保簡易水道の市川三郷町への建設分担金でございます。

なお、水道使用料に伴う計算センターの水道システム負担金として265万5千円を計上させていただきました。

27節公課費につきましては、うち消費税600万円につきましては27年度納付予定額でございます。

続きまして2款1項1目一般管理費につきましては、これは主に水道の総務担当の人件費でございます。

11ページをお願いいたします。

2款2項1目簡易水道建設費でございますが、13節委託料につきましては27年度下部簡水、大城簡水、身延中央簡水、中富西部簡水、中富北部簡水の委託料を予定してございます。

なお、委託内容につきましては記載のとおりでございます。

15節工事請負費、27年度3億7,285万7千円を計上させていただきました。

12ページをお願いいたします。

建設につきましては下部簡水、中富南部簡水、中富北部簡水、大城簡水、身延中央簡水の5事業を予定しております。工事内容につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

17節公有財産購入費113万4千円につきましては、大城簡易水道の湯平角野地区供給のための配水池建設に伴う用地取得費でございます。

3款1項1目元金につきましては、23節償還金利息及び割引料につきましては、27年度元金償還といたしまして2億5,143万9千円。2目の利息といたしまして5,985万1千円を計上させていただきました。

以上、雑駁ですが議案第46号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第47号および議案第48号の詳細説明を求めます。

環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

それでは議案第47号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。それでは歳入から説明させていただきます。

1款1項1目農業集落排水使用料133万1千円は、現年分と過年度分の上之平地区39世

帯分の使用料です。

2目小規模集合排水使用料52万1千円も北川地区15世帯分の使用料です。

3目戸別浄化槽整備事業使用料408万円も同じく市町村設置型浄化槽111基分の使用料でございます、合わせて593万2千円を計上いたしました。

2款1項1目農業集落排水事業繰入金に878万1千円。2目小規模集合排水事業繰入金に478万5千円。3目戸別浄化槽整備事業繰入金に781万6千円。4目予備費繰入金に10万円。合わせて2,148万2千円を計上いたしました。これは各事業の維持管理費、公債費等の財源に充てるものでございます。

3款1項1目、4款1項1目につきましては記載のとおりでございます。

7ページをご覧ください。次に歳出を説明させていただきます。

1款1項1目上之平地区維持管理費に403万9千円を計上いたしました。主に職員の人件費のほか処理施設およびポンプ施設にかかる維持管理経費でございます。

2項公債費、1目元金、2目利子につきましては長期債の償還金で併せて607万4千円を計上いたしました。

8ページをお開きください。

2款1項1目北川地区維持管理費に113万6千円を計上いたしました。ここも処理施設およびポンプ施設にかかる維持管理経費でございます。

2項公債費、1目元金、2目利子につきましても長期債の償還金で合わせて417万円を計上いたしました。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費に894万3千円を計上いたしました。ここも職員の人件費のほか、市町村設置型浄化槽111基分の浄化槽施設にかかる維持管理経費でございます。

9ページをご覧ください。

3款2項公債費、1目元金、2目利子につきましても長期債の償還金で合わせて295万4千円を計上いたしました。

4款1項1目予備費として10万円を計上いたしました。

以上が議案第47号の詳細説明とさせていただきます。

続きまして議案第48号 平成27年度身延町下水道事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目中富下水道事業分担金から3目角打、丸滝下水道事業分担金に科目設定として各1千円。4目身延下水道事業分担金に5世帯分の100万円。5目下部下水道事業分担金に1世帯分の20万円。合わせて120万3千円を計上させていただきました。

2款1項1目中富下水道事業使用料に現年分と過年分を合わせて3,528万1千円、1,002世帯分の使用料でございます。2目帯金、塩之沢下水道事業使用料に同じく585万2千円、166世帯分の使用料でございます。3目角打、丸滝下水道事業使用料に同じく921万2千円、274世帯分の使用料でございます。4目身延下水道事業使用料に同じく1,376万1千円、391世帯分の使用料です。5目下部下水道事業使用料に同じく170万1千円、51世帯分の使用料の合わせて6,580万7千円を計上いたしました。

7ページをご覧ください。

2款2項手数料につきましては記載のとおりでございます。

3款1項一般会計繰入金につきましては1目から6目まで各事業の維持管理費、公債費等に充てるための財源として3億8,044万7千円を計上いたしました。

4款1項1目繰越金に1千円を計上いたしました。

8ページをお開きください。

5款1項1目雑入、1節消費税還付金に1千円。2節雑入1,657万9千円は説明のとおりであり、合わせて1,658万円を計上いたしました。

9ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

1款1項1目下水道事業総務費に19万6千円増の1,415万1千円を計上いたしました。

10ページをお開きください。

1款2項1目中富下水道事業維持管理費に3,818万7千円増の8,112万円を計上させていただきました。増額の主なものにつきましては職員の人件費、11節需用費中の修繕費、15節工事請負費で八日市場地内国道52号、下水道管渠移設工事などございまして28節公課費の消費税は、前年度の実績に伴いまして計上させていただきましたものでございます。

11ページにいきまして2目帯金、塩之沢下水道事業維持管理費に583万1千円減額の1,508万9千円を計上いたしました。減額の主なものにつきましては11節需用費中の修繕費、12ページの15節工事請負費等の減額によるためでございます。

3目角打、丸滝下水道事業維持管理費に209万1千円増額の1,983万7千円を計上いたしました。増額の主なものは職員人件費、需用費中の修繕費等の増額によるものであります。

13ページをご覧ください。

4目身延下水道事業維持管理費に148万2千円減額の2,554万3千円を計上いたしました。

14ページへいきまして5目下部下水道事業維持管理費に1,769万2千円を計上いたしました。

15ページにいきまして、維持管理費の計に総額1億5,928万1千円を計上いたしました。1目から5目までの維持管理につきましては、人件費のほか処理場施設やマンホールポンプ等の維持管理にかかる経費を計上いたしました。

1款3項公債費であります。1目中富下水道事業元金から16ページの10目下部下水道事業利子まで、それぞれの建設事業の長期債にかかる元金および利子の償還金で合わせて2億9,011万2千円を計上いたしました。

2款1項1目予備費として50万円を計上いたしました。

以上で議案第47号と議案第48号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

議案第49号の詳細説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

それでは議案第49号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計について、詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入の説明をいたします。

1 款 1 項 1 目施設使用料については陶芸、和紙等体験活動およびちょっと体験講座等の主催事業と食堂の利用料となっております。

2 款 1 項 1 目青少年自然の里補助金については歳出の運営費の体験活動費事業中、報償費等の対象事業費に対しまして県から2分の1の補助金を受けるものです。

3 款 1 項 1 目山梨県青少年自然の里委託金については、町が県から指定管理を受けて管理運営を行っておりますが、本年度の事業計画に伴う経費として県との協議により決定された委託金であり県施設の管理費、指導担当3名の人件費および食堂事業費等にかかるものです。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、施設運営にあたり職員1名分の給料等人件費および町分の施設維持管理にかかる経費の一部を一般会計から繰り入れるものです。

次に、歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費、2 節給料、3 節職員手当等につきましては職員1名分の人件費です。

4 節の共済費につきましては職員1名の共済組合負担金、指導員3名、管理員1名、事務補助員1名の社会保険料、雇用保険料の事業主の負担分です。

7 節賃金につきましては指導員、管理員、事務補助員の臨時職員5名分の賃金を計上してあります。その他賃金につきましては、周辺施設整備管理員賃金と夏休み期間中の繁忙期のアルバイトの賃金であり、これらは県からの委託金対象経費となっております。

8 節報償費は、県委託事業の講師謝礼等です。

9 節旅費につきましては、職員研修旅費です。

1 1 節需用費中、修繕費100万1千円につきましては給水設備および貯水槽法定検査時の指摘事項にかかる修繕費を計上してあります。

1 2 節役務費の手数料は、飲料水の法定検査委託料等となっております。

1 3 節の委託料につきましては周辺施設の草刈り、清掃および設備等の点検委託業務の費用となっております。

8ページ、1 4 節賃借料につきましては寝具等のリース料となっております。

2 7 節公課費については消費税の確定申告分です。

次に2 款 1 項 1 目体験施設運営費、8 節報償費につきましては和紙、陶芸、郷土食、親子自然体験教室など各種体験活動に伴う講師の謝礼であります。

1 1 節の需用費中、消耗品は各種体験事業、主催事業の消耗品です。修繕費につきましては、公用車車検整備料および緊急対応修繕にかかる経費を計上したものです。

1 2 節役務費は体育館陶芸工房の浄化槽維持管理法定点検、また貸出用自転車35台分の点検手数料です。

1 4 節使用料及び賃借料中、賃借料は町施設分の43筆の土地の借地料となっております。

1 6 節原材料費は、キャンプ場の池および水車へ送水するための水を林道近くの沢からパイプで取っておりますが、この修理のための資材を購入するものです。

次に3 款事業費、1 項 1 目食堂事業費について説明をいたします。

1 1 節の消耗品につきましては、厨房用の消耗品一式です。

1 3 節委託料につきましては、食堂業務の食事提供にかかる委託料を計上してございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

議案第50号の詳細説明を求めます。

下部支所長。

○下部支所長（遠藤庄一君）

それでは議案第50号 平成27年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

予算書6ページをお開きください。歳入からご説明いたします。

1款1項1目温泉使用料、1節使用料としまして513万2千円。過年度分使用料として1千円。合わせて513万3千円の計上であります。

2款1項1目利子及び配当金につきましては、下部奥の湯温泉事業基金利子として4千円の計上であります。

3款1項1目繰越金につきましては1千円の計上であります。

次に歳出について、ご説明をいたします。7ページをご覧ください。

1款1項1目温泉管理費、11節需用費として132万1千円の計上であります。うち消耗品として5万円の計上。燃料費として3千円の計上。光熱費として各施設の電気料として76万8千円の計上です。修繕費としまして各施設の機器の修繕費として50万円の計上であります。

12節役務費として37万1千円の計上で、うち通信運搬費については各施設のデータ管理料、電話専用回線の使用料として36万8千円の計上です。手数料につきましては使用料、口座振替手数料として3千円の計上であります。

13節委託料については下部奥の湯温泉設備点検業務委託として151万2千円の計上です。

14節使用料及び賃借料については事務機器リースとして77万9千円の計上であります。

次に2款1項1目下部奥の湯温泉基金積立金については115万5千円の計上であります。

以上で議案第50号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由の説明と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第68 議案第63号 身延町防災行政無線施設デジタル化工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

指名をいただきましたので議案第63号 身延町防災行政無線施設デジタル化工事請負契約の一部変更についてご説明を申し上げます。

変更後の契約金額は9億8,825万400円で、平成25年8月5日に身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき身延町議会の議決を経た身延町防災行政無線施設デジタル化工事請負契約について、工事内容の一部変更に伴い契約金額の変更にかかる議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決いただけますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

議案第63号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第63号 身延町防災行政無線施設デジタル化工事請負契約の一部変更について詳細説明をさせていただきます。

本議案は、平成25年8月5日の第2回臨時会でご議決いただきました議案第66号 身延町防災行政無線施設デジタル化工事請負契約についての契約金額の変更となります。

2ページ目の議案第63号関係資料をお開きください。

変更をしようとする内容であります。請負金額を230万400円増額し、9億8,825万400円とするものであります。

契約変更の主な理由であります。地形的に電波の受信状態が悪い地区が多いため個別受信機用大ポールアンテナ2,040基の増設等によるものであります。

以上、議案第63号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由の説明と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第69 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

住 所 山梨県南巨摩郡身延町清子3321番地

氏 名 片田公夫

生年月日 昭和23年2月8日

平成27年6月30日に片田公夫委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由であります。

以上でございます。ご審議の上ご意見をいただけますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、本案については詳細説明を省略します。

日程第70 同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

日程第71 同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

- 日程第72 同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第73 同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第74 同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第75 同意第6号 身延町西嶋財産区管理委員会委員の選任について
日程第76 同意第7号 身延町曙財産区管理委員会委員の選任について
日程第77 同意第8号 身延町下山地区財産区管理委員会委員の選任について

以上の8案件は財産区管理委員選任の件でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので同意第1号から同意第8号までについて、提案理由のご説明を申し上げます。

まず同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてであります。

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町西嶋496番地、野中邑浩、昭和16年10月13日。身延町西嶋2256番地1、佐野昭男、昭和18年5月31日。身延町西嶋1232番地、佐野千博、昭和18年7月1日。同じく身延町西嶋1572番地、佐野光、昭和20年8月26日。同じく身延町西嶋1319番地3、依田一、昭和23年9月17日。同じく身延町西嶋597番地、笠井政一、昭和25年2月26日。同じく身延町西嶋1831番地、佐野富人、昭和30年10月25日。

身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員の任期が平成27年5月7日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてであります。

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町大塩1419番地、堀井雄三、昭和14年4月19日。同じく身延町大塩2011番地、佐野公臣、昭和16年11月7日。同じく身延町大塩1945番地、依田俊郎、昭和18年5月6日。身延町大塩1581番地、神宮司建夫、昭和19年8月15日。同じく身延町大塩1341番地1、望月明夫、昭和19年10月7日。同じく身延町平須2116番地、神宮寺七三、昭和21年3月7日。同じく身延町久成4859番地、大森恒由、昭和25年6月18日。

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の任期が平成27年5月7日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてであります。

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町江尻窪1396番地、遠藤嘉一、昭和9年12月23日。身延町中山1637番地、佐野利男、昭和10年1月17日。身延町遅沢1181番地、川崎晴義、昭和10年11月5日。身延町中山34番地、山中一義、昭和11年3月2日。身延町古長谷1360番地、樋川久實、

昭和12年10月10日。身延町福原218番地、河西俊郎、昭和17年1月7日。身延町矢細工1308番地、佐野優、昭和27年4月22日。

身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が平成27年5月7日をもって終了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由であります。

○議長（河井淳君）

町長、ちょっと待ってください。時間延長をします。

議事の途中ですが、本日の会議時間は議案等の説明により延長いたします。

町長、お願いします。

○町長（望月仁司君）

次に同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町栗倉161番地、前澤詳浩、昭和22年5月6日。身延町下山2380番地、望月清史、昭和22年10月3日。身延町下山2542番地2、遠藤孝、昭和27年10月1日。身延町下山1897番地、石川浩一、昭和29年9月10日。身延町下山8671番地、山内規之、昭和29年10月1日。身延町下山5931番地、中村英雄、昭和30年6月4日。身延町下山261番地1、高氏充、昭和30年6月20日。

身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が平成27年3月23日をもって終了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町小田船原1361番地、大村一正、昭和11年3月9日。身延町小田船原2387番地13、佐野久司、昭和16年8月4日。身延町相又753番地、市川徳一、昭和17年6月2日。身延町大城730番地、大野久方、昭和24年1月8日。身延町相又1613番地1、望月武、昭和26年1月1日。身延町角野1099番地、鴨狩博文、昭和26年1月10日。身延町大城440番地1、望月一秋、昭和31年11月20日。

身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が平成27年3月23日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に同意第6号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任についてであります。

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町西嶋496番地、野中邑浩、昭和16年10月13日。身延町西嶋2256番地1、佐野昭男、昭和18年5月31日。身延町西嶋1232番地、佐野千博、昭和18年7月1日。身延町西嶋1572番地、佐野光、昭和20年8月26日。身延町西嶋1319番地3、依田一、昭和23年9月17日。身延町西嶋597番地、佐野政一、昭和25年2月26日。身延町西嶋1831番地、佐野富人、昭和30年10月25日。

身延町西嶋財産区管理会委員の任期が平成27年5月7日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任についてであります。

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町江尻窪1396番地、遠藤嘉一、昭和9年12月23日。身延町中山1637番地、佐野利男、昭和10年1月17日。身延町遅沢1181番地、川崎晴義、昭和10年11月5日。身延町中山34番地、山中一義、昭和11年3月2日。身延町古長谷1360番地、樋川久實、昭和12年10月10日。身延町福原218番地、河西俊郎、昭和17年1月7日。身延町矢細工1308番地、佐野優、昭和27年4月22日。

身延町曙財産区管理会委員の任期が昭和27年5月7日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由であります。

最後に同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任についてであります。

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

身延町栗倉161番地、前澤詳浩、昭和22年5月6日。身延町下山2380番地、望月清史、昭和22年10月3日。身延町下山2542番地2、遠藤孝、昭和27年10月1日。身延町下山1897番地、石川浩一、昭和29年9月10日。身延町下山8671番地、山内規之、昭和29年10月1日。身延町下山5931番地、中村英雄、昭和30年6月4日。身延町下山261番地1、高氏充、昭和30年6月20日。

身延町下山地区財産区管理会委員の任期が昭和27年3月23日をもって終了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上でございます。よろしくご審議の上ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

大変失礼をいたしました。

同意第6号のところを「笠井政一」を「佐野政一」と言ったそうでございます。訂正をさせていただきますと思います。

それから同意第7号について、任期が平成27年5月7日をもって満了するところを昭和27年と言ったそうでございます。誠に申し訳ございませんでした。訂正をさせていただきます。

同じく同意第8号においても平成27年3月23日のところを昭和と言ったそうでございます。誠に失礼を申し上げます。訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、本案については詳細説明を省略します。

日程第78 発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 福與三郎君、登壇してください。

○議会運営委員長（福與三郎君）

それでは発委を上程いたします。

発委第1号

平成27年3月3日

身延町議会議長 河井淳殿

提出者

身延町議会運営委員会委員長 福與三郎

身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項および第7項、ならびに身延町議会会議規則第14条3項の規定により、提出いたします。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律および地方自治法第121条の改正に伴い、身延町議会委員会条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上であります。

○議長（河井淳君）

提案理由の説明が終わりました。

日程第79 請願第1号 請願書の件を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

松浦隆君、登壇してください。

○7番議員（松浦隆君）

請願書

平成27年2月20日

身延町議会議長 河井淳殿

請願者

身延町常葉5570番地

小中学校統廃合問題を考える会 代表 渡邊龍巳

紹介議員 松浦 隆

付託委員会は教育厚生常任委員会にお願いしたいと思います。

請願の趣旨としまして（仮称）身延中学校統廃合準備委員会の保護者代表に統廃合予定の平成28年度以降に入学する現在、小学校児童の保護者も加えるよう教育委員会に働きかけてください。

（仮称）身延中学校統廃合準備委員会の地域代表を公募によって選出することと節目には町民への公聴会を設けることを教育委員会に働きかけてください。

（仮称）身延中学校統廃合準備委員会は、原則公開とすることを教育委員会に働きかけてください。

身延町は近い将来、発生が予想される東南海地震の激震地域です。（仮称）身延中学校は下部地区、中富地区から遠距離にあり、通学時の災害発生への対応が懸念されています。誰がどのように責任を負うのか明確にすることを教育委員会に働きかけてください。

久那土、下部、西嶋地区などから市川三郷町の六郷中学校への就学を希望する児童が多数います。児童の希望を受け入れるよう町長と教育委員会に働きかけてください。

昨年9月議会一般質問で教育委員会は教育振興基本計画の策定を言明しましたが、いまだ実現されていません。教育振興基本計画は身延町教育行政の第一歩です。早急の策定を教育委員会に働きかけてください。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

以上で説明を終わります。

なお、請願第1号については教育厚生常任委員会に付託する予定になっております。

本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わし、終わります。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時15分

平成 2 7 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 5 日

平成27年3月5日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第1号 身延町佐野實地域振興基金条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 身延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 身延町風致地区条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 身延町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 身延町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 身延町情報公開条例及び身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 身延町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 身延町教育委員会教育長の給与等及び旅費に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 峡南地区市町村指導主事共同設置規約の一部変更について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 身延山駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 総門駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度身延町一般会計補正予算(第 9 号)
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度身延町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 平成 2 6 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 平成 2 6 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第 1 号)

- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度身延町一般会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 5 号 平成 2 7 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 6 号 平成 2 7 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 7 号 平成 2 7 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 8 号 平成 2 7 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度身延町青少年自然の里特別会計予算
- 日程第 5 1 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 5 2 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 3 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 4 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 5 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 6 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 7 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 8 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 9 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 6 0 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 6 1 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 6 2 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 6 3 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第 6 4 議案第 6 3 号 身延町防災行政無線施設デジタル化工事請負契約の一部変更について
- 日程第 6 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 6 同意第 1 号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第 6 7 同意第 2 号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第 6 8 同意第 3 号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

- 日程第69 同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第70 同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第71 同意第6号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任について
- 日程第72 同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任について
- 日程第73 同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について
- 日程第74 発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤勝	2番	赤池朗
3番	田中一泰	4番	広島法明
5番	柿島良行	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	福與三郎
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	伊藤文雄
13番	野島俊博	14番	河井淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	樋川信
会計管理者		笠井喜孝	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		遠藤庄一	教育委員長	望月忠男
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		高野博邦	福祉保健課長	穂坂桂吾
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	佐野勇夫
観光課長		柿島利巳	環境下水道課長	深沢香
水道課長		望月真人		

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名（2人）

議会議務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日は質疑の日程になっておりますが議案第1号から議案第39号、議案第41号から議案第51号および議案第63号は各常任委員会に付託する予定でありますので、質疑は大綱のみに留めてください。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

議長より発言を許されましたので、一言お詫びを申し上げ訂正をさせていただきたいと思えます。

3月3日の提出議案の上程の中で2件の誤りがございました。訂正をさせていただきます。

まずは議案第32号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算（第5号）の中で、正しくは総額を22億6,993万1千円のところを誤って22億6,939万1千円と申し上げました。申し訳ございませんでした。22億6,993万1千円に訂正をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

次は議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算の中の一時借入金のところ、正しくは最高額5億円と定めるを限度額5億円と定めると申し上げました。「限度額」を「最高額」に訂正させていただきます。

よろしく願いをいたします。申し訳ございませんでした。

日程第2 議案第1号 身延町佐野實地域振興基金条例の制定について

日程第3 議案第2号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について

日程第4 議案第3号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 5 議案第 4 号 身延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

日程第 6 議案第 5 号 身延町風致地区条例の制定について

日程第 7 議案第 6 号 身延町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

以上の 6 議案は条例制定案でありますので、一括して議題とします。

議案第 1 号から議案第 6 号まで、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第 1 号から議案第 6 号までの質疑を終わります。

日程第 8 議案第 7 号 身延町行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 8 号 身延町情報公開条例及び身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 9 号 身延町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 10 号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 11 号 身延町税条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 12 号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 13 号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 15 議案第 14 号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 16 議案第 15 号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 17 議案第 16 号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 18 議案第 17 号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

日程第 19 議案第 18 号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について

日程第 20 議案第 19 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

以上の 13 議案は条例改正案でありますので、一括して議題とします。

議案第 7 号から議案第 19 号まで、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

議案第10号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について質問いたします。

山梨県人事委員会が出された平成26年給与等に関する勧告の骨子によって、本年の給与勧告のポイントが26年4月の公民格差に基づく給与改定、これは昨年の11月26日の臨時会でこれは出されて議決をしておりますけども、もう1点、給与制度の総合的見直しを実施というのが今回、提案をされている件だと思いますけれども、なぜこれが一緒にできなかったという理由を聞きたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは質問に答えさせていただきます。

10月の人事委員会の勧告、2つありましたうちの1つ、給与制度の総合見直しの件でございますが、本来なら人勤の基本的な考え方につきましては山梨県の勧告、人事委員会に基づき改定を行っておりますが、11月中旬の時点では山梨県が改定するのかわからないのか、これは未定でございました。山梨県がやらないのに身延町だけやるというわけにはいかないというようなことで、峡南地区すべてそうなんですが、峡南地区の担当課長等が集まって話し合いを行った結果、山梨県がやらないものについてはやらないということで、3月議会でも間に合うのではないかとというようなことの中で今回、提案をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

議案第12号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について、まず伺います。

これは15歳から18歳に改めるわけですが、これはもう国としてはこういう形はしていないわけなので、町に対してのペナルティが出てくるのではないかとというふうな気がするんですが、その点について伺いたいのとそれから議案第18号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてなんですが、今度駐車場代ですね、今まで定期駐車以外無料という形だったんですが今度時間を区切ってやる、もしくは1日500円というふうな形になる。そうするとこれは当然、駐車場の管理者といいますか、見ている方が必要だろうし、またそのへんの人件費等々も関わってくるのではないかと、そのへんも含めてちょっと説明をしていただきたい。

以上2点について、お願いします。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

議案第18号の駐車場の関係でお答えします。

これにつきましては現在、指定管理者のほうに委託してやっているわけですが、時間のほうのことですけれども、指定管理者と協定を結び管理の方法、その管理者の方法でしっかりと対応できるような形にしたいと思っておりますが、しょうにん通りの駐車場の組合のほうで午

前、午後で1日2回、駐車場内を確認、台帳に記載するなどの対応で時間的な余裕を取りながら対応というような形で行いたいと考えております。

あと人件費に関しては通常の委託業務のうちでやっていただくと、そのような形を考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

年齢拡大による影響なんですけども、医療費の窓口無料化の影響による増加分として平成27年度予算では繰入額を204万円と見込んでおります。昨年度より40万円ほど増額しております。このうち山梨県制度の補助対象分の医療費は96万円ほどと見込んでおりますので差額の108万円ほどが町独自の年齢拡大による影響分と考えております。医療費が窓口無料化になりますと医療機関にかかりやすくなることから、いわゆるコンビニ受診といわれる受診などで医療費が増加するといわれております。本町における現行の15歳までの医療費助成においても少なからず国保に影響が出ていると思いますので、今回18歳に拡大した時点におきましては医療費の増加により影響があるものと思われませんが、町単独での負担になりますので国からのペナルティというようなところは特に影響ないものと思われま

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、町単独という話、もちろんこの15歳から18歳というのは町単独ですが国の基準と違うわけで、そのことに対して国からのペナルティというのはたしかあったような気がするんですが、町単独だから何もないということではないと思うんですよ。そこを伺いたいんですが。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（遠藤基君）

今のご質問は町へ対するペナルティが存在しないかとかそういうお話だと思います。

今の関係は、いわゆる窓口無料化でこの子育て支援の対象者を拡大していくということですので、今現在もあります窓口無料化に伴いました国民健康保険の制度に対するペナルティというものは当然、医療費がその医療機関にかかる、医療費が増えていけば当然そのことに対して、窓口無料化でもって医療を受けたことに対するペナルティは当然、国民健康保険としてはあるということで考えております。

今、子育て支援課長がお答えしたその金額的なことはそういったことも考慮しながら、そのペナルティに対しては県が2分の1、町が2分の1することによって国保会計に影響がないようにということで繰入金をしていただくということで対応していただくということになっておりますので、国からのペナルティということであれば国民健康保険の制度ということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そのことが当然あるわけですが、例えば窓口無料化を国の基準以上にしている市町村が結構ございますよね。その市町村ごと、単独ではなくて、例えばみんなまとめてそういうペナルティの部分、例えば国の基準を引き上げてもらうとかそういうふうな形の要望と申しますが、そういう動きはしているのでしょうか。またそれをしているのであればその内容についてお伺いしたいと思いますし、また今後そういうのはやはり地域に、今、地方創生の話も出ていますけども、そういう形の中で地方を活性化しなければいけない。地方に若い人たち、子育て世代をなんとか確保してもらいたいという国の方針もあるわけで、それとは逆行するような形だと思うんですよね。そういうことに対して、やはり地方がいかにか声をあげるかということが非常に大事なことだと思うんですが、まとめてそういうことをやっているのか。また、もしやっていないければこれからやるような方向性があるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（遠藤基君）

国民健康保険の制度としてのペナルティを今、受けているわけでございますけども、その関係は当然、全国の知事会、それから町村長会、市長会が併せて、本来この子育てとかそういった問題、さらに重度とかひとり親世帯とかということで、今、窓口無料化を各自治体が拡大しながら、そういった住みやすいまちづくりとかということで拡大しているわけでございますけども、その点が本来は国がやるべきことだろうということで、それに対して国民健康保険にペナルティがというのは非常に矛盾があるではないかということで、これはそれぞれの代表が国に向けて国がもっと積極的にやるべきだというような要望はもう毎年、出しているところであります。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

同じ議案第11号について、この施行日が10月1日となっておりますが、なぜこの施行日を10月1日にしたのか。そしてまた15歳から18歳に年齢を上げたわけですが、結局18歳というのは高校を卒業する年齢になろうと思います。そういった関係から、この10月1日に施行日を設定した根拠はなんだったんですか。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

施行日につきましては10月1日から施行するわけですが、これは提案のときにもご説明いたしましたけれども、医療費集計システムの変更、それから町民ならびに医療機関への十分な制度周知、そういったことで準備期間を要するために10月1日とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると年齢のことを言いますと結局、満18歳、いわゆる19歳になると打ち切りということですね。この改正は、

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

18歳になった年度末ということになります。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第7号から議案第19号までの質疑を終わります。

日程第21 議案第20号 身延町教育委員会教育長の給与等及び旅費に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

議案第20号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終わります。

日程第22 議案第21号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第23 議案第22号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について

日程第24 議案第23号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について

以上の3議案は関連する規約の変更案でありますので、一括して議題とします。

議案第21号から議案第23号まで、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第23号の質疑を終わります。

日程第25 議案第24号 峡南地区市町村指導主事共同設置規約の一部変更についてを議題とします。

議案第24号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

議案第24号の質疑を終わります。

- 日程第26 議案第25号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について
 日程第27 議案第26号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定について
 日程第28 議案第27号 身延山駐車場の指定管理者の指定について
 日程第29 議案第28号 総門駐車場の指定管理者の指定について

以上の4議案は指定管理者の指定案でありますので、一括して議題とします。

議案第25号から第28号まで、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

川口君。

○10番議員(川口福三君)

議案第26号のしょうにん通りの駐車場の指定管理者についてですが、これは4カ所が一応、ここでもって指定管理者として載っているわけですが、この4カ所の駐車スペース、駐車台数です、何台ぐらい置けるのか伺います。

○議長(河井淳君)

観光課長。

○観光課長(柿島利巳君)

お答えいたします。

第1駐車場から第4駐車場までありまして第1駐車場につきましては27台、第2駐車場につきましては66台、第3駐車場につきましては37台、第4駐車場につきましては9台ということで合計139台となっております。

以上です。

○議長(河井淳君)

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第28号までの質疑を終わります。

- 日程第30 議案第29号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第9号)
 日程第31 議案第30号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
 日程第32 議案第31号 平成26年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
 日程第33 議案第32号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算(第5号)
 日程第34 議案第33号 平成26年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
 日程第35 議案第34号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
 日程第36 議案第35号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)
 日程第37 議案第36号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
 日程第38 議案第37号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第4号)
 日程第39 議案第38号 平成26年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)
 日程第40 議案第39号 平成26年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)
 日程第41 議案第40号 平成26年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)

以上の12議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

議案第29号から議案第40号まで、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

議案第29号について。まず13ページの使用料及び手数料の土木使用料ですけれども、住宅使用料が955万円増えております。これは財政課長の説明によりますと入居者が所得増になったというご説明でしたけれども、この内容についてお伺いします。

それから14ページの土木費国庫補助金の住宅費補助金、土木費補助金、それから消防費国庫補助金の消防費補助金ですが、これは全部減額になっていて、どういう理由でこれは減額になったのかというのを1つお聞きしたいと思えます。

それから精査の結果、減額になったというのがいろいろありまして、次のページの農業費補助金の鳥獣害防除事業補助金、農業施設復旧支援対策事業費補助金、中間管理機構集積支援事業費補助金、同じページの土木費県補助金の建築物耐震改修事業補助金の172万円の減額とか、これらがどういうことかというか、別に特別な理由があるのであればお聞きしたいと思えます。これは精査という言葉だけで片付けられているんですけれども内容がよく分かりません。

それから17ページの雑入の28節プレミアム商品券売上収入8,650万円のプレミアム商品券売上収入の内容。

それから次、19ページの地域住民生活緊急支援事業費の中の報償費ですけれども、地方戦略講師謝礼、地方戦略策定委員報酬、この内容をお聞きします。

それから一般質問でやろうと思ったんですけれども、ちょっと時間がもったいないので今、聞きますけれども、20ページの委託料の中で空き家情報台帳活用業務に1,770万1千円が計上されていますけれども、空き家情報への、空き家バンクですか、そのバナーに入るのになんかずいぶん私は苦労したんですけれども、これがワンクリック、ツークリックで入れるような形にできないのかどうか、この点についてお伺いします。

それから22ページの地籍調査費ですけれども、委託料358万8千円の減額ですが地籍測量業務の、これはどういうわけでこれだけの金額が減ったのか、これも入札のときの金額からの差金なのかどうか、その点についてお伺いします。

次は26ページと27ページの委託料、予防接種業務とそれから各種ガン検診、肝炎ウイルス検査の1千万円と600万円の減額がありますけれどもこの減額の理由についてお伺いします。

すみません、いろいろありまして。全部精査という言葉で片付けられておりますので、内容を知りたいと思ってお聞きしています。

29ページ、これは農業振興費の負担金補助及び交付金の農業施設復旧支援対策事業費補助金（修繕・再建）が1,256万9千円の減額になっています。この内容。

それから農業土木費の県営中山間地域総合整備事業負担金の減額840万円と県営ため池等整備事業負担金、下山地区の605万円。ずいぶん大きな金額が減額になっているので、これについてもお聞きします。

同じページの林業土木費、林道富士見山線災害復旧工事1,100万円。これについてもご説明をお願いいたします。

それから31ページのこれも道路新設改良費の減額がかなりいくつもありまして、委託料

714万3千円。工事請負費531万2千円。公有財産購入費200万円。補償補填及び賠償金350万円の減額とありますけども、これについてもご説明をお願いいたします。

それから次の33ページですね、消防施設費の耐震性貯水槽設置工事費が850万円と880万円の減額ということになってはいますが、ずいぶん大きな減額なのでこれについてもご説明をお願いします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えいたします。

13ページの使用料及び手数料、住宅使用料の955万円です。これにつきましては、収入の階層者が高い世帯が増えたという点が1点。もう1点は柿島団地において、新築以前から入居者に対して家賃の低廉化、つまり猶予がありました。それが終わったため、家賃のほうが上がったということで増額となっております。

14ページ、土木費国庫補助金、住宅費補助金が224万1千円の減。これにつきましては、木造住宅の耐震事業というのを行っております。これの実績がございませんので、その分の減額となっております。

2節の土木費補助金1,632万8千円の減。これにつきましても当初予定した内示額が要望した額よりも落ちていきますので、その分の減。あとは町道田原鴨狩線の設計業務を補助金をいただいて行っていますが、設計料が安く済んだということでその減。この2件でございます。

次に15ページ。土木費県補助金の中の住宅費補助金の206万7千円の減。これにつきましても実績による減でございます。

あと都市計画費補助金の8万9千円の減。これは山梨県景観モデル事業ということで上町で修景事業を行っておりますけども、これも実績により減となっております。

続きまして31ページ。道路橋梁費の中の道路新設改良費、委託料714万3千円の減。これにつきましては、先ほど申しました町道田原鴨狩線の詳細設計において、当初設計では橋梁で架設をしなければならないということでありましたけども、詳細な調査の結果、ボックスカルバートでいけるということでありましたので、その分が減となっております。それが主な理由でございます。

土木費、15節の工事請負費の531万2千円の減。これにつきましては、橋梁修繕工事において国の交付金が要望額に対して内示額が下回ったため、このための減。また予算に見合う修繕工事が当初9橋を予定していましたが4橋になったために5橋が減となっております。

17節の公有財産購入費200万円の減。町道田原鴨狩線の用地取得を計画しておりましたが土地調査の結果、相続関係人が多く存在するため土地の権利者の特定に時間を要したため、今年度買収することができないような状態になりましたので、ここを減額させていただいております。

22節の補償補てん及び賠償金350万円の減。これにつきましては、町道大道市之瀬線の改良工事を行っております。これに係る電柱移転の補償費ということで充ててはいたしましたが、当初予定した本数よりも移転の数が少なくなったということで350万円を落とさせていただいております。

以上です。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは、総務課関係については2件の質問がありました。

1件目につきましては14ページの消防費国庫補助金、1節の消防費補助金の658万5千円の減額。これと33ページですが歳出の消防費、2目の消防施設費、15節の工事請負費1,730万円。これは関連しますので一緒に答えさせていただきます。

支出の消防施設費の1,730万円につきましては、説明にありますように耐震性貯水槽設置工事2基、今年度は予定しておりましたが国への申請を行った結果、割り当てがなかったということで今年度未執行になっております。したがって、この工事費の中に国庫補助金の補助対象基準額というものがございまして、その40立方メートルに対しては、国庫補助金の基準額が523万6千円の2分の1ということで261万8千円。また60立方メートルに対しては、補助対象基準額が793万4千円の2分の1ということで396万7千円というものが国庫補助を予定しておりましたが、割り当てがなかったというようなことで歳入のほうの14ページの消防施設費、マイナス658万5千円となっております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

それでは、産業課関係についてご説明申し上げます。

まず15ページ、農林水産業費県補助金のうち鳥獣害防除事業補助金でございますが、この減額につきましては、中山間地域総合整備事業で整備された鳥獣害防止施設が広い地域に及んだことにより鳥獣害防止施設資機材補助金の申請が少なかつたため、県の申請額を減らしたためでございます。

続いて農業施設復旧支援対策事業費補助金977万6千円の減額でございますが、これにつきましては6月の補正時では18人31件で被災者の補助額8,162万1千円でありましたが、その後の経過で4人11件の取り下げと見積もり合わせの結果等により被災者への補助額が6,905万2千円となったためでございます。

続いて中間管理機構集積支援事業費補助金220万4千円の減額でございますが、これは農地台帳システム整備費の補助金でありまして、9月補正での予算要求は見積額で予算を計上しておりました。なおかつ入札差金がありましたので県へ補助金の申請を減額したためでございます。

続いて歳出でございますが29ページ、農業土木費でございます。農業土木費のうち負担金補助及び交付金でございますが、県営中山間地域総合整備事業負担金の840万円の減額でございますけれども、これにつきましては県営事業で事業を実施しておりましたが、県が用地交渉に不測の日数を要したために事業を一部繰り越しました。それに伴いまして負担金も繰り越しましたので840万円の減額とさせていただきます。

続いて県営中山間地域総合農地防災事業負担金でございますけれども、これについては栃久保地区の水路トンネルの建設で、次年度計画を前倒しにしたため、事業費が重なりましたので負

担金の増額となりました。

続いて県営ため池等整備事業負担金でございますが、これにつきましてはこの栃久保地区の計画前倒しに伴いまして予算の関係上、このため池事業の計画を翌年度へ先送りしたために事業の実施額が減額となり、よって負担金も605万円の減額となりました。

農業施設復旧支援対策事業費補助金の1,256万9千円の減額でございますが、これについては6月補正時では18人31件で被災者への補助額が8,162万1千円でありましたが、その後の経過で4人11件の取り下げと見積もり合わせの結果等により、被災者への補助額が6,905万2千円となったためでございます。

続いて林業土木費の工事請負費でございますが、林道富士見山線災害復旧工事1,100万円の減額については、昨年5月2日から5月7日にかけて林道富士見山線の荻地区以北で2カ所の大規模な崩落が発生したため、昨年の6月議会で1,100万円の崩落除去工事請負費をご議決いただきました。その後、国の災害査定を受けたところ災害復旧工事費に崩落除去工事を含むことが認められたので災害復旧工事で計上したため、このたび減額といたしました。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

土地対策課長。

○土地対策課長（佐野勇夫君）

それでは22ページ。総務費、国土調査費、地籍調査費の委託料358万8千円の減額理由でございます。地籍調査につきましては下部、中富、身延、3地区の測量委託業務を行っておりますけれども、その契約差金および測量基準単価アップを見込み計上したことによる設計額との差金でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

26ページ、4款1項2目予防費の13節委託料1千万円の減額であります。この13節はBCGや麻疹、風疹等10数項目の予防接種の費用を見込んでおりました。今年度事業を実施してきた中で実績の見込みに基づきまして減額をしております。現予算4,800万円ほど13節で予算化してあったのですが、予防接種項目の対象者の減等によりまして今回減額をさせていただきます。

それから27ページ、4目の13節委託料600万円の減であります。現在この13節は4千万円余りの予算が計上されているところですが循環器や各種ガン検診、今年度実施してまいった中で実績見込みに基づく減額であります。やはり原因としますと当初の見込みの受診者数よりも減少したという原因であります。

以上です。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

まず17ページ、20款4項1節雑入の中のプレミアム商品券の売上収入ということでご説明をさせていただきます。

これにつきましては、身延町としてはプレミアム商品券を発行して地域の活性化を図るということで計画をいたしまして、発行枚数につきましては5,900世帯に対しまして3枚、3セットまで購入していただくということで考えました。そうなりますと1万7,700枚という形で印刷をする予定でございます。内訳としまして一般世帯向けに対しましては5千円を1万6,700枚。売上額が8,350万円。子育て支援に対しましては県の補助金もあるということで2千円の割引をつくりまして3千円に対しまして1千枚。合計300万円。合わせて8,650万円の収入を予定しております。

続きまして19ページでございます。

地域住民生活緊急支援事業費の中の8節報償費の説明でございます。これにつきましては地方戦略策定委員を20人予定しております。単価5,400円、6回ということで64万8千円。そして講師につきましても地方戦略を今後、策定していくにあたりまして、講師を招聘して策定に生かしていく予定ということで20万円を計上させていただきました。

そして次の20ページの中の空き家情報台帳活用事業に対する現在の空き家バンクのホームページの件ですが、バナーが張ってあるがなかなか入っていきにくいということでございますので、これらについては前向きに直していきたいという考えであります。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

いろいろ細かいことをお聞きしましたけども、聞いてみなければ分からないなというのがよく分かりました。

それから今の政策室長からの説明について、この事業は3月までにすべて行うということで、ここに掲げられているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今回、補正予算ということでございますが、繰越明許をさせていただきまして、27年度中ということでさせていただきますが、できるだけ早くやらなければ意味がないということでやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

補正の議案第29号のページが24ページ、7目の臨時福祉給付金事業費の関係、それから同じく26ページの4款1項2目の委託料の1千万円でございますけども、先ほどからの中で対象者の減少による減額だということでございましたけれども、まず24ページの7目の1,275万円。これは7目の補正前の予算は5,200万円ですが、ここで交付金で交付支給対象者の減ということで1,200万円。それから26ページの2目予防費、やっぱり対象者の

減ということで1千万円。予算に比べて非常に高い割合での対象者減という金額が出ているわけでございますけども、このへんにつきましては予算を組むときの対象者の把握等に相当甘いというか、見込み違いがあるのではないかと思われるんですがそのへんはいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

まず24ページの3款1項7目臨時福祉給付金事業費、その19節の減額1,275万円であります。この事業につきましては、消費税率のアップに伴いまして低所得者世帯、具体的に申しますと住民税非課税の方に対して1人1万円。それから住民税非課税の方で、かつ一定の年金、あるいは手当を受給されている方には1人5千円加算をするという内容で支給をしたものです。

それでこの住民税非課税である、あるいは一定の年金、あるいは手当を受給している、このへんの情報をつかむということが大変難しいものでありまして、この予算組みをするときには国が示しました計算式によって、おおよその対象人数を見込んだところであります。そこで26年度に実際に申請を受け付けて支給をして、その実績がある程度固まったところで今回、減額をさせていただきました。

具体的にはまず住民税非課税者、当初は身延町におきましては3,500人を見込んでおりました。この方に対して1万円支給をするというものであります。現段階での実績数値でいきますと2,539の方に支給をしております。それから一定の年金、あるいは手当を受給されている方に加算として5千円を支給する部分につきましては、当初の見積もりでは2,550人を見込んでおりましたところ、現段階で1,897人に支給をしているところであります。当初の対象者の把握が十分でなかったというご指摘ではあります。なかなか対象者を把握するのが非常に困難なケースでありまして、先ほど、繰り返して申し訳ありませんが国が示した計算式に則って当初予算のほうは組み立てさせていただいたところであります。

それから26ページの4款1項2目予防費の13節委託料1千万円の減額につきまして、先ほど対象者の減によるという説明を申し上げました。やはり予算組みの段階での対象者の把握が甘いのではないかというご指摘でございましたが、できるだけ担当課としましても対象となる方の把握に努めながら予算組みをしているところであります。結果としてこのような減額という補正になりましたので、さらに今後は精度を上げてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありますか。

（なし）

質疑がないようなので、質疑なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第40号までの質疑を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時20分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

- 日程第42 議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算
- 日程第43 議案第42号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第44 議案第43号 平成27年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第45 議案第44号 平成27年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第46 議案第45号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第47 議案第46号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第48 議案第47号 平成27年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第49 議案第48号 平成27年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第50 議案第49号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計予算
- 日程第51 議案第50号 平成27年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第52 議案第51号 平成27年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第53 議案第52号 平成27年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第54 議案第53号 平成27年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第55 議案第54号 平成27年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第56 議案第55号 平成27年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第57 議案第56号 平成27年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第58 議案第57号 平成27年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第59 議案第58号 平成27年度身延町ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第60 議案第59号 平成27年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第61 議案第60号 平成27年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第62 議案第61号 平成27年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第63 議案第62号 平成27年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の22議案は平成27年度の予算案でありますので、一括して議題とします。

議案第41号から議案第62号まで、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

質疑を行います。

本案は委員会付託の議案かと思いますので、個別の科目については委員会で審議をすることといたします。私は基本的な事項についてお伺いしたいと思います。

なお、学校統合に関わる予算につきましては、町民の皆さまが特に注目されていると思われるので、議論をしっかりと深めていく必要性を感じているところでございます。

それでは108ページ、109ページであります。

10款教育費、3項中学校費、1目の学校管理費のうち身延中学校大規模改修に関わる予算について伺います。

13節委託料の中に身延中学校大規模改修工事設計業務委託677万2千円。身延中学校大規模改修工事監理業務委託290万5千円。それから15節工事請負費1億1,219万1千円が計上されております。今、申し上げましたとおり設計業務の委託料と工事監理業務委託料、さらに工事請負費が同時に提案されている。大変、私は不自然であり承服し難い疑問を感じております。なぜかと言いますと本来なら設計業務委託を先に予算化し、それを執行され、その成果に基づいて工事請負費が発生し工事の内容が固まるものと思いますが、本予算では設計業務および工事請負費等々、同時に計上されておりますが本来の姿と違うような感じがします。その理由についてお伺いをさせていただきます。

以上です。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

それではお答えいたします。

平成28年4月1日に本町の4中学校が統合することになっております。これは昨年12月の定例議会でお決めいただいたわけなんです、この統合に向けまして4中学校が1中になって新設校が発足することから、平成27年度中にある程度の改修を行いたいということでございます。お決めいただいたのは昨年12月なので新年度当初から設計を組み、それから監理業務も併せて発注しながら工事を行っていくということでございます。

なお、設計監理業務と工事の予算は同時に予算化されるということは今までも十分あったこととございますし、特に珍しいことではないと承知しております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

この点につきましては付託された委員会で議論を深めていきたい、こういうふうに思います。質問を終わります。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算の中で14ページですね、土木使用料、先ほど補正でも論議がありましたけれども補正で864万円、現年度分というのがありまして、この当初予算では300万円ほど昨年に比べて上がっているということで、新しい柿島団地5年間過ぎたということとこういうふうになったというのは理解するんですけども、やっぱり住民の方からはこんなに高くなるとはここには住めない、とてもやっていけないという声が挙がっています。それでこれは前からこういう話はあるんですけども、町営に入っていてだんだん子どもも大きくなって奥さんが働くようになって所得が増えると家賃も上がってきて、そして年月を経るとだんだん上がるだけではなくて、出て行ってくださいというような感じの手紙がくるということをお聞きしているんですね。それで今まで何人かの方から困るという話を聞いて建設課へ行ったんですけども、やっぱり公営住宅法で決まっていることでここではなん

ともできないということで、何世帯の方たちがもう出て行ったということがあって今回もそんな話を聞いて、そうしたらやっぱりなんか策を考えないとだんだん住めなくなって出て行ってしまふのではないかなということ考えたときに、そういう家賃がある程度猶予がある町有住宅とか、それから空き家を町有住宅にするとかということをしなないと、せっかく柿島みたいに新しくいい団地ができて、5年過ぎたらだんだん高くなって住めなくなってよそに行ってしまうということが度重なるということになると、これはなんとかしなければいけないというふうに私ずっと思っていたんですけども、これに対して町としてはどういうふうに対策を講じているのかというのが1点。

それから39ページなんですけれども、戸籍住民基本台帳費の中の個人番号カードですよ、マイナンバーということなんですけれども、広報みのぶの12月号でもマイナンバー制度が始まりますよという広報がありました。しかし一般の方たちはこのマイナンバー制度の中身がよく分かっていないし、それから総務省、内閣府の世論調査でも内容まで知っていた人というのは本当に少なく、むしろプライバシー侵害の恐れがあるのではないかと、それから個人情報不正利用の恐れがあるのではないかとという不安、危惧を抱いているのが現状だと思うんですね。こういう不安とか危惧に対して町としてはどういうふう考えているのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えいたします。

14ページ、土木使用料、住宅使用料についてでございます。

先ほど議員さんもおっしゃられたとおり公営住宅につきましては、公営住宅法の規定に則り粛々と事務のほうを進めさせていただいております。

あと町の対策はということでございますけども、定住のための環境整備といたしましては丸滝の住宅の分譲の造成ということが、今おっしゃった町の対策の一環の事業だと理解しております。ほかハード面での具体的な対策というものはございません。

あと町有住宅の話が出ましたので若干それに触れさせていただきますけども、現在、相又団地につきましては収入基準がないとか、単身でも入居が可能などのことで人気の高い住宅ということで現在、相又団地60戸ありますけども58戸が入居ということで、出ればすぐ塞がるというような状況でございます。

今後、町有住宅ということも検討の課題の1つとして行うわけなんですけども、まず町有住宅を建てるには補助金がないので、町の財政状況等を考えなければいけないということ。あと建設費と家賃とのバランスも考慮しなければいけないということで今、相又団地は中古住宅、雇用促進団地を引き継いでのことですので、今の町営住宅より若干高い程度の家賃で済んでおります。その安さも人気の1つだと思います。このあたりが、やはり家賃が高ければ住んでくれるのかという検証もしなければならない。あと建設の場所とか建設の規模とか、もろもろの課題がございます。今後の検討課題ということにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

社会保障税番号制度、マイナンバー制度ということでご質問がありましたので説明させていただきます。

先ほど議員も言われましたとおり広報の12月号に掲載させてもらっておりますが、少し説明させていただきますと社会保障税番号制度は今年の10月から住民票を有する国民の皆さま一人ひとりに12桁のマイナンバー、要するに個人番号を通知いたします。またマイナンバーは中長期の在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知をされます。

通知につきましては、町から原則として住民票に登録されている住所宛てにマイナンバーが記載された通知カードを送ることによって行われます。そしてマイナンバーというのは一生使うものということで、このナンバーが漏洩し、また不正に使われる恐れがある場合を除きまして番号は一生変更されないということになっております。

年が明けて来年の1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になってきます。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも法律や自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用することができないとなっております。町民の皆さまにおかれましては年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当、その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

また税や社会保険の手続きにおいては事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。このため勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。それで先ほど危惧されております個人情報漏洩とかになるのではないかと、今、示されているところを説明させていただきますと制度面とシステムの両面から個人情報を保護しようということをしております。

まず制度面の保護の関係でございます。法律に規定があるものを除きましてマイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しております。これは番号法で決められております。また特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているかを監視・監督をしていきます。これも番号法に基づいて行います。さらに法律に違反した場合の罰則につきましても重くなっております。これも番号法によって規定されるということです。これが制度面の保護ということです。

そしてあとシステム面の保護ということで、個人情報を一元管理するのではなくて従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署というように分散して管理を行っていきます。行政機関間での情報のやりとりというのがどうしても出てきます。マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人の制限をしたりしていきましようということになっていきます。また通信する場合は暗号化ということを図り、対応していきましようということと進んでおります。

町の対応としましては、本町では昨年の6月に番号制度に関係する課の担当者をメンバーとする庁内プロジェクトチームを設置しまして番号制度への対応を現在、進めてきております。特定個人情報保護評価の作成要領を定めまして、関係課に対して評価書の作成を依頼したところでございます。

システム面につきましては、計算センターを中心に峡南5町でシステムの構築を図っていくということで進めております。

以上が説明になります。あと詳しく内容は、町民課長のほうからまた予算について説明いた

します。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（遠藤基君）

渡辺議員さんのご質問の中で戸籍住民基本台帳費の中の、これは19節になると思います。交付金のところで通知カードおよび個人番号カード関連事務の交付金、ここのところでご質問をいただいていると思います。

今、政策室長が申しましたとおり平成27年の10月にこれは全国一斉に通知カードを送付するというようになっておりまして、この予算につきましてはこの事務の、いわゆる通知をつくることから発送するまでの事務の委任をしております。事務の委任先は総務省関連の機構でございますけども、地方公共団体情報システム機構というところに一括委任をさせていただきます。これにつきましては、すでに公示等もしてありまして業務を委任しております。この予算の財源につきましては、16ページをご覧くださいますと14款国庫支出金、2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金のところに個人番号カード交付事業費補助金ということで満額これは補助されるものでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

最初の町営住宅の件なんですけども、分譲をしているからということなんだけども今回も3区域しか売っていないということで誰でもが買えるわけではないし、やっぱりどこにその分譲地を求めるかということも考えると分譲というのは1つの方法かも分からないけども、町営住宅に代わるものとは思わないですね。町営は町営できちんと整備はしていかなければいけない問題だとは思いますが、そのほかにやっぱりこういう家賃のこととか考えると、ほかにやっぱり町有住宅ということで、財政的なことで無理だというふうにおっしゃったんですけども、大きなものをどんと建てると言うから大変だと言うんですね。もちろん町有だから補助金はない。その中で毎年小さなものを建てればコストも低くなると思うんですね。そういうような工夫とか、それから空き家もなかなか空き家バンクにも登録をされていますけども、町で町有住宅にして住んでもらうということだって1つの方法だと思うんですね。

今までやっぱり何人かの方たちが出て行ったにもかかわらず何にもできなかったというところが私は問題ではなかったかなと。そういう声をたくさん私も今まで聞いていて、どうしたらいいのかなというふうに考えたときに、やっぱり町有住宅を増やすとか空き家を町有住宅にして住んでもらうとか、そういうふうにしないうちももちろん町営住宅は安くいい住宅を建てるということも1つそれは進めるべきだけれども、やっぱり家賃との関係があるから町有住宅を勧めて留まってもらおうということも早急に私はしなくてはいけない問題ではないかなというふうに思っています。

空き家のことについて答弁がなかったのと、それから町有住宅、財政的に大変だと言うけども小さなものを毎年少しずつ造っていくという方法もあるんじゃないかということが、この2点ですね、この答弁をお願いしたいと思います。

それからマイナンバーなんですけども、先ほど答弁の中で管理をそれぞれのというふう

言ったけども、それでは今までと同じで管理というか、情報を1つにするからマイナンバーが必要だということだと思っんですね。そここのところでそういう情報が、いろんな暗証番号とかあると思っんですけども、すでに社会保障番号というのを導入しているアメリカでは個人情報的大量流出とか、それから不正使用というものが大きな問題になっている。そういうこともありまますので本当に、これは安倍さんが10月からしたいよということでもう法律で決めてやってしまったことだから町ではどうにもならないということは理解しているんですけども、やっぱり町民の不利益にならないようなことは考えていかなければいけないんじゃないかなと思っますので、その管理のところちょっと気になったのでもう1回お願いしたいと思っます。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えいたします。

住宅の件で議員さん、町有住宅の建設を進めるべきだということで、今ご意見をいただいております。

先ほど答弁したとおり、この課題につきましては建設費、あと家賃の関係、あと建設の規模等、それは今後の検討課題ということにさせていただきたいと思っます。

あと空き家につきましては、空き家がかなり増えているわけです。今、政策室のほうで空き家バンクという政策も行っているわけなんですけども、そのあたりの情報もいただきながら、この空き家が町有住宅として適当にできるのか、ふさわしいのか、ふさわしくないのかということにつきましても今後の検討課題とさせていただきたいと思っます。

以上です。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

先ほど管理ということでご質問がありましたが、ちょっと説明不足だったと思っます。個人の番号により全部の個人の情報が一括して分かるということではなく、この番号を利用して個々の税金なりをしていきたいと思いますということでございます。ですから管理はあくまでも従来どおり税は税ということでいきますので、その税のところへいくと全部、個人情報が分かるというようなことではありませんので、そのような管理ということでの説明になります。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

議案第42号についてでございます。学校問題とそれから金山博物館と現代工芸美術館、その3点について伺います。

まず先ほども出ました中学校の大規模改修ですね。これが大規模改修工事監理委託業務、今の身延中学校は教室数も相当余っておられるように感じるんですが、この大規模改修工事の内容はどのような内容で計画しておられるのか。

またもう1点、この大規模改修においては12月議会において1中の条例案は可決されました。しかしながら可決の内容においては、意見書の中に中央へ1中をもって条例案が可決され

たというような経緯もございます。そうした点から、この大規模改修の内容がどのような内容であるか。

それから次の金山博物館の館長の報酬と現代工芸美術館の館長報酬、非常に同じような職務でありながら、かなり報酬の差があるわけですね。金山博物館の場合は200万4千円。現代工芸美術館の場合は276万円というような報酬の差が出ていると。お聞きしたところ非常勤ですからそれはもちろん、幾日来るかという問題はさておいて、非常にこの収益を見込む施設ではない施設でありながら、こうした経費の削減をすることがまず第一ではないかと、このように考えます。この差額についてどういう形でもってこれだけの差が出ているのか、この2点について伺います。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

まず答弁に先立ちまして1点、訂正をお願いいたします。

109ページでございますけども、13節委託料、身延中学校大規模改修工事監理業務と説明がございしますが、工事監理業務の「監理」という字が間違っております。さらかの「監」ではなくてパイプ、管のほうの「管」という字を用いてしまいました。これは監督の「監」、さらかに訂正のほどをお願い申し上げます。

それではご質問がございました、身延中学校の改修工事および中央に学校を建設する件について、答弁をさせていただきます。

今回、身延中学校にかかる大規模改修工事1億1,219万1千円および設計監理業務967万7千円の計1億2,186万8千円、計上をいたしましたところでございます。先に議会において中学校の建設検討委員会をこの6月を目途に設置しますと教育委員長が説明したばかりなので、大規模改修という予算書の表現についてお叱りを受けるのではないかと覚悟しておりました。また誤解を招く結果となったので、この点をまず陳謝を申し上げます。

予算書の事項別明細書の16ページをご覧くださいと分かりますが、この工事にかかる国庫補助金名は学校施設環境改善交付金といいます。これは築20年以上の校舎等が一定の年数を経ることによって通常発生する建物の損耗、材質低下の復旧措置を目指すものです。もともと身延中学校校舎にはなんらかの大きなてこ入れが必要な時期でもあり、学校統合という時期の特別な事情も重なりました。今回の改修は統合を経験する生徒たちのためであり、中学校の校舎建設検討委員会の協議になんら影響を与えるものではございません。検討委員会にはこの工事とは別に、先入観なく一から新校舎建設について話し合っていたいただきたいと思います。

それでは、なぜ私たちがこのような予算計上をしたのか詳しくご説明を申し上げます。

来年、平成28年4月には久那土中学校が17人、下部中学校が26人、中富中学校59人、計102人の生徒が身延中学校107人の生徒に合流をいたします。校舎の耐用年数は47年とされているところ、身延中学校校舎が築44年で最も古く、次に中富中学校校舎が築42年、次に下部中学校校舎が築34年、久那土中学校に至っては築22年です。特に久那土中や下部中からしてみれば両校とも体育館が平成になってから造られたこともあり、身延中学校は施設設備の老朽化が進んでいるとの印象は否めないところでございます。

新設校として、あるいは町内唯一の中学校となるので、統合する子どもたちにはせめて明るくなった校舎で新生活をスタートさせたいと、そのように考えました。

もちろんこの6月をめどに中学校建設の検討を始めるわけなので建物の構造にかかる工事、例えば長寿命化ですが、長寿命化等は今回の設計に一切盛り込むことは考えておりません。あくまでも生徒たちにとって使い勝手がよく不便を感じず、気持ちよく新生活を送れるように、美観や清潔さに配慮し建物内部を一新しようとするものです。

また財源等を考慮せずに工事費を計上したわけでもございません。予算計上には次のような財政的な裏づけがあります。工事予算等につきましては、先ほど説明した国からの学校施設環境改善交付金を充てます。この交付金による細かい補助区分が大規模改造（統合）事業とされているので事項別明細書には大規模改修工事と記載してしまったところでございます。他意があるわけではございません。工事費への補助金交付額は補助率の3分の1で3,333万円です。残りは国庫補助残に95%充当できる合併特例債を設計監理委託を含め9,830万円充てることとなります。

合併特例債はご存じのとおり元利償還金の70%が交付税措置されます。基金の積み立てもあるのですけど心配はしておりませんが、投入する純然たる自己資金は最終的に元利償還金の30%、2,600万円が見込まれるところでございます。

ただし、交付税の基準財政需要額と相殺されることになることから3千万円程度ではないかと、実際には見込んでおります。

またこの一般財源の原資ともなる金額についても当てががございます。今後3中学校がなくなることの中学校の財政状況も検討いたしました。現在、経常経費を中心とした基礎的な財政支出は1校につき1年度あたり2千万円前後です。3校減ずることで1年度あたり6千万円程度削減できます。新校舎を別の場所に建設することになっても、おそらく最低でも5年以上先になるはずですが、仮に5年間だけ身延中学校の現校舎を使用するとしても3億円が浮いてくることとなります。もちろん生徒は現在の身延中学校に移るわけなので話はそう単純ではないことは承知しております。

また学校が減少することによる地方交付税の激変緩和措置があります。地方交付税の基準財政需要額の中には測定単位という基礎数値に学校数が含まれております。本町では小中学校が減少することにより大まかにいって1校あたり1年度に1千万円が3年間措置されます。4年目、5年目と減額され6年目にはなくなってしまうますが、少なくとも3中学校がなくなることにより、向こう3年度は3校掛ける1千万円掛ける3年で9千万円。また4、5年目を考慮すると1億円を超える交付税が措置されます。これも基準財政収入額、いわゆる自主財源と相殺されることになるので、そっくり措置されるということではございません。

以上が財政的な見込みです。学校がなくなることにより生ずる不用額、逆に交付される地方交付税は間違いなく中学校統合を理由にして発生します。浮いてくる経費の全部を使うと言っているわけではございません。しかし、その一部であってもまず恩恵を享受するのが統合を経験する生徒たちだと考えています。学校改修をはじめ、さまざまな教育環境を整えるための経費として生徒たちのために還元されて然るべきだというふうに考えます。

以上、今回改修工事の予算計上をした理由です。どうぞよろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

それでは工事の内容につきましては、かいつまんでご説明申し上げます。

今、私が申し上げたとおり構造的なものについて長寿命化を図るような工事ではないと申し上げましたが基本的には普通教室、調理室、それから会議室、更衣室、技術室、理科室、理科

準備室、被服室、それから生徒会室、図書室、研修室、多目的ホール、それから天文教室、美術室、それから2階、3階の廊下等の内装の改修、床面の改修ということになります。特に普通教室等は床にフローリングを全面的に張ることになっております。

それから内壁につきましても、これは塗装のし直しをするということを計画しております。工事の大きなところは以上の点でございます。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

ご質問いただきました件について、お答えさせていただきます。

金山博物館、ならびに現代工芸美術館とも教育施設として設置、開館、運営をしているところであります。館長につきましては博物館法、また美術館法により設置をすることが定められているわけですが、両施設の館長については開館する際に当時それぞれの施設の特性を勘案して、その力量により現在の両館長が選任されたものと思っております。

金山博物館の館長の報酬につきましては館長、週3日勤務の形態となっております。その3日で1日あたりにしますと1万3,360円という単価のもと報酬を算出しております。年間約150日ということになっております。館長におきましては週3日来館の上、館の運営の基本方針を示す中で年間事業を開催実施していく等博物館運営にかかる活動をしております。ほかにも山梨県の考古学協会等々の役職等の立場から博物館だけではなく町のPRも含めまして業務を行っていただいております。

現代工芸美術館の館長につきましては、これもまた開館以来の館長となりますが、美術館で開催します年間の展覧会、ほぼ4回くらいになりますがこれを開催するにあたっては各関係団体、例えば日展ですとか現代工芸美術協会だとか、そういう各種団体との連絡調整をしながら展覧会の開催に向けて活動していただいているという状況であります。

現代工芸美術館につきましては、特に陶芸を重視して展覧会を考えていくわけですが、現館長につきましては、その陶芸協会においても力量を発揮できる館長ということでお願いをしているところであります。報酬につきましては月額23万円の12カ月という算出になっております。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

先ほどの学校教育課長の説明、理解するところもあるんですが、ただ、今ここで1億円先の工事を果たしてかける必要があるかと。もう1点、今、久那土中、それから下部中、中富中の生徒数が報告されましたが小学校の保護者、中学校の保護者、新聞にも何回か掲載されております越境通学という問題が出ております。そうした点から果たして、ここに挙げられた生徒が今の身延中へ全員通学するかという疑問点もあるわけです。この実態をまず調査する必要もあると思うわけです。来年の4月には統合はそれは決定しておりますが、その実態把握をしない限り、やはりなお一層、こういった統合問題に対して混乱をきたすということになるかと思えます。市川三郷町との教育委員会同士の話し合いもされておられるようですが、やはり住民サイドに立って、行政としてこの統合問題は考え進めてほしいと思えます。

ですから、先ほどの報告ですと統合に向けての検討委員会からの予算措置ではないというように、先ほど申し上げましたように中央へ1中に向けて早い段階に実現できるような方向に行政としてもっていく。それにはやはり来年の4月に向けて、町民があまり悩みを抱かないような形の進め方、これは絶対に必要であろうと。それにはやはりいくら一方的に進めようといっても人それぞれの思いもあるわけです。やはり町民の考え、思いを行政として受け入れる中で今後理解の得られるような進め方をしてほしいとこう願って質問を終わります。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今の議案第41号 27年度一般会計予算、109ページの10款教育費、同じ質問をさせていただきます。

今、先ほどから同僚議員がいろいろ質問しまして大規模改修の工事の内容が明らかに今されたわけです。教室等の内装の改修、それからフローリング塗装をしていくと。課長からる説明があったわけですが、課長もおっしゃるように基本的には統合を経験する子どもたちにそれなりの教育環境を整えてあげたい。そのために改修をする。これは決して無駄ではないんだということを私たちに印象づけているような気がしたんですが、予算的にも財政的にも学校施設環境改善交付金を使って、こういうふうな形である。年間、学校も運営費が1千万円かかってうんぬん、それから学校がなくなることによって3年間で、それも国からの補助金もカットされる等々いろいろ説明していたわけですが、非常に私、思うんですがまず第1点、先ほど最低でも5年後に学校新校舎ができるんじゃないかみたいなこともおっしゃっていましたし、それから12月議会で教育長が話をされたように6月に建設検討推進委員会なるものを立ち上げるうんぬんなってことも話をしていましたけども、これはあくまでも学校教育課長がおっしゃることではなくて、教育委員長がちゃんとおっしゃることであろうと思いますし、先ほどの予算的なこととか、そういうことに関しては学校教育課長でも結構ですよ。しかしながら、それはちょっと出過ぎたような感じもしました。まずはその点を1つ、学校教育課長に一言苦言を呈させていただきますが、生徒数が先ほど川口議員から話がありました。これはあくまでも現状の中での人数を想定した数字を出していましたけども、人数を想定した中での計画のように私、今、感じました。川口議員が言いましたように今、区域外に行きたい、それからまた私の知っている限りでも他町に転出する。そういうお子さんも結構いらっしゃるんですよ。そういう部分が何も入っていないではないか。子どもたちに統合後の教育環境をちゃんとあげたい。そのことについては非常に分かるんですよ。分かるんだけども、この大改修は無駄ではない、そういうことを教育委員会はおっしゃりたいんだろうと思うんですが、この大改修についての細かい部分での検証、それがなされていないような形の中で27年度予算として提案されているような気がするんですよ。それと同時に私が思うのは12月議会で、たしかに1中3小の後期統合計画が可決されました。しかしながらそれと同時に早急に新中学校を真ん中に置く、新中学校を建設するべきではないかというそういう同僚議員からの提案もありまして、早急に立ち上げて協議をするべきだという議員からの提案で、そのことも可決されました。この提案理由の中に身延中学校は古くなって、使用するのに大きな改修が必要になることを懸念して、身延中学校の大改修に予算を割かずに必要最低限で済ませるべきとして、これは可決されたわけです。

同時に後期統合計画の設置条例案の賛否においても、また新中学校の建設推進検討委員会を教育委員会でいつ立ち上げるのか、この問題に対しても大きな争点になったわけです。その紛争した内容を当然、答弁していた教育委員会は承知しているわけですが、今回それにもかかわらず先ほど教育課長がこの場で謝りますみたいなことを言っていましたけども、この時点でこの予算を提出する、大規模改修と銘打って提出する、私は気持ちが分からない。これはなぜかといったら、あのときに12月議会で賛成・反対、また提案した議員がおのあの思いの中で教育委員会に思いを、気持ちをまたぶつけたと思うんです。説明しました。そのことがまた教育委員会でもいろいろ答弁されましたけども、先ほど3名の提案者の中の1人の深澤議員がちょっと質問しましたけども、やはりそういう議員の思いとか心も理解していれば、少なくとも今議会の開催前、少なくとも2月27日に行われた全員協議会に教育長、出席なさっていました。例えばそのときに今、学校教育課長が話されたことをわれわれに話して理解を求める、そういう形なら私たちも理解できる部分もあるんですが、それがなんの説明もなく教育厚生常任委員会に付託される、それはちょっと何か、身延中学校1中で統合ありき、その先はまた別問題というような形に思えるんですけども、ある意味で私から見ますと、そういう12月議会でいろいろ紛争して、議員がいろいろ話をしてその答弁を受けてまた質問をして、そういうことをやったにもかかわらず、今のこの状況、議会軽視と私は思っています。この新中学校建設検討委員会の開催の時期、それから12月以降の経過等も含めて説明して私はやっていただきたかった、そのことも含めてご答弁いただきたい。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

答弁をいたします。

12月の議会でご議決をいただきました中学校統合、平成28年の4月統合という議決をいただきました。教育委員会では、これに向けて準備を整えていかなければならない責任を感じております。

まず1つには統合準備委員会の立ち上げ、また今回お示しをさせていただきましたような統合先の学校の一部改修に係る予算、それらを提案させていただきました。今回の議論になっております、この改修工事につきましては、先ほど課長が申しましたがいわゆる基本的には今の子どもたちが身延中へ統合をして、いい教育環境で勉強ができるようにせめて内装工事を主体とした改修をするというものでございます。

繰り返しになりますけども、例えば今年の6月を目途として新しい中学校の建設検討委員会を立ち上げることは、これも十分承知しておりますし、このことと今の中学校をどうしようかという部分はこれはまた別の話になると思います。今回お示しをいたしました予算案は、今の中学校に子どもたちが学ぶ環境を少しでもよくしたいということでありまして繰り返しになりますが、新しい部分の学校に向けてはまた全然、別な論議をしなければならないとこのように思っています。ぜひご理解をいただきたいと思っております。

また先ほど工事の内容等も課長のほうから説明をいたしましたように普通教室とか、特別教室、あるいは一部内装の工事に留まっておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

教育長、今、子どもたちの教育環境を整えるため、そのためにこうやって出ささせていただいたということでしたけども、後期統合計画のときに説明会でもなんでもそうだったんですが、教育委員会がおっしゃったのは最後に決めるのは議会ですよ。議会の皆さんにお決めいただきますという話をしていました。この予算も決めるのは議会ですよ。最後はね。議会が決定するかどうかなんですよ。その議会に対して、私が言いたいのは12月議会でいろいろの意見を出された、その議会のおのおのの皆さんの感情を今回のやり方は逆撫でるような形なんではないですか。私はそういうふうな気がするんですよ。それはルールに則って教育環境の整備だということによってきています。それから国の先ほどの教育環境の工事の絡みの補助金もあります。そういうことも勘案して今やらなければいけない。設計業務から何から全部、今出すのも珍しいことではない、そのこともちゃんと説明して、それは私も分かりますよ。分かるんだけど、それだったら例えば12月議会でいろんなことで出されたときに6月から開催される建設検討推進委員会、その状況ぐらいの説明なり、また全員協議会でのそういう説明なり、そういうものをちゃんとして、そういう中で私たち議会にご理解を求めるといような形が筋ではないかと私は思うんですが、その部分をお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

まず1点ですね。今、お話が出ました6月に向けて検討委員会を立ち上げていくというお話を今までにしてまいりました。このことについても過日の、2月の定例教育委員会でこの内容を検討いたしまして、これはまた確認をいたしました。したがって、新年度になって6月をめどに委員の選任、あるいは立ち上げということをしてまいりたいと思っています。

12月の議会で議決をいただいたということで、これでやっと28年度の4月に向けて統合が進むということになったわけです。そのため今まで、この予算的なものを議員さんに提出をして審議いただくというようなことはできなかったです。今回、初めてこの予算を提出したと。これも担当としてみれば大急ぎの中で中を精査して今回提出をしたということがございます。したがって、決して議員さん方を軽視したとか、あるいは無視をしたとか、そんなことは到底思っておりません。私どもとすれば今回、精いっぱいスピードでやらせていただいたということでございます。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありますか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

学校の問題は、また教育厚生常任委員会でやりたいと思います。

歳入の11ページ、町税が個人分、それから固定資産税、減額なんですがこの減額の理由についてお伺いしたいことが1点。

それから12ページの地方消費税交付金なんです、これは1億円以上増えているわけですが、これは8%になったことによる増額なのかどうか。

それから13ページの地方交付税ですが、合併算定替えが始まるはずなんですよね。始まると10億円ぐらいは減るではないかということではなりましたが、これを私の目で見ると1億円なんです、それはこれで間違いないのでしょうか。

それから次に19ページですがこれは新しい項目、農林水産業費県補助金の、19ページの農村地域防災減災事業補助金、農業基盤整備促進事業補助金、多面的機能支払交付金事業費補助金、この3項目は新しい項目ですけどもこれはどういうふうな内容のものか。

それから20ページの町有地貸付料、旧大須成小学校、江尻窪残土処理場、旧豊岡小学校と3件ありまして、それぞれどこへ貸し付けているのかということをお伺いします。

それから22ページ、雑入で1節に簡易郵便局事務取扱交付金とあります。888万円。この簡易郵便局事務取扱交付金は新たに下田原が加わったというふうなことで理解しておりますけども、これは下田原と曙の簡易郵便局という2カ所のことでよろしいのかどうか、その内容がそれぞれどのくらいずつの金額になっているのかをお聞きしたいと思います。

それから31ページ、財産管理費の中の15節工事請負費、旧共和小学校校舎解体工事に491万3千円が計上されておりますけども、これは旧共和小学校というのは下田原にあるんでしょうかね、これはインターチェンジの関連でこういうふうなことになっているのかどうか、その点についてお伺いします。

それから32ページ、13節委託料で第2次身延町総合計画策定業務に790万7千円。まち・ひと・しごと計画策定業務として176万5千円というふうになっておりますけども、これはまち・ひと・しごとの計画策定業務ができれば総合計画策定業務はいらないのではないか、逆のこともあり得るかなというふうに思うんですけどもこの点についてご説明をお願いします。

それから36ページ、15節の工事請負費ですが波高島駅公衆便所新築工事ということで993万6千円が計上されております。この公衆便所新築工事についてもご説明があったかと思えますけども、これは今まであったものがなくなって新たに造るということなんでしょうけども、この工事についてはJRとの協議の結果こういうふうになったのか。あるいは地元からの要請でこういうふうになったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

それから41ページの地籍調査費ですが、これが1,328万1千円増加しております。その次のページには委託料として6,625万4千円が計上されておりますけども、これはどの地域でどれだけ増えるのか、あるいは全体としてどれだけ増えたのかということをお伺いしたいと思います。

それから、いろいろ言ってますみません。80ページ、観光費の需用費、印刷製本費に518万4千円。役務費の広告料に763万4千円というふうに計上されておりますけども、これはどういうふうなものを企画しているのか、これについてお伺いしたいのと、それからその下の81ページの観光案内所業務というのがあります。381万6千円とありますけども、これはどこの観光案内所業務だったのか、ちょっと分かりませんのでそれをお伺いします。

それから83ページの13節委託料、橋梁点検法に基づく橋梁点検業務94橋、これは1,100万円の予算になっていると思うんですが、これはどこへどのような委託をするのかお伺いします。

それから85ページの13節委託料で橋梁修繕詳細設計業務、天白橋ほか2橋とそれから樫の木橋、打越隧道修繕事業設計業務というのがありますけども、これの中の橋梁の関係はその前の橋梁点検の結果でこういうふうなものを出すのかどうか。

それから次の工事請負費で町道田原鴨狩線道路改良工事、これは以前、私が峡南衛生組合に出向しているときにそういう道ができないかということをお聞きしましたけども、そのときにはできなかった。しかし今回は町道田原鴨狩線道路改良工事ということでできますけども、これはインターチェンジができる関係でこういうふうになったのかどうか。

139ページと140ページの特別職の報酬と、それから一般職の給料が出ております。これは合計いたしますと18億4,708万4千円ということで全体の予算の22%を占めております。一方で町税のほうは13億8,895万6千円、16.5%というふうになっておりますけども、今年は職員が3名増えたということで、それから臨時職員はここには入っていないと思いますので、臨時職員の手当等を含めるともっとずっと大きくなるはずなんですよね。現在のその職員数がこれは低減する可能性があるのか。あるいは今あるように3人、去年よりも増加しておりますけども今後も増加の傾向になるのか、その点について町長にお聞きします。

以上です。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

では私のほうからまず12ページ、地方消費税交付金が約1億円ほど増えた、この理由は何かというご質問でございますけれども、地方消費税につきましては都道府県等に納付されました地方消費税の2分の1に相当する額を市町村の国勢調査の人口で市町村のほうに案分してただけというものでございますけども、先ほど議員もおっしゃられましたとおり消費税が8%に上がったという部分で、その中の、以前は地方消費税分が1%だったものが1.7%と7割アップしております。その部分が増えたことによりまして、これだけ増額しているということが理由でございます。

その次に13ページの10款地方交付税でございますけども、議員さんが10億減るんではないかというふうにおっしゃいましたけども、これにつきましては27年度から5年間で段階的に縮減をしていくということでございまして、27年度については約1割ということで1億円の減額を見込ませていただきました。

続きまして20ページ、16款財産収入の1項1目1節財産貸付収入の中の町有地貸付料の旧大須成小学校と旧豊岡小学校、どなたに貸しているのかというご質問でございましたけども旧大須成小学校につきましては登校拒否文化医学研究所というところにお貸しをしております。あと旧豊岡小学校につきましては地元の株式会社レクラみのぶにお貸しをしているところでございます。

あと31ページ、3目財産管理費の15節工事請負費、旧共和小学校校舎解体工事でございますけども、これは議員さんおっしゃいますように下田原にございます。インターチェンジ絡みのものなのかというふうなご質問でございましたけども、これにつきましてはこの旧共和小学校校舎が昭和30年に建築をされまして60年が経過するというので非常に老朽化が目立っておりますので今回、解体をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

それでは町税に関しまして11ページの住民税からお答えをさせていただきたいと思えます。

25年度と26年度の比較を見ますと170名ほど課税者が減っているという状況がございます。若干の個人消費の穏やかな伸びもありますが、そのマイナス面を勘案しまして、今回マイナス補正させていただきました。

固定資産税につきましては3年に一度の評価替えの時期であります。これによりまして土地の評価、ならびに各評価が下がっておりますのでその分を減額補正させていただきました。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

19ページ、農林水産業費県補助金についてご説明申し上げます。

まず農村地域防災減災事業補助金でございますが、これにつきましては西嶋八日市場排水機場の建物自体の機能診断業務に対する補助金でございます。補助率100%でございます。

それから農業基盤整備促進事業補助金1,110万円。これにつきましては、各集落より基盤整備等の要望については、昨年まで耕作放棄地等再生整備支援事業補助金を活用して対応してきましたが27年度よりこの農業基盤整備促進事業補助金を活用することにいたしました。

続いて多面的機能支払交付金事業費補助金594万7千円でございます。内容といたしましては老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修、更新等の活動に対し、対象となる農地面積に応じて支援するもので昨年までは農地・水 保全管理支払交付金を協定を結んだ実施地区に土地改良連合会から直接交付されていましたが、本年からは国・県分は町に交付され25%の町負担分を含めて実施地区へ交付いたします。

なお負担割合は国が50%、県が25%、町が25%であります。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

80ページ、7款商工費、11節需用費の中の印刷製本費の内容ですがパンフレットの印刷、あるいは観光の誘客ポスターの印刷、そのほか体験施設のプログラムパンフレットの印刷、その他印刷物プラスオリジナル封筒を作成の予定であります。

それから12節役務費の広告料についてですが、これにつきましては観光情報誌への掲載広告あるいは新聞広告、その他の広告媒体の情報誌等の広告料、あるいはその他の広告の媒体に対する広告料であります。

それから13節委託料の中の81ページ、観光案内所の場所ですが本栖湖の観光案内所であります。

以上です。

○議長（河井淳君）

土地対策課長。

○土地対策課長（佐野勇夫君）

それでは41ページ、2款総務費、国土調査費、地籍調査費の比較で1,328万1千円増

えている理由でございます。

42ページの委託料、測量業務委託料の増額によるものでございます。1年目工程の地籍測量業務の調査面積が全体で0.26平方キロメートル増えていることと、そして下部地区、常葉第5と書いてありますけども、その地区の1筆地の平均面積が小さいため面積基準単価金額に乗ずる補正係数が増加したことによる増額でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは、22ページの20款4項1目1節の簡易郵便局事務取扱交付金888万円につきましては、これにつきましては従来どおり曙簡易郵便局、大須成簡易郵便局に加えまして共和簡易郵便局、3つの簡易郵便局になるということでございます。大須成と曙簡易郵便局につきましてはそれぞれ312万円。共和簡易郵便局につきましては264万円という形の中で合計888万円でございます。

なお、140ページの関係でございますが、職員数の関係でございますが今、手元に資料がありませんから、のちほどお答えさせていただきます。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

32ページの委託料でございます。第2次身延町総合計画策定業務790万7千円。そしてまち・ひと・しごと計画策定業務176万5千円ということで、まち・ひと・しごと計画があれば総合計画はいいではないかというような質問でございました。まち・ひと・しごと計画につきましては、27年から5年間の計画ということと、あと国と一緒にになって人口減少について立ち向かっていこうという計画でございます。また第2次身延町総合計画策定業務につきましては、今後10年間の計画という形で内容も身延町全体の計画という形で趣旨が違っております。しかしまち・ひと・しごと計画が今回ありますので、これらをふまえて身延町総合計画策定業務について計画を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

83ページについてお答えをいたします。

13節の橋梁点検法に基づく橋梁点検業務、これにつきましては国は中央自動車道の笹子トンネル天井板崩落事故を機に点検・診断の統一基準をはじめて策定し平成26年7月、道路法の施行規則を改正し都道府県や市町村が管理する2メートル以上の橋、跨線橋、歩道橋、トンネル、ボックスカルバートを近接目視による点検を5年に一度行うよう義務付けが行われました。これにより町内の点検対象数は橋梁で385橋、トンネルが8カ所、歩道橋が2橋、跨線橋とボックスカルバートはありません。点検年次計画を策定し平成27年度は橋梁94橋を国の交付金をいただき点検を行うものであります。

なお、点検の委託につきましては山梨県メンテナンス会議という国土交通省甲府工事事務所

長を会長として県の県土整備部、市町村、ネクスコ中日本等の団体で山梨県メンテナンス会議という会議があります。その中で山梨県の建設技術センターも市町村の支援という形でそのメンバーに入っております。今その会議の中でも話がされていますけども、この委託につきましては、山梨県建設技術センターを中心に発注したらどうかということが議論されています。

以上です。

続きまして85ページの工事請負費であります。西嶋第1橋の橋梁の修繕、榎の木橋の橋梁修繕工事、これにつきましては先ほど申し上げた94橋の近接目視の結果行うものではございません。これにつきましては、身延町橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成25年度より優先順位の高い橋梁から順次、修繕工事を実施しています。今年は西嶋第1橋と榎の木橋の橋梁補修となります。トンネルにつきましては、道路ストック総合点検により平成26年度から優先順位の高いトンネルから随時補修工事を行っております。今年は久成の打越隧道の補修工事を行います。町道田原鴨狩線の道路改良工事につきましては仮称、中富インターの関連の事業ではございません。

以上です。

○議長（河井淳君）

課長、委託料のところは、85ページの。

○建設課長（竹ノ内強君）

失礼しました。

85ページの委託料、橋梁の詳細設計の業務委託、天白橋ほか2橋ということで、これも先ほど説明しました平成25年度への橋梁長寿命化計画により平成25年度より優先順位の高い橋梁から順次工事を行うための設計業務ということでございます。これも国の交付金をいただきながら委託をしまいるつもりです。

以上です。

○議長（河井淳君）

下部支所長。

○下部支所長（遠藤庄一君）

36ページ、2款1項8目15節の総務費中、支所費、下部支所の扱いでございますが波高島駅公衆便所新築工事の内容について先ほど地元要望なのか、それともJRからの要望なのか、また内容についてどうかということでございますが、波高島区からの要望がありまして、災害時の避難場所としての扱いということで、できれば新築をしてほしいというようなことがございました。それと合わせて平成26年の8月ごろJRのほうからJRの老朽化した駅のコンパクト化というような事業で駅舎、ならびにトイレを取り壊すというようなお話が同じような時期でありましたので、波高島区のほうへも新築のお話をさせていただいたり、JRとも協議を今進めているところでございますが、12月の補正予算の中で設計及び監理について、予算を議決していただき、設計を進めているところでございますが、今後は工事を進めるという方向になっております。

内容につきましては、常葉の甲斐常葉駅と同規模のスペースのサイズで男性便所2カ所、女性便所1カ所、これは身障者、それから女性兼用で、あとは手洗いと小さな倉庫。それから波高島駅には駐輪場というものが駅舎に付属してありました。今回このトイレに併設をして10台程度止められるよう、今JRとも協議していますが敷地の借用というような状況になり

ますので、10台置けるようなものが造れるかどうか協議をさせていただいております。

内容につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

先ほどの140ページの件でございますが、よろしいでしょうか。

一般職の職員数、本年度、前年度と比較した数字と141ページの右側の真ん中、職員の異動状況、現に在する職員数というところがございます。そこに本年度178とございます。その上の本年度の数字が再任用と分けて表示してありますから175の3で178ということであり、前年度もそんな形の中で再任用と分けて表示してありますから172と4を足すと下の表の前年度の176というところになってきます。比較しますと再任用が前年度4人いましたが、退職して今度3人ということでマイナス1になりますから、一般職1人増の3、そこを差し引きしますと2と。3からマイナス1になると2ということで下の増減のところは2になるという形の中の計算でございます。よろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

それでは32ページの第2次身延町総合計画策定業務の委託ですけれども、この委託の内容というか、例えば計画をつくるのを全部コンサルタントとかそういう業者に委託するのか。町の行政の体制はどういう感じでこれを計画立てるのか教えていただきたい。

そして64ページの老人保健費の中の委託料でガン検診とか肝炎のウイルス検査というのがありますけれども、この効果というか、この検診をすることによってどんな効果があるのか、そこをちょっと教えてもらいたいです。

次は82ページの関係で観光の関係なんですけれども、いろいろ行事が出ているんですけども、例えばこれから中部横断道開通になっていくんですけども、それに対する対策というか、計画がこの中にあるのでしょうか。

とりあえず今のところで一度お願いします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

32ページの委託料、第2次身延町総合計画策定業務の内容ということでご質問がありました。

これにつきましては、人数的には20名ほどの委員さんになっていただきまして総合計画の策定業務をやっていきます。なおかつ、この委託料につきましては調査の実施、基礎調査等を行いながら分析、そして検証、あと町民アンケート調査の実施分析というようなことお手伝いをしてもらうというような内容になっております。最終的には調査報告書という形で基本構想、基本計画等をまとめていただくということでお手伝いをお願いする分野でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

64ページ、4款1項4目老人保健費の13節委託料の各種検診の委託に関わって検診の効果についてのお尋ねです。

検診の効果ということなんですが、一般に例えば病気を持っていらっしゃる既往症のある方につきましては病院、医療機関への受診等を行っているわけなんですが、ご本人が特に病気を持っていらっしゃるという自覚のない、健康であると思われている方が検診を受けて、そしてその中で疑いの部分も含めて発見をしていく。早期発見、そして早期治療に最終的には結びつけていくということがこの検診の目的であります。早期発見、早期治療によりましてその方の健康の保持、それからまた医療費等の抑制等にもつながると思いますが、そのような効果があると言えると思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

観光関係で中部横断道への対応に対する内容ということで、82ページの関係でありましたが、ここに出ておりますものにつきましては特にこれ、今年、中部横断道のためにというものは新しいとかそういうものはありません。今のところ町民総ガイド運動とかの推進ということで対応させていただいております。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありますか。

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

分かりました。

もう1つ聞きたいところが、60ページ、8目の特定教育・保育施設費の中で民間保育所の保育費用というのが1億4,800万円、特にあるんですけども、これは民間保育所に補助をしているということだと思うんですけども、どういう基準でこれは費用が出ているのか、そのところを教えてください。

それともう1点、身延中学校の大規模改修の件ですけども今、教育長なんかの説明を聞いていますと当然、28年には統合が行われるということで、その準備の段階で環境を整えるということは当然の行いだと思うんですけども、その中で今、統合に遠いからというようなことで反対をする親御さんの心配の中に災害時にはどうしてくれるのだということがあります。今後の改修の中で、そういう災害時における中学校の、あそこはおそらく避難所になるような施設だと思うんですけども、その避難に対する施設の改修とかということは考えているのでしょうか、そのところを教えてください。

以上です。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

それでは60ページの3款2項8目の委託料について、ご説明いたします。

特定保育施設費という中の委託料ということなのですが、これは新年度から新制度に移行するというで新しく特定教育・保育施設費という目を設けさせていただきました。従前は民間保育所費という目でしたが、新制度の移行により保育所の運営費にあたる部分のものでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

身延中学校改修の問題と防災の問題について、お答えをしたいと思います。

身延中学校の改修工事につきましては、先ほど来よりご説明しているとおり内部改修が主であって構造に手を付けることはございません。ただし昨今、大川小学校等の津波にさらわれた例等もございますし、学校の風水害と災害に対する関心が非常に高まっておりますので別途、学校全体に対しては災害用品等を、被災時に役立つような緊急用品等を配備していく予定はございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

今の答えでいいんですけども、結局、親御さんにすると災害が起きたときに心配なんですけども、そこを、学校の施設にいるから安心だというような対応をしてほしいと思います。結局、例えば帰られなくなるということを想定して、当然、想定外でいろいろよその災害を見ていると帰られなくなることも当然、想定しなければいけないと思うんですけども、そういうときに2日とか3日はそこでちゃんと保護できるというような体制もこれから考えてもらいたい。それによって親が遠くにいても、学校にいるからかえって安心だというようなことが必要ではないかと思えます。

以上です。

○議長（河井淳君）

答弁はいりませんか。

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

今までも学校統合に絡んで子どもたちの安全の問題について非常にご質疑をいただいてきたわけでございますけれども、今おっしゃられたとおり、もうすでに学校では非常に高い関心を持っておりまして、発災時のときにどのように行うか。例えば引き渡し訓練とか緊急連絡とかというそういう訓練は逐次行っております。その上で非常な未曾有の大災害が起きたときには当然、学校から帰宅できないということがございます。それはこちらのほうも想定いたしまして2日ないし3日、学校の中に安全にいられるということは考えていきたいと思えます。またこれは、統合準備委員会の中でそのようなことを教師を中心に話し合っていくつもりであります。

す。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第62号までの質疑を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第64 議案第63号 身延町防災行政無線施設デジタル化工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

議案第63号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

よって、議案第63号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第65 諮問第1号から日程第73 同意第8号、日程第74 発委第1号については人事案件および議会運営委員会提出案件でありますので質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって諮問第1号、同意第1号から同意第8号および発委第1号については質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから諮問第1号を採決します。

原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と意見を付することに決定しました。

同意第1号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員については身延町西嶋496番地、野中邑浩、昭和16年10月13日生まれ。身延町西嶋2256番地1、佐野昭男、昭和18年5月31日生まれ。身延町西嶋1232番地、佐野千博、昭和18年7月1日生まれ。身延町西嶋1572番地、佐野光、昭和20年8月26日生まれ。身延町西嶋1319番地3、依田一、昭和23年9月17日生まれ。身延町西嶋597番地、笠井政一、昭和25年2月26日生まれ。身延町西嶋1831番地、佐野富人、昭和30年10月25日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定いたしました。

同意第2号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会については身延町大塩1419番地、堀井雄三、昭和14年4月19日生まれ。身延町大塩2011番地、佐野公臣、昭和16年11月7日生まれ。身延町大塩1945番地、依田俊郎、昭和18年5月6日生まれ。身延町大塩1581番地、神宮司建夫、昭和19年8月15日生まれ。身延町大塩1341番地1、望月明夫、昭和19年10月7日生まれ。身延町平須2116番地、神宮寺七三、昭和21年3月7日生まれ。身延町久成4859番地、大森恒由、昭和25年6月18日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定いたしました。

同意第3号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理委員会については身延町江尻窪1396番地、遠藤嘉一、昭和9年12月23日生まれ。身延町中山1637番地、佐野利男、昭和10年1月17日生まれ。身延町遅沢1181番地、川崎晴義、昭和10年11月5日生まれ。身延町中山34番地、山中一義、昭和11年3月2日生まれ。身延町古長谷1360番地、樋川久實、昭和12年10月10日生まれ。身延町福原218番地、河西俊郎、昭和17年1月7日生まれ。身延町矢細工1308番地、佐野優、昭和27年4月22日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定いたしました。

同意第4号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会については身延町粟倉161番地、前澤詳浩、昭和22年5月6日生まれ。身延町下山2380番地、望月清史、昭和22年10月3日生まれ。身延町下山2542番地2、遠藤孝、昭和27年10月1日生まれ。身延町下山1897番地、石川浩一、昭和29年9月10日生まれ。身延町下山8671番地、山内規之、昭和29年10月1日生まれ。身延町下山5931番地、中村英雄、昭和30年6月4日生まれ。身延町下山261番地1、高氏充、昭和30年6月20日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定いたしました。

同意第5号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員については身延町小田船原1361番地、大村一正、昭和11年3月9日生まれ。身延町小田船原2387番地13、佐野久司、昭和16年8月4日生まれ。身延町相又753番地、市川徳一、昭和17年6月2日生まれ。身延町大城730番地、大野久方、昭和24年1月8日生まれ。身延町相又1613番地1、望月武、昭和26年1月1日生まれ。身延町角野1099番地、鴨狩博文、昭和26年1月10日生まれ。身延町大城440番地1、望月一秋、昭和31年11月20日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定いたしました。

同意第6号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第6号 身延町西嶋財産区管理委員会委員については身延町西嶋496番地、野中邑浩、昭和16年10月13日生まれ。身延町西嶋2256番地1、佐野昭男、昭和18年5月31日生まれ。身延町西嶋1232番地、佐野千博、昭和18年7月1日生まれ。身延町西嶋1572番地、佐野光、昭和20年8月26日生まれ。身延町西嶋1319番地3、依田一、昭和23年9月17日生まれ。身延町西嶋597番地、笠井政一、昭和25年2月26日生まれ。身延町西嶋1831番地、佐野富人、昭和30年10月25日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定いたしました。

同意第7号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第7号 身延町曙財産区管理委員会委員については身延町江尻窪1396番地、遠藤嘉一、昭和9年12月23日生まれ。身延町中山1637番地、佐野利男、昭和10年1月17日生まれ。身延町遅沢1181番地、川崎晴義、昭和10年11月5日生まれ。身延町中山34番地、山中一義、昭和11年3月2日生まれ。身延町古長谷1360番地、樋川久實、昭和12年10月10日生まれ。身延町福原218番地、河西俊郎、昭和17年1月7日生まれ。身延町矢細工1308番地、佐野優、昭和27年4月22日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定いたしました。

同意第8号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第8号 身延町下山地区財産区管理委員会委員については身延町粟倉161番地、前澤詳浩、昭和22年5月6日生まれ。身延町下山2380番地、望月清史、昭和22年10月3日生まれ。身延町下山2542番地2、遠藤孝、昭和27年10月1日生まれ。身延町下山1897番地、石川浩一、昭和29年9月10日生まれ。身延町下山8671番地、山内規之、昭和29年10月1日生まれ。身延町下山5931番地、中村英雄、昭和30年6月4日生まれ。身延町下山261番地1、高氏充、昭和30年6月20日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定いたしました。

発委第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

お手元に配布しました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託しますがこれにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、配布のとおり各常任委員会に付託します。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもちまして、散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(中村京子君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時20分

平成 2 7 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 6 日

平成27年第1回身延町議会定例会(3日目)

平成27年3月6日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深 澤 勝	2番	赤 池 朗
3番	田 中 一 泰	4番	広 島 法 明
5番	柿 島 良 行	6番	芦 澤 健 拓
7番	松 浦 隆	8番	福 與 三 郎
9番	草 間 天	10番	川 口 福 三
11番	渡 辺 文 子	12番	伊 藤 文 雄
13番	野 島 俊 博	14番	河 井 淳

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	樋川信
会計管理者		笠井喜孝	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		遠藤庄一	教育委員長	望月忠男
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		高野博邦	福祉保健課長	穂坂桂吾
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	佐野勇夫
観光課長		柿島利巳	環境下水道課長	深沢香
水道課長		望月真人		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子

録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。
出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。
本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

日程第2 一般質問。

質問の通告者は7名であります。
これから通告順に一般質問を行います。
通告の1番、野島俊博君の一般質問を行います。
野島俊博君の質問を許します。
登壇してください。
野島俊博君。

○13番議員（野島俊博君）

通告に従いまして一般質問を行います。多岐にわたりますけども、どうかよろしくご回答をお願い申し上げます。

早速、入らせていただきます。

まず1点目でございますけども、子育て支援対策について。子どもを安心して産み育てることができる環境をつくる。ではこの現状と課題はどうなっているのか。核家族化等による子育ての孤立化や育児情報の氾濫等により出産や子育てに対しての不安や負担感を持つ人が大変多くなってきております。さらに共働き家庭、ひとり親家庭が増加するとともに個人のライフスタイルや就労形態も大きく変化しており、それぞれのニーズに応じたきめ細やかな子育て支援が求められているのが現状でございます。多様な子育て支援サービスの提供や地域における支援体制の整備、誰もが子どもを安心して産み楽しく育てることができる環境づくりが必要であるといわれております。

そして方針といたしまして、まず妊娠・出産を巡る不安を解消し誰もが安心して子どもを産める環境をつくること。2つ目が子育ての悩みを軽減し楽しく暮らしができる環境がほしいところでございます。

しかしながら子育てを取り巻く環境は大変厳しいものであり、2013年度の合計特殊出生率が1.43となり、日本の少子高齢化ははまだ回復の兆しを見せておりません。日本が抱えるこの少子高齢化問題は大変深刻でございます。

国立社会保障人口問題研究所が発表した報告書によりますと人口推計のスタートである2010年次の人口1億2,806万人から減少の一途を辿り、約50年後には1億人を割るという結果でございます。

ではここで質問をさせていただきます。

質問1-1、安心して子どもを産み育てる環境整備についての本町の取り組みを聞きます。

もう1点、質問1-1、これからの子育て支援への取り組みの考えはということで新しい子育て支援の考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくご回答をお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

お答えいたします。

いわゆる子ども・子育て関連三法が平成24年に制定され、来年度から子ども・子育て支援新制度が始まります。本町ではこの新たな制度のもとで教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため5年間で1期とする身延町子ども・子育て支援事業計画を策定し、平成27年度から計画的に給付事業を実施するものです。

この計画における子育て支援の考え方ですが、全国的には核家族化や連帯意識の希薄化などにより子育て家庭への孤立化が見られるという状況ではありますが地域の連帯感や家族、親戚のつながりなどがまだまだ強固に保たれているのが身延町であると考えます。

これを踏まえ町全体で子どもたちの成長と子育てを応援するという視点に立ち、子どもたちの成長と子育てを応援する町を基本理念として今後、各種施策の推進に取り組みます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

今おっしゃるとおりでございますけども、私はその根底に日本における少子高齢化社会の問題点とその対策について考察してみますと、問題点1として社会保障制度崩壊の危機ということは、少子高齢化社会が進んでいる日本では年金を受け取る高齢者が年々増加する一方、新たに年金に加入する人口が減少している。年金加入者が少ないということは、つまり年金の財源が確保できないということでございます。

支給を待つ人数が多いにもかかわらず財源がないということになれば、年金制度はこれは破綻してしまいます。財源確保が急務とされているのは年金だけではございません。医療費や介護保険についても同様でございます。高齢者になるとどうしても医療や介護に頼ることが増えてきます。高齢者数が急増している現在、その分の医療費や介護保険の増大と財源確保も問題となってくるものでございます。

問題点2として日本の借金が減らない、日本は借金大国といわれていますけども、その債務残高は1千兆円を突破し世界でも第1となっているところでございます。年々増加するこの借金に対して効果的な解決策はまだ見つかっていませんが、それは少子高齢化とも深い関わりが

ございます。そもそも日本における借金は企業や個人に対して国債を発行して賄っております。つまり国債の代金そのまま政府への貸付となっております。

しかし少子高齢化が進み働く世代は減少しています。働く人数が減ってしまえば国内総生産の減少にもつながっていくことでございます。そうなお金を生み出せないにもかかわらず借金だけが増えていくと、そういう状態が今後も続くと思われれます。

単純ではございますけども、働く世代が増えればそれだけ労働力も増えます。しかし今のままでは日本の借金は減らすどころか現状維持すら難しい状況のようでございます。そういうことが大変子どもを育てにくいような状況につながっていくのではないかと思います。

女性が活躍する社会になれば出生率が上がり労働力となる若者の数も増えてまいります。年金加入者も必然的に増え財政を助けることにつながると思われれます。少子高齢化対策は長期的な視点で見れば国の存亡に関わる大きな問題でございます。政府により一刻も早い対策の実践、そしてこの問題に対する国民一人ひとりの問題意識も求められているのではないのでしょうか。

そこで質問をさせていただきます。

質問1 - 2、子育て支援の方策として具体的な支援方法と経済的な軽減および助成と無償化など27年度の予算編成・計画などどのように考えたのでございましょうか。

もう一つ、1 - 3として子育て支援制度とは別に身延町独自の金銭的な支援制度、また補助事業の考えを伺います。2つの回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

お答えいたします。

子育て支援の方策として平成27年度の予算編成・計画などということでございます。

まず、保育所における保育の充実についてでございます。

新制度では11時間の保育時間が標準時間となります。通常の保育時間が今までよりも長くなることによって子育て世帯がより働きやすい環境を整えます。

当初予算では町立保育所費では昨年度と比較して若干の減額ですが、私立保育所分では新たに特定教育・保育施設費の目を新設いたしました。前年度の民間保育所費の委託料と比較して約1,200万円の増額を見込んでおります。これは私立保育所の入所児童数を昨年度当初予算見積もり時の児童数と比較しまして18人の増を見込んでいるためであります。

学童保育事業につきましては引き続き5カ所を実施しますが、そのうち西嶋学童保育教室は西嶋和紙会館内の一部を間借りして実施しております。しかしながら建物近くは車の通行が激しいため、子どもたちは外で遊ぶことがほとんどできない状況であります。そこでこのたび閉所いたします西嶋保育所の建物に西嶋学童保育教室を移すため、当初予算にそのための改修費用を計上いたしました。

子育て支援医療費助成事業につきましては、新年度10月から対象者を15歳までから18歳までに拡大し子育て中の世帯の負担の軽減をいたします。2月1日現在の本制度の対象者数は1,052人ですが対象年齢拡大により356人ほど増えることとなります。その新年度当初予算額は全体で3,900万円とし、昨年度当初予算と比較して1千万円の増額となっております。このうち520万円ほどが10月からの対象者の拡大により増加する医療費助成成分であります。そのほか病児・病後児保育事業や子どもと親の健康確保に関する事業

等々、町全体で子育て支援を行っていきます。

それから身延町独自の事業というようなことでございます。子育て支援制度とは別にというようなご質問でございますが、新制度の計画には町が実施する子育て支援策のほとんどを網羅していると考えております。ご質問の身延町独自の事業というところでお答えいたしますと今年度10月から対象者を18歳まで拡大する子育て支援医療費助成事業や昨年度10月から峡南地域初の事業として実施しております病児・病後児保育事業でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

本町の子育て支援、ずいぶんやっぱり進んできているなとそういうふう感じておりますけれども、最近のテレビの放映で出産・子どもネウボラということで妊娠期から就学前にかけての子どもがいる家族を対象とする支援制度であって、かかりつけネウボラ健診を中心とする産前産後子育ての切れ目ない支援のための地域拠点、ワンストップ、そういうものを指すようでございますが、そんなふうなことも最近ちょっとテレビで見えておりますけれども、どうか今後も進んで積極的に取り組んでいただきたいとそんなふうに思います。よろしく願いをいたします。

それでは次に移りますけれども、質問1-4、27年度予算の計画の中に子育て支援事業に関する国、県等への要望を出したのか。また国、県からの対応はあったのか、あれば伺います。よろしく願いします。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

お答えいたします。

平成27年度予算に関する子育て支援事業において国・県に要望したものはございません。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

内閣府、文部科学省、厚生労働省により23ページにおよぶ冊子に平成20年8月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために子ども・子育て支援法という法律ができたということをご承知のとおりでございますけれども、こども・子育て支援法という法律ができて、この法律と関連する法律に基づいて幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくと。子ども・子育て支援制度が平成27年4月に本格スタートということでございます。そしてこの新制度の実施のために消費税10%になった際の増収分から年間、毎年7千億円ですか、そういうものが充てられるとそういうことでありますけれども、今後とも貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していただきたいと、そんなように思います。よろしく願いを申し上げます。

それでは質問2に移らせていただきます。

2013年12月定例議会において、私たち議会は重度心身障害者医療費助成制度窓口無料化の維持を求める意見書を提出することを求める請願、要請項目は重度心身障害者医療費助成

制度の窓口無料化を現行のまま継続することとして山梨県知事宛て、全員賛成により採択し提出したところでございます。

そして私は2014年3月議会において窓口無料化制度導入により国からの国庫負担金等の減額、いわゆるペナルティは財政基盤の弱い自治体にとっては限界に近いことを挙げ、私は重度心身障害者を持つ家族として知事のコメント、重度心身障害者の医療費の無料化制度につきましては患者の利便のためそうしたわけでありませうけれども、その結果として患者数が増加するわけで医療費が増大するという事になってまいりました。その結果、重度心身障害者の医療費負担というものは県の負担として20億円。市町村も同額の負担をしておりますから20億円。合計40億円の県民の負担が毎年出ていることになりまして、そういうふうになっております。それが県民の税金でありますから、できるだけ無駄と思われるのは節約しながらサービスしていかなければならないのは当然であるとの知事のコメントを聞くと、私たち助成を受けている者にとっては手を合わせるぐらいありがたいことであり、窓口無料化廃止はこうした事情を勘案し、とても町単独でできることではなく自治体経営上やむを得ないこととし、窓口無料化廃止の条例一部改正に苦渋の選択により賛成討論を私はいたしました。

しかしながら子育て支援、健常者、27年4月から高校生まで医療費窓口無料化、障害者1級から3級、一番弱いところが自動還付式。弱い部分に手を差し伸べるのが政治と思うところでございますけれども、医療費無料化という点では差異はないが課題は残るところでございます。障害を抱え健康に不安のある方、障害のある、特に筋肉の緊張による硬直のあるお子さんを抱えるお母さん、ご家族、健康に不安のある高齢者の方、医療が必要であるから受診するのでありまして、窓口無料化にしたから医療費が増えると考えるのはこれは性急すぎるのではないかと私は思っております。

私たち議会はこうした弱い住民の意見を拾い上げ、制度を改めていくことも議会の役割であると私は思っており、苦渋の決断をした県ではなくて国に意見書を出していかなければならないし、国のペナルティこそ問題があると私は考えているところでございます。

これから重度心身障害者医療費助成制度の見直しによる効果について聞いていきますけれども質問の2-1、県では減額措置の補てんに充てていた経費を障害者施策のより一層の充実に活用すると言っていましたけれども見直しの効果とその内容を聞きます。よろしく願いいたします。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

お答えいたします。

野島議員のご質問にありましたように、山梨県では重度心身障害者医療費助成制度の見直しに伴い、削減される予算を障害者施策のさらなる充実に活用したいと説明してきました。今回の制度の見直し効果とその内容についてのご質問ですが、昨年11月診療分から見直しが行われ、先月2月に第1回目の自動償還が行われたところであります。県に確認したところ見直し効果としての具体的な削減額については把握していないとのことであります。

なお、富士北麓地域の小児リハビリテーション診療所および笛吹市の高等支援学校 桃花台学園がそれぞれ本年4月にオープンすること。またわかば支援学校の改築などが行われ、今後の運営費負担も含めまして障害者施策の充実に取り組んでまいりたいとの回答を得たところで

あります。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

県に確認したところ、この見直し効果とその具体的な削減額については把握していないということがこれちょっとおかしな話ではないかなとそういうように思いますけども、本来こうした支援を受けなければならない方々、また子どもが受診しやすいように手を差し伸べるのが国の役割、そしてそれを後押しするのが自治体であると私は考えます。

質問2 - 2、現状、子育て世帯においての問題点はないのかにつきまして、大変答えにくいと思いますけどもご回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

お答えいたします。

窓口無料方式から自動償還方式へ変更したことによりまして、いったんは病院の窓口で自己負担分をお支払いいただくことになりました。したがって一時的とはいえ、従来にない出費が家計に表われ、大なり小なり影響が出ることは想像に難くないところでありますが、今のところ直接このような問題、相談が福祉保健課にもたらされたことはございません。

なお、県ではこのような問題に対処するために事前の貸付制度を用意したところであります。以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

子育て支援がこの高校生まで医療費窓口無料化、そしてこうした助成制度で医者にかかりやすくなり、結果として医療費が増加することがないのかということをもたまたま考えてしまいますけども、そこでさらに言いにくいところですけども質問2 - 3、中学生まで窓口無料化、そして27年度より高校生まで窓口無料化、重度心身障害者は償還払い方式、このことについて大変言いにくいとは思いますが、できる限りの回答をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

山梨県におきましては、制度見直しの折に年齢で対象を区切るのではなく障害がある限り継続する制度を利用していただくことが適当であるとの説明をしてきたわけではありますが、同じ子どもであるにもかかわらず異なる扱いであり、障害をお持ちの子どもさんにより負担を求め、このことに矛盾と憤りを感じること家族のお気持ちは窓口で直接事務を担う私ども職員も重く受け止めているところです。

福祉保健課といたしましては、そのようなお気持ちに完全に報いるとは思いませんが重度医療の助成も含めました一連の障害者福祉施策の中で障害をお持ちの子どもさんと、そのご家

族の支援に今後も努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

本当にこれは町、県で単独でこれをやれるような問題ではございません。ぜひ、また力を貸していただいて、国のほうへどんどん提案をしていきたいと、そういうふうに思いますのでどうかお力添えをお願いしたいと。これで重度心身障害者の質問は終わらせていただきます。

続いて3つ目の町政を問うということで、またご回答をよろしくお願ひいたします。

安倍首相が2014年4月26日に言ったことですが、地方の人口減少に歯止めをかけ地方を活性化させるための地方創生関連法案を提出する方針を明らかにしたと。そして山梨県知事はダイナミック山梨、100万人の山梨を目指す。そして後藤知事訓示によると山梨の主要な課題を6つ提示して考えたということで発表をされております。

そういう中で1つ紹介がてらですね、わが町ではこの町を取り巻く環境、特に身延高等学校ではこれは生徒自ら職業人へインタビューに出向いて自分を高め社会に出る準備をしているというような発表がございました。産業社会と人間という授業で自分たちの未来に向けて職業とはどういうものか、上級の大学で何を学べるかということをも自分の目で見てまとめDMDで発表をしております。そして今年度からは地域の将来を考え人材育成を目指す生徒づくりを進めていくと、そういうふうな校長の発表もございました。そうすると学校と地域、民間会社、病院等、町・県との連携、協働、教育・産業・福祉で活力が満ち溢れ学校と地域、町村と県、生徒・保護者と教員の連携による総がかりの目標を目指すことができることではないかなと、そういうふうに思います。

できない理由からできる方法をということで、慣習や固定概念に捉われた小さな発想ではなく理想に向けた新たな取り組みに挑戦をしているところでもございます。特に地域の課題と方針は地域の課題は人口、若者流出、後継者不足、産業衰退、公共依存、少子高齢化、文化・行事の衰退、財産難。地域の向かう指針は若者定住促進、後継者育成、雇用産業創出、技術共助で求められている人材、地域で生業事業、産業を作り出せる人材、学校を出て地域に戻って仕事をつくる、そういう人材もほしいところでございます。

地域起業家的人材、人の地産地消、人の自給自足、仕事がないから帰れないから仕事をつくりに戻りたいとそんなふうな形で高校生が頑張っていると、そんなところでございます。

そこで質問をいたしますけども、大変ややこしいような質問になってしまいましたけどもよろしくご回答をお願いいたします。

3-1、町政を執行する上で政治理念は大変大事でございます。政治理念なくして町政の進展はないと考えますけども、豊かで町民にやさしい安心で安全で住みよいまちづくりについて具体的な考えを聞きますので、どうかよろしくご回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

野島議員の質問にお答えをいたします。

私は「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」を提唱させていただいております。

町民の皆さんが安心して居住していただけるよう道路、上水道、下水道などのインフラの整備や中学生までの医療費無料化などの子育て支援等を推進してまいりました。しかし人口減少の波は高く少子高齢化が進展している状況であります。

日本の総人口につきましては平成20年の1億2,808万人をピークに減少しはじめ、国におきましては人口減少に歯止めをかけるとともに東京圏への集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく政策としてまち・ひと・しごと創生戦略を閣議決定し、町においては地方版総合戦略を策定し活性化を進めていくこととなっております。策定にあたりましては、町民の皆さんからアイデアを提案していただき、実効性のある地方版総合戦略が策定できるよう進めていく考えてございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

町民一人ひとりが愛情を持って快適に暮らせる活力と魅力ある自立に富んだ町を目指して、「住んでもよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」に基づき町長はいつもそういうことと言っておられますので、このへんのところも今後ともぜひ積極的に進めていただいて、町民と町が直接つながる温かい町、こういうものをみんなで作り出していきたいなど、そんなふうにも私は思っております。

次に移ります。質問3-2、では町民や町をどういう方向に導きたいのか、町長の考えをお聞きします。よろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

ご案内のとおり、わが町は自然豊かでしかも人情味豊かなこ身延町に居住をしている皆さんが誇りを持って町を自慢していただくことで町を訪れた皆さんに接していただきますと、自然に身延のよさをアピールすることにつながるだろうと、こういうふうにも思います。

また中部横断自動車道の開通が間近になってまいりました。今までの町内の幹線道路は台風や暴風雨により、交通止めが発生をして通勤通学や経済活動に大きな支障が生じておりました。この中部横断自動車道が利用できるようになりますとこのような心配はほとんどなくなり、町内に居住しての通勤可能範囲が拡大されます。このことにより鎮守の森構想を推進して若者の定住を促進し、安心して子育てができる町にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

では次に移ります。質問3-3ですけども、この件につきましてこの10年後20年後のまちづくりを考える上で課題はなんだろうということで私も考えてみました。まず人口減少社会への対応、少子超高齢化社会への対応、グローバル社会への対応、自立分権型、町の経営、どんな町の形にしていけばいいのか。では身延町はどんな町を目指していくのか。具体的にどん

なことをしていくのか。私たちが住んでいる地域、あるいは区はどんな町を目指すのかなどいろいろ問題点が浮かんでいるところがございますけども、大変難しい質問になってしまいますけども、質問3 - 3、今後の身延町のあるべき姿について20年先30年先、将来の身延町のあるべき姿、どんな身延町になってほしいのか、町長の思いを聞かせていただきたいと思いません。よろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えいたします。

中部横断自動車道の建設につきましては、ご存じのとおり昭和62年以前から要望活動等を実施してまいりました。昭和62年に第4次全国総合開発計画において1万4千キロの高速規格幹線道路網が閣議決定をされたことから始まります。

平成18年には富沢六郷インター間、約28キロですけれども、全線有料道路の計画から直轄高速方式で整備と計画変更がされて、平成29年には山梨県内において開通の運びとなる予定でございます。

計画から実に30年もの年月がかかり皆さんのご尽力により供用できる運びとなりました。本町および峡南地方にとって念願の道路の完成となります。この間に本町をはじめ峡南地方は人口減少と少子高齢化により残念なことに衰退傾向が増してきております。今後はこの道路を活用した定住促進と地域活性化に向けて進んでいくことになると思います。

町では定住促進対策として結婚祝金、出産祝金や就職奨励金の助成制度や中学生までの保険対象医療費の全額助成、保育料の保護者負担軽減や病児・病後児保育事業、また定住対策としての宅地分譲事業を実施してまいりました。加えて本年の10月から15歳までの医療費の町負担を18歳までの年齢に引き上げ、子育て中の世帯の負担の軽減を図っていく計画でございます。

これからも定住対策および関連する子育て支援を継承し、また充実を検討しつつ次の世代を担う若者たちが昼間は中部横断自動車道等を活用して近隣の市町村へ働きに、夜には町内に居住するという鎮守の森構想を一層推進して、将来は町内各地域から子どもたちの明るい笑い声が聞こえる家族団欒で過ごす町にしていきたいと考えております。

さらに先ほども触れましたが、町民の皆さんからアイデアを提案していただき実効性のある地方版総合戦略を作成していくことが20年先30年先の本町のあるべき姿になっていくものと確信をしているところであります。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

大変細かくご回答をいただきました。それで未来の身延をどんなふうにつくっていけばいいのか、これまで、今、町長が回答いただいたものを手早くまとめましたけども、まず健康で活力に満ちた社会をつくる、子どもを産み育てやすい環境をつくる、そして共に支え合う地域福祉社会をつくる、高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会をつくる、そして障害のある人が自立して暮らせる共生社会をつくるというふうに私は捉えましたけども、このことについて質問3 -

4、また将来の身延町としての指針を示す必要があるのではないかと思いますけども、この点につきまして町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えいたします。

私は就任以来、子どもや孫の代に借金のツケを残さないよう健全な財政の町にすることに勤めてまいりました。就任時の平成20年度の町全体の地方債現在高は187億6,511万8千円でしたが平成25年度町全体の地方債現在高は141億4,731万5千円と46億1,780万3千円、24.6%の減額となっております。実質公債費比率は当時の16.2%から7.8%と8.4%減少しておりますが厳しい財政状況には変わりがありません。

引き続き歳入では自主財源の確保を図るため町税等の徴収率向上に一層の努力をし、歳出においては経常経費の削減に努めていかなければならないと考えております。

しかしご存じのとおり人口の減少に伴い少子高齢化の進展は危機的状況と捉えております。このたびの地方総合戦略の策定は本町にとってチャンスと捉え、皆さまのお知恵を拝借する中で今後の身延町の方針づくりに反映していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

それでは質問3-5、3-6に移らせていただきます。

まず質問3-5でございますけども、最小の経費で最大の効果を上げるための行政改革の展開、これは町長が常に言っておられるところでございますけども地方自治法第2条の14に地方公共団体はその事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならないということもあります。税の還元を町民サービスとしての満足度を向上させるため、徹底した効率性の追求を行う。事務事業を見直して経費を削減していくことはもちろん、役場以外における公共サービスの提供者を模索すると外部を視野に入れた上で効率化を目指していると思います。現在、行政改革では税を原資としての活動する自治体の責任を認識した上で効率化に向けたあらゆる手法を模索しながら取り組んでいるのかなと、そういうふうにも感じております。

もう一つは、3-6が実施計画の見直しの概要として計画の事業数、見直しへの事業数、追加・削除の事業数、実施計画の額、見直し後の額、主要な見直しで事業新設案件、削除案件、変更案件等、町民満足度の向上や人口対策、景気対策等の今日的な課題に対応するため新たな事業の追加、国との制度改正や厳しい財政事情により廃止するもの、未実施等になった事業の削除、また事業の追加や削除等に併せて実施計画額や事業指標の見直しを行うことは大変重要でございます。必要ではないかなというふうに思います。これまで以上に追及し次期に生かすことが肝要ではないかと思いますけども質問3-5、最小限の経費で最大の効果を、事務改善の活動と結果を聞きます。またPDCAは機能しているのか。もう一つ、3-6。実施計画において町民満足度の向上や人口対策の観点から新たな事業追加や国等の制度改正や厳しい財政事情により未実施となった事業の内訳をお願いいたします。2件につきまして、ご回答をお願いいたします。

いたします。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは2点あったと思いますが、はじめの3 - 5につきまして私のほうから答えさせていただきます。

現在、事務改善の取り組みといたしまして実施しています行政改革実行プランでは、行政改革の必要性と目的を明確にし、役場の仕事に対し改善意識を持った事務事業の執行を心掛けております。行政改革実行プランは平成25年度からの3年間を計画期間として取り組んでおりまして現在は計画期間の2年目であります。今年度につきましては、公共施設の使用料の見直しという計画に対しまして門野の湯、下部温泉会館の施設使用料改定に取り組み、身延町行政改革推進委員会からの改定に対する評価を受け再検討した結果、料金の改定については昨年12月議会に上程し、議決していただき改善いたしました。職員自らが知恵と工夫を発揮した計画づくりを目指し自己評価や外部評価と真摯に向き合い計画、実行、評価、改善のサイクルを円滑かつ実効的に循環させながらよりよいまちづくりにつなげていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

新たな事業の追加や国等の制度改正、厳しい財政事情により未実施等となった事業の内訳ということでお答えさせていただきます。

第1次総合計画につきましては、平成19年3月に新町建設計画の基本方向や計画内容を十分尊重しつつ具体性や実効性などについて検討を重ね、まちづくりを推進するための総合的な指針として策定をされております。

基本構想につきましては平成19年度から平成28年度までの計画、後期基本計画は平成24年度から28年度までの計画、実施計画につきましては3カ年の計画期間で各年度の財政状況、事業の進捗状況や実施成果に対しまして年度ごとに弾力的な見直しと調整を加えてローリング方式により進行管理を行ってきております。

今後におきましては、平成29年度から第2次総合計画を策定していくこととなりますが地方交付税の合併算定替えを見据え、また地方版総合戦略の策定を行っていく中で平成27年度には検討に着手をして、まちづくりの総合的な指針として策定を行っていく予定であります。

未実施となった事業についてであります。平成26年度からの計画では事業の中止が10事業、未実施が2件、新たに追加が4件となっております。中止につきましては別団体において実施や事業を達成、事業終了ということであり、未実施につきましては、財政事情によるもので追加は国や県の制度が新たに誕生したものや維持管理が限界にきたためということで、更新をしていかなければならなくなったということの理由からであります。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

あと13分、時間がございませんので先に移ります。

次に財政についてですけれども予算について聞いていきます。平成27年度予算について入るをはかりて出ざるをなすとこれが財政運営の基本と言われております。一方、必要とするサービスの水準に応じて負担するのも自治、また今日的課題への対応として政策評価や議会審議、監査意見、問題発生後の対応方針等の反映が重要であり、どのような財政運営を目標とするかは、現在から将来にわたって持続することが可能であることが非常に大切であると考えます。

平成27年度当初予算、総額84億320万円で対前年度比7.9%減、歳入面での町税などは引き続き厳しい状況であり、改めて国への依存度の高さを再認識したとの町長の見解でございました。

さて、平成25年度身延町一般会計および特別会計歳入歳出決算認定につきましては職員一人ひとりが常日ごろ、それぞれの担当する業務はもちろんのこと町政全般について創意工夫の努力を重ねていただき、町民が安心して住めるまちづくりを進め、よりよい身延町を築いていただくことを望むものであったと言っていました。

これにつきまして、町長の方針あるいは進むべき指針を本日出席の管理職各位はどのようにこれを受け止め、そしてトップの掲げた目標達成のためにいかに自分の課・室等の目標を設定し、そしてその目標達成のため部下の目標を定め一致団結して目標達成する姿勢が求められているのではないかと私は思っております。そして町民に伝えていただくことが目標管理設定ツールであると思います。

では質問いたします。新年度予算について聞きます。厳しい財政状況の中、新年度予算にあたりどのような方針で取り組み、町民福祉の向上や現在の厳しい町内経済への対応としてどのような点に配慮したのか。

質問4-2、町長の思いというものが反映される予算であると思うが、27年度予算編成方針と政策的重点項目を聞きます。

質問4-3、決算審査における事業評価の結果の平成27年度予算編成への反映状況はどうでありましょうか、回答をお願いいたします。

以上、この3点について回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

それでは私から質問1と3について、お答えのほうをさせていただきたいと思っております。

予算編成方針につきましては、毎年11月に開催いたします予算編成会議において来年度当初予算を編成する上での基本的な考え方、注意点などを職員に対して町長から示されるものであります。

地方自治法第2条第14項に規定します「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない」という大前提のもと、予算編成を行うための指針となるものであります。この予算編成方針の中では歳入歳出の両面から事務事業の見直しを行い、施策の優先度を厳しく精査し限られた財源の重点的・効率的配分を行うなど、最小の経費で最大の効果が得られるような予算

編成を行うよう指示されたところであります。

ご存じのとおり本町歳入の約半額を占めます交付税が平成26年度に合併算定替えが終了し、平成27年度から平成31年度の5年間で段階的に縮減され、平成32年度には一本算定となり約10億円が縮減される予定であります。

また27年度に実施されます国勢調査での人口の減少具合では、交付税はさらに減額となり非常に厳しい財政運営が予想されるところであります。

これに対処するため、町長が常々申しております「できる限り子や孫に借金を残さない」との考えをもとに事業を精査し、起債発行を制限するとともに繰上償還を行い、起債残高の削減に努めているところでございます。

これにより町長の行政報告にもありましたが、本町の地方債残高は平成26年度末の見込みで特別会計も含め約129億6,915万円となり、平成25年度末比で11億7,816万円の減となる見込みであります。また財政調整基金への積み立てにつきましても努力しているところでございます。

しかし町民の皆さまの福祉増進を推進するため、必要な事務事業につきましてはしっかり予算づけをしていかなければならないと考えております。

今後も地域基盤整備、子育て支援の拡充、移手段の確保、定住促進の推進等に積極的に取り組む予定となっております。

続きまして質問3の決算審査における事業評価の結果、平成27年度予算編成への反映状況はということでございますけども、平成25年度身延町一般会計および特別会計歳入歳出決算審査意見書では、本町の財政運営に対し監査委員さんからいくつかのご意見・ご指摘をいただきました。いただきましたご意見・ご指摘につきましては、職員全員が早急に改善するべく取り組んでいるところでございますが、平成27年度当初予算への反映状況ということでありますので該当する部分についてお答えをさせていただきます。

歳入面では使用料ならびに手数料等はその内容を精査し、今日の社会情勢等を踏まえ、料金改定等に定期的な検討が必要であるとのご指摘をいただきました。これにつきましては、予算編成方針でも受益者負担の原則に基づき、2年または3年に一度、定期的に見直しを行うことが指示されております。これにより検討したところでございますが、具体的には今までバラバラでありました下部温泉会館と高齢者保養施設の使用料を見直すとともに金額を統一し、27年度の歳入予算に計上させていただいたところであります。

歳出面では経常経費であります公債費、補助費等が歳出の中で大きな割合を占めているとのご指摘がありました。補助費等につきましては各種補助金等の見直し、公債費につきましては繰上償還によりそれぞれ減額での予算計上となっております。その他の事務事業につきましても必要性、緊急性、投資効果等を十分検討し予算へ計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それでは27年度予算方針の中で私の思いということでございますのでお答えさせていただきます。

平成27年度予算方針につきましては、先ほども話がありましたとおり施策の優先度を厳し

く精査をし、最小の経費で最大の効果が得られるように指示をいたしました。そういう中でありまして現在、急ピッチで工事が進められております中部横断自動車道が平成27年度に完成することを見据えながら、「鎮守の森構想」に沿って地域基盤整備、子育て支援の充実、移動手段の確保、定住促進の推進等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。これらの施策は国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に準拠した施策であるとも考えておりますので、今後策定する総合戦略の中にも示していきたいと考えております。

平成27年度当初予算の主要事業につきましては、行政報告の中でも触れさせていただきましたとおり、町民の皆さんの移動手段確保と交通網の充実を図るため、現在1台の車両により運行しております下部地区のデマンド交通を住民の皆さんの要望にお応えして1台を追加し2台で運行を行うことといたしました。

本町の子育て支援対策として実施しております15歳までの医療費無料とする子育て支援医療制度を27年度から18歳までに拡充することといたしました。このことにつきましては2月21日の山日新聞で県内初の取り組みであるというようなことが報道されたところでもあります。

また基盤整備事業として、橋梁の長寿命化修繕計画に基づく橋梁の耐震化および修繕事業や道路ストック修繕事業等、老朽化したインフラ整備を重点的に実施してまいります。教育費では小中学校統合計画に基づき身延中学校の修繕、スクールバス購入等を重点施策として計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

あと2分ちょっとしかありませんので、手早にいきたいと思います。

まず質問5-1でございますけども、観光によるまちおこしへの取り組み状況と今後どのような展望を抱いていますか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えいたします。

本町の観光振興の基本方針としましては、身延町総合計画に示されているとおり豊かな自然と歴史文化、多様な地域資源を生かした観光の魅力づくりの促進、観光推進体制の強化や観光関連事業を推進し、観光振興による地域経済効果を生む仕組みづくりの強化であり、観光地づくりとまちづくりを一体的に行い、観光のまちづくりを進めていく考えです。また町長が提唱する「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」を合言葉に観光のまち身延町として地域住民が地域の魅力を感じ、学び、発見し、誇りを持ち、それを発信していく町民総ガイド運動を推進しています。

本町の大きな観光拠点地域としては、南には750年の歴史を誇る身延山久遠寺を中心とした身延エリア、東には1200年の歴史を誇る下部温泉郷や湯之奥金山博物館などがある下部エリア、北には400年の歴史のある西嶋和紙をテーマとしたなかとみ和紙の里や句碑の里のある中富エリアがあります。それぞれのエリアにおいて中心的な観光振興組織として身延山観

光協会、下部観光協会、西嶋和紙工業協同組合などがあり、観光情報発信、イベント開催など、地域に密着した多彩な活動で観光振興を行っています。町では観光協会運営やイベント等への補助金交付などで支援を行っているところです。

それから身延町商工会へも地域総合振興事業補助金などによる支援を行っています。これにより観桜期マップ作成や写真コンテスト、身延山、七面山、トレイルランニングレースによる門内商店街活性化事業、商業振興事業である「身延どんぶり街道」などが行われています。「身延どんぶり街道」につきましては、過日行われました全国の地方新聞社と共同通信社が合同で設けた「第5回地域再生大賞」におきまして、地域に大きな貢献をしているなどの理由で優秀賞を受賞いたしました。NPO法人みのぶ観光センターでは町からの指定管理委託によりいこいの森キャンプ場の運営事業、そして観光案内所の運営などを行っており、富士山、本栖湖という大きな観光資源を活用し、本栖湖西岸への観光客誘致、ここから身延山や下部温泉、西嶋和紙の里など本町の他の観光エリアへの誘客にも寄与しているところです。またこれらの各観光事業関係団体の連携として、町では、身延観光連盟において情報提供や観光PR活動など、各団体の連携調整等を行っております。富士山の世界文化遺産への登録や今後、中部横断自動車道の開通などにより多くの観光者の来町を期待するところですが、それぞれの観光拠点、観光エリア、観光関係団体が今まで以上に密接に連携し、一体的な観光PR活動等を実施し、町全体としてその恩恵を享受できる形にしていかなければならないと考えるところです。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

あと1分というわけにはいきませんので、これで終わりとさせていただきます。次にやりたいと思います。

○議長（河井淳君）

以上で野島俊博君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時15分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の2番、松浦隆君の一般質問を行います。

松浦隆君の質問を許します。

登壇してください。

○7番議員（松浦隆君）

通告に従いまして一般質問をいたします。

私は人口の減少が著しい本町の将来に危機感を感じ平成23年9月議会以来、6回にわたりまして地域活性化、定住促進等、本町の将来展望の施策に訴えをさせていただきました。昨年5月、私が抱えていました危機感が現実のものとなるような日本創生会議の分科会での消滅自

治体リストが公表されました。本町も含め全国896の市区町村が2040年までに消滅の恐れがあるとされました。本町の場合、人口は6,116人。若い女性人口が237人となりそれぞれ現在より55%、そして75%減少する状況と予想されました。本町の将来は非常に厳しい状況にあるのは紛れもない事実でございます。その中で昨年12月、国と地方が総力を挙げまち・ひと・しごと創生長期ビジョンを策定し、今後5年間を駆け取り組むことが国において決定されました。本町は首都圏から約2時間の近い距離にあり3年後には中部横断自動車道の開通を控えています。自然豊かな環境と歴史ある好立地の中、保育園から大学まで教育施設も整った町でもあり、この事業に他の市町村にはない好条件を武器に本町独自のコンセプトで人口ビジョンと総合戦略を策定し、計画的に実践していくことが本町の将来につながると私は確信いたしております。

少子高齢化が顕著になり少ない人口であるがゆえ小回りがきく本町には最適な事業であり、先ほど町長からの答弁にも、同僚議員の質問の答弁にもありましたように自治体の基本である最小の経費で最大の効果が期待できると考えます。

人口出生率等を意識した、これからの町のあり方を担当部署である政策室を中心にこの事業を進め身延町の底力を全国へ発信し、将来に夢をつなぐ活気あるまちづくりを積極的に進めていただきたい。町の取り組みに対する考え、内容について質問をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

質問1、地方創生事業、まち・ひと・しごとの内容説明をお願いいたします。時間の関係で、できるだけ簡潔に分かりやすくお願ひ申し上げます。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

現在の日本の課題は、急速な少子高齢化の進展に対応した地方の人口減少に歯止めをかけるとともに東京圏への集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題となっております。このためまち・ひと・しごと創生法が制定され、国としては国民一人ひとりが夢や希望を持ち潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること。地域社会を担う個性豊かで多様な人材について確保を図ることおよび地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進を図ることとしております。

国は昨年12月27日に人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンおよび5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたまち・ひと・しごと創生戦略をそれぞれ閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むとしております。

町におきましては国の長期ビジョンおよび国の総合戦略を勘案しつつ、人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を求めた地方版まち・ひと・しごと総合戦略を策定していくことになっております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。今の説明で考えられることは、東京への人口集中を地方に向ける方向を国をあげてみんなでやっていこうと、簡単に言えばそういうことだと思うんですね。それを町の地方創生事業、地方創生版ということで地方でも頑張ってくれと、一緒に考えてくれという形だと思うんですが、それを受けて次の質問に移りたいと思います。

質問2の地方創生事業に対する本町の考え方について。

地方自治体間の政策立案競争での取り組みへの考えについて伺います。

この全国の各自治体に12月27日付けで通知されたわけですが、この地方創生事業を本町ではどのように捉えているのか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては担当課長に答弁をいただきます。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

町におきましては、地方版まち・ひと・しごと総合戦略を策定していくことになっておりますが基本目標は国の総合戦略が定める政策分野を勘案して地方版総合戦略における政策分野を定めるとともに政策分野ごとの5年後の基本目標を設定しております。国は地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を閣議決定いたしました。これは地域住民生活等緊急支援のための交付金で回復の遅れる地方の消費喚起や生活の支援を目的とした消費喚起・生活支援型交付金事業および地方創生先行型交付金事業でございます。この地方創生先行型交付金事業は地方版総合戦略の策定が必須となっております。国の総合戦略が定める分野としましては、1として地方における安定した雇用を創出する。2として地方への新しい人の流れをつくる。3として若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。4として時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する。以上の4項目について勘案して地方版総合戦略の策定を行うものでございます。本町としましては、国および県の協力を得る中で県内においては最上位となるような、町独自の施策を策定していこうということで積極的に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

本町でも積極的に取り組みたいと、そういう答弁をいただきました。私は消滅の可能性がある自治体として予想されたこの本町において、将来につなげるきっかけになる、これは大きな事業だろうとそのように考えておりますし、また本当に今、安心したんですが町も積極的に推進するべきだという考えがある中で、それは私もぜひ進めていただきたいと思いますし、この事業は千載一遇のチャンスで各自治体が計画する政策の内容ですね、それによっては言葉は悪いかもしれませんが勝ち組と負け組、本当にそういう色分けがはっきりと出てくるような事業ではないかというふうに考えておりますし、またそう捉えています。そのことを踏まえた中で伺いますが各市町村が政策立案に現在しのぎを削っていると聞いております。各自治体のしの

ぎをけずるということは、ある意味で各自治体の能力と知恵、そしてアイデア、この競争ではないかと私は考えているんですが、政策の内容はあとからまた別の質問項目で伺いますが、まずは本町の政策立案に向けた取り組みの考え、このことについて伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これらにつきましても担当の課長に答弁をいたさせます。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

地方創生事業、まち・ひと・しごとにつきましても国と地方が一体となって行っていく事業としては今までにない新たな事業であると考えております。地方版総合戦略の策定を行うにあたりましては多くの地域の声を反映し、地域の特色を生かしていくものが必要であると考えております。先ほども申しましたとおり、最上位の評価が得られるよう地域の皆さんと一体となって策定していきたいと考えています。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

これから町のほうも当然、戦略会議等々開いてやらなければいけないことですし、今、政策室長からの答弁にありましたように今までにない事業をですね、地域の特性を地域の声を聞いてやっていかなければいけない、それはもう当然のことだと思うんです。しかしながらその中で何かこうするべきだとか、なんかするべきだというのがあればまた言っていただければと思ったんですが、それはまたのちほど触れたいと思います。

進め方次第では、本当に私の言い方が大げさかもしれませんが、地方創生会議の中で消滅の危機ということが叫ばれたわけですから、ある意味で町の消滅か存続かに関わってくるような形になるのではないかというふうに考えます。ぜひ勝ち組になるような、町が存続できるようなことを総力あげて取り組んでいただきたいというふうに考えますのでよろしく願いいたします。

それでは続きまして の政策立案への本気度、このへんについてお伺いします。

地方創生事業の、先ほど政策室長から説明がありましたけどもその地方創生事業の資料を読みますと貪欲にかつ積極的に進めると同時に奇抜な構想と他にない発想が求められているように私には思えました。これは各自治体の衰退からの脱却に対する姿勢を図り自主性を求め自立を促す国の施策とも私は受け取りました。私は政策立案へ取り組む姿勢の、国に対するアピール度、これも大きな重要な要件と考えましたけども町としてはどのように受け取って、またそのアピール度も重要かどうかということに対しての考え方を伺いたいと思います。政策室長でも結構です。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

やはり先ほど言いましたとおりこの事業につきましては、国をあげての事業ということであります。ましてやこの身延町におきましても積極的に取り組んでいくことでございますが、やはり町民の皆さんと共につくっていくというものだと思います。よりよいものになるよう皆さんのお知恵を拝借し、つくっていきたいと考えています。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

それはもうだから、先ほども話をしましたように町民の方々と一緒にこれはつくらなければいけない、町民の声を受け入れた中での政策立案をしなければいけない、そのことはもう分かっていることなんです。私が言いたいのは、計画の内容は先ほども言いましたようにあとでお伺いしますよと。ただ、私は国に対する町のやる気の本気度、そのことも大事なんではないかということをお訴えたいんですよ。

やはり、私はほかの市町村の話をして申し訳ないんですが、例えば県内でいえば北杜市なんかは非常に前向きに考えて国にもうちの市は一生懸命こうやってやっているんだ、頑張るんだから国も認めてくださいみたいな感じのアピールをしているんですね。やっぱりその結果がそれなりにいろんな形で出てきている。そういうのを見たときに、やはりうちの町も北杜市の真似をしてくださいということではないんですよ。うち独自の何か、国に町をアピールするような、そういう方向も必要なんではないか。そういうふうに考えているところなんです。だから計画の内容もそうなんです国に直接相談をしたり意見を伺うなどのやる気、そういうのを全面に出した進め方も私も必要だと思うんです。そういうことに関してはどう考えていらっしゃるんですか。もう一度政策室長、お願いします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

国におきましてもいろんなスタイルで応援をするということがあります。町におきましても積極的に活用していきたいと思っています。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

町の立場も分かるんですよ。県の市町村課、そこが窓口になっていろいろやっているわけです。それを、県を頭ごなしに国にうんぬんということはそれは正直言ってやりづらいことだと思います。私は施策を直接国にうんぬんではないんです。相談したりお伺いを立てたり、そういうことをやることによって、県にも相談しながら国にも相談しながらそういうパイプと言うんですかね、コミュニケーションを図っていただいて町をアピールするというのも必要なんではないかということをお言いたいんです。ぜひその点も考えていただいて積極的にそういうことも進めていただきたいと思います。

それでは次の質問3、地方創生・地方版総合戦略の進め方についてお伺いしたいと思います。

本町の将来人口に対する中長期展望の考えと計画についてお伺いします。

本町では特に20歳から39歳までの若い女性人口の減少率が県内で2番目に多くなってい

ます。結婚適齢期と子育て世代の女性の減少は、すなわち町の子どもの減少につながる。これはもう誰が見てもそういうふうに使われると思いますが町の将来が先細りする一番の原因、やはり子どもたちがいなくなるということですね。そういう状況に現在も陥っていますし、今後もっとそのことが顕著になるだろうと予想しています。

まち・ひと・しごと創生戦略会議でも、先ほど政策室長からも話がありましたけども基本的視点として東京一極集中の是正、若い世代の就労、それから結婚、子育ての希望の実現、それから地域の特性に即した地域課題を解決するというふうに人口減少と地域経済縮小の克服を基本的な考えとしています。

国でも今後目指すべき将来の方向等、人口の将来展望を示すよう求めておりまして地方版総合戦略の実現に向け、効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎になると位置づけております。その上で対象期間を国の長期ビジョンの期間である2060年としています。5カ年計画でやっているんですけども、皆さんちょっと誤解するかもしれませんが、計画そのものは5カ年でやるんですが、人口ビジョンに対しては2060年というふうに示しているわけですね。本町においては、本当に大きな職場や企業も少なく若い女性と子どもが減少して高齢化が進んで地域経済の発展も今の状況では望めない状態になっております。今後どのような克服策を考えているのか、本町の将来人口に対する中長期展望の考えと計画について町長にお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これは国から示されている数値その他をわが方に当てはめている問題でございます。事務的な問題ですので担当課長から説明をいたさせます。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

このままで推移しますと本町の40年後の人口は6,836人という推計が示されております。3町が合併する以前の昭和35年の国勢調査時に3万5,616人あった人口は平成22年には1万4,462人と50年間に2万1,154人、59.4%もの著しい減少になっております。

このような人口減少の状況の中、人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定して地方創生事業の地方版総合戦略の策定を行うことになっております。現在は人口ビジョンの全体構成、人口の現状分析についての追加的な基礎データや分析例および人口の将来展望のための基礎データや展望の作成例について国からも情報提供を受けまして、地方人口ビジョンの策定を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、事務的なこと政策室長からお伺いしました。これは本当にいろいろな部分で数字として出ているわけですから、おそらく町民の方々も、またこの議場にいる議員もほとんどが把握し

ているはずなんです。だから僕が伺いたいのは、その事務的なことを言っているわけではなくて、中長期展望の考えの中でその計画について、町をどういうふうに持っていくべきか、町をこういうふうにするべきではないかということトップの町長に私は伺いたかったんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

・・・松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

時間がありませんので、次のときにまた流れの中で出てくると思いますので、またそちらのほうでお伺いします。

今の数字的な問題も含めて、私が思うには町は住民がいて住民の経済活動で成り立っています。私もこの将来人口が将来のあり方に対する基本であるとそういう認識でいますし、どのような施策で人口の減少を抑え、どのようなまちづくりを目指すのか。そのことが、これは町の存続もそうですが、この地方創生に関しても一番重要だと思います。町長はそのことについてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、先ほど同僚の野島議員さんの質問にお答えをしておりますのでそのとおりでございますが、私は常々鎮守の森構想ということで将来、安心して子育てができる町、そして子どもたちの元気な声が聞こえる町、そういう町をつかっていきたい、こういうことを先ほどの野島議員さんのご質問にもお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

だから私は町長がおっしゃるように鎮守の森構想、それから先ほどの野島議員の答弁にもありました子どもの声が聞こえる元気なまちづくりをしたいという町長の考え、これは本当に至極当然で、また私たちも町のトップである町長に率先してそれを進めていただきたい。そうしなければ町が本当になくなってしまふのではないかとというふうな私は危機感を持っているんです。ぜひ町長には先ほどの野島議員とまた今、私の質問に答弁いただいた中でそのことを踏まえて、ぜひこれからも力強くそのことを進めていただきたいと思っておりますし、特にこの人口問題に関してはリーダーシップを発揮していただきたい、このように考えます。

高齢化率というのは、国のいろんな統計を見ますと2045年ごろをピークに減少が予想されています。しかし今のままでは本町には若者がいない消滅の危機にさらされているわけでございます。移住者の受け入れ等、難しい局面もあるとは思いますが、先ほどの町長の同僚議員への答弁の中にもありましたけれども、誇りと勇気を持って取り組むなど挑戦する、そういう意識が大事なことでないかと私は考えています。今回の地方創生事業をそういう意味で好機と捉えて利活用して町の再生を図ることが最大の将来の町につなげる方策ではないかとというふうには私は思っています。ぜひこの地方創生事業をチャンスと捉えて、将来にわたり消滅の可能性のないまちづくりを、先ほども町長にお願いしましたけども改めて強くお願いして次の質問

に移ります。

総合戦略に対する政策目標と政策策定の内容について伺います。

今年の先月の2月27日に全員協議会での政策室からの説明で、地方先行型についての説明の中で地方版総合戦略における仕事づくりなどの事業ということで5事業が提示されました。町の総合計画に合った事業もこの内容にはありましたけれども、26年度補正予算での先行型にこの5事業は申請されたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今言われました5事業、身延町ウエルカムパンフレット作成事業、公共交通ネットワーク計画事業、空き家情報台帳整備利活用事業、観光情報発信災害時情報伝達事業、情報通信業務継続計画策定事業の5つの事業ということと、これに地方版総合戦略の策定ということが入りませんが、すでに計画書の申請は済ませてあります。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

内閣府の地方創生推進室から1月に出されました地方版総合戦略策定の手引きの中に総合計画と地方版総合戦略との関係の項においてということで、総合計画との関係、地方版総合戦略は人口減少克服地方創生を目的としています。いわゆる総合計画等は各地方公共団体の総合的な振興・発展などを目的としたものであり、両者の目的や含まれる施策の範囲は必ずしも同じではありません。また地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標、KPIを設定することとなっていますが、こうした手法は総合計画等においては義務付けられたものではありません。これらの理由から地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してくださいというふうなことが出されています。数値目標、重要業績評価指標ということで地方版総合戦略には盛り込む、政策分野ごとに5年後の基本目標を設定します。この基本目標は行政活動そのものの結果、アウトプットではなくその結果として住民にももたらされたアウトカムに関する数値目標を設定する必要があります。重要業績評価指標としては各政策の分野をもとに盛り込む具体的な施策については、それぞれに対して客観的な重要業績評価指標を設定する必要があります。この重要評価指標は原則として当該施策のアウトカムに関する指標を設定するものとするというふうになっています。

それから町の資料にもありましたけども、地方版地方創生先行型の考え方として実施計画に盛り込まれる事業は、地方版総合戦略に盛り込まれることを想定するものとするというふうにありました。

そうすると先ほど申請した5事業、これは地方版創生戦略には盛り込まなければならないことになるわけですが、この5事業のうち先ほど言いました数値目標、重要業績ですね、こちらのほう、例えば5事業のうち観光情報発信、それから災害時情報伝達事業、それから情報通信業務継続計画策定事業に対して数値目標や重要業績評価指標の設定ができるのかどうか、ちょっと心配になったものですから、余計なお節介かもしれませんがそのへのやり方といますか、徹底の仕方というふうにするのでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

観光情報発信、災害時の情報伝達事業ということになりますけれども、客観的に把握するというのが難しいと考えております。しかしこれにつきましては、町民の安心・安全な暮らしということに結び付けまして、いかに情報伝達ができるのかとの観点から町のホームページの閲覧等を直していきたいということでもありますので、閲覧回数の増加とかそのような観点からみられたらなと思っております。

また同じく先ほどの情報通信業務についても、これは災害に見舞われたときに優先的に情報伝達をどういうふうな形でしたらいいかということがありますので、災害が発生したときにすぐ役に立つということでもありますので、やはり住民生活の不安を取り除くということをしていきたいと考えております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

いやだから私が言っているのは、基本目標における数値目標というふうになっているわけですね。先ほど5つの事業のうち3つ出しましたけども、この数値目標が非常に出しづらい問題ですよね。そのへんがありますので、このへんはぜひうまくと言葉は悪いかもしれませんが、うまくやっていただきたいなと思います。ぜひお願いします。

それでは次の、先ほど将来人口という質問の中で東京の一極集中を是正して地域の特性に即した課題を解決することが今後の基本視点だと話をさせていただきました。その取り組みにあたっての基本的な考え方の中に総合戦略では東京一極集中を是正すべく、まず若い世代を中心とした東京圏への転入超過を解消することを当面の目標としています。確実に東京一極集中の是正に結びつけるため、潜在的な移住希望者の移住を的確に支援するための環境を整備し仕事と人の好循環を確立する。さらに地方大学や教育機関との連携のもと地域ニーズに対応した人材育成や地方大学等への進学、地元企業への就職の向上に向けた取り組みを推進するなど移住以外の側面からも地方への人の移動、定着の促進を図るべきとされています。内閣官房の調査では東京都在住の約4割が移住する予定、または今後移住を検討したいとなっています。今年は移住希望地の第1位に山梨県が選ばれました。また4日の新聞にも山梨県への移住の問い合わせが昨年以降3倍になったと報道もありました。課題として雇用の問題はありますけども、先ほども申し上げましたように地理的空き家率、自然環境、歴史文化、そして教育施設の充実と他の市町村にはないこの環境を生かさないと私は考えていますし、移住希望者の増加もまたとない、先ほどの新聞報道の中にもありましたように大きなチャンスではないかと考えています。地方版総合戦略の中で本町の特性を生かした本町独自の事業に積極的に取り組むべきではないかと思いますが、政策室長どのお考えでしょうか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今言われましたとおり山梨県への移住が多いということですが、やはり今言われましたとおり、東京から近いということもあるかと思えます。しかし本町におきましては、まだ

空き家が多いという状況でありますので、空き家情報を、台帳の整備を図り少しでも空き家の提供をしていきたい。そして移住希望者にはやはりどんどん来ていただきたいと思っております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

なんか最近聞いた話によりますと、空き家が今までの施策と変わったということで、空き家を持っていて、なんかそういう施策が変わったということで町に提供したいとかそういう話が多くなってきているという話も伺いました。ぜひその点を、そういうところからもまたいろいろ精査して、いいものは、例えばこういうことを、移住政策をすすめようという形になればそういうこともどんどん利用した中で、また今まで空き家の調査も全町的にやっているわけですね。そういう基本になるリストもあるわけですから、そういうことをうまく組み合わせて単体ではなくて全体的なイメージの中で、そういう方針の方向性をやっていただきたい。ぜひお願いしたいと思います。

本町でのこれ以外の事業計画の策定予定。というのは今後、開催される予定になっています戦略会議での結論を踏まえてというふうに考えてよろしいですか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

これにつきましては、戦略会議等を今後委員さんの委任から始まりまして会議のほうを進めていくこととなりますが皆さんの意見等を取り入れながらやっていきたいと思っております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

それでは次の質問に移ります。戦略会議の創設時期とメンバー構成に対する考えを伺いたいと思います。

先ほど来、政策室長から話がありましたけども地方版総合戦略の内容の基礎作業は広く住民や産・官・学・金・労の関係者等の意見を聞き、地方公共団体自らが客観的な分析に基づいて行うことになっています。すなわちいろいろな方々に意見を聞き、町独自で地域の実情に沿った地域性のある事業計画を戦略会議をもとに作成しなければならないというふうになっています。その戦略会議の創設時期とメンバーの構成、どのように考えているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これは私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

地方版の総合戦略を作成するに当たりましての構成員については一般公募、あるいは有識者等を20名程度、選定をさせていただいて、そして広く住民からのアイデア、あるいは意見を取り上げてまいりたいなと思っております。

また時期につきましては、当然27年度中には完成と言われておりますので新年度早々に創

設をしていきたい、こういうようにも考えているところでございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

一般公募で新年度早々、戦略会議を開催したい。各方面の一般公募で住民や有識者の方々をお願いしたいというふうに、20名ほどというご答弁をいただきました。そのときに戦略会議を開催する。そのときに町としてなんらかの予定する計画、事業内容がある程度用意して素案として提示しないと時間が、この問題はないわけですから戦略会議では、この地方創生版は27年度中にやらなければいけない。国からの指示があるわけです。その中でこれをまとめなければいけないというのは、ある意味で時間がないわけですからなかなか結論が出させないんではないか。そのへんの進め方、それはどのように考えていらっしゃるかと、政策室長。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今、町長が言われましたとおり4月早々にはなろうかと思えます。やはり町からの、今年の補正予算でとってあります事業が地方版総合戦略の策定の中にも当然入ってきます。これらに肉付けしていただくものと、あとこれ以外の新しい事業について町民の皆さんからアイデアを出して、まとめていけたらなと考えています。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

もちろんそうなんです。私が言いたいのは、政策室長もそうですし、またこの事業に関心のある方々、担当の方々もそうですが、その方々はある程度、知識を持って勉強したりなんだかんだしているから知識を持っていると思うんですよ。だけど一般の方々、それから有識者、その方々を4月早々に、年度変わり早々に公募してお集まりいただいて、そのことを説明するにしても一からその方々に覚えていただくかなければいけない。そういうときに、できるだけ時間がないわけで早くするべきだから、それなりのものをちゃんと政策室で用意しながらやっていかなければいけないんじゃないかなと私は思っているんです。ですからそういう方々に理解していただけるような、そういう資料をそれなりにつくったらいかがでしょうかということなんです。どうでしょうか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今までやってきた事業等も含めまして、今回は新たな事業ということになりますので、先ほど言いました5つの事業、そして今までの資料等を提出する中で皆さんと一緒につくっていきたいと思っています。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

やはり一般の方々、公募をお願いしてやっていただくわけですから、やはり分かりやすい

ような、それからその方々が自分たちの意見を出せるようなそういう環境をつくっていただかないと、やはり時間だけが過ぎてしまう、そういう気がしますのでぜひその点も考えて全国に先駆けたモデルとなるような事業計画をその皆さんにさせていただきたい。そのためには政策室長も、そういう配慮をしていただかなければならないというふうに考えています。

それでは次の質問に移ります。

本町の総合戦略を国に提出する時期、このことを1つだけお願いします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

先ほどからも言われましたとおり、27年度中に地方版総合戦略ということで義務付けられておりますが、28年度等の事業の予定もありますので秋ごろまでには策定して提出していきたいと考えております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

秋ごろまでということなんですけど早いほうが私もいいと思います。しかしながらこの将来の人口ビジョン、45年後になっていますね、将来の人口ビジョン。45年後の2060年、非常に長いスパンです、これは。ですからその長いスパンとの関係もありますから、将来にわたって28年度予算の話も出ましたけども、そういう足かせにならないような、そういう部分も内容を吟味した上で慎重に進めていただきたい、このように考えます。

それでは時間の関係もありますので、次の質問に移ります。

5番の地方創生人材支援、コンシェルジュ制度導入の考えについてお伺いします。

地方版総合戦略の中に市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣する地方創生人材支援制度と市町村等の要望に応じ、その地域に愛着、関心を持つ意欲ある府省庁の職員を相談窓口として選任する地方創生コンシェルジュ制度がございます。本町でこの制度を利用する考えはあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えいたします。

1月9日の日に石破大臣が地方創生の推進についての中で、議員がおっしゃったとおり国は地方への多様な支援として情報支援、人的支援、財政支援と切れ目のない施策の展開を示しております。地方創生人材支援の質問でございますけども、これにつきましては議員おっしゃったとおり小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣するものでございます。ただし今現在、県内には大学の有識者1名の派遣だけが決定をされておりまして、その他の派遣はございません。本町は残念なことに派遣先には入っておりません。

また地方創生コンシェルジュ制度は市町村の要望に応じまして、私どもの地方の要望に応じて、この地方に愛着、関心を持っている意欲ある国の内閣府はじめ各省庁等の職員を相談窓口員としてすでに選任がなされております。私どもとしましては当然のことながら必要に応じて積極的に事業や相談をさせていただいて、日本一の地方版総合戦略の策定を行ってまいりたい、

こういうようにも考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

地方版総合戦略の地方創生人材支援、本町が入っていないという話だったんですが、これはたしか申請制度だったと思うんですが、うちの町で申請していなければ当然入っていないと思いますが、コンシェルジュに関してはうちもそういう流れがあるということなんですが、この制度、地方創生はこの地方創生を進めるにあたって各市町村の取り組みを関係省庁間で統一、または整理してパッケージ化するのに非常に私は有利になると考えています。

また派遣した省庁でも派遣した人材について、それなりに計画の実現に向けた支援をしてくれるのではないかと考えていますし、また町長がおっしゃったように県内で1つの地方自治体がという話でしたけども、私が聞いている限りは2つほどあるような気がするんですがそれは別にして、国から大きな事業を引っ張ってくる自治体は、先ほどちょっと話しましたけども各省庁とのつながりを大切にしているように私には思います。今回のこの制度を活用して、うちの町はコンシェルジュがいらっしゃるということなんですが、本町の今までのつながりをより強固なものにしていただけてやっていただきたい、このように考えますのでぜひそのコンシェルジュが本町にとって、いらっしゃるのであれば、その方々とぜひ相談をしていただけて進めていただきたいと思います。

時間の関係で次の質問に移らせていただきます。

質問4にいきます。活性化の牽引となる政策室の組織を改革する考えについて伺います。

私は今年の6月定例会で町の現状に危機感を感じて、町の将来を真剣に考えた中でまちづくりに意欲のある職員を募り、人口減少に歯止めをかけるべくプロジェクトチームを政策室に配置してはどうかと提案させていただきました。その時点で決断はいただけませんでしたし、いご返事はいただけませんでしたけども、今回の地方創生事業は進め方によっては大きな事業になりますし、今の政策室の体制で戦略会議、政策の立案、県・国との調整等、職員に負担がかかりすぎるのではないかとというふうに私は考えています。職員の皆さんに積極的にこの事業を推進してもらうためにも地方創生事業に取り組まなければならないと私は考えますし、今だからこそ大胆な組織改革が必要だと私は思っています。

町のトップである町長の考えは、ある意味町民と職員のコンプライアンスにも影響し、町の将来を左右する施策にもつながるのではないかと私は考えておりますし、ぜひリーダーシップを発揮していただけて新たなまちづくりに挑戦する中で政策室の組織の改革、そういうこともぜひ考えていただきたいと思いますと思いますが町長いかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員がおっしゃるとおりでございます。この総合戦略会議という形で、これは仮称ですが、これを立ち上げていく、こういうことになりますと大変なこれは私どもの町だけの事業ではございません。県を通じ、日本国全体の事業でございます。したがって、大変今の人員では厳しい、このことは百も承知はしております。したがって、今後そのへんをよく検討をし

ていきたいと思いますが、人的の問題もございますのでここで発表だけはちょっと控えさせていただきます。考え方はございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。私は例えば政策室に人員を全部集めて政策室を大きくするというのも1つの手なんです。先ほども言いましたようにプロジェクトチームをつくってもいいかと思うんです。各ほかの担当からも、普段は例えば財政のほうにいて、また総務のほうにいて、その方々がこの地方創生会議の事業に関わったときだけ集まっていただく、それも必要かなと、方策ではないかと思えます。

私を知る限りは当然ここにいらっしゃる執行部の方々、皆さんが町の将来に対して町をどうしようかと真剣に考えていただいていると思えますが、それとは別に若い方々、まだ職員になられて5年10年の方々が、本当に若い世代の、今ちょうど子育て世代の方々がこの町をなんとかしたい。本当はもう町を、これから新たに将来を築くのは遅いかもしれないけども、まだなんとかかなる、そういう危機感を持っている職員の方々も私を知る限り大勢いらっしゃいます。そういう方々をやはりそのプロジェクトチームの中に入れていただいて、そこで本音で語っていただいてまちづくりを進めていただきたい。よろしくお願ひしたいと思います。

この地方創生の事業として国は1兆円計上しています。この予算を地域の自主性を発揮した地方単独事業に積極的に取り組んでもらいたいとしています。地方創生の事業の中に政策室の改革を先ほどのプロジェクトチームも含めて推進施策として盛り込む。例えばプロジェクトチームをつくるということも盛り込むことも、この地方創生事業の中に私は入ると思うんです。そういうものも可能ではないかと私は考えますので、何しろそういう前向きな形、やる気を前面に出すような形をやっていただいて、町の将来を見据えて主体となる政策室の改革なり何なりを進めていただいて磐石な体制を整えるためにもぜひ町長をはじめ皆さんでお考えいただき実践していただきたいと思えます。

それでは次の質問に、最後の質問に移ります。

地方創生事業を活用した将来ビジョン確立への考えについてお伺ひします。

全国の多くの自治体で、総合計画の中に町民が理解しやすいようにビジョンを掲げております。先ほどの野島議員の質問にもありましたけれども、残念ながら私にも本町にはビジョンがなくて一貫した方向性が見えません。私はこのへんに大きな問題があるのかなというふうに考えていますけれども、町が目指す方向が鮮明に見えるビジョンを掲げるべきと昨年も提言をさせていただきましたが、なかなか実現に至っていないのが今の現状でございます。今回の地方創生事業は町の将来に向けた方向性を明確に示し、地方版総合戦略の実現に向けて取り組むというふうにされておりますし、町も積極的に進めたい、そうおっしゃっていらっしゃいます。この事業には町民の方々にも実現に向けて、戦略会議のメンバーだけではなくて町の住民皆さんに、全員の方々に積極的に関わってもらうべきと私は考えています。地方版総合戦略の実現に向けた効果的な施策の企画立案を町民の方々と一緒に推進することで、おのずと町民と共有した方向も見えてくるのではないかとこのように考えます。

この地方創生事業をきっかけに、27年度予算にも計上をされておりますけれども来年見直

すことになるであろう第2次総合計画、この中に町の将来ビジョンを掲げて町の具体的な方向性を示すべきではないかと考えます。このことは先ほどの野島議員の質問の中とちょっとかぶるところがありますけども、私はずっとその将来ビジョンに対して話をさせていただきましたんですが、野島議員には大変失礼なんですけども、あえてこのことを町長にお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

先ほど野島議員にもお答えはしたとおり町にはビジョンがない、こういうことのようにございますけども、私はビジョンはごく皆さんに分かりやすく「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」これが私の最高のビジョンでございます。その中であって、したがいまして住んでいる皆さんがここに住んでよかった、このことをあらゆる施策・政策の中で進めているところでもございますし、またよそから来た人たちが訪ねてもよし、そしてこの身延町はいいよということでここに住んでいただければなおいいわけですから、それらも含めて施策を展開してきたところでもございますけども、誠に私の説明不足その他でビジョンがなくて誠に申し訳ございませんでしたけれども、私は少なくともそういう中であって、先ほどから言っております鎮守の森構想、そして子どもの声が聞こえる町、こういう町を進めていきたい、こういうようにも考えておるところでもございます。

それはそれとして地方創生事業の地方版の総合戦略につきましては、平成31年度までの5年間の計画でございます。また27年度から28年度の2年間で29年度から向こう10カ年間の町の総合計画も策定をしていかなければなりません。したがいまして、この地方版の総合戦略が5年間ですけれども、これが基本となっている。総合計画に反映していくと、こういうようにも、もちろん委員さんにつくっていただくわけですけども、考えているところがございます。よって、内容的にもこの地方版総合戦略が将来ビジョンとして示していけるような素晴らしいものをつくっていききたい、こういうようにも考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

町長1つ、僕、話をさせていただきたいんですが、先ほど町長がずっとおっしゃってました、野島議員にも答弁してました住んでよし 訪ねてもよし、それから鎮守の森構想、子どもの声が聞こえるまちづくり、これは町長の目標なんです。私がずっと今まで町長にお話させていただいたのは、そういう目標を町長が掲げているから、だからそれをもとにした町をどういう方向に持っていこうかという将来展望なんです。そこをぜひ勘違いしないでいただきたいと思っていたところに町長が今、答弁の中でこの地方創生の事業を生かしてそれを将来展望と位置づけていくんだと。そこがまさに今まで私が訴えてきたところなんです。ぜひその地方創生事業もそうですけども、ぜひ総合計画の中にもそういうものを入れないと私は駄目だと思います。時間がありません。3月定例会の冒頭での町長の施政方針の中で地方創生事業に対

して町として大きな期待をしていると述べられましたし、先ほど来の答弁でもそのように伺いました。本当に安心しているところですが、それと同時に自らの責任で自らのまちづくりを進めたいと、そういうふうに町長が思いを語られておりました。その思いは私たちも議会もまったく同じ考えであり、早急に取り組み推進すべきというふうに確認もさせていただいております。今回の地方創生事業を大いに活用して若い人が住みやすい、住みたいまちづくりを提唱し将来に向けた魅力あるまちづくり、これを進めていただくことを町長にお願いして私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で松浦隆君の一般質問は終わります。

次は通告の3番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問いたします。

はじめにこういう詩をご紹介します。「恐ろしいこと 困難にぶつかることよりも人に裏切られることよりも辛いことよりも悲しいことよりも苦しいことよりももっと恐ろしいのは諦めてしまうこと そこですべてが終わってしまうから」という中学3年生の森田佳代子さんという人の詩があります。

12月議会で可決されました町立小中学校設置条例の改正について一言所感を申し上げて質問をさせていただきます。

私はこの改正に至る過程で身延地区のある議員から「下部の地域エゴだ」とまで批判されましたが、この条例改正は旧身延町に身延中学校、身延小学校、下山小学校の1中2小を残し旧下部町からは2つの小学校、2つの中学校、すべての小中学校を消してしまうという大変不公平・不平等なものであります。むしろ身延の地域エゴであると強く抗議したいと思っています。

私たちは保護者や住民の願いや希望を聞いて、議会でその思いを教育委員会や町長に訴えてまいりました。しかしこの願いは教育委員会へも町長にも届かず、ついに条例改正に至ってしまいました。中富地区の保護者の皆さんは、身延中学校までの通学に大きな困難が伴うということで地元の3議員の皆さんの活動に大変期待を寄せておりました。そしてこの3人の議員の皆さんの提案で9月議会では中央に新しい中学校を建設してほしい。そのための建設推進検討委員会を設置してほしいという意見書が決議されました。中学校進学を控える小学校の児童を抱えている多くの保護者が市川三郷町への移住や六郷中学校への進学を希望しておりまして身延町と市川三郷町の教育委員会へそれぞれ要望書を提出したことが新聞報道で取り上げられました。この要望書の中にも中央に学校が建設されるまでの期間の受け入れを希望するとなっているそうです。

ところが本年度予算の教育費の学校管理費委託料として、身延中学校大規模改修工事設計業務委託、同監理業務委託、工事請負費として身延中学校大規模改修工事費、計約1億2千万円が計上されております。教育委員会は中学校建設推進検討委員会を6月を目途に設置して検討を始めると言いながら、身延中学校の大規模改修を行うという大変町民を馬鹿にしたような、ペテンにかけたようなこういう予算について到底納得することはできませんが、この件に関し

ては教育厚生常任委員会において、再び取り上げたいと思っています。

それでは改めて質問を行います。

はじめに教育委員会制度改革について、5点について町長に質問したいと思います。

戦前の軍国主義的教育から戦後の平和教育へ移行するという観点から、教育委員が選挙で選ばれた、いわゆる公選制の時代がありました。その後、現在の教育委員会制度がおよそ60年間続いてきたわけですが、滋賀県大津市のいじめによる自殺事件に対する教育委員会の対応に問題があったとして教育行政の責任の明確化が政治課題として取り上げられることになり地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の改正が行われ、本年4月から施行されることになりました。

今回の地教行法改正の結果、教育の中立性が確保できるのかというのが私にとっては最も重要な課題であるというふうに考えます。町長に大きな権限が与えられることになるわけで、今まで学校教育は教育委員会の管轄であるという、町長部局からの教育的中立性を守ってこられた町長でありますけども、この改正による変更によって教育の中立性は今までどおりに守られるとお考えかどうかお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えいたします。

首長が教育長を直接任命するといっても、行政機関である教育委員会の首長に対する独立性に変わりはありません。当然のことながら教育委員会の政治的中立は教育基本法などの諸制度で守られていますし、今後も政治的中立は必要である、このようにも思います。政治的中立は教育委員会制度の根幹であり、今回これが地教行政法の改革により損なわれることはないと思います。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

ということは、今までの教育委員会制度をそのまま継続していきたいというふうにお考えだと理解してよろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

そのままではございません。新しい法律でいくことは当然でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

今回の地教行法改正で首長の権限が拡大されるということについて、町長はどのような形で権限を拡大しようと考えているのか。あるいは拡大することは必要ないと考えているのかについてお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

法律の改正によりまして平成27年の4月1日以降、町長である私が議会の同意を得て新制度下の新教育長となる者を直接任命することになります。ただし、現在の教育長任期との兼ね合いから新教育長任命には経過措置がございます。また私が総合教育会議を主催し教育にかかる大綱を策定することになりますが、それには経過措置がないため早急に策定する必要がございます。これらの改正により首長の任命責任は明確になり、首長が教育行政の大本について関わることができるようになりました。とはいっても教育行政の計画執行はあくまで教育委員会でございます。教育委員会の執行権限は従来どおりであるため、首長が一方的に教育施策を決定できるものではございません。また首長が教育委員会と協議、調整のつかない事項を大綱に記載しても教育委員会は当該事項を尊重する義務はない、このように解されているようでございます。

特に教育委員会の独立性、中立性から採択すべき教科書や教職員人事等は協議の対象とはなりません。教育委員会制度を凌駕するほどの権限が与えられたわけではなく、またそうあってはならないと私は思います。今は予算の編成権、執行権者と行政委員会の1つである教育委員会とはこれを契機になお一層、疎通が図られたら、あるいは共通認識を持てたらばよいと期待をし、今後首長がどのように関わりを持っていくのか思料をしている段階でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

この問題はまさに教育的中立性、政治的中立性を保持できるかどうかということに関わっていると私は考えておりますので、今の町長のご答弁で今までどおり中立性は確保されるというふうに理解いたしました。

次に町長と教育委員会で今、町長のお話の中にもありました総合教育会議で本町の教育方針を大綱として作成するということになりますけども、この素案のようなものはできているのか。これに代わるものとして教育振興基本計画の策定は進んでいるのか、併せてお聞きします。もしこれができている、どちらかでもできているということであれば、それはいつどのような形で公表されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

教育委員会との協議、調整を経て策定する必要がありますので、総合教育会議が発足しない現時点では素案というようなものはまだございません。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

教育振興基本計画のほうは、策定は進んでいるんでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○6番議員（芦澤健拓君）

ちょっと待ってください。課長が答える問題ではないと思うんですけど。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

昨年・・・。

○6番議員（芦澤健拓君）

答弁されるなら教育委員長に。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

では教育長が答弁させていただきます。

教育振興基本計画の策定につきましては、昨年の第2回の定例会で野島議員さんの一般質問がありました。そのときにお答えをしたわけなんですけども、平成27年度、だから年度が明けて新年度になりましたら、せめて半ば頃までには各種計画に通底するような基本計画を策定したいと、こういう答弁をしております。したがって今は策定がなされておられません。新年度になりましたら、これに向けて策定作業を進めていくと、そういう段階でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

総合教育会議というのがもし発足されれば、当然大綱を作成することになると思うんですけども、大綱と教育振興基本計画は両方ともつくる予定なんですか。それともどちらかにする予定なのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長・・・。

○6番議員（芦澤健拓君）

ちょっと待ってください。なぜ課長が答えるんですか。今日、ちょっと気になったから条例を見たんですけども課長の職分の中にそういうのはないですよ。だから私が質問しているのは教育委員会に対して質問しているわけで、学校教育課長に質問しているわけではないので教育長か教育委員長お答えください。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

教育長が答えます。

大綱につきましては、先ほど町長が言いましたように新しい体制になりましたら改正法に基づく大綱をつくります。しかし、先ほどから話が出ておりますような教育振興基本計画を策定することがあるわけでございますけども、大綱というのはあくまでも大本を決めていくということが1つ。それから教育振興基本計画は、単年度、数年度、あるいは10年度ということもあるわけでございますけども、これは10年では長すぎるだろうと。5年程度の期間を見て定めなければならないだろうと考えています。したがって、大綱を計画によってやっていくと。あるいは大綱の中にこの計画を盛り込んでいくのか。いずれにしても新年度になりましたらこの基本的な考えもまとめていきます。繰り返しになりますけれども、大綱はあくまでも大

網でございますので、細かな計画についてはおそらく載せることはできないだろうということを考えれば基本計画、教育計画のほうを策定をして、その大筋に基づき大綱について協議して取り込んでいくということになるかと思えます。いずれにしても新年度になりましたらそのへんを協議してまいります。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

今、教育長がお答えになりましたけどもまさにその教育長についてお聞きしたいと思います。

私は12月の議会で新たに町長によって決められる新教育長には公平・公正でリベラルな人物を選任していただきたい。そういう要望を行っております。というのは先ほども申し上げましたように大変不公平・不平等な学校統廃合が行われることになりました。これは教育長をはじめ教育委員会が公平・公正でなかったからであると考えているからです。これまでの経緯を踏まえて新教育長には公平・公正・リベラルな人物を選任していただきたいというのは今も変わらない思いであります。

今回、町長の中でというか町長がすでに新教育長を選任することを決定していらっしゃるのか。あるいは前任者を、先ほどの答弁の中にありましたように引き続き当分の間は新教育長として留任させるおつもりなのか、その点についてお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ご質問の地教行法の改革による、いわゆる新教育長の任命予定についてのことでございますけども、これらにつきましては経過措置もございますし、人事案件でもありますので答弁は控えさせていただきますと思います。

ご存じのとおり教育委員会は教育行政が専門家だけの判断に偏ることなく、広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度でございます。その上で人格が高潔で教育、学術および文化に関して見識を有する者のうちから首長が議会の同意を得て任命をいたします。今までも教育委員につきましては公正・公平な方を議会の同意をいただいて任命してきましたし、新教育長もまた教育委員会の一構成員であることから今後も同様な基準で任命するように努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そういう公平・公正ということですけども、実際は旧身延町の時代からも財政課長ですとか課長経験者が選任されているということがあると思えます。ときどきは民間からというか学校の校長あたりとかそういう方が教育長になったことも、短い期間ですけどもありました。しかし今後は町の意向をそのまま表すのではなくて、もっと町民の意向を汲み上げていただけるような、そういう方を選んでいただきたい。そういう思いでございますので、その点はよくお含みいただきたいと思えます。

それからこのたびの教育委員会制度の改正によりまして、町長が町の教育を主導するような

形になります。これからは町長のご意向が身延町の教育に反映されるということになりますが、政治的中立性を確保するために教育長だけでなく教育委員にも公平・公正な人物を選任すべきであると考えますが、どのようにお考えなのかということと、今後はやはりその人物がどのような経緯でというか、どのような経歴をお持ちなのかということもわれわれがよく判断しなければいけないのではないかなというふうに思いますけども、その点の何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私も議員がおっしゃるとおり教育委員さんにつきましては公正・公平な方を任命することが当然であるというふうにも考えております。教育委員会は、先ほどから申し上げてありますとおり首長から独立した合議制の執行機関とされていて、事実そのような偏っているというような事例が確認できておりません。したがって、今までもこれからも教育委員会の政治的中立性は十分保たれると考えています。その上で私は議会の同意をいただきながら偏りのない、すこぶる常識のある方々を任命してきたとこのように、今まで任命してきたと自負しております。今後にもそのように心掛ける所存でございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

全然、私と町長とは考え方が違いますのでそういうふうにお考えになるんでしょうけども、実際この学校統合の問題についてもはじめから、旧身延の意向を反映してきたというふうに私自身は考えていますし、この場でもそういうことを述べてまいりました。そのへんはまったくそのお考えが違うということで理解いたしましたので次に進みたいと思います。

平成27年1月20日発ですか、下教学発第372号という身延町立（仮称）身延中学校統合準備委員会委員の推薦についてという文書の内容についてお聞きしたいと思います。

この文書は教育長名で管内各中学校PTA会長宛てに出されています。この文書によりまして2月6日までに保護者代表委員を出してもらいたいというふうになっていますけども、私の個人的な考え方も分かりませんが、PTAの役員というのは普通は新学期に選出されるわけで、なぜこんな2月の時期にPTAの役員から保護者代表を出せというのか、まったく理解できません。しかも学校統合に最も反対意見が強かった久那土中学校からは代表委員が出ておりません。第1回の委員会を実施したというのは、あまりにも不条理ではないかと思えますけれども、こんな形で船出して十分な統合準備ができるのか、そういうことを懸念しております。条例改正案を議会に出すのが遅れたために時間的余裕がなくなったと。だから統合準備委員会は早くしようということをやっているのかどうか。納得のいく回答をお願いいたします。教育委員長。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

ご質問の通告内容は統合準備委員会の運営、進行等に関する事務的内容を含みますので通告

質問の を除き、すべて学校教育課長に答弁させます。お願いします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

それではお答えをいたします。

年度変わりの各種団体等の役員の改選、人事異動を考慮し、去る2月17日に委員の委嘱式ならびに第1回目の会議を行いました。2回目は3月の半ばを予定しているところでございます。保護者代表につきましては、4月以降に充て職として委員が代わる可能性はありますがPTAには内部での話し合いで委員を推薦していただいたと承知をしているので、年度変わりの事情等については重々考慮していただいたと思っております。管内校長、教頭の異動につきましては、私たち一般行政職と同様に異動したからといって当該準備委員会での協議が振り出しに戻るといったことはございません。1年有余先の話といっても目前に迫っておりますので、統合準備委員会の設置を急いだということでございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

さっきもちょっと言いましたけども、身延町教育委員会事務局の組織に関する規則ということで、第4条に課に課長を置きその基本的職務を次のとおりとするとありまして6項目の職務が書かれておりますけども、議会においてこのような形で答弁するということはどれに該当する行為なんでしょうか。何に基づいて答弁をされているのか、その点についてお聞きします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

会議の冒頭で説明員として出席するところの名前に私の名前がございます。ここに来て私が答弁することは、議会でもお認めになっていただいていると判断しております。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私、教育委員長に答弁をしていただきたいということで通告をしておりますので、教育委員長または教育長に答弁をしていただきたいというのが私の考え方でありまして、学校教育課長の名前でいろんな文書を出されたりしておりますけども、私はこれはもう、この条例からしても間違っているのではないかなというふうに思います。

条例を読みましょうか。

課に課長を置きその基本的な職務は次のとおりとする。

- (1) 上司が行う分掌事務の執行方針および基本計画の作成を補佐し、処理方針を決定するとともにこれに基づく個別の事業計画および実施計画を作成し、執行状況を管理する。
- (2) 分掌事務について他の課との調整を行う。
- (3) 前条第1項に掲げるグループを編成し、次項に規定するグループリーダーがリーダーを選任する。

- (4) 所属職員間のコミュニケーションを活性化するとともに職員的能力開発を行う。
- (5) 所属職員が十分な力を発揮できるよう職務環境を整える。
- (6) 分掌事務について事業の効果評価を行い、組織機能の向上を図るとというのが基本的な職務であります。

もちろんここで私があくまでも教育委員長とか教育長にと言っているのは、教育委員会の考え方を知りたいわけであって、教育委員会の事務局の考え方を知りたいわけではありませんのでその点はよく理解していただきたいと思います。

今の答弁なんですけど、時間的な余裕がなくなったから急いだんではないですかということについてはどうですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

議会でご議決をいただいた内容は、平成28年の4月1日に中学校を1校に統合するという内容でございます。校舎は身延中学校を使用する、こういう内容でございます。今の時期は来年に向けて1年数カ月しかない時期でございます。去年の12月に議決をいただいて、それから具体的な作業に入ったわけでございますけれども、これはスピード感を持って前に進まないとい平成28年4月1日の統合ということについて支障を来たすと判断をいたしております。したがって先ほど課長も一部申しましたけれども、第1回目の統合準備委員会を立ち上げまして、その体制づくりに入ったということでございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

だからその時間的な余裕がないわけですよ。久那土中学校からは委員が出ていない。それからさっきも言ったようにいろんな学校で新役員ではなくて旧役員がなっている。それからPTAから保護者代表委員を出すということについては、下部小中学校の保護者の皆さんにもお聞きしたんですけども、私たちは全然知らなかった。PTAの会長、副会長が勝手に決めて自分たちが出ていたのではないかなというふうな反応がありました。そういうふうな中で、本当にちゃんとした統合準備委員会が運営できて円滑な統合ができるというふうにお考えなのか。このままいったら私はもちろん統合準備委員会そのものが教育委員会の主導によって、静川とそれから西嶋のときもそうでしたけども、父兄のいろんな疑問点、質問点には答えず、とにかく教育委員会の思い通りに進めていったというふうな状況だったように聞いております。今後もしそういうことが予想されますので、あえてこの場でこういうふうなことで取り上げているわけですけども、統合準備委員会に保護者の代表がきちんと選任されない中で第1回の委員会が実施されるというふうにお考えであることがもうすでに私たちの常識を超えております。非常に重要なこの4つの学校を1つにするという問題の中で、1つの学校からは代表が出ていない。にもかかわらず第1回の委員会を実施した。これは非常に私は不条理という言葉を使いましたが、そういうふうにお考えですがその点について教育委員長どんなふうにお考えですか。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

まず学校代表を選ぶ時期の問題ですけども、先ほど課長が答えましたように、年度変わりがあっても、充て職の部分がありますので補充はきくとかそういうことなのでお願いをしました。つまり校長が代わっても新しい校長が来るわけですから、その代わりは務められるということで、あえて2月でありましたけどもお願いをした経過があります。

それから保護者代表の方にお願ひする中には、PTAを通してでないところでお願ひできない部分がありますから、PTAを通じてお願ひをしました。それで選んでもらったわけでありまふ。残念ながら第1回には久那土中学校の保護者の方の参加をいただけなかったわけですけども、これから参加できるように図って行って、会を続けていきたいというふうに思っております。そういうわけで第1回目が発足をしました。そういう経過であります。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

だからそういうことが納得いかないというふうに言っているわけです。ちょっと時間の関係もありますので次へいきますけども、学校は地域と密接に結びついておりまして、学校行事があるときには学校や教育委員会のほうから必ずと言っていいほど、地域の皆さんに支えられてというコメントが聞かれます。まさに地域が学校を支えるという、いわばコミュニティスクールという言葉がありますけども、そんな形で学校が地域に支えられているというのは十分に理解できる話だと思いますけども、今回4つの中学校を統合するのに、なぜ3地域からの代表委員ということにしたのか。4つの中学校があつて、当然中学校区という言葉があるかどうか分かりませんが、そういう地域によって学校は支えられているにもかかわらず、各中学校から2名ではなく身延、中富、下部の3地区から2名ずつという選考をしたのは、これはどういうわけなのか、その理由をお聞きします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

教育委員会が統合準備委員会の委員を委嘱をしたわけでありまふけども、委嘱の委員につきましてはまず地域を、先ほどお話がありました例えば中学校が4つあるので、学校ごとに住民の代表という趣旨だと思うんですけども、私どもは4つ中学校がありますので、それは各PTAの代表、また校長、あるいは教頭の委嘱がございますので、それで足りるだろうと。さらに各住民の意見も反映するような、あるいは地域の声を聞くような配慮も必要だろうということと旧町単位の下部、あるいは中富、身延の地域から2人ずつを教育委員会で委嘱をさせていただきました。したがって繰り返しのようになりますが、学校の単位のいろんな意見はPTAの代表の方、あるいは校長で足りるだろうと判断をいたしました。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

学校の校長と地域の考え方は違ふと思ひますよ。というのは校長先生は、今の下部中学校は

甲府から来ていますね。久那土中学校の校長先生はどちらから来ているの分かりませんが地域の間人ではない場合が多いんです。それと先ほど教育委員長がおっしゃったような充て職でなれるような、そんないい加減な準備委員ではないでしょう。非常に重要な要素を持っている統合準備委員会だと思います。にもかかわらず、そういうふうな言ってみればこれだけにしておけばいいだろうみたいな形で選ばれているというのは非常に問題がある。しかも久那土地区の住民は非常にこの問題に大きな関心を持って反対の組織までつくっている。聞いたところによりますと、その組織の長の人には六郷中学校へ行きたいという子どもたちのために六郷町の住宅を探してくれているという話も聞いております。そこまで考えている地域の皆さんを選ばずにどうして3地区にしたのか。そのへんは非常に疑問がありますし、今の教育委員会の非常に公平・公正でないということの表われではないかなというふうに思います。

それから学校の統廃合の審議会がありましたけども、そういう審議会をはじめいろんな委員会とか審議会には必ず議員が2名くらいずつ加えられておりますけども、なぜ統合準備委員会には議員を加えないのか。もちろん私みたいな奴が入ればいろいろとうるさいでしょうから入れなかったのかなというふうな気もしますけども、この点についてお聞きします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをさせていただきます。

統合準備委員会の目的は、来年に差し迫りました中学校統合の円滑な発足に資するためであります。極めて実務的な側面が強く、すでに議員の皆さまがお決めくださいました学校統合について具体的な提言を教育委員会にいただくものであります。議員さんに町議会を背景にして参画をしていただくようなものではないと私どもは判断をいたしまして、今回は先ほど言ったような委員の委嘱をさせていただきました。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

納得はいきませんが、とにかく今の統合準備委員会には議員を加えないということを規則で決められているようですので、この点については今後またいろいろところでお話をさせていただきます。

それから準備委員会の教育課程と検討部会の検討項目に教育課程と道徳の授業というものが含まれております。教育課程というのは、おそらく文科省によってあらかじめ定められているというふうに思いますけども、ここでいう教育課程というのはどういうふうなものを言うのか。それから道徳の授業というのは、いわゆる道徳教育という戦前の場合はいわゆる修身教育なんという言葉が使われておりますけども、そのへんの内容についてはどのような授業をする予定なのか、教育委員長にお聞きします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

お答えしたいと思います。

その前に先ほど充て職という言い方をしましたけども、実は準備委員会の中に2つの部会を持つことになっておりまして、教育課程等検討部会のほうには学校の校長なり教頭、あるいは教科担任等が入っていただくことになるので、そこはいわゆる充て職であったとそういうことであります。それから教育課程につきましてはご存じのように各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習等、あるいは特別活動等、学年に応じた授業数とかを総合的に組織した計画であります。要するに学校の教育計画であります。この編集権は学校長が持っております。この学校統合に際しまして、学校単位で教育課程はいくらか進度が違いますし、あるいは授業の内容が違いますので、そのすり合わせをしていって統合に向けて合わせていこうというのがこの部会にお願いする内容であります。

お尋ねの道徳の授業と道徳教育の違いですけども、道徳教育は学校全体、いわゆる教科を含めてあらゆる場面でやりなさいというのが道徳教育の内容であります。その中に道徳の授業が大体、週1時間ぐらいあると、そういうことでありまして特に学校全体でやる部分につきましては、なかなか難しくて合わせるのが難しいんですけども、道徳の授業等につきましては、これは教科ではありませんけども、各学校のやり方が違いますのでそこらへんのすり合わせもしていこうと、そういう部分で道徳の授業についての検討をします。それを教育課程等検討部会にお願いするという、そういう内容であります。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

あえて道徳の授業についてお聞きしたのは、道徳というのが今までは故郷を愛する、それから次に愛国心というふうに出ていたものが今は愛国心が先行していると。これは政治的な意図が明らかになっているわけですけどもそういうことがありましたのであえてお聞きしました。

同じく教育課程等検討部会での検討項目として、地域と学校が連携して取り組む事項というのが入っておりまして、これは私は総務部会で検討すべき課題ではないかなと思っておりまして、この1月20日付けの第1回委員会の資料の中ではそのように訂正がされておりますのでこれは質問事項から省きます。

それから最後、久那土中学校保護者会からは準備委員会に委員を出しておりません。また中富中学校の保護者や西嶋小、原小の保護者も最後まで身延中学校に統合することに反対しておりました。このような状況の中で統合準備委員会を何回開催しても十分な議論ができないのではないかなというふうに考えますけども、さっきも申し上げましたように静川と西嶋の統合の際も教育委員会の主導で教育委員会の思惑どおりに準備委員会が進んでいったということを聞いておりますので、今後またそのようになってしまうのは非常に保護者にとっても不満がありますし、不安があるのではないかと思いますけども教育委員会としては今の状況の中で本当にその統合準備、円滑な統合ができるような準備ができるというふうに判断しておいでなのかどうかお聞きします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今お話のように第1回目の統合準備委員会には、久那土中学校保護者の方は出席いただけませんでした。2回目以降はぜひ参加をしていただきたいと思います。

学校統合に、先ほども言いましたように議決をいただいた以上は教育委員会の責務とすればこれに向かってまい進していくのが努めだと認識をしています。何より保護者をはじめ各位に児童、あるいは生徒が統合してよかったと考えるような環境をつくっていくということが第一だと思っております。統合準備委員会には統合にかかる諸問題について提言をしていただくということをお願いをしております。統合の時期は差し迫っております。したがって、教育委員会は統合にかかる提言をいただいた上で、支障がなければ最大限、これを尊重いたし然るべき事項の最終的な決定を、時期を図って教育委員会は責任を持って行ってまいりたい、このように思っております。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

統合準備委員会でいろんなことが決められて、それで統合に移るわけですけども、今、私が申し上げましたように久那土からは委員が出ていない。これは私だけではないと思いますけども、その教育委員会が不同意の保護者に対して十分な説明を行わなかった。今まで教育委員会は私たち保護者に対してすごくいろんなところで閉ざされた存在であり、いろんなことを私たちに明らかにしてもらえなかった。そういうことをおっしゃる保護者が大変多い。そのことを踏まえて今回、久那土中学校の保護者会からもそういう準備委員会に委員を出さないという方針が決められたのではないかなというふうに思います。そういうことを考えますと、今後本当に統合準備ができるというふうに私としては非常に難しいのではないかなと。そういう場合にもしこの統合準備が十分にできなかったというときは統合が1年延期、静川と西嶋はそうでしたけども、1年延期になるというふうなことが予想されますけれども、これについては教育委員会、どういうふうにお考えですか。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

議会で議決していただいたことですので、遑ってこれを取り止めることは基本的にできないわけでありまして、統合に向けていろんな準備をしていくことではありますが、今のように時間的に差し迫った状況でありますと、最終的には教育委員会で判断をしているんなことをしていきたいというふうに思っております。責任を持って決めていきたいと思っております。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

だからもちろんしっかりやってもらいたいのはあるんですけども、もしもそれがうまくいかなかったらというか、私はうまくいかないことのほうが多いのではないかなというふうに思いますけども、その節は当然延期も考えられるということで私は判断しております。

次の質問の前に教育委員会が本当に保護者に対して誠意を持って対応してもらわないと、この統合準備委員会は円滑な統合にこぎつけないということをしっかりと心に刻んでいただいて今後取り組んでいただきたいというふうに要望いたします。

最後ちょっと時間がありませんがまち・ひと・しごと創生法案について、先ほど同僚議員から細かいいろんな質問がありましたので、私といたしましてはそれほど細かくお聞きしません。

私、まち・ひと・しごと創生法案についてどちらかというと批判的に考えておりました、今ごろこんなことを出してどうするのかというふうに思っております。というのは本町でもそうですし、いろんな自治体が今までのようなことを努力していろんなことを考えて、いろんなことをつくり上げてやってきたわけですが、実際にそのまち・ひと・しごと創生ができているところは本当に全国でも少ないんじゃないかと思います。今回は地方の経済が大変疲弊しているというか、アベノミクスによっても復興しない、復活しないという地方経済への底上げと春から行われる統一地方選挙を政府与党に有利に導くためではないかというふうな穿った見方を私はしておりますけども、本当にこのまち・ひと・しごと創生法案にまったく背を向けるかという、やっぱりそういうわけにもいかないのが町長のお立場だと思います。いろんなことでまち・ひと・しごと創生法案に向けて、この取り組みをしていかなければならないだろうと考えますけども実際大変難しい問題だし、エネルギーが必要な問題であろうと思いますので今後の取り組みについては、先ほどの同僚議員の質問の中でいろんなことがやりとりされましたので、あえてここでは申し上げませんが私とすれば本当にこんなことをもうちょっと早くできなかったのかと、なぜ今ごろなんだということで批判的に考えておりますということだけを申し上げて質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

以上で芦澤健拓君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時といたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時00分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の4番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は学校統廃合問題について、4点について質問をいたします。

まず1点目、2月17日、身延町立（仮称）身延中学校統合準備委員会があるということで会場に行きました。住民の方も来ていましたが傍聴を断られていました。私もそのときに傍聴を断られたんですけども、それはおかしいということで抗議をしたんですけども、結局傍聴はできませんでした。部屋に入っていったら学校教育課長が「議員さん、なんですか」ということでできて「傍聴に来ました」と言ったら「傍聴は認められないので」ということだったんですけども、誰の権限で傍聴は認められないということを決めたんでしょうか。そのところからお聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

ご質問は準備委員会の内容に関わる事務的なことですので、事務方であります学校教育課長が答えますけどもよろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そのとき最初に学校教育課長が駄目ですと言ったので、そのときの状況でお答えを。誰の権限でそういうふうにしたのかということで。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

ではお答えします。

誰の権限かとおっしゃられていますけども、ちょっと難しい問題があろうかと思えます。また議員さんがどのようなお考えで傍聴は認められて然るべきだと考えていらっしゃるのか、ちょっと分かりかねるところがあるんですが、議員さんのお考えを拝察しながら答弁をいたします。

教育委員会の下に教育委員会が委嘱し行われる会議において準備委員会の委員の率直な意見交換を期するために傍聴をご遠慮いただきました。そのような判断を主催者、そのときは教育委員会と考えていただいてよろしいかと思えますが、主催者がそのような判断を行って、何か差し支えのある会議だとは思っておりません。とはいえ今後の会議は会長が主催します。今後の会議以降、2回目以降は間違いなく会長が主催することになりますので、第2回あるいは第3回の会議において、いつとは申せませんが一定のルールをつくり傍聴を認めることもあり得ます。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

今る説明していただいたんですけども、本来、行政とか議会というのは公開が原則だというふうに思うんですね。率直な意見を交換するために駄目ですというふうに私はそのときに言われたんですけども、そのところをもう1回。なぜ住民とか議員が傍聴すると率直な意見が出ないのか。そういうふうに判断しているという根拠が分からない。そこを教えてください。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

行政関係で行われる一般的な会議等についての傍聴について、ご説明をさせていただきたいと思えます。

例えば国の省庁で審議会等、これは協議会を含みますが傍聴を一般に認めているケースがたしかにございます。この場合は事前受付および定員を定め一般傍聴を認めていることが多いということになっております。また大きな自治体においても審議会等について広く一般的な傍聴

規則を定めているところがございます。

○11番議員（渡辺文子君）

一般的なことではなくて、この前の委員会での傍聴を認められなかったのはなぜか。どうして意見が交わせないのかということを知りたいんです。それについて、率直に。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

本当はちょっとまだほかにもいろんな行政関係の会議の話をしたところがございますけども、あの場において統合反対・賛成というふうな意見が非常に多い場で第1回統合準備委員会を開催したわけがございますけども、第1回目でございますので自由な意見を出していただく。それから委嘱式から始まりましたけれども、その後自由活発な会議になるように傍聴はお断りしたというところがございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

だからそれが分からないというんですよ。住民がいたり、議員がいたりしたら言いたくても言えないということですか。そういう会議ということですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

先ほど申し上げたとおり、主催者が傍聴に関してのルールを定めるのが通常でございます。例えばここで本会議を開いているわけですけども、このような場においても議会の傍聴規則というのがあるわけです。一般の方は本会議に30人までしか入れないという決まりもございます。それらを考慮した上で教育委員会が先般の会議については傍聴をお断りしたということですので。例えば法によって設置義務が定められている国民健康保険運営協議会などは、これらもやはり協議会そのものに会議の傍聴の判断を委ねられております。この前の会議は法定のものではございませんけども教育委員会独自に判断をいたしました。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

その判断が本来だったら行政とか議会とかというのは公開が原則ではないですか。それで統廃合に関わること、皆さん本当に関心を持っていますよね。そういうものを傍聴したいというのは当然な思いだし、それをなぜ駄目だという権限が教育委員会にあるのか、そこが分からないと言っているんです。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

公開をしないと言っているわけではございません。傍聴をお断りしたということですので。例えば会議が終わって、報道の方もいらっしゃいましたけれどもそのときにどのような内容のこと

が話し合われて、どのようなことが決定したかということは教育長もしくはそのときに委嘱された中から選任された会長が報道の方にも説明をしております。あくまでも公開はしてあります。ただ傍聴は諸般の事情からご遠慮いただいた、そういうことでございます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それはもちろん公開はしているでしょう。だけどやっぱり話し合いの中身が知りたい。どういう話し合いがされているのかということを知りたいから傍聴に行ったのではないですか。それを教育委員会の判断で駄目だということ自体、分からないし、そのときに課長がおっしゃったのは私たちが行くとき自由な発言ができない。それは私、主観だと思うんですね。課長の。本当に言わなければいけないことって誰がいかがいまいが言いますよね。そして統廃合の本当に大事なことを話し合う、委員として出席されている方々ですから、もちろん円滑に町としては進めたいということで、その委員会を立ち上げて委員さんにしてやったんでしょうけども、この問題は先の方僚議員の話にもあるように久那土からは出席がなかったと。そういう、私から言わせてもらおうと強引なやり方で問題のある統廃合を進めている、そういうところをみんな見たいと思っているのではないかなと思うんですね。なぜ内緒で秘密会にして進めなければいけないのか。あとで、それは公開するからそれでいいでしょうという問題ではないと思うんですよ。

今後、それは委員長の判断で公開していただけるようなことなので、これ以上ここで水掛け論をやっても仕方がないのかなというふうに思いますけども、今まで住民の方たちが教育委員会を傍聴しに行ったら秘密会にしたとかそういうことが多々あったんですね。なんでも秘密裏に進めてしまうような、その教育委員会の体質が私はここに出ているのではないかなと思うんですね。それってやっぱり住民の方たちの納得は得られないし、みんな信頼はできないのではないかなと。そこに大きな問題があるのではないかなというふうに思って、今回これを最初に質問をさせていただいたんですけども、このことに関して今までその教育委員会、秘密会にするとか、それについて今回の公開はするけども秘密にしてその中で論議をするということ、その姿勢というのは今後も、今回その委員会は委員長の判断で公開というか傍聴される方向にいくような気配も感じたんですけども、教育委員会の傍聴とか、そのやり方を今まで同様、同じような形で進めていくおつもりなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

執行機関の会議につきましては、たいがい原則公開というふうなことでござりますので、人事関係とか懲罰的な意味合いのないものにつきましては、なるだけ公開をしていきたいと思っております。

ただし、今回立ち上げました統合準備委員会につきましては、これは教育委員会の下に置いて設置した会議でございまして、主催するのは教育委員会ではございません。あくまでも会長をはじめ委員の方々の判断によって会議が進められていくことなので、傍聴が、たぶんなんらかのルールをつくって認められるのではないかと申上げましたが、その中身については私たちが言及する立場にはないので答弁は控えます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そうではなくて、最初に立ち上げたときには教育委員会の権限で駄目ですよと言ったわけではないですか。そうですね。教育委員会の定例会にしても、そんな個人のプライバシーにかかることを傍聴させろなんて言っていないではないですか。普通の一般的なものを傍聴は駄目だ、秘密会にする。最初だから教育委員会の権限で駄目だっておっしゃったんでしょうけども、そういう姿勢がいかげなものであるかということを言っているんですよ。すべてそういうものを秘密会にして、秘密の中でどんどん自分たちの都合のいいように決めていく。そういうやり方が住民の信頼は得られないやり方ではないですかと言っているんです。2回目、3回目ではなくて。最初にやったのは教育委員会が主導してやったわけですから。そこのところを。子どもたちのためと言いながら、そういう秘密裏に進めるということが本当に子どもたちのためなんですか。私はそういうところが疑問なんですけども。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

私のほうから今、お話をされております第1回目の準備委員会のこと、今、課長が申しましたけども、もう1点、私のほうから申し上げたいと思います。

と申しますのは、この会議は第1回目ということで教育委員会から各委員の皆さんに委嘱を申し上げて、そして各役員といいますが、代表者の方を選ぶという、会議の第1回目の役割があったわけです。そういうことを考えますと人事の選任とか、どういう方向で選ぶのか、誰がどうだというようなことがありますし、また内容についても初めての皆さん顔合わせでございますので、これは自由に話を出したほうがいいではないかと、こういう判断がありまして、先ほど課長が申しましたように第1回目はそのようなことをさせていただきました。第2回目以降は先ほど議員さんがおっしゃったような形になろうと思います。いずれにしても会長が決まっておりますので、その運営にお任せをしたいと思います。

それから教育委員会でございますけれども、原則公開でありますけれどもその内容によって教育委員さんの方々にいろいろ内容を審議していただくんですけれども、内容によってはこれは非公開にする。ただし傍聴を認めないということであって、決定事項等はすべてではありませんが公開を原則といたしております。そのへんはご理解をいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

なんか言っていることが理解していただけないようなんですけども、だから第1回目、教育委員会が主導をして、役員とかそういうことを決めたりするから傍聴がいたら支障があるということなんですか。なぜなのか、全然そこのところがよく分からないんです。なぜ傍聴できなかったのか、いまだに私、理解できないでいるんですけども。ちゃんと明確に教えてください。

○議長（河井淳君）

教育長。

していただくという方向でこの質問はこれで終わりますけども、2点目ですね、後期統合計画に同意が得られていない保護者会、たくさんありますよね。同意・不同意を出していただいて、そのあとその不同意の方たちに対して何か教育委員会として働きかけはされたんでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

同意・不同意があったというのは、具体的にどういうあれでしょうか。あったというのはどのへんのことでしょうか。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

だから同意・不同意を取りましたよね。去年の春。そのあと普通だったら不同意の方たちに対して統廃合を特に進めていきたいという立場だったら理解していただくための努力をするのが普通ではないですか。そのまま不同意のまま放っておいて、今回あった統合準備委員会に出席の通知がありましたよね。それで久那土の人たちは苦渋の選択でしたくてもできなかった。それは私、当然だと思いますよ。不同意を出してその思いが変わらないのに準備会に出席しろって、それはあまりにもやり方がおかしいではないですか。その準備委員会に出席を要請する際にあって、不同意を出したところの保護者会に対して働きかけはしたんですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お話の統合に対す同意、あるいは不同意につきましては教育委員会が統合の判断を行うに際しまして各校保護者会の意向を確認したものであります。すでに学校設置の一部改正の条例も議会を通過しております。教育委員会はただ、円滑な学校統合を考えているわけでありまして。今お話のその後、不同意を出したあとなんらかのあれをしたのかということは特に行っておりません。その方たちの意向はそれで確認ができたというふうに判断をいたしております。それに基づいて教育委員会は委員会の判断をしたということです。これは今までの、議員さんも何回も質問が今までもありましたけれども、そのお答えと変わっておりません。

統合することはもうこれは決定事項でありまして後戻りはできないと理解しております。不同意とした保護者会には、生徒たちのために統合に向けて建設的な立場をお取りいただきたいとこのように思っております。先ほどの芦澤議員さんの質問の中にもそのようなことを申させていただきましたけれども、また繰り返させていただきたいと思っております。

教育委員会は同意・不同意にかかわらず1月20日付けで管内PTA会長宛てに各校2人の統合準備委員会委員の推薦をお願いして、去る2月17日に委嘱式と第1回目の会議を開催した、こういう経過でありますので委員会は今後についても粛々とこの統合準備を進めてまいりたいとこんなように思っております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

同意・不同意は単なる調査というか、どういう意思があるのか、同意なのか不同意なのかと

ということだけの判断のために取って、親たちが苦渋の選択をして不同意で出したその思いには教育委員会は何の関心も誠意も示さない。そういうやり方が教育委員会は誠意がないと住民の方たちや保護者の方たちに言われるそのものではないかなと私、今聞いていて思ったんです。普通、こんな大きなことをやるにしたら、本当に子どもたちのためってさっきからおっしゃっているけども、粛々と進めるっておっしゃっているけども、議決があったからってそういうやり方は本当に子どもたちのためになるのかなと私、ずっと不思議なんです。子どもたちのため子どもたちのためって二言目にはそうおっしゃいますけども、本当に今やっていることが子どもたちのためなんですか。私、本当に何回聞いてもよく分からないんですね。

不同意だって普通出したらそれに対して同意をしていただくためにこういう努力をしましたとかなかなか働きかけがあって、そういう思いだったらということでその統合準備委員会に来るんだったら分かるんですよ。働きかけもしないで、不同意のまま放っておいて準備委員会ができたから誰か代表を出してくれ、それは出せないでしょう、普通。苦渋の選択をして出したところもありましたよ。それは本当に出なかったらどうなるんだろうと本当にそういう切実な思いで出ざるを得なかったと思いますよ。普通は不同意を出しているのにその統合準備委員会に出て来いということ自体が私は非常識だと思うし誠意のないやり方だというふうに思います。そのことについてはどうなんですか。それが教育委員会のやり方ですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

答弁が繰り返しになるんですけれども、教育委員会は議決をいただいた統合に向けて進めていくと。この道しかないと思っています。議決前のいろいろな同意・不同意の手続き上のこと、あるいは考え方のことについては、先ほど言いましたように教育委員会は同意・不同意の結果を見て、そこで教育委員会としての判断を下して町長から議会に提案をしていただいたということでございますので、これからは統合に向けての手段を考えていかなければならないと、これだけだと思っております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そのところがちょっと欠けているのではないかなと思うんですよ。保護者の思いとか子どもたちの思いというのは、なんと言うんですか、至らないんですね。そういう思いというのは全然、教育委員会は関係ないんですね。ただ参考までに同意・不同意を取ったと。不同意するところがある。だけどもそれはあくまで参考で、不同意はたくさんあるけども粛々と計画どおり進める。それが住民に対して誠意あるやり方ですかと私もこれずっと言っているんです。どうしても私には思えないんですよ。それが精いっぱい誠意のあるやり方だと思えないんですよ。住民の方だってそうだと思いますよ。だからこういう混乱が起きているのではないですか。そのところの責任はちゃんと認識していただきたい。そうしないと、子どものためなんて言いながら今、進めていることが子どもを苦しめていることになってしまっているのではないかなとそれを心配しているんです。なぜそういう住民や保護者の思いということが分かってもらえないんでしょうか。行政って住民福祉のためにあるんでしょう。住民がこの町に住んでいてよかった。そう思って日々生活していけるために行政ってあるのではないですか。それが住民の意思

も希望もなんの関係もなく自分たちがつくった計画どおり粛々と進めますって本当にそんな行政でいいんですか。そういうふうに思っているということ自体、私には信じられないし、なぜそんな行政なのかなど。そういう行政が本当に子どもたちのための統廃合を進められるわけがないって私は思っています。本当に怒りがいっぱいです。その誠意というものがなぜ分からないのか、そこのところは私、なぜ通じないんだろうと。それはもちろん計画どおりに進めたいってそれはそれで行政の思いはあると思いますよ。でも一番大事にしないではいけないのはその不同意を出した保護者の思いに寄り添うことではないですか。なんのための統廃合なんですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

なんのための統廃合かとおっしゃいますけども、統合計画の中に謳われておりますように今の現状を考えるとこれがベストだという計画ではないかもしれませんが。しかし今できる最大のことはこの統合計画だというように理解しています。したがって、この提案をそれで提案をいたして議員の皆さんが議決をいただいたんですから、これ以上、今までの経過について違うような言葉は出ないと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

前々から言っていますけども文科省の統廃合に関わる指針では、これは前から、新指針ではなくて前から言っていますけども、地域住民との調和の取れた十分な意見交換をすることが求められている。住民の人たちが反対意見を述べる、保護者が困る。なぜその声を聞こうともせず自分たちが計画をしたものに向かって粛々と進められるんですか。大事なのは住民の思いではないですか。これ以上言っても水掛け論で分かっただけなようです。これは私もずっと前から同じことを繰り返して今回、久那土の保護者やそれからほかの多くの保護者たちからいろんな意見を聞く中で教育委員会に対する不信、そういうものが本当にたくさんある。私はやってはいけないと思うんだけど、不同意を出した人たちに働きかけもせずに統合準備委員会を立ち上げてそれに出て来いと。出て来なくても進めてしまう。そういうやり方。本当にそんな行政でいいのかな、それが教育に携わる教育委員会のすることなのかな、そう思いますので、これ以上言っても答えは同じだと思いますので3番目の質問に移ります。

統合により遠距離通学となるため、区域外就学を希望する児童生徒の要望に応えるべきだというふうに思いますが、なぜみんながこんな区域外ではなくて身延中学校へ行くということにならなかったのか、なぜ区域外を要望することになったのか、その原因をどういうふうにお考えですか、お答えください。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今までの、地域へ行っての話し合いやいろんな要望書の中にも出ておりますように久那土から身延中学校へはあまりに距離が遠いということが主な理由だったと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは今までの保護者とのやりとりとか住民の方たちとか、あまりにも遠すぎて無謀だと。そういう声はずっと出ていましたよね。その思いを無視してやってきた結果がこうなんではないですか。私、教育委員会の責任はすごくあると思いますよ。そのことについてはどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

当然、子どもは責任を持って行政を執行しております。統合後の距離が遠いということで時間がかかるということがありますのでスクールバスを配置して30分程度の時間で到達のできるような計画も立てているわけでありまして。そのような配慮はしているつもりです。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

もうあきれてしまいますね、その答え。いくらスクールバスを出したって距離が縮まるわけがないではないですか。そういうことではないですよ。親たちは通学距離の長さに伴う子どもたちの安全面や健康面の諸課題がまだ解決していないと。通学の負担の少ない市川三郷町の六郷中学校へ行きたい。そういう思いがありますよね。今までそういうことはずっと保護者の方たち言ってきましたよね。それに耳を傾けなかったからこういう結果になったんではないですか。スクールバスを何台出そうが距離が縮まるわけがないですよ。そういう誠意のないやり方をしているから六郷中学校へ行きたいという人たちが西嶋でも下部でも、もちろん久那土でも出ている。それが現状なんではないですか。こういうことに耳を傾けながら、どうしたらその子どもたちが行きやすいようになるのかということを考えるのが教育委員会の仕事ではないですか。今まで耳を傾けなかった、そのツケがまわってきたと私は思いますよ。

もうちょっとちゃんと相談にのっていて、それで中には車で通学するのは無理だという子たちもいましたよね。朝晩、車酔いを飲ませて登校させるっていうんですかと。子どもの手紙にもとても通学できないと書いてあったではないですか。そういう思いをなぜ教育委員会は理解しようとしなかったんでしょうか。それが教育委員会の仕事だというふうに思いますけども教育委員会はどう思いますか。そういう声が出ていたにもかかわらず。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

無視したと言っていますけれども、身延中学校を選んだ理由はもう何回も説明してきました。ほかに方法はなかったです。ですので、いかに統合を進めるかについてはできるだけの手段をしていこうということであるんなことを、今スクールバスのことも言いましたけれども、手を差し伸べていこうという段階であります。

具体的にスクールバスをどうしようか、配車をどうしようかということ、その他諸々の小さいことについては、これからまさに統合準備委員会でいろんな話し合いをして提言をいただくと。教育委員会はその提言をいただいて、委員会がその中を参酌して決定をしていくという段階になるわけです。

それから通学距離うんぬんというようなことが今、議員さんから出ておりましたけれども、ご承知のように文科省でも交通機関を使用した場合は通学距離ではなく通学時間を通学の基準ということでありました。これはご承知だと思うんですけども、私ども教育委員会もその範囲に入っていると思っています。したがって、この計画について議員さんのおっしゃるようないろんなことについては、今後スクールバスの運用、その他についてはやっていきますけども、計画はもう議会で議決もされているわけですから、これは前に進むしかないと思っております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

3番目の区域外就学ですね、これに対して希望する児童生徒の要望に応えるべきだと私は思うんですけども、教育委員会はどうお考えでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

今のご質問は、新しく就学する生徒についての話ですか。はい。

現時点で今お答えするとすれば通学許可については学校運営、あるいは学校経営という面で大変難しい見通しであると思います。といいますのは現在、要綱的なものがありましてこの要綱は町内の学校下における就学する指定校の変更を許可する場合の要綱であります。それを町外に就学する場合に適用するかどうかについては、適用する場合について検討していきたいと思っております。先ほど言いましたように手続き的なことを言えば保護者が他町の学校に就学を希望した場合は、事務手続きなことはまず先方と本町の教育委員会が協議をし、先方の教育委員会が許可する、そういう手続きになります。なので現状では先方の意向をまったく伺っていませんし、相手方の情報が入っていませんのでその方向が確認できていない今、正確なことは言えないと思っております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

議会へも区域外就学についての通告ならびに要望という、こういう保護者の方たちの要望書、要望が出ていますよね、教育委員会にも出ていると思うんですね。もちろんこの市川三郷の教育委員会にも出ていると思うんですけども、それでまだこういう要望が出ていて話し合いもしていないということなんでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

話し合いをしていないというのは、先方と協議をしていないというそういう意味です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

これは1月30日に出ていますよね。もう3月ですよ。こういう方たちがいるわけですから、これはここの教育委員会だけが決められるわけないし、やっぱりこういう思いをしている

人たちがいるということで、やっぱり相手の教育委員会と即、話をするようなことをすべきではないですかね。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

協議をする予定であります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

協議はしていただくんですけども、身延町教育委員会としてはどういう方針で臨むおつもりでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えします。

今、冒頭で教育委員長がおっしゃられましたけれども、身延町立小中学校における就学すべき学校の指定変更に関する取り扱い要綱というのがございます。今ご質問のことはこれの範囲を超える、要するに町外への就学をということでありますので、これはまったく想定外、この要綱では想定しているその域を超えたことでございます。したがって教育委員会では今後とのこと、来年あるいはそれ以降の統合後のことも含めて、今後話し合っていくということでございます。また先方等の協議も当然、今、委員長が申しましたように行ってまいります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

なんかすごくのんびりしているような気がするんですけども、当事者の子どもや親たちにとっては本当に切実な思いで、どうしようかという思いをしている人たちがたくさんいるんですね。中富の西嶋の方たち、それから久那土の方たち、下部の方たち、これから先、一体どうなるんだろうと。子どもの思いは、子どもにとったら一生の問題ですよ。もちろん28年、来年ですけれども、一体自分はどうすればいいんだろうという。子どもたちがそういう思いを持っている、もやもやしている。家族もそれも見ている、それができなかったから引っ越さなければいけない。すごく私、不安だと思いますよ。当事者にとったら、来年だからってなんかすごくのんびり構えているけども、実際問題、身延中学校では遠くて困る。通えないという子どもがいるわけですから、要望が出ているわけですから、やっぱりそういう思いに応えるようなことをしていくべきではないかなというふうに思うんですね。もちろん議決をされて、計画は進められるんでしょうけども、だからって子どもたちの思いや親の思いを踏みにじていいわけじゃないですね。さっき言ったようになんのための合併だったのかということになってしまいますよね。本当に子どもたちのためというふうにおっしゃるんだったら、子どもたちにとって一番いい方法、それを考えるべきだってそれが仕事だというふうに思うんですね。そういう意味では、これまで親たちを泣かせてきましたけども、28年の春に子どもを泣かすわけにはいかない。絶対いかないと私は思っています。ぜひ子どもの願いが叶うような方向で、ぜひ協

議を進めてもらいたいと要望しますけども、その思いについて教育委員会はどういうふうを受け止めていらっしゃるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

繰り返しになりますけれども、基本的には統合した中学校に通ってもらうのは原則であります。ですからその例外を、例えば今要綱を準用させるということになりますので、これは大きな検討材料になるわけでありますから今慎重にやっているということでありまして、今そのことについて検討しているということであります。

思いとおっしゃいましたけども、思いについては十分承知をしております遠距離通学になる、あるいは安全な面についての心配等については十分承知をしながらでありますけども、それに対する対応をしっかりとこれから考えていきたい。スクールバスのことも災害対応等についてもしっかりとしていく上でその思いに応えていきたいというふうに思っているわけでございます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

さっき原則は身延中学校へ通うことですね。それができないから言っているのではないですか。それが困難だということはもう前から言っていて、時間が経ったってそれは無理なものは無理ですよ。だからこういう問題が起きてきたんだと思うんですね。原則はたしかにそうかも分かりません。だけど本当に子どもたちのためっておっしゃるんだったら、子どもたちの思いや願いを踏みにじるようなことは、ぜひしてほしくありません。するべきではないと思います。行政として。

時間がないので4番目、教育振興基本計画を作成するというところで議会答弁もありましたけども、新しく大綱もつくらなければいけないということでそういう、先ほど同僚議員の質問もありましたけども、大綱はあくまで大綱で、やっぱり基本計画というものがきちとあってこの町の教育をどういうふうにするのかという計画がきちとあった中で、いろんな問題を決めて、それがもとだと思うんですね、本来は。だからもちろん大綱は大綱であるんだけど、その基本計画、それはもう早急にやるとおっしゃったんだから、ぜひ進めていただきたいというふうに思いますけども。答弁をお願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほどの議員さんの答えにもちょっと重複するところがあると思うんですけども、教育振興基本計画の策定につきましては昨年の第2回、6月でありますけれども野島議員さんの一般質問にお答えをした内容と同じなんですけども、あくまでも策定自体は努力目標と、努力義務となっておりますが、本町では次年度、したがって平成27年度の半ばには各種計画に通底するような基本計画を策定したいと考えているということでありまして、この各種計画というのは今お話が出ておりましたけれども、当然、大綱等も関係をいたしますし、その他のいろんな諸々の学校以外の文化、あるいは生涯学習等のいろんなこととも関わってきますので、それらの計

画とも整合するような形でつくっていくつもりであります。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

本来はその基本計画があって、どうしていこうかという中に統廃合なんかも本来は組み込まれていって計画はできるというのが本来だと思うんですね。だけど今さら、統廃合が進んでしまっていますけれども、その計画の中にきちっと位置づけてやっていくという方向でよろしいですね。

それから委員なんですけども、やっぱり先ほどの準備委員会の委員の選出もあったんですけども、やっぱり公募を含めた住民の皆さんの広範な意見を取り入れるためにも公募が必要だというふうに思うんですけども、この公募する考え方があるかどうかという、この2点お聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

公募ということは考えておりません。教育関係の関係者、この中にはいろいろな立場の方がいらっしゃると思いますけども、そういう教育関係者によっていろんな意見をいただくということはありますけども、委員の公募ということは今のところ考えておりません。いずれにしてもこの内容についてはまだ精査をいたしておりません。新年度になりましたら、7月の半ばを目指して検討をしてつくっていきたいと思っています。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

基本計画って教育関係者だけのものではないですよ。やっぱり広く町民に意見を聞くということが私、大事だというふうに思うんですよ。教育委員会が選んだ人ではなくて、やっぱりいろんな方が町民の中にいらっしゃるわけだから、公募も私は必要だと思うんですね。教育委員会関係だけではなくて、一般の町民の方からもこの町の教育をどういうふうにしていこうかということをご意見いただくのは当然だと思うんですけども、公募は考えていないということなんですけども、あくまでも教育関係の人たちだけで占めてしまうということって私はおかしいと思うんですけども。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

ちょっと話を確認したいんですけども、最初の公募をお聞きしたときには統合準備委員会のことについて公募とおっしゃったんですか。そうではなくて計画についてですか。

○11番議員（渡辺文子君）

計画です。本来はこの統合準備委員会の公募はあるべきだというふうに思うんですよ。教育関係者だけではなくて、やっぱり広く住民の意見を聞くべきだというふうに思いますが、それは今後小学校の統合準備委員会もあるし、理解していただきたいなと思うんですが、今、話を

しているのは教育振興計画、この中に町民の声を取り入れるという意味で教育関係者だけでなく一般町民にも広く意見を聞いたほうがいいのではないですか、公募も必要ではないですかということを言っています。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

分かりました。その点、議員さんの今のご意見も尊重して教育委員会でまた内容について話し合っけて決めていきたいと思ひます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

今、質問をいろいろさせていただいたんですけども、こういうやり方で今、統合準備委員会を進めていきますけども、1年間で本当にいろんなことが、私は急いでやってもそれが本当に子どものための統廃合になるのかということを見ると、私はちょっと無理ではないかなというふうに思ひます。議決をしたからなんでもOKではないと思うんですね。本当にそれが子どもたちのためにとってよりよいものになるようにいろんな人の意見を聞きながら、やっぱりやっていかないといけないと私は思ひますので、そのところを、どうしても来年までにやらなければいけないということではなくて本当に子どもたちのためにいろんな意見を聞くんだしたら1年送ろうが2年送ろうが、私はそれが本当に子どもたちのためになるんだしたら、もうこの期間にやらなければいけないということで、本当にそれが子どもたちのためになる統廃合に私はならないのではないかなということを発言して終わりにしたいと思ひます。

○議長（河井淳君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は14時15分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の5番、柿島良行君の一般質問を行います。

柿島良行君の質問を許します。

登壇してください。

柿島良行君。

○5番議員（柿島良行君）

通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願ひいたします。

まず質問の第1ですが、中部横断自動車道開通後にかかる国道52号線沿線のことについてお伺いをいたします。

中部横断自動車道は開通予定まで3年を切り、現在各所で工事が急ピッチで進められています。身延町内には3カ所のインターチェンジ、南部・六郷の近くの隣接を含めると合計5カ

所のインターチェンジが利用できることとなります。この開通により利用時間の大幅な短縮、国道52号線の代替道路として防災面での安全・安心の向上等、多くの面で大きく地域の利便性が向上することは誠に喜ばしいことと思っております。

しかし、富沢インターから六郷インターチェンジの間は無料区間となることから町内を通過する国道52号線の通行車両は、物流関係や身延町に特に用事がない通過車両等の高速道路利用により52号線の通行車両は大幅に減少することが考えられます。

質問いたしますが町としてこの中部横断自動車道の開通後、52号線の通行量がどのようになっていくのか、現在予測しておられるかお伺いいたします。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えいたします。

平成26年12月、国土交通省、関東地方整備局が作成しました中部横断自動車道事業再評価書によりますと仮称、富沢インターチェンジから仮称、六郷インターチェンジ間の開通により国道52号、身延町波木井地内の1日当たりの交通量は1万2,200台から9,300台になり2,900台の減となります。率にすると23.8%減少すると予測しております。

以上です。

○議長（河井淳君）

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

23.8%という減少があるのではないかということですが、地域住民の皆さんの中にやはり通行車両が当然大幅に減少するだろうなということを予測して、多くの皆さまがこれからそういうことになったときに国道52号線沿線は相当衰退するのではないかと危惧している方が大勢おります。過去にバイパスが開通して通行車両が減少したことによって地域に密着した本当に田舎の小さな商店等が立ち行かなくなり、廃業した事例は数多くあります。もちろん人口の減少も大きな要因になっていると思いますが、通行車両の減少により地域の賑わいなくなることが地域の衰退をますます加速させるものだと思っております。

国道52号線は今まだ少し元気でありますのでその元気を維持し、さらに活性化させるためには52号線からの通行車両を減らさない工夫、取り組みがますます必要だと思っております。そのためには、すでに多くあります身延の観光資源をどのように線として活用するか。またそれだけでなく新規の誘客施設、例えば52号線の南の入口、あるいは出口として豊岡のゆばの里を中心にして旧豊岡小学校の豊岡グラウンド、あるいは体育館、プールなど利用できる土地、あるいは施設があると思っておりますので、これらを活用して若者や高齢者、いろいろな人がそこに目的を持って立ち寄れる多目的な施設、娯楽、買い物、いろいろ多目的な施設の整備、あるいは現在、県において整備が進められております下山のクラフトパーク、これも観光面で活用されるような整備が行われていると聞いておりますけども、これらの活用で52号線を本当に線としてお客さまをいかに52号線に誘導できるか。人が動くということは、車が52号線を動くということにつながります。

国道52号の通行車両の減少を食い止めることによって、現在、頑張ってお店を続けております沿線のコンビニエンスストアと商店や直売所、ガソリンスタンド等が事業を持続すること

が可能であり、その事業を持続させることによって地域の皆さまのために大いに役立っていた
だけるものと確信をしております。

このようなことから、地域住民の多くの皆さまが横断道開通後の5 2号線沿線の衰退を心配
している状況について、なんとか約3年後、開通後の心配を少しでも取り除いてあげるために
町としてはどのようにこの問題について対応していくお考えか、お伺いします。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えいたします。

中部横断自動車道が開通いたしますと、町内への直接的なアクセスインターは5カ所となり
ます。そして富沢インターから六郷インターまでの区間の通行料につきましては無料区間とな
り自動車道の利用がとても便利なものとなります。したがって国道5 2号のバイパス道として
利用され、国道5 2号の利用者の減少も懸念されるころではあります。しかしながら例えば
身延町内の観光関係施設等を考えますと身延エリア、下部エリア、中富エリアとして3つの区
域に大きく区分され、それぞれ長い歴史と伝統を有しています。また近年においては富士川俱
楽部によるラフティング事業や四輪バギーバイク事業、富士山世界文化遺産登録により観光客
が増加している本栖湖では、みのぶ観光センター等によるカヌーやマウンテンバイクなどで新
たな集客事業が始まり、本栖湖憩いの森キャンプ場においては当初と比べ約3倍の利用者を集
めています。国道3 0 0号の改修工事により、富士五湖地域と富士川地域とのアクセスも改善
し町内への人の流入の増加も期待されるころです。町でも県などの補助事業の活用などによ
り支援等を行っているころです。

近年の観光はエコツーリズムや着地型観光など旅行者のニーズの変化、多様性によりまたリ
アルタイムな情報が簡単に得られるような環境の変化により観光などの旅行形態が変化してき
ている状況があります。

本町にはみのぶゆばの里、甲斐黄金村湯之奥金山博物館、なかとみ和紙の里、富士川クラフ
トパークなどの特徴的な体験型施設も多く、さらには曙大豆の収穫体験、下部寒仕込み味噌作
り体験、トレッキングなどにも多くのリピーターが訪れている状況があります。町内商工業の
振興につきましても商工会への支援等を通じて、また関係各機関等との連携を取りながら振興
を図っていきたいと考えます。

さらには地域の方々の力も合わせていただく中で「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延
（まち）」のとおり、そこに住む人が町内の施設等を利用し、地域を知り、誇りを持ち、その良
さを発信していく町民総ガイド運動の推進により生活しやすい地域の実現、そして多くの方に
本町を訪れていただけるようおもてなしの心を持って今後も効果的な情報発信、PR活動、新
たな地域資源の開拓等に努めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（河井淳君）

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

今、観光課長から下部エリア、身延エリア、観光関係の長い歴史のある観光地がありますよ
と。エコツーリズム滞在型観光、体験型観光等も力を入れていきますと力強いご説明をいただ

きましたが、まさにこれからエコツーリズム滞在型観光、これらを増やしていく必要性は自然豊かな当町におければ、まさに必要な観光資源だと思っております。ぜひこれらの有効活用を積極的に考えていただきながら観光客の誘致、52号の車が減らないような施策を今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、観光課長から観光面から、あるいは商工面からお考えを説明いただきました。52号線の沿線、相当長い距離があるわけでございますけれども、このへんの衰退をなんとか防止していくために、町の総合的側面からよろしければ政策室長にこのへんのお考えをお伺ひしたいですがよろしくお願ひします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今、観光課長が述べたように町内にはゆばの里、金山博物館、和紙の里、またラフティングなどの体験型の施設があります。これらの既存施設の有効利用等を図る中で町内や峡南地域に滞在しての広域観光ルートや宿泊プランの提示が必要ではないかと考えられます。

また商工会で実施しておりますどんぶり街道など、各商店の独自性や本町の特色のあるものを活用していただき、広く本町に来町していただく施策を実施していくことが必要と考えております。

これらにつきましては、地方創生事業の地方版総合戦略を策定していく中でも広く皆さまからも提案をしていただきまして、検討していくことも可能ではないかと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

本当にやはり少しでも人口の減少を食い止めるために、いろいろな施策をぜひ英知を集めて工夫した中で繰り広げていただきたいと思ひます。

質問の第2に移ります。林道豊岡梅ヶ島線に関連して2点、質問をさせていただきます。

林道豊岡梅ヶ島線は昭和61年に広域基幹林道として開通しました。豊岡と静岡県の梅ヶ島は昔から安倍峠を越えて物や人の交流が行われており、豊岡地域にも縁戚関係にある家も数多くあります。峠越えて大変でありましたが、昔の往来は多くは峠を越えての交流であったのが当たり前のことでした。

林道豊岡梅ヶ島線の開通により豊岡から梅ヶ島は車で40分程度で行き来できるようになりました。このことにより身延から梅ヶ島温泉の利用が身近となり、通行できない冬季期間を除いて多くの皆さまが林道を利用して梅ヶ島を訪れていました。また梅ヶ島の皆さまがこの林道を利用して飯富のセルバなど身延の商店街に買い物に来ている状況も多々ありました。

平成21年度からは林道を介して静岡市と身延町間において安倍峠交流事業として地域間交流が行われていました。またこの林道は写真愛好家の皆さまには、世界文化遺産の富士山を撮影する絶好のポイントとして人気があり、関西圏等も含め遠くから多くの写真愛好家の皆さまが訪れて、長いときには一週間くらいかけて林道へ車を停めてシャッターチャンスを待っている状況も多々見ることができた道でありました。

このように地域間交流をはじめ、利便性の大きな林道豊岡梅ヶ島線が平成23年の台風によ

り大災害を受け、その後も毎年の大雨により各所での崩落が相次ぎ、山梨県が継続して精力的に改修工事を行っているわけですが23年の12号台風以降、通行止めとなったまま現在に至っています。

25年に行われた県の地元説明会がありましたが、そのとき平成27年4月には全線開通できるよう工事を進めているという説明がありました。地元の皆さんはよかったということで、これを目途にしていたわけですがけれども、現在まだ通行ができる状況には現場はほど遠い状況だと思っております。

そこで質問いたしますが、地域の皆さまが一日も早い開通を望んでいる林道豊岡梅ヶ島線の現在までの改修工事の状況およびいつごろ通行再開できる予定があるのか、その見通しについて伺います。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

それでは、お答えいたします。

林道豊岡梅ヶ島線の概要でございますが、当林道は身延町大城地区を起点に静岡市葵区梅ヶ島地区を終点とする2万2,364メートルの2県にまたがる林道であり、山梨県側では昭和28年に着手され、静岡県側については昭和39年に着手され、昭和61年に全線が開通いたしました。開通後においては、大城地区の起点から県境までの間1万4,914メートルを山梨県が管理し、県境から梅ヶ島地区の終点までの間7,450メートルを静岡市で管理しております。

ここ近年の状況といたしましては、山梨県側では平成23年から毎年台風により被災しており、その都度、管理主体であります山梨県が災害復旧事業により被災箇所の復旧を行っております。また開設に着手して60年以上が経過し、構造物の老朽化が著しく、通行に支障をきたす箇所については改築工事が行われております。これら被災箇所の復旧および改築工事については急峻な山間部という厳しい地形と冬期間は施工ができないという諸条件により、平成29年度までの期間を要する見込みであります。静岡県側につきましても山梨県側と同様に幾度かの台風による被災を受け数年通行が不能な状況も過去にありましたが、今現在は通行可能な状況であります。

以上です。

○議長（河井淳君）

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

今、通行再開が29年を目途としましてと、ぜひ非常に利便性の高い林道でございますのでまだまだ、また雨が降れば崩落するというふうな恐れもあろうかと思っておりますけれども、やはり地域の皆さまのそういう声を受け止めていただいて、県のほうにも継続して一日も早く開通できるような要望をよろしくお願ひしたいと思います。

それから今、安倍峠を超える林道豊岡梅ヶ島線、必要性、利便性についてはるる述べさせていただきましたが、平成21年度から25年度まで行われた静岡市と身延町の地域間交流はその後、豊岡地区の有志で地域間交流委員会を組織し、梅ヶ島地区の皆さまと今も続けて地域間交流が行われております。

平成24年から毎年、梅ヶ島の皆さまが豊岡まつりや身延まつりに、また豊岡地区からは町の協力をいただきながら梅ヶ島の梅まつりに大勢の皆さんが参加して、お互いに地域の商品を販売するなど地域間交流を続けています。

このような中で、静岡市では南アルプスがエコパークに登録されたことを機会に静岡市の奥座敷といわれるオクシズ、オクシズとは静岡市の中山間地域にある井川、梅ヶ島、清沢というような集落、このへんの地域の総称を静岡ではオクシズとっています。この発展のためにオクシズ回遊道路の整備が提案をされております。この構想は中部横断自動車道、身延インターから国道52号線を通り、梅ヶ島から井川を抜けて国道362号を經由して三陸南信自動車道へと結ぶ大きな構想であります。この話を聞いたときに、ちょっとおもしろいものを見つけましたのでご紹介いたします。

ここに旧身延町の町史の写しがあるわけですが、この中に昭和32年ごろの今の中央自動車道、北回り問題についてという記述がございます。これは当時、中央自動車道の整備プランの記録でございます。天野久山梨県知事、佐野為雄身延町長の時代でございますけども昭和35年7月に国の法律をもって公布された中央自動車道の予定路線は、富士吉田から身延を経て梅ヶ島から井川を通り、小牧に達する身延周りのルートであったことが記されております。それが昭和38年5月の中央自動車道推進委員会、これは国ですけども中央自動車道推進委員会において突然に現在の北回りルートに変更されたということです。この最初に計画された南回りルートの一部はまさに今、静岡で提案されているオクシズ回遊道路構想のルートそのものとなっております。この路線変更については当時、静岡県、当時の身延町、井川村等が協力して国に対して強く反対運動を展開したということが詳細に記されておりますが、この中で今まで話してきました林道豊岡梅ヶ島線の貫通もこの中央自動車道の路線変更の埋め合わせとして貫通が約束をされたものであるということもこの中に記されております。

そして先ほど言いましたように今、静岡市ではこの将来的な大きな夢の実現のために、まずは身延町から梅ヶ島間のトンネル整備を実現することが専決であるということが提案をされております。トンネルが整備されれば身延・静岡間の生活道路、災害時の代替道路、世界文化遺産の富士山とエコパークの南アルプスを結ぶ観光周遊道路として有意義な路線となります。

ここで私はこの静岡市における遠大な、膨大な計画について身延町においても静岡市と連携して将来的に身延町から梅ヶ島間のトンネル整備が実現するために関係各機関に働きかけや要望をしていただけるよう私としては強く希望し要望するところでございますが、このようなことについて町のご見解をお伺いいたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

林道梅ヶ島の関係でございますが、県境につきましては1,441メートルという標高の高いところを通行しているため、冬の間は閉鎖になっております。また先ほど産業課長が申したとおり近年山梨県におきましては台風による豪雨により法面の崩落、路肩決壊等があるため通行禁止になっております。豊岡地区と梅ヶ島地区の関係ということで議員さんも述べられましたとおり、平成20年10月に静岡市からの提案で県境の安倍峠で住民交流事業を開催しました。そして平成24年度までの5回にわたり交流事業として開催をしてきました。そのあと実行委員会におきまして当面の間、静岡市と身延町の交流イベントを休止し地域住民間での交流

を続けていきたいと思いますということが決定され、25年度からは梅ヶ島地区の皆さんが豊岡夏まつり、そして身延まつりに参加していただきました。また豊岡地区の皆さんにおきまして、梅ヶ島の梅まつりという形で参加をして相互に交流を深めてもらっております。豊岡地区と梅ヶ島地区の交流につきましては長い歴史があります。今後におきましても今まで以上に交流を深めていただきたいと思いますと考えております。

町といたしましては、大城から梅ヶ島間のトンネル整備等につきましては関係者と検討を重ねていきたいと考えております。

○議長（河井淳君）

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

今のトンネル整備でございますけれども、やはり峠を挟んで隣接しております静岡市のほうで非常に大きな将来計画が提案されている中でございますので、中山間地域の整備促進、それから先ほども言いましたけれども世界文化遺産の富士山から下部、身延山、それから静岡県の梅ヶ島、井川というような山岳観光周遊ルート of 素晴らしい道になると思いますのでぜひとも強力に検討していただいて、働きかけを強くしていただけるよう希望いたします。よろしく願いいたします。

最後に、高齢者の問題についてお伺いいたします。

1点目は介護サービスでございますけれども、高齢者等の介護サービス費用は国においても然り、本町においても毎年増加する一方でございます。このことは超高齢化の現状の中でどうしようもないことだと思えます。さらに国においては介護費用を抑える狙いがあるかと思えますが在宅介護を中心に今後、介護サービスを進めていく方向が示されております。

介護を必要とする高齢者は住み慣れた地域で、あるいは住み慣れた住居で家族とともに生活できることを一番望んでいることだと思えます。家族など生活の世話をできる人がいて在宅において介護することは至極当然であり、昔では当たり前のことだと思っております。しかし今、町内で一人暮らしの高齢者や高齢者だけの夫婦の家庭が増加している実態、こういう中で介護が必要となったときに自分の家で在宅のまま生活できるでしょうか。

先日、飯富病院へ行ってちょっとお聞きしました。飯富病院では老人保健施設である峡南ケアホーム飯富で在宅復帰を目指した入所サービスを行い、日常生活訓練を行っていますが原則3カ月の入所が限度であります。その後、退所して在宅復帰をすることが目的であります。実情は一人暮らしや老老介護となり、自宅に帰っても生活できる状況でなく在宅復帰できない人がほとんどだと言っております。さらに町内の特別養護老人ホームもなかなか入所が難しく入所期間を経過した人が在宅に帰れなく、町内の介護施設に入所できなくて町外の老人福祉施設への施設間の移動で対応しているのが今の現状だと言っております。

在宅看護をすることが原則であり最良のことであり、できれば当たり前のことだということはいくよくよく理解しておりますけれども、今言うように退院や退所を促されても自宅における生活、自宅で在宅看護や介護が不可能な高齢者が大勢いることが現実です。

そこで質問いたしますが、自宅における生活の不可能な高齢者が長年住み慣れた身延町内において生活可能な住宅、または施設で介護や看護を受けながら生活することを望んでいる高齢者の対応について、まずは町内の施設介護できる施設の現状、待機状況など、さらには町としてこのような状況の中での、まだまだ増えるであろう高齢者の対応についてどのように考えて

いくつか、町のお考えを伺います。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

ご質問はまず町内の施設の状況、それから将来に向けての町の考え方ということで、まず町内の施設の現状についてお答えをいたします。

町内には介護保険法の入所施設として位置づけられておりますが介護老人福祉施設のみのでん荘としもべ荘、特別養護老人ホームと言っているところですが、その2施設と介護老人保健施設のケアホーム飯富がございます。この3つの施設の定員を合わせますと194床となります。このほかに認知症の方のための地域密着型サービスでありますグループホームのぞみ、定員が18名ありますがこの施設がございます。町内の施設の状況は以上のとおりです。

特別養護老人ホームにおきましては、町内施設に限らず入所を希望されてもすぐには利用できず3年から5年待ちも珍しくない状況であります。

ちなみに昨年の4月に遡ってのデータではありますが、町内の方で特別養護老人ホームの入所を申し込んでいる方は400名余り、そのうちの約半数は要介護3以上の方です。柿島議員がご指摘されたとおり、国では施設から在宅へという方針のもと高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた自立した日常生活ができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援が包括的に確保される体制、地域包括ケアシステムと言っていますがこの体制の構築を推進しております。本町におきましても在宅での生活を支援するため、さらなる条件整備が大きな課題となっております。

一方で入所施設の必要性も十分感じているところであります。そこで平成27年度からの3カ年で地域密着型の小規模特別養護老人ホームの増床、定員の枠を拡大する、そういった計画を27年度からの3カ年で計画をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

これからますますしばらくの間、高齢者、私もあと何年かすると後期高齢になるわけがございますけども、しばらくの間は大変なときだと思いますけども、やはり長年身延町において生活してきて苦労してきた皆さんを身延町でしっかりと最後までお世話するというのがわれわれの務めだと思いますので、よろしく願いをいたします。

2点目をお伺いいたします。

2点目につきましては高齢者世帯の見守り活動でございますけども、高齢化が急速に進んでいる中で一人暮らしや高齢者世帯の見守り活動の大切なことについては、昨年の3月定例会におきまして質問させていただき、その具体的対策として宅配関係等、家庭を訪問する事務所等と見守り活動等について協定を結び、見守り活動を実施することを計画しているとの説明をいただきました。1年経った今、その後の実施状況についてお伺いいたします。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

ただいまご質問いただきました見守り対策につきまして、平成26年度中には事業者等と協定を結び実施につなげたいと考えてきたところでありますが、その作業が遅れていることは正直に申し上げてお詫びをしなければなりません。現段階の考え方といたしましては町内の団体、あるいは個人、それから町内外の事業者に協力を募りまして日常的な見守りに加えまして徘徊高齢者の発見や通報も含めたネットワークをつくりたいというふうに考えております。

現在、事業の実施要綱案を作成中でその作成の過程におきましては警察等、関係機関とのすり合わせも行う必要がございます。そういった作業を通して要綱を作成した上でネットワークの構築と運用につなげてまいりたいと思っております。現状はそのようなところで。

以上です。

○議長（河井淳君）

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

本当に昨年3月に必要性があるということで質問させていただきましたけども、熟慮に熟慮を重ねながらいろいろ、しっかりした計画をして実施していくことも非常に大切なことだと思いますけども、やはりものによっては早急に実現しなければならないこともあろうかと思えますので、なるべく一日も早い段階でそういうことも実現させていただいて、安心して高齢者の生活が見守れる身延町になっていただきたい、こんなことを要望いたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で柿島良行君の一般質問は終わります。

次は通告の6番、深澤勝君の一般質問を行います。

深澤勝君の質問を許します。

登壇してください。

深澤勝君。

○1番議員（深澤勝君）

通告に基づきまして一般質問を行います。

私は簡潔な質問でございますので、的確に明瞭にご答弁をお願いいたします。

それでは最初に国民健康保険の健全運営と予防検診の充実等について、担当課長にお伺いをいたします。

まず国民健康保険についてであります。身延町における1人当たりの平均医療費は全体、一般、前期高齢者の区分によりまして把握できる直近の医療費の状況および、その医療費が県下27市町村の中でどのくらいの位置にランクされているのか、それぞれの区分ごとにお尋ねをいたします。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（遠藤基君）

お答えいたします。

平成26年10月28日に山梨県国保援護課において公表されました平成25年度国民健康保険事業特別会計決算資料に基づき、お答えいたします。

本町の国保被保険者数の年間の平均は4,215人となりました。その内数としまして一般被保険者数は4,007人。また65歳以上75歳未満の前期高齢者数は1,635人であります。申し上げた年間平均被保険者数により、ご質問の本町および山梨県における1人当たりの平均医療費、ならびに県下27市町村における本町の順位についてお答えいたします。

まず全被保険者1人当たりの平均医療費は県平均が30万9,004円で本町は39万6,349円となり、27市町村の中で2番目に高い順位であります。

次に一般被保険者1人当たりの平均医療費は県平均が30万6,261円で、本町は40万2,611円となり、全体と同様に2番目であります。

次に前期高齢者1人当たりの平均医療費は県平均が48万5,725円で本町は54万4,208円となり、27市町村の中で一番高い医療費となっています。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

今伺いましたとおり、県下27市町村の中で被保険者全体と一般が2番目に高く、さらに前期高齢者においてはなんと県下で一番高いということでもあります。1人当たりの医療費が非常に高額で推移しており、驚くべき上位にランクされている状況が確認されました。このことは被保険者が負担する国民健康保険税に大きく関わってくるかと思われませんが、国保税についても県下でどのくらいの水準にあるのか。なお、最も低い市町村の国保税はどのくらいなのか伺いたいと思います。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（遠藤基君）

国保税の状況についてお答えいたします。

本町の平成25年度国民健康保険特別会計歳入決算は21億8,195万6千円で、そのうち国保税は4億6,540万円となり、歳入全体の21.3%でありました。ご質問の被保険者にご負担いただく国保税の税率は県下でも高い水準に位置しており、平成25年度国保税調定額は県1人当たり9万9,356円に対して本町は11万2,393円となり県平均の1.13倍、金額にして1万3,037円負担が大きく、27市町村の中で3番目に高いものであります。

最も国保税の低い町村との比較ということですのでお答えいたしますと、保険者の規模が違うので一概に言えませんが、県下27市町村で1人当たりの保険税の徴税額が最も低いのは丹波山村でございます。1人当たり6万2,725円となりまして本町は丹波山村の約1.8倍となります。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

一番低額の丹波山村と比較すると約1.8倍、金額では相当高い状況であろうかと思えます。医療費が高額になれば当然国保税も高くなり、被保険者の負担増につながるわけであります。

したがいまして、医療費の抑制に向け努力をなされているかと思いますが、何が要因で県下で最上位の医療費であるのか。また抑制のために取り組んでいる状況についてご説明願いたいと思います。

○議長（河井淳君）

町民課長。

○町民課長（遠藤基君）

私からは医療費の抑制、しいては国保税の負担軽減に向けての取り組みということでございますので、国民健康保険の保険者としての立場でお答えをさせていただきます。

医療費はガンや生活習慣病といわれる慢性的な病気の増加、医療技術や薬の進歩、高齢化などを背景に増加傾向にあります。このような状況の中で福祉保健課と連携をして、医療費の抑制に努めてまいっております。施策の内容といたしましては特定検診、特定保健指導、健康づくり活動の推進を図っております。特に保健事業として保健師を中心に検診結果の状況や医療費分析をもとに推進することになりますが、特定健診の受診を受けていない方に対する受診勧奨の実施や生活習慣病予防に重点を置いた運動施設の利用料の補助や、また禁煙対策事業等を展開しております。また医療費の状況をお知らせする医療費通知を年6回、ジェネリック医薬品の差額通知を年4回通知しているところであります。

いずれにいたしましても被保険者の皆さまに国保の状況や健診の必要性をご理解いただき、健康に対する意識改革をいただくことが大事だと考えております。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは医療費抑制の観点から保健行政の取り組みについて、説明をいたします。

生活習慣病の発症および重症化対策としてガン、循環器疾患、糖尿病予防のための検診事業を推進しています。特にガンは早期発見・早期治療により医療費抑制につながるものです。平成25年度の検診事業の結果、ガンにつきましてはその疑いも含めまして25人の方のガンを発見したところであります。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

大変難しい課題かと思いますが、ここ数年同じような数値が並んでいるような状況でございます。したがいまして結果に結びつかない現状かと、こんなふうに私自身思っております。どうか担当者総動員でさらに具体的検討を加えていただきまして、これ以上、国保税の負担増にならないよう取り組まれることを強くお願いをしておきます。

ほかの県の施策であります、参考までにお聞きください。

岡山県宗谷市では市民の健康維持を目的として国保の加入世帯のうち1年間、保険診療を受けない世帯に対し、1万円の健康推進奨励金を渡す制度を実施しております。現金を支給するのは全国で初めてだそうです。この制度によりまして特定健診の検診率が向上するとともに、2013年度においては国保の1人当たりの医療費が岡山県で最も低くなったと報道されております。これも1つの参考例として町民の健康を守る新たな取り組みの事例としてお

含みください。今、さまざまな角度から検討され結果に結びつく施策を強く求めるものでございます。

次に予防健診の充実についてでございます。

先ほど来、話がありますように日本人の死因のトップはガンであります。部位別では肺ガンが1位、それに次いで胃ガンであります。胃ガンの発生リスクは相変わらず高い状況にあります。この胃ガンの発生の主因はヘリコバスターピロリ、ピロリ菌の感染によるものが非常に多いとされております。胃ガン患者の98%がピロリ菌感染による慢性胃炎が進行したものとされており、このピロリ菌は一度感染すると除去しない限り、半永久的に胃に住み続けるとされております。自然に消滅することはないわけです。水道などの衛生環境の整っていない時代に過ごした中高年以上、私たちの年齢層に感染率が非常に高いと。50歳以上で80%前後、感染しているとされております。したがって、胃ガンの最大の原因とされるヘリコバスターピロリ、ピロリ菌の感染の有無、ピロリ菌の感染があるかないか、この診断判定するため生活習慣予防健診、ガン検診に取り入れ、ガン予防による医療費の抑制と町民の健康を守るためピロリ菌保菌者、胃ガンリスク検査を取り入れる必要があると思っておりますが所見を伺います。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

お答えいたします。

町のガン検診は健康増進法に基づくガン予防重点健康教育及びガン検診実施のための指針、これに基づいて実施をしております。ピロリ菌検査はこの指針に入っておりませんのでガン検診としては実施をしていないのが現状であります。県内の市町村の状況について調べたところ平成26年4月の県のデータに基づきますが、27市町村中1町で町の検診にピロリ菌検査を取り入れていました。ただしこのケースですが対象年齢を限定して具体的には30歳から49歳であります。対象年齢を限定し胃のバリウム検査を受けることを条件としています。その理由は胃ガン検診に関心を深めてもらいたいためだということです。そしてもう1町は全額自己負担ですが町の検診の際、希望者が検診を受けられることになっております。

以上のような県内の状況であります。身延町におきましては国の指針を基本としてガン検診事業に取り組んでまいりたいと思っておりますが、ピロリ菌に関しましては今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

このピロリ菌が胃ガン発生の98%の方にこのピロリ菌が生存していると、こういう状況でありますので、この生存があるかないか、この検査をぜひ検討して実施に結びつけていただきたい。今、検討するという位置づけをされておりますけれども、前向きな検討を期待するとともに次の機会に、検討内容について再度確認をさせていただきますので前もってお願いをいたしておきます。

なお、このピロリ菌検査は県外ではいくつかの町や市で行っております。例えば神奈川県では綾瀬市、静岡県では焼津市等、成果を上げていることも申し加えておきますので、ぜひこの

ピロリ菌検査実行に結び付けていただきたい、こんなふうに考えるところでございます。

続きまして先ほど同僚議員から質問もありまして重なる部分もあるかと思いますが、人口減少への歯止め対策について伺いをいたします。

人口減少への対応を強化し、新たな移住者および定住者の確保が喫緊の課題であります。昨年の5月、民間の有識者でつくる日本創生会議において若年女性が半減し、523もの自治体が消滅の可能性が高いとの独自の推計を発表されたことから、各自治体では移住者の獲得に躍起になって取り組みをなされている状況であります。

そこでまず本町の今ある制度を最大限活用するとともに、制度の充実および移住者の確保と定住対策の強化が不可欠であります。このために空き家バンク制度、今ある空き家バンク制度について伺います。

1つ目として制度の内容、2つ目として現在の登録状況、3つ目として成果と実績について伺いをいたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

本町の空き家情報登録制度、空き家バンク制度とっておりますけれども、この制度は平成20年4月から開始をいたしました。空き家バンクの目的につきましては、身延町における空き家の有効活用を通して身延町民と都市住民の交流拡大および定住促進における地域の活性化を図るために空き家の情報提供を行うというものでございます。この制度は町内の空き家を賃貸および売却を希望する所有者等から申し込みを受けまして、町の空き家バンクへ登録した物件を利用を希望する方に情報を提供するというものでございます。

空き家の賃貸や売却等を希望する所有者等の皆さまは空き家バンクへの登録をして申し込みをしていただきます。空き家バンクにより空き家を利用しようとする利用希望者は、空き家バンクへの利用登録をしていただきます。空き家バンクへ登録された物件は町の窓口および町のホームページでの情報の公開、提供を行っております。

なお、窓口にお出でになれない方やホームページを閲覧できない方に対しましては必要に応じて資料等をお送りしております。

また現地見学会を希望者に対しましてはやるんですけども、その見学会も希望物件に該当した場合は利用申込書を提出していただき、物件の交渉に移っていくということでありまして、これには所有者と利用希望者の両者間で行う直接型、そして宅建協会が媒介を行う間接型により契約をしていただきます。最初のころは直接型がございましたが最近では間接型、要するに宅建協会が中に入ってもらいまして契約をされております。

山梨県では、平成25年度から有楽町の東京交通会館5階で山梨暮らし支援センターを開設して、山梨県への移住や二地域居住を考えている方に住宅情報、生活情報、就職情報などをワンストップで提供する総合相談窓口を設置しております。本町におきましても空き家情報を提供して本町に興味を持っていただいた方に対しまして紹介をしていただき、職員が対応してきております。また年に数回、県とタイアップして合同相談会を開催し、希望者と直接会話をすることで現地見学会をしていただいた事例などもあります。

空き家バンクの実施状況でございます。開始から本年2月末日現在までの実績でございますけれども、登録物件数28件うち成約22件でございます。6件が現在案内可能物件というふう

になっております。

町では平成23年に国の緊急雇用制度を利用しまして空き家の調査を行いました。客観的に見て空き家と見られる物件ということで1,187件が該当いたしました。今後、地方版総合戦略を策定していきますが、先行型事業の中でこの空き家情報を活用し、空き家情報台帳整備利活用事業を進めていくという予定でなっております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

今、制度の内容それぞれご説明いただきましたけども、成果と実績につきましては28件の空き家バンクに登録されている中で22件、契約が住んでいると、こういう説明でございましたけども、この22件のうちに売却か賃貸か、その内訳についてはどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

詳しい数字はちょっと手元にはないんですけども、賃貸が多いというふうに思っています。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

賃貸という形だと想像ができるのはセカンドハウスのような使用が多いかと思しますので、定住にはあまりつながっていないというふうに思いますがどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

おっしゃるとおりです。ただ、今までアパート暮らしをしていた方とかそういう方も入っているようでございますので、これを利用してよければ、また所有者が売ってもいいというような場合もありますので、それらを含めて定住促進に結び付けていけたらというふうに考えております。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

やっぱり人口増につなげていくには、定住者を確保するということでぜひともそこに力を注いでいただきたい、こういうお願いをしておきます。

なお、先ほど山梨暮らし支援センター、ここを利用してPRしているというお話もありましたけども、山梨暮らし支援センター、ワンストップでそれぞれ紹介している。ここへの利用の状況をもう少し詳しくお願いをしたいと思います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

先ほどもちょっと触れましたけども、平成25年に山梨県で開設したところでございます。

本町におきましても身延町の空き家の情報等を提供しておりまして、年に数回むこうでも東京在住、関東在住の方に呼びかけをしまして山梨の情報を発信しているという施設でございます。身延町においてもこちらから職員がその間、数回にわたり行っております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

空き家バンクに登録する方法、貸したいという人たちが中にはいるかもしれない。まだ登録されていない、それらをどのように周知しているのか。それから先ほど言った首都圏に向かってのPRをどうしていくかというようなことについては、今山梨の話を聞きましたので、登録する方法をどのように周知して募集をしているのか、そのへんについてお願いします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

周知方法でございますけども、広報への掲載がちょっと年1回でございますけども、しているということと、あと町のホームページへの掲載という形でやらせていただいております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

年1回だと高齢化が進んでいますので、せめて2、3回、掲載していただければ助かるなとこんなふうに思います。

先ほど来、話が出ていますように東京都内において移住者支援のための認定NPO法人 ふるさと回帰支援センターが開設しております。ここでは800以上の自治体の移住情報の提供とセンターを訪れた人に個別相談や自治体と共催による移住セミナーを毎週のように実施をしているそうでございます。昨年は121回開催したといわれております。この東京都内にあるふるさと回帰支援センターの中に、先ほど言われた山梨暮らし支援センターもあるわけでございますので、これらを大いに使って連携をして私は空き家バンクだけではなくて宮の前宅地分譲も含めて活用することが結果につながっていくのではないかと、こんなことを強く思っております。ぜひこういうせっかくの山梨独自で山梨暮らし支援センターを設置しているわけですから、職員も張り付いているわけですから、こういうところに、宮の前の宅地分譲も大いにPRして都会から身延町へ住んでいただく、こういうことに力を注いでいただきたい。

なお、そういう施設には18歳まで医療費無料だと。さらには結婚すれば祝金も出るよと。出産すれば祝金も出るよと。子育て支援の非常に素晴らしい町だということも併せて、町内だけでそういう格好で喜んでいるだけではなくて、大いに外へ向かってPRを強力にしていきたい、こんなふうに思います。

参考までに全国一の空き家バンク、成果を上げている長野県佐久市であります。空き家バンクの契約件数、2014年1月現在で247件を数えております。移住促進のための補助金制度も立ち上げ、住宅購入には新築50万円、中古住宅の購入が20万円、中古住宅の改修費が10万円だそうです。助成制度が大きな成果に結びついている状況でもあります。移住者誘

致の競争はますます激しくなっております。多くの人に住んでもらうためには、人口減を食い止めるためには助成制度の具体化が必要であると思います。このお考えについて伺います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

入居者の助成制度についてでございますけども、現在、本町では助成制度が実施していないのが現状でございます。県内におきましては4市町村が行っているということを知っております。今後、内容等を調査する中で実施できるかの検討を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

これから移住者の確保にそれぞれの自治体が厳しく誘致合戦をするわけです。そこにおいて助成制度があるところとない自治体ではどうしても差が出てしまう。そのへんも踏まえてぜひ助成制度、金額はどうか検討をして実行に移していただきたい、こんなふうに思います。移住者の確保は簡単ではありませんけども、本気になって人口減の歯止め対策を講じられたくお願いを申し上げるわけでございます。

なお、私は昨年12月議会におきまして丸滝・宮の前宅地分譲の販売促進のために政策的取り組みとして優遇措置を早急に検討されるよう求めたところでありますが、この答弁では積極的に取り組むという答弁をいただいておりますが、なんらその対策が講じられておりません。非常に残念であります。定住人口の確保は本町にとって最も重要な課題であり、真剣に取り組まれますよう再度お願いをいたしておきます。

さて話は変わりますが、24年の国の補正予算において住宅エコポイント制度が復活されました。省エネ住宅の新築やリフォームに最大45万円分のポイントを付与するとされております。この申請が3月10日から始まるそうです。このことは宅地分譲販売促進に最大のチャンスと捉え住宅関連産業の活性化も含める中で、先ほど申し上げました都内のふるさと回帰支援センター等の利用も併せて町内外へPRすることが非常に重要であると思っておりますが、このことについて一言お考えをお聞かせください。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

国におきましては、地域経済活性化策としまして多岐にわたり制度の拡充がされておりまして、今言われましたとおり住宅に対するエコポイントは宅地分譲地を購入して新築を予定している方にとっては朗報だということだと思います。町といたしましても省エネ住宅のメリット、対象となるエコ住宅についての説明文をチラシに添付すると同時に直接説明等により購入につながるようにPRをしていきたいと考えております。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

私もこの機会にぜひ促進を図っていただきたい。特に町民の皆さんもこのリフォームに対し

てのこの制度があまり徹底されておりませんので、これらも含めて町内にもPRをしていただければと思うわけでございます。

先ほど来、山梨暮らし支援センターの活用をということですが、今ここに出店というか施設を出している県は4県あるそうです。これが今後、どんどんほかの県も支援センターを出店する可能性というのは非常に多いわけです。したがってスピードと緊張感を持って取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

次に私の最後の質問であります。これについても先ほど同僚議員から質問がありましたが重なる部分があるかと思いますが、地方創生における地方版総合戦略等の策定および実施に向けての人材確保の必要性について町長のお考えをお尋ねします。

今年は地方創生元年ともいわれ、各自治体が政策の具体化に向け本格的に取り組むこととなります。特に人口動向や産業の実態等を踏まえながら、人口減少に対処するため地方版総合戦略の策定と実施であり、本町の今年最大の柱であると思われま。

国では情報、人、財政面から切れ目なく後押しをしておりますので、本町のビジョンをしっかり定め地域の活力と人口減の歯止め対策として身延町の創生の成否を決する最重要課題であります。特に総合戦略推進会議の構成も産・官・学、それに金融、労働、マスコミおよび住民代表で組織し議論を深めることとしております。これら会議の運営、調整、総括等、非常に重要かつ地域創生の心臓部であると思えます。このため人材確保が不可欠であり、町長はこの最重要課題に取り組むべき人材確保対策をどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり地方版の総合戦略策定につきましては国を挙げて県、市町村、まさに今までにない大事な事業だと位置づけております。特に町においても平成27年度中に策定をしていかなければならない。そしてそこで素晴らしい点数をいただいて、少しでも私どもの国からいただける補助金が多くなるといいなということを考えているところでもございます。

そういう中であって、現状の職員体制では町行政を執行しているのが私は手一杯である、こういうようにも思っております。このため県に対して地方を熟知した職員の派遣をお願いし、県においても派遣の方向でただいま検討をさせていただいている、こういう状況でもございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

ただいま町長から地域創生のための人材確保に向けたご努力をなされている状況が確認されました。この地方創生関連事業はおおむね5年を目安としておりますが、人材確保が実現した場合おおむね何年くらいお手伝いをさせていただくお考えでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これは先ほどの同僚議員さんからでもお話をいたしました。27年、28年に町の10カ年

計画を策定していくということもございますけども、県のほうで今まで私どもに派遣をいただいております。そして私どものほうからも職員を送り込む。これは今までの例ですとおよそ2年間だろうと、こういうように今思っているところですが、県のほうからはっきりした数値的なものはありませんけども、今までの例からいって2年間だろうというように思います。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

人材確保に向けてさらなる努力をお願いいたします。

国では地方のアイデアを最大限に生かすため、自治体を使い勝手のよい交付金で財政支援をしていただけることから、本町の特性を生かした事業展開につなげていただきたく、大きな期待をいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で深澤勝君の一般質問は終わります。

次は通告の7番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○3番議員（田中一泰君）

通告に従い質問をいたします。

第1問目ですけども、学校通学路の安全確保について質問いたします。

このところ日が長くなりまして夕方でも明るい感じになりましたが冬場、中学生は部活動、授業等の関係で帰るのが遅い。7時ぐらいに歩いているのを見ますけれども、そういう中で暗い道を自転車とかを引きながらとか徒歩で帰宅している状況があります。防犯灯、街路灯のないところは非常に危険な状況にあり、事故とか事件が起きてからでは遅いことでありまして対応しなければいけないと思っています。その生徒の安全を守るための対応は、どうなっているのでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

防犯灯、街灯等ということでございますけども、一般的な対応についてまずご説明を申し上げます。

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことがありました。このため小学校の通学路に特化した対応ながら国土交通省、文部科学省、警察庁が連携して緊急合同点検を実施し必要な対策内容について関係機関で協議し、緊急に対策を講じることになりました。本町においても歩道の新規設置、転落防止柵の設置、通学路路肩のカラー舗装化、ドライバーへの注意喚起を促す視線誘導標の設置など安全対策を講じてまいりました。中学校においては、毎年各校PTAからいろいろな要望をいただいておりますが、多くは通学路の安全対策となっております。とりわけご質問のとおり冬季における中学生の下校は日没後となり、暗い道路を徒歩、自転車で帰宅する場合があります。交通・防犯上だけでなく、害獣

に対する危険が伴うことも予想されます。町では対策内容により道路管理者、警察等、関係機関に働きを行うとともに、学校に対してはさらなる交通安全教育の充実を求めているところでございます。

なお、町では防犯灯に限れば集落等の設置希望者に事業費の2分の1を補助金として交付する、または防犯灯そのものの支給を行うという2つの制度があります。中学生に危険な箇所は地域にとっても危険な箇所なので、ぜひ当該制度を活用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

状況で地区の要請があれば対応するというようなことだと思んですけども、教育委員会としては、そして役場、行政にしても結局その身延の子どもたちを守るために付ける、付けないは行政が決めることではないかなと思います。故に教育委員会でその子どもたちの安全を守るために教育委員会からその設置する、どの課が設置するのか分かりませんが、そういうところに働きかけてする。そしてそれが地元の負担が例えば電気料が生ずるというようなことは教育委員会からその地元において、その設置をしていくというような形が本来なのではないかと思います。これは待っていていいものではなくてスピードが問われることでありまして、明日事故があるかもしれないですね。危険の状況を知りながら対応をしないということは、何かあったときの責任というのはかなり重い責任が生ずるのではないかと思います。そして教育委員会としては、やっぱり子どもの安全を第一に考えて、できるだけ早くにその対策をする。そして地元からあがってくるのを待つのではなくて地元でそういうことの対応をお願いするというような形、協力をお願いするというような形で早急に対策を講じてもらいたいと思います。

先ほど課長の話にありましたように、毎年の中でその危険箇所は十分把握していると思んですけども、そういうところを早くすることが第一だと思いますね。そういう対策を講じてほしいと思います。特にこれから中学が1校になると。そういう場合にバスで送るところはいいんですけれども、そこから先の心配、それも当然あるわけで、そういうところも踏まえて通学路の安全を高めてもらいたいと思います。

では次に2問目ですけども、学童保育の環境の整備についてということで、前回のときも学童保育の状況が出ていましたけれども、身延の福祉センターで行われている学童保育、人数が多いと。規定よりもずっと多いというような状況で、たしかに行ってみても子どもたちも体がぶつかる、飛び歩いていたり元気なものですから体が当たったりするような状況が見受けられます。これは至急、改善をするように要望をするんですけども、たしか前の議会のときにすぐの対応ではなくて、2年ぐらい先の対応を考えているような答弁をいただいたような覚えがあるんですけども、やはりこれも今現在のそのそういう学童保育の環境の中での子どもたちに対策をしなければいけないというように思うわけですね。今の状況をすぐに改善しなければ子どもたちはどんどん大きくなってしまふ。そういう面では本当にスピードをもって対策をする必要があると思います。そして今現在の状況が続いているわけですけども、それに対して今、なんか対策という工夫をしているところがありましたらちょっと教えていただきたいです。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

お答えいたします。

このことにつきましては、先の12月定例会にて身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご議決をいただいたところでございます。この中で専用区画の面積基準を国の基準に合わせて児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上とさせていただいたところでございます。ご指摘のとおり身延福祉センターにおける学童保育は登録児童数が多いため、現在はこの基準を満たしていないことから今年度策定いたしました子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、新制度が始まる来年度から5年間のうちに整備していくこととしております。

先ほど至急ということでしたが、身延福祉センターの学童保育の具体的な改善策の検討につきましては、来年度からではありますが一日も早く改善するように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

ありがとうございました。

計画があることはたしかに、早くしてもらいたいと思うんですけども肝心なのは今現在、子どもたちはそういう状況に置かれている。そこを改善していくということは本当に早くしなければいけないという緊急性があるというふうに思いますよね。その中で見ると学童保育ともう一つ、児童館と一緒にやってそこを全体、今、使っているような状況なんですけども、それが可能かどうかちょっと分からないんですけども、まだスペースがありますよね。高齢者が使っているようなスペース。ああいうところでとりあえずの間はそういうところを使って広さを確保するようなことも検討できないかというようには思うんですけども、施設の目的が違うということの制約もあるのかもしれないけども、そういうような緊急的な対策というものを考えてほしいと思います。

そしてこれ、学童保育の考え方について聞きたいんですけども、運営方法とか内容はどういう形でどういう計画をもってしているのか、現状についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

ただいまのご質問は、学童保育の考え方というご質問でよろしいでしょうか。

はじめに学童保育は保護者の保育に欠ける児童の安全を守る場であるとともに、学齢期の児童が自立するための成長支援、健全育成を実践する場でもありますということでございます。身延町学童保育の目的はその実施要綱によりますと第1条、身延町学童保育事業は、途中省略しますが児童に健全な遊び場を与えると同時に適切な指導を行い情操を豊かにし、併せて体力の増進等、児童の健全育成を図ることを目的とするとしております。

また事業内容ですが第4条でこの事業は専任の指導員のもと創作活動、遊びの指導、対話の指導、スポーツ活動等を実施し児童の社会性の醸成、体力の増進を図るとしております。

町では、この目的や事業内容に沿って学童保育事業を行っております。具体的には普通の放

課後の保育に加えて夏休みの長期休暇には学校のプールで泳いだり、ところによっては緑のカーテンを作り植物を育てたり、昼食時にみんなでカレーを作って一緒に食べたりするところもございます。

また複数の学童教室が合同で行う課外教室で、草木染めやキャンドル作りなどの体験も実施しております。児童は学童保育教室のこうした活動を通して物を大切に扱う心や植物をいとおしむ心の醸成、コミュニケーション力を培うことや社会の規範意識の向上など多くのことを学んでいると考えております。

さらに1年生から6年生、今度は新制度で6年生までということなのですが、6年生までの児童が同じ屋根の下で一緒に過ごすことで大きい子どもは小さい子どもへのいたわりを学んで小さい子どもはお兄さん、お姉さんへの尊敬を学ぶ、そうした場であると考えております。

今後も当町における学童保育は児童に健全な遊び場を与え、情操豊かな子どもとなるよう児童の健全育成を図ることを目的として行っていきます。

以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。

今の課長の答弁の内容を聞きますと充実して行われているのかなと思いますけども、それにつけてもやはり置かれている環境は本当に大切だなと思います。

あとは例えば生涯教育にも関係すると思うんですけども、そういう学校以外の学びの場ということで考えたときに今、社会人、いろんな経験を持った大人がいるわけですけども、そういう大人の人たちに仕事の話をしてもらう機会とか、そしてその大人の今までの人生の中でこんなことがあったというような話を子どもたちにする。子どもたちはそれを聞く中で仕事のこととかも学ぶというような、そして講師、話をしてくれる人になると、そういう子どもたちとの接点があったり、その自分の今までのこと、学んでいることを伝えることができたりということで、お互いにすごくいい影響があるのかなというふうに思います。

そういうようなことで週のうちの何回とか、そのやり方はこれから考えればいいと思うんですけども、そういう大人の協力を得る、子どもだから子どもだけでいいということだけでなく社会人の話を聞く、その接点を設けているような価値観とか、そういう仕事のこととかを学ぶような機会も設けてもらいたいなというふうに思います。

そして結局、子どもたちにいい大人になってもらいたいというか、立派なというちょっと語弊があるかもしれませんが、たくましい大人になってもらいたいということを考えたときにやはり最低限の規律とかそういうものもそういう場面で教えてもらいたいなと。結局どうということかというしつけをしっかりと。例えば私が行って見ていて思ったんですけども、子どもによってはそのまま走って帰ってしまう子がいるとかありますけども、結局しつけの中で一番肝心なこととよく言われるんですけども、例えば脱いだ靴をしっかりとそろえとか、そして呼ばれたら「はい」と返事ができる子であって、そしてしっかりとあいさつができる子どもとか、それが勉強以前の問題でそういうところを心掛けて学ばせてあげる、学んでもらうという場面に利用してもらいたいと思います。

この間、3月の5日のニュースですかね、甲斐市の学校で下駄箱の靴がぴしっと本当に線が

一本にそろっているようなことを続けていて、そしてその下駄箱の靴が本当に一直線に一本の乱れもなく並んでいるのを見ました。ああいう状況というのは、本当に子どもたちの気持ちをああいうところで表われているんだなと思いました。そういうような状況が身延町の学校でもできてきたらいいなというように思いました。そんな形で学童保育の時間というのは、子どもたちの家に帰る時間を、調整だけでなく本当に学びの場としていろんな、学校で学べないようなことを学べる場として捉えてしっかり計画を立て、そして子どもたちを守ってほしいというように思います。それで最後になりますけども、そういう意味でもやっぱり環境をまず整えることは早急な対策として考えてほしいと思います。

続きまして、高齢者の一人暮らしと介護に対する援助と見守りの現状についてお願いいたします。

先ほど柿島議員から高齢者について質問がありましたけども、重複しますけどもお答えしたいと思います。

高齢者も元気に生きがいを持って生活ができるということが一番幸せだと思うんですけども人と交流する場、楽しめる場づくりが必要であると思います。そして今、介護の関係で介護の認定を受けた人たちの問題がすごく取り沙汰されていますけども、肝心なのはその手前にいる元気な人たちの対応だと私は考えます。そういう人たちが介護に入らないために、では何をするかという予防の感覚の取り組みをしていただきたいと思っております。

要は1人であるということは孤独、孤独ということは決して楽しくもないし幸せでもない。そういう例えば1人でずっといると一日中、一度も人と話をしないような状況が認知症のきっかけになったり、そして生きる張り合いもなくなってしまう。結局、元気がなくなって病気になるというような原因になるのかなというふうに思います。

そういう中で頼るのはやはり地域の隣近所の人たちであり、その地域の力がすごく重要だと思うんですけども、家から出て、そして歩いて行って集まれるところ、気楽に話し顔を合わせる場所、お茶会ができるような場所、そういうものが必要であると思います。高齢者の人たちも1日に一度は外に出て外の空気を吸い体を動かし、隣近所に声を掛けるというようなことをしてほしいと思うんですけども、それにつけてもやはり仕組みとしてそういうことを進めていくことが必要ではないかなと思います。どこが対応してやるのか分かりませんが、そういうような孤独にしない取り組みを、声かけの仕組みづくりをお願いしたいと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

お答えいたします。

田中議員のご質問の趣旨につきましては、年齢を重ねて高齢者となった場合でも人々と交わって生活の質を維持しながら生き生きとした人生を送れる、そのような環境整備が必要であるというふうに承りました。まさに思いを同じくするところであります。

実はこのたび介護保険制度が大きく変わりました。来年度以降、市町村においては地域支援事業の1つとしまして、新しい介護予防日常生活支援事業という名称の事業に取り組むこととなります。ただいま田中議員が語られたような地域づくりとか地域の仕組み、環境整備、実はこの新しい介護予防日常生活支援事業の目指すところの1つでもあります。地域の皆さまの

協力も必要となりまして実現に至るまでは容易なことではないというふうに考えております。この場で具体的な構想というのはまだ申し上げられる段階ではありませんが、今、田中議員がおっしゃったようなそういった地域、それに近づけるように来年度以降、取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

ぜひそういう場所づくりをしていただきたいと思いますけども、結局施設を造るとかそういう話ではないんですね。本当に隣近所の人たちが交流を持てる、そういう気楽に集まれるという場所、それは普通の、いわゆる一般家庭の、隣保のどこかに集まるとかということではないと思うんですけども、そういうような取り組みを、そういう生活スタイルを皆さんに進めていくというか、そういう形をつくってもらえればいいのかというように思います。

そして特に一人で生活をしている方というのは、結局情報が分からなければならない。今、一人暮らしの方にどういうコンタクトをとっているのか今ちょっと分かりませんが、今のこういうITの時代において双方向のものを今、タブレットとか学校にも導入するということもありますけども、ああいうような双方向に顔が見えて確認できる、そういうものを考えていくことも必要ではないかなと思います。そして1日1回は必ず声掛けをして声を聞く、元気かどうかを聞くというような取り組みが必要だなと思います。そういうようなことで、要は子どもたちもそうですけども、私たちもそうなんだけど、今の高齢者がどういう状況で身延の中で生活しているのか、どういう扱いとは言わないでどういう介護なんかの対応をしてもらっているのかというのは、若い人こそが気になるころだと思えますよね。そういう、年をとって例えば介護をされても身延で生活していればちゃんと守られて安心だよというふうには思えば、その若い人たちも介護にならない人たちもこの町はいいなと、そういうことを思ってもらえると思うんですけども。年をとって介護の状態になったときに行くところもなく一人でいなければならない。見てくれる人もいないような身延の町だと、やっぱり身延に住むことが不安になる。それではやっぱり人口を増やすということはなかなか難しいなという。現在どういう状況に置かれているかということが問われているのかなというように思います。

そういう意味で今、盛んに行政で働いている人たちはもう精いっぱい働いていてくれると思うんですけども、自分たちがそういう立場になったときに十分な対応がされないというのはここで頑張る意味もなかなかなくて、よそへ行ったほうがいいのかと思われないうことと限らないということで、そういうような想像力を発揮して、そしていずれ私たちがその高齢者の立場になっていく。そして80、90でも元気でやっている方もいますから、そういう方を見ると自分も元気でいなければならないし、素晴らしいことだなと思って元気をもらえるというようなことですので、子どもたちがここ身延に居つくためには親が身延の生活を楽しんでいるというようなことを子どもたちに見せていくことが一番肝心ではないかと思えます。高齢者のことは今、聞いたようにとりあえず介護というものはかなり充実していく方向にありますけども、そうではない、とりあえず元気で今いる人たちのことも考えて施策を検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（河井淳君）

以上で田中一泰君の一般質問は終わります。

ここで政策室長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

貴重なお時間をお借りしまして一般会計予算書につきましての説明をさせていただきます。

お手元のほうに資料を配布させていただいてあります一般会計の予算書の32ページ、歳出、1款1項1目企画費、13節委託料の総額でございますけども1,934万7千円というふうになっております。そこで説明欄についてでございますけども、桜堤公園草刈り作業ほか5件という形で説明欄のほうには記載させてもらってありましたけども、これ以外に常葉宅地造成測量設計業務639万4千円の事業がありましたものを説明欄への記載を省いてしまいました。ここに説明欄への追加記載のお願いをさせていただきたいということで時間を取らせていただきました。

この常葉宅地造成測量設計業務の場所につきましては常葉、字林際2534ほか16筆ございまして、甲斐常葉駅の北西側、小林常孝氏の旧自宅前の町道を隔てた場所ということになります。

このいきさつにつきましては、小林常孝氏と馬場宣光氏のお二人から町の活性化に役立ててくださいという形で寄附をしていただきました。町では定住促進のために活用をということで宅地造成計画を進めてまいる予定でございます。このたび常葉宅地造成測量設計業務という形で計上させていただきました。

詳細につきましては、お配りしてあります資料のとおりの内容となっております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時15分

平成 2 7 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 3 日

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第1号 身延町佐野實地域振興基金条例の制定について
日程第4 議案第2号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
日程第5 議案第3号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第6 議案第4号 身延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
日程第7 議案第5号 身延町風致地区条例の制定について
日程第8 議案第6号 身延町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
日程第9 議案第7号 身延町行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第8号 身延町情報公開条例及び身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第9号 身延町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第10号 身延町職員給与と条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第11号 身延町税条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第12号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第13号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第16 議案第14号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第17 議案第15号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 身延町教育委員会教育長の給与等及び旅費に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更にについて
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 峡南地区市町村指導主事共同設置規約の一部変更について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 身延駅前しょうじんに通り駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 身延山駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 総門駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度身延町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 平成 2 6 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 平成 2 6 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 1 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度身延町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 2 議案第 4 0 号 平成 2 6 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 4 3 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度身延町一般会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 5 号 平成 2 7 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 6 号 平成 2 7 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 7 号 平成 2 7 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 4 8 号 平成 2 7 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 1 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度身延町青少年自然の里特別会計予算
- 日程第 5 2 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 5 3 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 4 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 5 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 6 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 7 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 8 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 5 9 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 6 0 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 6 1 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 6 2 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 6 3 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 6 4 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第 6 5 議案第 6 3 号 身延町防災行政無線施設デジタル化工事請負契約の一部変更について
- 日程第 6 6 請願第 1 号 請願書
- 日程第 6 7 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 6 8 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 6 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 7 0 議会広報編集委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 追加日程第 1 議案第 6 4 号 身延町副町長の定数を定める条例の制定について
- 追加日程第 2 議案第 6 5 号 身延町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤勝	2番	赤池朗
3番	田中一泰	4番	広島法明
5番	柿島良行	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	福與三郎
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	伊藤文雄
13番	野島俊博	14番	河井淳

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町長	望月仁司	総務課長	樋川信
会計管理者	笠井喜孝	財政課長	笠井祥一
政策室長	佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長	村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長	遠藤庄一	教育委員長	望月忠男
教育長	鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長	高野博邦	福祉保健課長	穂坂桂吾
子育て支援課長	佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長	千頭和勝彦	土地対策課長	佐野勇夫
観光課長	柿島利巳	環境下水道課長	深沢香
水道課長	望月真人		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午後 1時00分

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により行います。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

また、本日は追加案件2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

はじめに、総務産業建設常任委員会へ付託しました議案の委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、柿島良行君。

○総務産業建設常任委員長（柿島良行君）

総務産業建設常任委員会審査結果を報告いたします。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（河井淳君）

以上で総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。

委員長はその場をお願いします。

これから、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

柿島委員長、自席にお戻りください。

以上をもって、総務産業建設常任委員会審査報告に対する質疑を終わります。

次に教育厚生常任委員会へ付託しました議案の委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、芦澤健拓君。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

それでは、平成27年3月の第1回定例議会における教育厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（河井淳君）

以上で教育厚生常任委員長の報告が終わりました。

委員長はその場をお願いします。

これから、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、委員会の委員長から報告を受けました。その中で身延中学校の大規模改修工事の予算が計上されているわけですが、その内容を含めて教育厚生常任委員会では3月12日に現地調査を行ったとされています。その現場を調査した際に教育厚生常任委員会の所管として現地においてどの程度の工事内容、また現状はどうなのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

お答えします。

当日、現場におきまして教育委員会から改修工事概要について書類の提出を受けました。それによりますと14カ所の改修を行うということでしたが、私が拝見した内容によりますと身延中学校改修工事（予定概要）という資料でしたが、普通教室7室をはじめ14項目にわたるものでした。これを見ますと改修工事とはいうものの備品の入れ替えも多数含まれておりまして、すべてを工事という名称で呼ぶのは妥当ではないというふうに感じました。

それからこの改修の場所全体を見せていただいた率直な感想を述べますと、なぜ今まで放っておいて、今この時期に大規模改修を行うのかという思いが強くなりました。築44年ということですので町内で最も古い中学校校舎ですから老朽化は当然進んでおりまして、誰が見ても改修すべきと思われるかもしれませんが、同時に学校やPTAからなんらかの要望とか苦情が出なかったのか、ここまで放置していた教育委員会の怠慢を指摘しておきたいと思いました。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

もう一つ、伺います。

報告書の23ページに大規模改修の質問に対する教育委員会の答弁で、構造には手をつけないので大規模改修ではなく大修繕と考えているというふうに答弁なさっています。そうすると今の教育厚生常任委員長の現地視察の内容も勘案する中で、本当にこれは大修繕なんですか。大改造なんですか。そのへんがよく見えてこないんですが、教育厚生常任委員会の所感を改めて伺います。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

教育委員会のほうでは、要するに躯体には手をつけないので大改修ではないというふうな言い方をしておりましたけども、それはあれだけ、築44年ですからね、相当傷んでいると思う

んですが躯体の修繕はしないと。だから大規模改修という名前を付けているけども、大規模改修ではないというふうに言っているのではないかなと私はそう感じました。よろしいですか、そんな答弁で。

躯体に手をつけない、要するに耐震工事は済んでいるので躯体には手をつけないけども、フローリングですとか壁の改修を行うという、そういうことで今回の改修工事の概要が出されているんですが、さっきも言ったようにどっちかというと備品の取り替えのほうが結構多いんじゃないかなというふうな私は感想を持ちました。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

最後にもう1点、その点を私としてははっきりしたいので、これは大改修になっていますよね、予算書の項目とすれば、改善という項目もたしか今までの中であったわけですね。それがなぜ、大修繕ということであれば、答弁なされたのであれば、なぜ修繕ということで予算書に計上しなかったのか。それが大改造になっているということが、ある意味で私たち議員に対しても誤解を招く、もし教育委員会のおっしゃっていることがそのとおりであれば私たちにも誤解を招くような状況でしょうし、またそのことが当然これから議会広報等々、町民の方々にも周知されるわけですから、その点がやはり大きな誤解を招く原点になり兼ねない、ということも含めてどちらが正しいのか、その点はどうか考えられていますか。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

私の立場として今の質問に答えるのはどうかと思いますけども、大規模改修というふうに予算書では入っておりますけども、なんか委員会の審議の過程では大規模というのを外したいような、そういう雰囲気の話があったように思います。というのは大規模改修というふうに言ったのはたぶん予算の金額的な問題があったので、1億を超えるので大規模改修と言ったのかなと私はそういう感じを持ちましたけども、さっきも言いましたように大規模改修というよりも、あちらこちらを繕うようないわゆる改修工事で、むしろ今までどうしてこんなことをしていなかったのかなという印象のほうが強かったと思います。よろしいですか、そんな答弁で。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

同じく中学校の改修の件ですが、ただこの予算書へ設計業務の委託と監理業務、それから工事請負の金額まで一括で載っているんですね。この出し方というのはあまりにもなんと言うか、それは来年の4月統合するからというような形でこういう形を取ったと思うんですが、今の現状を教育委員会でどう捉えているか。やはりこの事業を進める上においては、最初はやはりそこへ行く子どもたち、地域の人たちがどういう考えを持っているか、そのへんの意向調査をしない限り、このまま進めたところで果たして今の6年生が中学へ、来年の4月あがるときに今の実数でいくかどうか、そのへんが非常に問題になると思います。そうした点、やはりこれだけのお金をかけて、12月議会で1中にするのはもう条例化した中で決定しているんですが、果たして1億先の大きなお金を、これからの1中をつくる計画のもとに、果たしてこれだ

け工事費としてかける必要があるかと。先ほど申し上げましたように各地域の子どもたちが、それだけ今の数字で計画どおり統合するかどうか。そのへんが一番問題であろうと思います。今の状況ではちょっと、工事をかけた割に結果的に統合が思うようにいかなかったというような経緯になる可能性もあるのではなからうかと思えます。その点、委員会でそうした論議が交わされたかどうか伺います。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

そういう思いで9月議会で中央に1中をとという意見書が提出され、議会は議決をしたわけですね。そのあとで教育厚生常任委員会での建設推進検討委員会を早期に立ち上げてもらいたい。これは教育厚生常任委員会のほとんどの委員がそういう要望を出し、教育委員長は6月までにその設置を行うということをおっしゃっていましたので、私とすれば今回、特に身延中学校の改修の現場を見て、今ここでそんなことをするよりも中央に1中を早く建ててそこへすべての生徒を収容するほうが得策ではないかなという率直な感想を持ちました。ただし、それは私個人の感想でありまして、私が今の川口議員の質問に答える立場にないということも明らかにしておきたいと思えます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

こういった問題、過去に中富町時代に中富中学校が誕生する過程において、昭和46年に町議会で中富中学校統合ということを決議していますよね。しかしながら47年、48年、結局わずか2年かもしれませんが各曙中学校、原中学校、甲南中学校、3つの中学校を一応分教場方式でもって教育をしたと。ですから考えてみると今回の場合もこうした形で、いわゆる中学校を中央へ造るまでの間は分教場方式でもってすることによって、こんな多額のお金をかけて、4、5年使うその学校へかける必要があるかどうか。やはりそういった問題等も考えてこうした計画、また実行をしていただきたい。これはやはり行政側として、当然議会ではこの議決はしているんですよね。だけどそれに対する地域住民、父兄をはじめ子どもたちが反対だということでもって結局その間、先送りして分教場としていた経緯、こうしたやはり1つの方法もあるわけです。ですからここで一気にこの統合に向けて多額の金をかけてすることよりも、先々1中ということが決議されている以上、これはやはり再度検討し今後の課題として早急に結論を出すべきだと私は考えます。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

今のは要望ということでよろしいですか。はい。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

芦澤委員長、自席にお戻りください。

以上をもって、教育厚生常任委員会審査報告に対する質疑を終わります。

ここで本日13日付けで、深澤勝君ほか1名からお手元に配布しました議案第41号 平成

27年度身延町一般会計予算に対する修正の動議が提出されています。

これを議題とし、修正案の提出者の説明を求めます。

深澤勝君。

○1番議員（深澤勝君）

それでは修正案につきまして、説明をさせていただきます。

お配りしてあります資料を朗読して説明に代えさせていただきます。

平成27年3月13日

身延町議会議長 河井淳殿

発議者 身延町議会議員 深澤 勝

” 身延町議会議員 川口福三

議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の3および会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を沿えて提出いたします。

次のページをお開きください。

議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算に対する修正案

議案第41号 27年度身延町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「84億320万円」を「82億8,133万2千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

（第1表 歳入歳出予算）

歳入でございます。14款国庫支出金6億3,983万9千円を3,333万3千円減額いたしまして6億650万6千円に減額するものでございます。

2項の国庫補助金3億1,084万7千円を同じく3,333万3千円を減額いたしまして2億7,751万4千円に改めるものでございます。

19款繰越金、1項繰越金でございますが453万5千円を減額いたしまして2,113万1千円を1,659万6千円に改めるものでございます。

21款町債、1項町債でございますが11億9,340万円を11億940万円に減額するものでございます。これにつきましては教育債9,830万円のうち身延町身延中学校大規模改修分の8,400万円を減ずるものでございます。

1項につきましても同じでございます。

したがいまして歳入合計1億2,186万8千円を減額いたしまして84億320万円を82億8,133万2千円に改めるものでございます。

次に歳出でございますが10款教育費、身延中学校大規模改修設計業務管理業務工事請負費を1億2,186万8千円を減額し10億8,440万8千円を9億6,254万円に減ずるものでございます。

3項の中学校費、同じく1億2,186万8千円を減じまして2億4,833万6千円を1億2,146万8千円に改めるものでございます。

歳出合計でございますが、減額の1億2,186万8千円を減じまして84億320万円を82億8,133万2千円に改めるものでございます。

次のページでございますが一般会計予算の修正に関する説明書でございます。歳入歳出予算事項別明細書を添付しましたので参考にさせていただきたい、こんなふうに思います。この減額

修正につきましては教育費の中学校費、学校管理費のうち身延中学校大規模改修に関わる予算を減額修正するものであります。よろしくご理解のほどをお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（河井淳君）

深澤勝君、その場をお願いします。

これから議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算に対する修正案の質疑を行います。質疑はありませんか。

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

ただいま深澤議員提出で修正案が提出されましたけども、修正の数字的中身については今、説明がございました。これは教育厚生常任委員会に付託されて予算審議がなされている議案の一部でありますけども、この数字をこういうふうに直さなければ、修正しなければならない具体的な理由を説明いただきたい。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

お答えします。

学校統合関係予算につきましては、町民の皆さまが大変注目をされていると思います。大規模改修工事等1億1,200万円の計上は、すでに議会で議決されている意見書の目的であります町の中央に新しい身延中学校の建設に向けての協議が私は危ぶまれると、こんな思いがしたところでございます。

なお、この予算書の私は原理原則といいますが、設計委託と工事請負費が同時に計上されているということが道理的に理解できない、ここが大きな疑問点でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、深澤議員より説明がありましたけども、今この修正案を見させていただいた中で身延中学校大規模改修工事1億1,219万1千円が0円になっているという修正案でございますけども、このことについてちょっと伺いたいんですが今、深澤議員がおっしゃったように委託と工事が一緒に出ている、そのことに非常に違和感を感じる。それと同時に中学校を真ん中に1つにするという、そういう議決されたことが危ぶまれるというそういう話をされていました。私も同じような考え方なんですけども1つだけ伺いますけれども、今回の設計がちゃんと明確に出た場合に、今の状態は明確に出ていませんよね。これから設計業務を委託するわけですから。その中身がちゃんと出ていない中で工事と一緒に上程されるということに違和感を感じるということだと思うんですが、これがちゃんとした設計の見積もりなり内容なりが提示されて、そしてまた12月議会で議決されました中央に中学校を1校にするという、そのなんらかの担保が出た場合には、この中学校の改修を認めないというわけではないという形ですよ。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

私は予算計上の秩序が守られれば、これは当然やらなければいけないだろうと。ただその規模には今の状況だと疑問点があります。過日の付託された審議の中で、教育委員会からご説明をいただいた中に非常に工事請負費の金額の決定根拠があやふやな答弁をされていたので、そのへんも非常に不安でございます。しかしながらきちとした設計が出て、それに基づく工事請負費が計上されることについては、当然それなりの工事を施す必要があるというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

深澤勝君、自席にお戻りください。

以上で修正案の質疑を終わります。

次に討論に入ります。

議案第1号から議案第6号までを一括で討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第2号 身延町特定教育・保育施設及び特定区域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、子ども・子育て支援制度での利用者負担額等に関する条例です。都会での保育所の待機児童解消のための制度が始まりです。

これまで保育所入所を希望する場合、町への申し込みだけでしたが新制度では町による保育の必要量の認定手続きが必要になります。保護者の就労状況をもとに保育時間の上限が決められるなど大きな変更があります。年少扶養控除廃止の影響で、これからの入所する保育料が高くなることがあります。ほかの町村と同じに国の定める基準とは別に町独自の保護者負担軽減があり、子育て支援をしていることは評価いたしますが、子どもを持つ若い親たちの負担を少なくするためのさらなる施策が必要だと思います。

続けて6号もいいですか。

議案第6号 身延町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について反対討論いたします。

この条例は地方教育行政法の改正による教育委員会制度が変わるための条例です。この改正の一番の問題点は教育の政治的中立性の問題です。政治と教育との関係については、政治が一番やるべきは教育条件整備で、絶対にやってはならないのが教育内容への介入、支配です。これは民主主義社会での政治と教育の根本であり、憲法の立場でもあります。今回の教育委員会制度の改正はその根本を踏みにじり、政治が一番やってはならない教育内容への介入、支配に道を開くものです。今回の制度改正には多くの国民、特に教育関係者、自治体関係者が反対をしています。大阪の橋下教育改革はこの先取りです。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

まず議案第2号でございます。身延町特定教育・保育施設及び特別地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について賛成討論いたします。

特定教育・保育施設等は良質かつ適切な内容および水準の教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されていることを目指すものでなければならぬと思います。

新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内でそれぞれの市町村が決めるとしております。本町において幼稚園の階層区分、保育料の上限額、保育等の階層区分および保育料の上限額はよく精査されて設定されていることを理由といたしまして賛成をいたします。

続きまして議案第6号につきまして、反対討論がございました。この件につきましては、地方教育行政について指摘されている課題として権限と責任の所在が不明確。地域住民の意向を十分に反映していない。教育委員会の審議等が形骸化されている。迅速さ、機動性に欠けるとしております。そしてこれらの課題解決にあたり教育委員会制度の意義として政治的中立性の確保としてまず1つ、教育はその内容が中立・公正であることが極めて重要としております。2つ目として継続性・安定性の確保として、特に義務教育について学習期間を通じて一貫した方針のもと安定的に行われることを必要としていること。3つ目は地域住民の意思を反映して、教育は地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要としております。

以上によりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について賛同し、身延町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに討論がないので、討論なしと認めます。

次に議案第7号から議案第19号までを一括で討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第13号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について。

今回の介護保険制度の見直しは、当初に言われた介護の社会化の理念を完全に放棄し、公的給付を削り込んで介護の責任を再び家族や地域に押し付ける、言わば介護の自己責任化という方向を徹底させる内容です。政府が目指しているのは、さまざまな困難を抱える利用者や介護現場に視点を当てた見直しではなく、保険財政の事情を何より優先させた持続可能性の追求です。予防給付の見直しで要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外し市町村が実施して

いる地域支援事業に移す。特別養護老人ホームの入所対象を原則要介護3以上に限定する。一定以上の所得者の利用者負担の見直し、資産要件などの追加による施設からの低所得者の締め出しなどで、これまでにない規模や内容の大改悪です。

昨日、教育厚生常任委員会で特別養護老人ホームみのぶ荘に現地調査に行き、現場でのお話を伺いました。住民や利用者の人権まで視野に入れた身延山福社会の深い思いを伺い感銘を受けました。そこでもこの介護保険の改定は現場にも大きな影響を及ぼすなど混乱や不安、怒りを感じました。今回の改正で待機者が多い特別養護老人ホームでも潰れるところが出てくるといってお話でした。3年ごとの介護保険料の改定では低所得者の保険料を軽減する一方、課税者には保険料段階の区分を細かくし、所得によっては負担が増えるものです。基準額の比較では年額6万8,220円が7万500円と3.34%の増加です。保険料は負担が増えるのにサービスは受けられない事態になりかねません。

議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、議案第6号で反対討論しました地方教育行政法の改正による条例改正ですので反対をいたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありますか。

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

まず議案第13号について反対討論がございました。

団塊の世代が影響を受けるこれから2025年を目指して構築する地域包括ケアシステムは保険者である市町村が主体でございます。地域によって異なる高齢者のニーズ医療や介護の実情を正確に把握し、どうすれば豊かな老後の生活を営めるかを検討するとともに住民や医療、介護施設などと連携・協議し、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することが求められております。また介護保険制度の予防給付のうち訪問介護、通所介護については地域支援事業への移行が求められております。例えば訪問介護と通所介護の中で、より効果的なものに重点化するなど地域のニーズと支援に応じて、より積極的に介護保険を運営していくことが可能となります。

いずれにしても被保険者として介護保険の予防給付を利用する前にそうならないような、健康なうちから市町村の介護予防事業を積極的に利用して予防に努めてほしいことにより、私は賛成討論といたします。

以上です。

議案第19号につきまして賛成討論いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について賛成討論いたします。

これは議案第6号で申し上げましたとおりの意見で賛成といたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

ほかに討論がないので、討論なしと認めます。

次に議案第20号の討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第20号 身延町教育委員会教育長の給与等及び旅費に関する条例を廃止する条例については、議案第6号で反対討論をしました地方教育行政法の改正による条例改正ですので反対をいたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

議案第20号 身延町教育委員会教育長の給与等及び旅費に関する条例を廃止する条例について討論をいたします。

この件につきましては、議案第6号で申し上げましたとおりでございます。

以上をもちまして賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに討論がないので、討論なしと認めます。

次に議案第21号から議案第23号までを一括で討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

次に議案第24号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

次に議案第25号から議案第28号までを一括で討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

次に議案第29号から議案第40号までを一括で討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

次に議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算及び修正案の討論を行います。

議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算の原案とそれから修正案、両方の討論を行います。

まず、最初に原案に賛成の発言を許します。

原案に賛成の討論をお願いいたします。

修正案ではなく原案、議案第41号の原案に対する賛成の討論はありますか。賛成が先です。

修正案がありますので賛成が先になります。原案に賛成の討論はありませんか。

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

議案第41号 平成27年度一般会計予算について、原案に賛成の立場で討論を行います。

本予算につきましては本定例会の中で提案され、本会議において趣旨説明がなされ、総務産業建設常任委員会ならびに教育厚生常任委員会に付託をされ、審議が尽くされてきております。

修正案等も出てきている状況でございますけれども、執行部においても事業を執行するために必要な予算を真摯に検討した結果、出された詳細な予算書でありますので私は原案のとおり可決することに賛成をいたします。

○議長（河井淳君）

ほかにありませんか。

（なし）

次に原案および修正案に反対者の発言を許します。

原案とそれから修正案、両方に反対する方の発言を許します。

討論はありませんか。両方。まず両方についてです。

（なし）

それではないようですので、次に修正案に賛成者の発言を許します。

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算修正案に賛成の立場から討論をいたします。

9月定例会において中学校を1校にするには、町の中央に新設することが望ましいとの観点から新中学校建設推進検討委員会を早急に立ち上げ、協議をするべきとした議員提案が可決されました。この提案理由に身延中学校は耐震化はしているが、耐用年数も町内で一番古い状態であり、使用するのに大きな改修が必要になることが懸念されるため、身延中学校の大改修に予算を割かず、必要最低限で済ませるべきとされておりました。また12月定例会においても後期統合計画の設置条例案の賛否において、新中学校建設推進検討委員会をいつ立ち上げるかが大きな争点にもなり、教育委員会では6月を目途に進めたいと答弁され、その答弁を受けた中で来年4月から当分の間、身延中学校に統合され、1中になることも本議会において賛成多数で可決されたところでございます。

この決定には特に北部学区の小中保護者から通学の時間的理由等々から区域外通学を求める請願も出され、新聞報道をはじめ町内外において大きな話題にもなっております。その中において3月定例会の27年度本町予算書の教育費として工事請負費、身延中学校大規模改修工事1億1,219万1千円。委託料として身延中学校大規模改修工事設計業務委託料677万2千円。同じく委託料として身延中学校大規模改修工事監理業務委託料209万5千円と身延中学校大規模改修工事関係で1億2,186万8千円が計上されました。今回の計上理由として教育委員会は本会議の質疑応答や教育厚生常任委員会での審議で時間がないためと答弁されております。来年4月からの統合に向け、あまり時間の余裕がないことは私も承知しておりますが、

この工事費の積算の明確な内容の説明もないまま、なぜ委託料と一緒に工事請負費も計上されるのか。教育委員会の進め方に非常に疑念を抱くところでございます。

教育委員会になんら他意がないのであれば、まず委託料の計上を行い議決を受け設計内容、また工事内容、工事費を専門的な見地から明らかにし堂々と公表するべきではないかと私は考えます。その上でしっかりと教育委員会からわれわれ議会が説明を受け、議論を重ね町民が等しく理解できる方向へ進めるべく重要案件であると私は考えます。

教育厚生常任委員会で夏休みに工事をしたいと教育委員会は答弁されています。議会と教育委員会が、先ほど話をしましたように同じ認識を持って誠意ある議論を重ねることで時間の問題の克服は必ずやできると私は考えております。

われわれ議員は町民の負託を受け議席をいただいて、この席にいるわけでございます。われわれ議会には執行部のチェック機関として、町および町民の利益のために機能することが求められています。そのことがわれわれ議会の責務であり、議員の義務でもございます。議会も町民もそして保護者も納得する慎重審議が行われることが、われわれ議員が町民の負託に対し応えられる唯一の責任の行使であり、町民の関心が非常に高いこの案件であるが故、特に必要であると考え、また求められていると考えます。

先ほど深澤議員より提出された修正案にもありますように身延中学校の大規模改修工事を設計が終了した中で再検証し、決定すべきであると考えます。

以上の理由から平成27年度一般会計予算、教育費の一部修正を求めるものであり、同僚議員の良識を信じて賛成討論といたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありますか。

修正案に賛成の討論です。ありますか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

修正案に賛成をいたします。

住民説明会で教育長は身延中学校が一番古い学校だが使えると説明をし、大改修をするとの説明はありませんでした。にもかかわらず、昨年12月議会での議決前から大改修の準備をしてきたことでの当初予算の計上です。昨日、教育厚生常任委員会で身延中学校の現地調査をしてきましたが、率直になぜもっと早くに計画的に修繕ができなかったのかと思いました。教育条件整備は教育委員会の大きな仕事であるはずで、子どもたちのためにきちんと仕事をすべきです。この当初予算での修正案に賛成をいたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありますか。

（なし）

それでは、次に議案第41号の原案に対する賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

討論がないようですので、次に修正案に反対の討論のある方の発言を許します。

広島君。

○4番議員（広島法明君）

この議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算に対する修正動議に反対するものですが、本会議での教育委員会での説明、また教育厚生常任委員会の審議の中にも書いてありますけども、国庫補助金の関係、また国庫補助金の裏につく起債の財源確保のためにもやむを得ない措置、また先ほどの教育厚生常任委員長、渡辺議員の発言にもありましたけども、どうしてここまで放っておいたか。そういったことをしっかり反省した上で、だけでもそうはいつでも4月から受け入れる生徒の環境は整えるべきだと思い、この修正する動議については反対いたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありますか。

福與君。

○8番議員（福與三郎君）

議案第41号に対する修正動議に対する反対の立場で討論を行います。

学校管理費、13節身延中学校大規模改修工事設計業務委託677万2千円および監理業務委託209万5千円、ならびに16節工事請負費1億1,219万1千円につきましては、来年度を新入学とする生徒はもちろんのこと、すべての生徒の教育環境の向上に資するものであり必要な措置であると考えます。

なお9月の定例議会におきまして議会が提出し議決した意見書、身延中学校の長寿命化のための工事を行わないということにしておりますけども、このたびの工事は長寿命化のための基礎的な構造物には手をつけることなく内装改修あるいは壁の改修、床のフローリング改修などあくまでも教育環境の美化向上を主眼としたものでございます。意見書の議決に反するものではないと考えます。

またもう1点、工事業務委託と工事請負が同時進行して予算計上されているのはあり得ないことだということでございますけども、これにつきましては1年後の統合に向けてやらなければならないことはたくさんあるわけでございます。それらを含めまして万全を期するために早期の対応が必要で、なおかつ同僚議員が申し上げましたけども補助金および地方交付金等の申請などがございまして同時の予算計上となったものであるとそんな説明を伺っておりますので、この件につきましては理解をいたしておるところでございます。

したがって、修正動議には反対をいたします。

○議長（河井淳君）

それでは、ほかに討論はありますか。

（なし）

討論がないようですので、最後に議案第41号の原案に対する反対の討論がありましたらお願いいたします。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算の歳出について反対討論いたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費のうち通知カードおよび個人番号カード関連事務交付金について、マイナンバー制度は赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている全員に生涯変わらない番号を割り振り、社会保障や税の情報を国が一括管理するものです。政府は行政手続

きが便利になるなどと言いますが多くの国民は制度を知らない上、膨大な個人情報为国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安も広がっています。国民のプライバシーを危うくする仕組みづくりを強引に推進するのは乱暴です。10月にマイナンバーが記載された通知カードを送付する予算ですが、この制度は廃止をすべきです。

3款民生費、1項社会福祉費の障害福祉費について。重度心身障害者医療費窓口無料制度廃止でペナルティがなくなった予算計上です。今まで窓口での支払いがなかったものを一時でも支払わなくてはならなくなり、困っている方たちの思いは切実です。これまでは診療が終われば支払いがないのですぐに帰ることができましたが、長い時間、待って支払いを済ませなければなりません。支払うお金を用意することも負担ですが待つことも障害を持つ方たちには大きな負担だと聞きました。本年度から18歳まで医療費窓口無料制度が県内ほかの町村に先駆け実施され評価はいたしますが、一方で障害を持つ子どもたちがこれまでより負担が重くなるなど納得できるものではありません。障害があるというだけで、子どもたちが差別を受けているのです。この子どもたちの県の対象者は300人で国保だけで200万円から300万円の県の予算で済みます。県会議員の海外視察の2人分です。この子どもたちの問題は真っ先に解決すべきです。ペナルティをかける国や障害を持つ方たちの切実な願いよりペナルティの負担を考えた県への働きかけを続けるとともに町独自でできることを検討すべきです。

2項児童福祉費、西嶋保育所遊具ほか撤去移転工事に反対をいたします。西嶋保育所は廃園でなく休園にすべきだと考えますが、学童保育所として使うため保護者がすぐ近くまで車で迎えに来られるために遊具等を撤去するための予算ということですが、子どもたちが遊ぶところまで車が来るのはかえって危険だと思います。安全については一番に考えなければならない問題です。今までの学童保育所の建物の中で我慢をしていた子どもたちをのびのびと安全に遊ばせてあげたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、中学校閉校行事等補助金、3項中学校費身延中学校大規模改修工事に関わる予算、スクールバス3台購入の予算に反対をいたします。一般質問でも指摘をしましたが、同意もしていない保護者会に対してなんの働きかけもせず統合準備委員会に出席をという不誠実な対応。子どもたちや保護者が最初から遠くに通うことへの負担に不安や不満を訴えていたにもかかわらず、その思いに聞く耳を持たず強引に進めてきたことで近くの六郷中学校への区域外就学を希望する子どもたちが出てきたこと。教育委員会は30分程度の通学距離といっていますが、地域住民の方たちが実際の時間帯で何回も車を走らせ検証しましたが一番時間がかかったのは古関から身延中まで50分近くかかり、家からの時間を考えると1時間以上かかる生徒も出てきます。これで勉強や部活が思うとおりにはできるとはとても思えません。毎日毎日この負担を子どもたちに押し付ける教育委員会の強引なやり方に納得できません。

先ほど修正について賛成討論をしましたが、先ほどの討論はこの身延中学校の大改修工事に関わる予算の反対討論でもあります。今、子どもたちや保護者が抱える不安ややりきれない思いを考えると誰のためのなんのための統廃合計画なのか、いくら考えても納得ができません。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありますか。

野島君。

○13 番議員（野島俊博君）

まず議案第41号、通知カード、個人カード、マイナンバー制度について賛成の立場で討論いたします。

この番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤として制度設計されています。個人や世帯の状況などに応じて真に手を差し伸べるべきものに給付を充実させるなど政府は番号制度によって社会保障をこれまで以上にきめ細やかに、かつ的確に行うことを目指しております。

同僚議員の反対討論ではプライバシーの守り方についての疑問によるものと思いますが、これは当然なことであると私も思います。番号制度の導入に伴い個人情報の監視、個人情報の流出や不正利用といった懸念が国民にはあります。しかし調査確認の結果、こうした国民の懸念を払拭するため、マイナンバーを使うことになる行政機関や民間企業を監督する独立性の高い第三者機関 特定個人情報保護委員会が新たに設けられるようでございます。番号法では正当な理由なくマイナンバーを含む個人情報の収集、保管、データベースの作成、提供することを禁止しており、罰則も引き上げるとしていることによりまして賛成するものでございます。

議案第41号、西嶋旧保育所の件につきまして反対討論がございました。昨年12月定例議会におきまして、教育厚生常任委員会のやりとりにおいて町として子育てに役立つよう利用していきたいと。また施設利用にあたり駐車スペース等、最低限の改修は考えているとのこととございました。そして今回の委員会でのやりとりにおいて、駐車スペースと子どもが遊ぶスペースを可動式フェンスで仕切る予定にしているということの回答を得ましたことによりまして賛成討論といたします。

○議長（河井淳君）

伊藤君。

○12 番議員（伊藤文雄君）

それでは議案第41号、第3款民生費、重度心身障害者医療費窓口無料化制度廃止に対する賛成討論を行います。

県が無料化制度の廃止を決断するに至った大きな要因は国にない制度、窓口無料化を導入することにより国からの国庫補助金等を減額されるというペナルティが多額にのぼることにあります。財政基盤の弱い自治体にとって、毎年多額の単費を無条件で支出するのは限界に近いと考えます。無料化廃止はこうした事情を勘案すればやむを得ない苦渋の選択であり、私は賛成するものであります。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

ほかに討論がないので、討論なしと認めます。

次に議案第42号から議案第62号までを一括で討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11 番議員（渡辺文子君）

議案第43号 平成27年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論いたします。

わずかな年金しかもらっていない人や無年金の人からも保険料を取り、改定ごとに保険料が

上がっていく仕組みなど、このお年寄りいじめの後期高齢者医療制度は廃止をすべきです。

議案第44号 平成27年度身延町介護保険特別会計予算は議案第13号、身延町介護保険条例の一部を改正する条例の具体化ですので反対をいたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

まず議案第43号でございます。平成27年度身延町後期高齢者医療特別会計につきまして賛成討論をいたします。

この件につきましては、県下市町村全体が連合して維持しているものでございます。連合会において後期高齢者医療制度を堅持する上において値上げせざるを得ないという状況であり、町独自で値上げに反対することができないことによりまして、私は維持することに賛成をいたします。

もう一つ、議案第44号でございますけども平成27年度身延町介護保険特別会計について賛成討論をいたします。

これは先ほどもありましたけども、この介護保険の利用者は2011年度の実績で517万人余りとなっております。その3分の1が要支援を占めている。そしてその負担を押し付けられるのが市町村であり、少子高齢化など大変なところで財政的に苦しくなるのは明らかでございます。

今後において要支援の方々の心身のリフレッシュ、声掛けなど心の健康対策はこれは誰でもできることでございます。そして本町におきましては、生きがいデイサービスも増えておるといことでありまして、周りの方々の力を借りながら協働で取り組み、少しでもお役立てできるものではないかと思っております。

以上によりまして、賛成討論といたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに討論がないので、討論なしと認めます。

次に議案第63号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は14時50分といたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

これから、採決を行います。

日程第3 議案第1号 身延町佐野實地域振興基金条例の制定についてを採決します。

議案第1号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定についてを採決します。

議案第2号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 身延町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

議案第3号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 身延町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 身延町風致地区条例の制定についてを採決します。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 身延町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。

議案第6号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 身延町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第7号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 身延町情報公開条例及び身延町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第8号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 身延町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 身延町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 1 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 1 3 号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 1 3 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第 1 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 1 4 号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 1 4 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 1 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 7 議案第 1 5 号 身延町公共物管理条例及び身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 1 5 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 1 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 8 議案第 1 6 号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 1 6 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 1 6 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 9 議案第 1 7 号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 1 7 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 1 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 0 議案第 1 8 号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてを採決し

ます。

議案第18号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

議案第19号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 身延町教育委員会教育長の給与等及び旅費に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

議案第20号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決します。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散についてを採決します。

議案第22号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第24号 峡南地区市町村指導主事共同設置規約の一部変更についてを採決します。

議案第24号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第25号 本栖湖いこいの森キャンプ場の指定管理者の指定についてを採決します。

議案第25号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第26号 身延駅前しょうにん通り駐車場の指定管理者の指定についてを採決します。

議案第26号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第27号 身延山駐車場の指定管理者の指定についてを採決します。

議案第27号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第28号 総門駐車場の指定管理者の指定についてを採決します。

議案第28号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第29号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

議案第29号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第30号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を採決します。

議案第30号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第31号 平成26年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

議案第31号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第32号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算(第5号)を採決します。

議案第32号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第35 議案第33号 平成26年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

議案第33号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第36 議案第34号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。

議案第34号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第37 議案第35号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)を採決します。

議案第35号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第38 議案第36号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。

議案第36号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第39 議案第37号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第4号)を採決します。

議案第37号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第40 議案第38号 平成26年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

議案第38号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第41 議案第39号 平成26年度身延町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

議案第39号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第42 議案第40号 平成26年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第43 議案第41号 平成27年度身延町一般会計予算を採決します。

まず原案に対する修正案が深澤勝君ほか1名から提出されていますので、先に修正案の採決をします。

修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 少 数)

挙手少数であります。

よって、議案第41号に対する修正案は否決されました。

次に議案第41号の採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第44 議案第42号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計予算を採決します。

議案第42号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第45 議案第43号 平成27年度身延町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

議案第43号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第46 議案第44号 平成27年度身延町介護保険特別会計予算を採決します。

議案第44号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第47 議案第45号 平成27年度身延町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

議案第45号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第48 議案第46号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

議案第46号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 9 議案第 4 7 号 平成 2 7 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算を採決します。

議案第 4 7 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 4 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 0 議案第 4 8 号 平成 2 7 年度身延町下水道事業特別会計予算を採決します。

議案第 4 8 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 4 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 1 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度身延町青少年自然の里特別会計予算を採決します。

議案第 4 9 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 4 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 2 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算を採決します。

議案第 5 0 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 5 0 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 3 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 5 4 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 5 5 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 5 6 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 5 7 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 5 8 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 5 9 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 6 0 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 6 1 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度身延町西嶋財産区特別会計予算

日程第 6 2 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度身延町曙財産区特別会計予算

日程第 6 3 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

日程第 6 4 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上 1 2 議案は財産区特別会計予算案でありますので、一括して議題とします。

お諮りします。

議案第 5 1 号から議案第 6 2 号までを一括して採決をします。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第 5 1 号から議案第 6 2 号までを一括して採決します。

議案第 5 1 号から議案第 6 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第 5 1 号から議案第 6 2 号までは原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 6 5 議案第 6 3 号 身延町防災行政無線施設デジタル化工事請負契約の一部変更についてを採決します。

議案第 6 3 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第 6 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 6 教育厚生常任委員会に付託されました請願第 1 号の請願について、本案件に対する委員長報告は一部採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、請願第 1 号の請願については委員長報告のとおり一部採択とすることに決定しました。

日程第 6 7 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 6 8 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 6 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 7 0 議会広報編集委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長から会議規則第 7 5 条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
お諮りします。

本日、条例の制定案1件および条例改正案1件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提案されました案件は本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 議案第64号 身延町副町長の定数を定める条例の制定について

追加日程第2 議案第65号 身延町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は関連する条例制定および条例改正でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

ただいま追加議案提出の許可をいただきましたので、議案第64号と議案第65号について提案理由を申し上げます。

まず議案第64号 身延町副町長の定数を定める条例の制定についてであります。

平成27年3月13日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

地方自治法第161条第2項の規定に基づき、身延町副町長の定数を定める条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第65号 身延町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由を申し上げます。

身延町副町長の定数を定める条例の制定に伴い、身延町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご議決いただけますようお願いを申し上げます。

○議長(河井淳君)

次に議案第64号および議案第65号の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(樋川信君)

それでは、議案第64号と65号についての詳細説明をさせていただきます。

はじめに議案第64号 身延町副町長の定数を定める条例の制定についてでございます。

今定例会の行政報告で町長が申し上げましたとおり、地方自治体では今後5カ年の目標の基本的方向、具体的施策をまとめた地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度中に策定することとなっております。この地方版総合戦略を国で採点し、これにより予算づけもな

されるとのことです。この地方版総合戦略に対し4名の議員さんより一般質問の通告がありましたが3名の議員さんから質問があり、素晴らしい町の将来計画をつくるよう叱咤激励もいただきました。

当然、県内市町村で最上位の評価をいただけるよう頑張りますが、深澤勝議員さんの質問にお答えしたとおり現状の職員体制では通常の町行政の執行で手一杯であるため、県に対し職員の派遣をお願いしていましたが、3月6日の時点では具体的な回答はいただけませんでした。6日の夕刻に県より連絡があり、県も現在議会中であり派遣職員個人の名前までは決定していないけれども、県からは副町長級を派遣してくれるとのことでした。

したがって、町では副町長として受け入れる態勢を早速整える必要がありますので本条例の制定をお願いするものであります。

2ページをご覧ください。

身延町副町長の定数を定める条例

身延町副町長の定数は1人とする。

附則 施行規則 期日

1項、この条例は公布の日から施行する。

2項、身延町に副町長を置かないことの条例は廃止する。

以上で議案第64号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第65号 身延町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。

本条例の改正については身延町副町長の定数を定める条例の制定に伴い、副町長の給料の額を定めなければなりません。ついては本条例の第2条に議員の報酬や特別職の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ身延町特別職報酬等審議会の意見を聞くものとするので本条例の所掌事項、第2条中に副町長を加えるための一部改正であります。

4行目でございますが第2条中「および教育長」を「、副町長および教育長」に改める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

以上で議案第65号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由の説明と担当課長の詳細説明を終わります。

次に議案第64号および議案第65号を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

県から派遣される職員が副町長級を派遣というふうにおっしゃっていましたが、これはどういう副町長級なんでしょうか。ちょっと、どういう人が副町長級なのかということと、それから議案第65号のほうでは報酬を、副町長および教育長ということに改めるということなんですけども、この報酬は具体的にいくらになるのか。それからこの目的が地方創生の総合

戦略を決めるための方策だということでお聞きしましたが、ということは今年1年間ということなのか。あるいは今後5年間ということなのか、その点についてもお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それではお答えさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり副町長級の職員でございますが、まだ向こうからはしっかり県会も県議会中でございますがまだ決定をしておりますけれども、副町長級といいますと県でいますと県の課長、あるいは課長補佐クラスだろうと思います。

それから報酬、金額ですね、これにつきましてははまだどなたが来てくれるか分かりませんが、少なくとも課長補佐が来てくれる場合と課長が来てくれる場合、属人的に違いますので今ここではちょっと申し上げられませんが、少なくとも県にいるときよりも少なからずないように、多くもならないように、こういう決定ですから。まだ属人的に決まりませんので、今ここではいくらはちょっと明快にお答えはできません。

それから派遣の年数でございますけれども、私どもがお願いしているのは少なくとも総合計画を策定したい、このためにお願いをすることということでございますけれども、ご案内のとおり私どもの町では27年と28年の2カ年で、29年度から向こう10カ年間の総合計画の策定もしなければなりません。したがって、それらを勘案しますと、深澤議員のときに私も申し上げましたけれども県からの派遣は2年間ということでございますので、2年でもいいのかなと思いますが、ただしその業務が早く終了したときには期間中でも県に帰っていただくこともできると、こういうようにも伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

これはほかの町村でもこうやって県のほうから派遣をされるということなのかどうかということの1点と、それから普通こういうものというのはその町に住んでいる人たちが、職員とか住民の力で練り上げていくものではないかなと思うんですね。それをこの町に関係のない県の職員が来て果たして効果が得られるのかなというように私は思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ほかの町村については私も資料をいただいておりますから分かりませんが、同僚議員さんの一般質問の中でも申し上げましたとおり、私どもが県にお願いするにはこの身延町をよく知っている職員をお願いしたい、こういうことをお願いをし、県でもなんかその方向で考えているようでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第64号および議案第65号の質疑を終わります。

次に議案第64号および議案第65号を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

以上で議案第64号および議案第65号の討論を終わります。

次に採決を行います。

追加日程第1 議案第64号 身延町副町長の定数を定める条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2 議案第65号 身延町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お疲れさまでございました。

平成27年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は去る3月3日に開催をされ今日までの11日間、河井議長のもと私どもの提案いたしました74件の提出議案につきまして真摯にご討議をいただきご可決・ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に敬意とお礼を申し上げたいと存じます。

本会議でご議決いただきました平成27年度予算の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合って最善を尽くしてまいります。と同時に町民の皆さんから一点の疑義も持たれることのない行政運営を行ってまいります。議員の皆さんには今後もさらに厳しいご指導をいただけますようお願いを申し上げます。

なお、身延町の地方版総合戦略につきましては全知をあげて県内では最上級の評価をいただけるよう策定をしてみたいと考えておりますので、ぜひご理解・ご協力をいただきたいと思います。

今まさに季節の変わり目であります。議員の皆さんには健康には十分ご留意をいただく中で住民福祉のためにますますのご活躍をいただけますことをお願いし、閉会のあいさつといたします。ご苦労さまでした。

○議長（河井淳君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期11日間、議員各位には慎重審議をしていただき無事に閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。また町長をはじめ執行部の皆さまには、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

人口減少、高齢化の進行等、町が抱える課題を町民の皆さまとともに共通の認識の中で取り組み、活力ある身延町を築いていきたいと思っております。より一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、平成27年第1回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時50分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中村京子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上